

## 資料編?・下

著者	東洋大学
図書名	東洋大学百年史 資料編?・下
出版年月日	1989-07-20
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1060/00007707/">http://id.nii.ac.jp/1060/00007707/</a>



第  
八  
事  
件

# 第一章 哲学館事件

## 第一節 通達類

### 四七三—一 私立哲学館に対する文部省照会

〔明治三五年十一月一七日〕

文部省  
文書課 普甲三八六三号

貴館教育部第一科ノ倫理学ニ於テハ動機ト行為トノ關係  
ニ付キ如何ナル趣旨ニ依リ教授セラレ候哉詳細承知致度  
此段〔及〕照会候也

明治三十五年十一月十五日<sup>〔七〕</sup>

文部省普通学務局長事務取扱 岡田良平

私立哲学館長 文学博士井上円了殿

追テ去月二十五日施行シタル本文学科目試験ノ生徒答

案直ニ差出サレ度此段申添候也

〔編者注 本資料の原本は、『東洋大学創立五十年史』編纂の時点ですでに散佚していたものと思われる。そこで、可能な限り復元を試みようとし、中島徳蔵「余が哲学館事件を世に問ふ理由・続」〔『読売新聞』第九二〇一号、明治三六年一月二九日〕と、同「哲学館事件及余が弁解」〔『丁酉倫理会倫理講演集』第一一号、明治三六年二月一六日〕により、資料に補訂を加えた〕

『東洋大学創立五十年史』八六頁

（東洋大学、昭和十二年十一月二三日）

### 四七三—二 文部省照会に対する私立哲学館

答申書〔明治三五年十一月一九日〕

哲学館教育部第一科ノ倫理学ニ於テ動機ト行為トノ關係  
ニ就イテハ大体左記ノ書ノ趣旨ニ通セシメ候

英国ムユアヘツド原著 日本桑木巖翼補訳 倫理学

（富山房発兌）

即チ右書第二編第一章第二十節ヨリ第二十五節マデノ処ニ有之候也

明治三十五年十一月十九日

哲学館講師 中島徳藏

哲学館主 井上円了殿

本月十七日附普甲三八六三号ヲ以テ御照会ニ相成候本館教育部第一科ノ倫理学ニ於テ教授シタル動機ト行爲トノ關係ニツキテハ別紙倫理学担当講師中島徳藏ヨリ申出候趣旨ニ相違無之候為念、ミユアヘツド原著桑木嚴翼補訳倫理学一部相添此段及答申候也

明治三十五年十一月十九日

私立哲学館主 文学博士井上円了

文部省普通学務局長事務取扱 岡田良平殿

『東洋大学創立五十年史』八六一八七頁

(東洋大学、昭和十二年一月二三日)

#### 四七四——私立哲学館教員免許無試験検定

認可取消命令書

(明治三十五年十二月一三日)

私立哲学館主 文学博士井上円了

其館教育部第一科及第二科卒業生ニ対シ明治三十二年文

部省令第二十五号第一条(ノ)取扱ヲ与フルノ件ハ自今取消ス

明治三十五年十二月十三日

文部大臣 理学博士男爵菊池大麓

[編者注 本資料は四七三——と同じく、補訂を加えた]

『東洋大学創立五十年史』八八頁

(東洋大学、昭和十二年一月二三日)

#### 四七四——私立哲学館教員免許無試験検定認可

取消告示 (明治三十五年十二月一六日)

○取扱取消 東京府私立哲学館教育部第一科第二科卒業生ニ対シ明治三十二年文部省令第二十五号ノ取扱ヲ為スノ件許可アリシカ本月十三日其取扱ヲ取消ス旨文部省ヨリ命令セリ(文部省)

『官報』第五八三七号(明治三十五年十二月一六日)

#### 四七五 私立哲学館教員免許検定試験不合格

通知書 (明治三十六年一月二一日)

客年十一月十四日付ヲ以テ加藤三雄外三名教員検定願書提出ノ処右ハ検定不合格ノ旨其筋ヨリ申越候条及伝達候

也

明治三十六年一月二十一日

小石川区長 石井義弘〔正〕

私立哲学館長 文学博士井上円了殿

『東洋大学創立五十年史』八八頁

(東洋大学、昭和二年一月二三日)

## 第二節 経 過

### 四七六 哲学館認可取消事件 (明治三十六年一月)

#### ●哲学館認可取消事件

哲学館の倫理科教師中島慎蔵〔德〕氏が、ミューアーヘッド氏倫理学を講じて、動機と行為とに関する論を、其の儘に伝ふるや、教科書事件にて拘引せられたる視学官隈本繁吉氏、これを見て、これ我が国に於いて許すべからざるものなりと主張し、為に哲学館は、其の認可を取消されたりと謂ふ。これ形式主義の教育界を表はす、好個の材料にあらずや。さ程までに此の倫理書が、不都合の理論を記述せるものならば、何が故に其の発売を禁止せざる、

何が故に其の原書の輸入を禁止せざる。元来ミューアーヘッドの説は穩健なり。吾人の見る所を以つてすれば、曲解するにあらずんば、是れを国体に違背するものとは云ひ難し。去はれ斯くの如き大問題に接しながら、学者間の意見をも問はず、たゞ一個の俗吏の言によりて決定せる文部省こそ無能なれ。哲学館たるもの、及び責任者たる中島君は社会に向つて是非の解決を求めて可なり。徒に俗吏俗物の蹂躪するところとなる勿れ。

『早稲田学报』第七九号 (明治三十六年一月二五日)

### 四七七 哲学館認可取消事件 (明治三十六年一月)

#### ○哲学館の認可取消事件

哲学館事件として近頃教育界に囂かますしき事の由来を聞くに哲学館にては従来其の倫理科に英人ムーアーヘッド氏原著桑木嚴翼〔德〕氏補訳の倫理学に基ける中嶋徳蔵氏の講義を生徒に授け居りたり該書には動機と行為との關係に就き動機善ぜんなれば悪き行為も必ずしも悪きにあらずクロムウエルが自由の爲めに其君主に刃を加へたるの一事も亦云々の意味を解説せる文字あり然れども我日本にては万古永世此の如き不祥の事例ある可らざるを信ずるが故に中嶋氏は之を講ずるに当りて毫も自ら警いましむる所なく常の如く

軽々に解説し去りて特に之を抹殺せんとも為さず又之に批評をも加へざりしものと見えたり然るに昨年同館の卒業試験に当りて動機善にして悪なる行為ありやとの課題に對せる生徒の答案中に臨監の文部視学官よりして不穩なる文言ありと認められたるものありしより視学官隈本有尚氏と講師との間に左の如き問答を生じたりと

(視) ム氏の主義に批評を加へたりや

(講) 講じ居る主義は大体教師が此程度の生徒に適したりと認むる書なれば別に批評を加へず

(視) 伊庭の所為は如何

(講) 不可なり

(視) 彼の動機善なるに非ずや

(講) 否な彼の動機は単に主觀的感情的にして善に非ず  
(視) 然れども動機善なれば弑逆も悪に非ざるにあらずや

(講) 弑逆も絶対的に不可なりといふには非ず唯已むを得ざる非常の場合にありて其動機若し善ならば之を是認することもあるべし本朝左る不祥の例なしと雖も西洋に於てはクロムウエルの所作の如きは史家の是認を受けたるが如し

夫れより文部省には哲学館の倫理は国体に合せざる不穩の学説なりとし卒業生に検定免状を与へざるべしとの風

説あり井上湯本中嶋の三氏は交々当路者を叩きて弁解する所あり特に中嶋氏は先きに一度勅語の件に關して誤解を招けることあるを以て更に曩に臨監したる視学官に會し又岡田普通学務局長事務代理に面して陳ずる所あり岡田氏との間には左の如き問答もありしといふ

(岡) 動機善なれば弑逆を為すも可なりとは不都合ならずや

(中) 理論上よりは然か言はざるを得ず譬へば若し倫理上自由を以て最上目的なりとせば其自由でふ最上目的の爲めならば非常の事も非常の場合には亦已むを得ずム氏は不十分ながら自由でふ名を以て最上目的を言ひ表はすも可なりとする所あり是れ其の意クロムウエル等と共に彼の引例を是認せるなるべし

(岡) 我国に於ては不都合なる引例ならずや

(中) 然れども是は唯だ理論上の説明に供したる迄なり實際我国に於ては左の不祥なる事例は思ひも及ばず云々

又其頃検定委員長たる山川健次郎氏と中嶋氏との間にも左の如き応答ありし由

(山) ム氏の書を教科書とし其教科書中に件の如き引例ありしを其儘に爲し置きたるは実に大不都合なり

(中) 教科書をば必ずしも其一言一句が金科玉条たりと

いふに非ずして単に教授の方便たるに止まり生徒をして瑣々たる引例に至るまでも遵奉せしめんとにはあらず且つ其引例は教師も生徒も之に注意せずして過ぎ去りたる迄にて若し之が日本にありしならばと問はるれば皆其の有り得べからざる不合理的のこと、考ふるを疑はず忠愛に關する薰陶に於て本館は決して人後に落ちざるを信ず云々

斯の如く弁解に力たるも遂に文部省の聴く所と為らずして同館の第一科(倫理教育)第二科(国語漢文)卒業生に對する中学校師範学校教員無試験檢定認可は取消されあり而して右取消の趣旨は倫理教科書は国体上大不都合なる事を含有せり若しも此卒業生が此等の意味にて中学校師範学校にて教授せば容易ならず又講師は不都合なる考を有し居れり生徒の答案にも不都合なる文句を引用し居れり此の如き哲学館の罪は寧ろ其閉鎖を命ずるの値ひあるも其内情を察するが故に認可取消に止め置くものなりといふに在りとなり中嶋氏は既に同館の講師を辞し社会風教の爲めに大に此事件の可否を世論に問はんと欲すといふ尚ほ前記臨監の視学官は限本有尚限本繁三の二氏にして繁三氏は教科書事件の爲めに目下獄中に在りと云ふ。

『時事新報』第六九〇五号(明治三十六年一月二八日)

#### 四七八 私立哲学館教員免許無試験檢定認可取消

事件顛末記(明治三十六年一月)

余が哲学館事件を世に問ふ理由 中島徳藏

私立哲学館は客年十二月十三日其の特權たる中学校師範学校教員無試験檢定の資格を取消され超えて当一月廿一日其認可以後第一回の卒業生を以てすべて不合格と爲す旨の通知を受けたり而して是皆余が同館主代理として取扱ひし所作及び同館講師として教授せし事項殊に余自ら信ずる所によれば無罪なりと思はるゝ事項に基づき同館に於ける此大打撃の責は挙げて余に歸す事態の性質は宜しく揚言を憚るべきもの且徒らに当路者の処置に疑を挿むは敢て事を好むに似たり然れども今回の事小に似て実は社会風教に關する頗る大なるものあり此を黙々に附するは却て正義の所作にあらざり故に哲学館が余に向つて一は哲学館の爲めにも文部省の命令に對し謹慎を表せよと注意せるにも拘はらず余は広く此を世の学者教育家及び政治家に問ふの義務ありと信ず世の博識にして公明なる人士幸に一顧の勞を惜しむなく之に就て嚴正的確なる判断を下されんことを庶幾くは吾人をして過を再びせしめざるを得ん



の人、且つ哲学館に於ける視学などの問答は数分間にして或は其意を尽さざらんことを恐れ文部省に至りて、隈本有尚君に逢ひ更らに(1)ム氏倫理学の動機の解釈を詳にし、其訳して国家の秩序を破壊せんとする如きものに非ざること(2)中島が一般弑虐に關せる理論上の見解も亦嘗て孟子の如き架空論に非ず、從て動機善なれば弑虐も是認することありと云ふも、其動機の善とは各人の任意不合理なることを許さず、皇統連綿たる我国などに於ては夢にだも見る能はざる所なること(3)此意見の今日に為さるゝに非ずして、既に余が三十一年度帝國教育會に於て為したる講義筆記は其一斑を知るべく、又三十三年度哲学館に於て出版せる『倫理学概論』中孟子の弑虐説を排するの章、及び日本國体の精華論を参考せんことを請ふて退けり、即ち

君の君たる、國家の國家たるは其一定の理想を有すると同時に確乎として動かすべからざる歴史の作法を具備せざる可らず、然るに孟子が之を無視せしは決して許すべからざる失当の言たるを免れず(前書一七四)此日本たる東洋の君子國に於ては何人も國家立権者には絶対的に服従せざるべからざる義務あるを感じ居ること最も痛切にして偶ま之が理論的証拠を詮索するものある時は直に之を不敬者不忠者なりと為さんとする傾向あり、是れ其故何ぞや、吾人を以て之を見れば其重要なる主因偏へに我國体の精華に職由せずんばあらざるなり、蓋し此豊葦原の瑞穂の國は長へに道德的なる、善なる、「ヨキ」國家なり、

勲聖文武なる列世の天皇は、絶対的に唯だ善のみ謀り賜へり、國家は即ち君、君は即ち民の父、臣は即ち君の子、而して國と君と臣民と千古万古一致合体して曾て少しくも相離れざるなり。是に於て忠君は即ち忠國、忠國は即ち善道なり、生々化々知らず識らず善英雄大なる君國の事を為す。是故に日本臣民の心には未だ嘗て一たびもヨキ國家、アシキ國家の意識、或は又ヨキ君アシキ君の意識確然剖判せられざるなり。乃ち世界列國中独り我國にありては國家と云へば已に絶待的に善なる國家を意味す、君と云へば已に絶対的に善なる主権者を意味す、一般國民の君國に服従するは、道德的に善なりとの信念確たる亦宜ならずや(前書一七六頁)

余が哲学館事件を世に問ふ理由(統)

中島徳藏

時に隈本君は高等官會議の時迫るを以て已むを得ず中島は其持論を吟味せんが為め、右概論一部を同君に贈呈して引き取れり、是れ十一月十日頃の事なりとす、尋で文部省より哲学館に対して左の照會あり、

文部省文書課普甲三八六三号

貴館教育部第一科の倫理学に於ては動機と行為との關係に付き如何なる趣旨に依り教授せられ候哉詳細承知致度此段及照會候也

明治三十五年十一月十七日

文部省普通学務局長事務取扱 岡田良平

私立哲学館長 文学博士井上田了殿

追て去月二十五日施行したる本文学科目試験の生徒答案直に差出され度此段申添候也

其答申左の如し

## 答 申 書

哲学館教育部第一科の倫理学に於て動機と行為との關係に就いては大體左記の書の趣旨に通せしめ候

英國ムイアヘツド原著

日本桑木殿翼補訳

倫理学 (富山房発売)

即ち右書第二編第一章第二十節より第二十五節までの処に有之候也

明治三十五年十一月十九日

哲学館講師 中島徳蔵

〔付〕

本月二十七日付普甲三八六三号を以て御照会に相成候本館教育部第一科の倫理学に於て教授したる動機と行為との關係につきては別紙倫理学担当講師中島徳蔵より申出候趣旨に相違無之候為念ムイアヘツド原著桑木殿翼補訳倫理学一部相添此段及答申候也

明治三十五年十一月十九日

私立哲学館主 文学博士井上田了

文部省普通学務局長事務取扱

岡田良平殿

右答申書を文部省に出すや、井上館主は洋行不在中に付代理として中島は右趣旨の徹底を希ひ、岡田普通学務局長代理に面会して、ム氏倫理学一部を呈し、且つ左の口頭上申を為せり、(1)『動機善なれば弑虐を為すも可なりとは不都合ならずや』との局長代理の間に答へて『理論上よりは然かく言はざるを得ず、譬へばもし倫理上自由を以て最上目的なりとせば、其自由でふ最上目的の為め

ならば、非常の事も非常の場合には亦已むを得ず(ム氏は不十分ながら自由でふ名を以て最上目的を云ひ表はすも可なりとせる所なり、是れ其意クロンウエル等と共に彼の引例(自由の為めに弑虐云々)を是認せるなるべし』(2)『我国に於ては不都合なる引例ならずや』然り、而れども此は唯だ理論の説明に供せし迄なり實際我国に於ては左なる不祥なる事例は思も及ばず』(3)『哲学館に於ては弑虐を是認せる如き講義を為し居るや』否な、理論の研究の時は根本主義の解釈の為に力を取られて引例の当否に注意せざりしまでなり、実践道德上の講義に至つては予ねて館主は忠愛を本として穩健の思想感情を与へおきたるは勿論余と雖も主義の応用論に就ては常に慎重の注意をなし輕卒なる断言等を為さざるは此に現に証人あり、(此時座に手島高等工業学校長あり、校長は余が実践道德の講義如何を知るものなり) 哲学館に於ての一年生より已に日本に於て弑虐の如き不祥事を夢むる者は之あらず従て外国書に這般の引例ありて理論的には或は非常の場合に之を是認するも今此国の場合如何と考へて合理的に是認する如き不心得ものは一人も之あざざるを明言す、もし猶不信と思召さば直接間接十分に視察せられんことを望む』(4) 局長代理曰く『余れ丈は領解せり』超えて十二月八日、檢定免狀下附の許否未だ窺ひ知るべ

からず頗る痛心したりしが、或る人の注意によりて一応検定委員長たる山川健次郎氏に面会し、兼ねて文部省が哲学館に対して抱き居れる如き誤解を弁明し置くの可なるを見、是に中島は哲学館主代理として大学に検定委員長を訪ひ、簡単に前述の出来事を述べ以て誤解なからんことを請へり、委員長は『ム氏の書を教科書とし、其教科書中に件の如き引例ありしを其儘になし置きたるは不穩当（中島が出来事を略叙する際ム氏の書の中には、人により不穩当、と思はるゝ節なきに非ずと云ひたるに對して）所でなし、實に大不都合事なり』中島對ふ教科書とは必ずしも其一言一句が金科玉条たりと云ふには非ずして教授の方便たるに止まる、生徒をして瑣々たる引例に至るまでも遵奉せしめんとには非ず、且つ其引例は教師も生徒も日本と参照して考ふる迄之に注意せずして過ぎ去りたる迄にてもし此れが日本にてありしならばと問はるれば、皆其有り得べからざる不合理的のことゝ考ふるを疑はず、哲学館生徒は忠愛に關する薰陶に於ては敢へて人後に落ちざるを信ず、何卒誤解を避け実情を察して穩便なる御処置あらんことを願ひたし、ム氏の主義は決して着実を欠くの說にはあらじ、是れ又よく御吟味を願ひたし、

同日午後中島は文部省に到りて、松村検定委員会議事に

面会し『文部省は哲学館に於て教授せし倫理説を危険不穩なりと認められたるが如き風聞あり、もし然らんに甚だしく事実と違ふを以て再応調査の上御判定を願ひ一日も早く免状下附の儀を取計はれたし、此件に關し訊問の筋あらば何時にても參省致すべければ此意御了承を願ふ』旨を云ひ置き同君の承諾を得たり、  
(未完)

余が哲学館事件を世に問ふ理由(続)

中島徳藏

十四日、野尻視学官は私交上の誼を以て哲学館講師の一人たる湯本武比古氏を訪ひ、十三日に同館が認可を取消され其命令府庁に廻はされたることを云ひ、其理由として左の數条の事を語られたりといふ

- (1) 倫理科教授が主因にして、他の設備等の為めには非ざること
- (2) 教科書は国体上大不都合なる、軽からざる不都合事を含有せしこと、もし卒業生が此等の意味にて中学校師範学校にて教授せば容易ならず

(3) 教師が不都合なる考を有し居ることは(1)哲学館より文部省へ差出せる書面、及び中島講師の哲学館に差出せる書面、(2)生徒の答案の依然不都合の文句を引用せること、(3)其不都合の文句を引用せる生徒に最高点を与へたること。有形書面上より総合して考ふれば倫理科教授に不都合あるは掩ふべからず、従つてかゝる教師を聘用し居れる哲学館の罪は寧ろ其閉鎖とも申すべき所なれども、予めて同館の内情をも察するが故に認可取消の命令に留めおくものなり、



直接に關係せる当該卒業生は不合格の悲運を受けしむべきや、其不注意とは何等の關係なき<sup>〔目〕</sup>今日の卒業生に対する認可の取消をも必要とするや否や

(ろ)、右の如き不注意をなしたる教師は諭旨退職に値するや否や

(は)、文部省は平素曾て巡視等をなしたることなく唯卒業試験の際始めて臨場して教師の不注意事件を発見したりとせば以て直に認可取消を断行すべきや、行政官には何等の親切をも期待し得べからざるものなるや否や

イ、視学官隈本有尚君は平生「ム」氏の倫理學説を以て危険なるものと排斥し居れるを確聞す、且つ「ム」氏の「自我」に就て一種の誤解を有し居るなり、譬へば「ム」氏の説は自我實現説なるを以て盜賊は盜賊たる自我を實現し、弑虐者は弑虐者たる自我を實現するを以て善なりとなすものとし、且つ哲学館講師が其の如くに「ム」氏の意を生徒に講解せりと信じ居るなり、此眼光を以て觀察したる報告に基きたる処分なるなからんか

ロ、「閉館をも申付べき所なるも特別の寛典」云々の語氣ありしを見れば文部省の真意は当初単に教師の一不注意事件と見做さざりしを知るに足る、即ち「ム」氏の學説を罪せる形跡あらざるか

ハ、文部省は不都合事を含有せる答案に高点を附せることのみをいふも同一の高点は他の者にも与へあるなり、且つ生徒の中には右弑虐の文字を不穩當と感じけん米國大統領を例に取りそれにさへ危害を加ふるの不可を論じたものあり、是れ教授の開發的たりしことを証するものにして、多分此の生徒にも高点を与へたりと記憶す、尤も高点は右一問のみに依りて決せしには非ず

文部省は答案全部を精査して意見を形造らざるの嫌なきか

以上の數者もし吾人の見る所に違はずんば其責任は何れに歸し、従つて今回の処分の恢復は如何になさるべきや、文部省の教員檢定方法は果して適切公平なるものたるを得るや否や、A、学力檢定は毎年一回の試験によりて或は之を為し得ることゝするも人物性行の如何に至りては皆て知り得べからざるにあらざるや、尠くとも私立学校三年間の教授訓練監督に劣るものあるにあらざるや、B、文部省が直接にする所は答案の文書表面の形式によりて直ちに免状を授与するにも関はらず、私立学校は兎に角三年間の成績に徴して及落を決するなるに、僅かに一不注意事件あれば忽ち之を不合格となす、是れ公正を得たるものと云ふべきか、C、且つ常任檢定委員の中には倫理専門の人の如きは一人も之なき時、倫理専門の疑義ならば之を如何にせんとするか、若し疑義さへ抱くなく、之を軽々に処分するあらば則ち如何、D、山川委員長は右事件を以て大不都合事と判ぜし一人なるか、既に學説の危険ならざる以上之を以て卒業生までをも罪し、檢定免状を与へざるは又過酷の処置ならざるか、(完)

『読売新聞』第九二〇〇号・第九二〇一号・第九二〇二号

(明治三十六年一月二八日・二九日・三〇日)

## 四七九 哲学館事件 (明治三十六年一月)

## 哲学館事件

己を責むること重く人々を待つこと軽きは君子の儒なり人を責むること詳に己を待つこと廉なるは小人の儒なり。文教の当局が平昔君子の美德を備へて、小人の悪癖に染まざるは、吾人の確信せんと欲する所なれども、外間の事實は往々吾人の信念を否定せんとす。是れ吾人の遺憾とする所なり。文部省が哲学館事件の如きは明かに之を例証す。

文部省対哲学館事件の顛末は左の如し。私立哲学館は兼て中学校、師範学校教員無試験検定の指定を得、其の目的によりて生徒を養成し、昨年十月始めて三年の課程を修了したるを以て卒業試験を施行し、制規として文部省よりは参事官隈本有尚、隈本繁吉の両氏以下属官数名臨監せり。然るに其の倫理科の試験問題中「動機善にして悪なる行為ありや」てふ一条あり、臨監官吏は之に對する生徒の答案中、我國の状態に照して不穩当の個所あるを發見し、是れ其の教科書に使用せる英人ムイアヘッド氏原著桑木殿翼氏著訳の倫理学中『否らざるは自由の爲めに弑虐をなす者も責罰せらるべく』の文字を批評せず

抹殺せず。書冊の儘に講授したるが爲めなりとし、講師中島徳蔵氏と参事官隈本有尚氏との間に一二の問答あり。隈本氏は結局哲学館は国体に合せざる不穩の倫理説を教授するものなりとの報告をなしたりと見え、館主井上円了氏、講師湯本武比古氏及び責任者たる中島氏が種々弁解に務めたるに拘はらず、遂に当局の聴く所とならず、文部大臣菊池大麓男は十二月十三日を以て同館教員部第一科(倫理教育)第二科国語漢文卒業生に對し、明治三十三年文部省令第二十五号第一条の取扱を与ふるの件(中学、師範教員無試験検定)は自今取消すと嚴達し、越えて本月二十二日に至り同館昨年十月の卒業生加藤三雄外三名は検定不合格の旨を傳達し、更に中島徳蔵氏に對して哲学館及び東京高等工業学校の倫理科講師を諭旨退職せしめたり。是れ事實の概要なり。

今此の事實を観察するに、中島氏が倫理学を講ずるに際し、我國体に合せざる極端なる引例定も書籍の儘講授し、之に批評を加へざりしが如きは教授上不注意の責を免るべからず。然れども吾人は中島氏の教授せるは、実践道徳を教ふる修身科にあらずして、倫理に関する諸般の學説を教授する倫理科なりしことを記憶せざるべからず。國家の成立、社会の状態に應じて躬行実践すべき道徳は井上館主夙に忠孝主義を以て之を薰陶せるのみなら

ず、中島氏も其の著倫理学概論に於て之を講説し、其の日本国体の精華を論じては『此の豊葦原の瑞穂の国は長に道徳的なる善なる「よき」国家なり。觀聖文武なる列世の天皇は絶対的なるただ善のみ謀り賜へり。国家は即ち君、君は即ち国家、君は即ち民の父、臣は即ち君の子、而して国と君と臣民と千古万古一致合體して曾て少しくも相離れざるなり』と云ひ、吾人よりして之を見れば極端なる君權論者と目すべき意見を抱持せる人なり。今此の人が倫理学を教授するに方り不穩當なる引例を等閑に看過して抹殺を加へず、随つて其の生徒の答案中に不穩なる引例ありたるの一事を指摘扞発して、強ひて之に制裁を加ふるは少く苛酷の嫌なきを得る乎。

哲学館は忠孝主義によりて子弟を教育し、其の卒業生の中学校、師範校の教師となりて、学界に貢獻するもの多きは、人の既に知る所なり。哲学館は或る点に於ては教員欠乏の今日に於て、其の供給を力むる有力なる補助機関なり。而して中島氏は独り哲学館に倫理学を講授するのみならず、昨年の夏期迄は文部省の委嘱を受けて固定修身書編纂委員の一人たりし人なり。又本事件の起る迄文部省直轄の高等工業学校に倫理科講師たりし人なり。文部当局は中島氏の人物若くは学説に対して十二分の信用を置けるにあらざれば氏を用ふること此の如くならざ

るべし。然るに哲学館に於ける一講座に於て、其の用意の周到ならざりしが故に、直に氏を目して不穩の学説を抱持する者となし、又従來の性行主張の如何を問はず、強ひて之に制裁を加ふるは實に酷薄小恩の嫌あるのみならず、当局自ら人を知るの明なきを表白する者なり。

然れども中島氏も不注意は不注意なり。不注意の廉を以て中島氏のみ制裁を加へたりとせば当局の処置も尚ほ諒すべし。然れども当局は独り中島氏の論旨退職に慊たらず、哲学館主にも其の責を負はしめて無試験檢定の特權を剝奪せり。是れ何の爲ぞ。若し哲学館主にして不穩危険の学説を抱持し、之を其の子弟に注入するものなりとせば、文部省は同館の特權を剝奪するに留まらず、断然其の閉館解散を命ずべきものなり。此の間亦毫も情状の酌量を容さざるなり。然れども哲学館主が毫も不穩危険の学説を教授するの意思なく、其の講師も亦好んで不穩當の引例をなしたるにあらざるは、文部当局の諒知せる所なるべきが故に、假令制裁を加ふるも哲学館主に注意を与へて、中島氏を解職せしむれば足る、又不穩當の引例をなして答案を造りたる卒業生の檢定を無効にすれば足る。何ぞ殊更に同館の特權を剝奪し、又其の卒業生の檢定を無効にし、教科書の引例を不穩當として之に反対せる答案を押し出したる者迄をも同一様に責を負しめ

て、彼等が三年雪雪の勞を空うせしむるを要せんや。特に現在同館に在学せる幾多の学生は、未だ曾て不穩なる學説を教授せられたることなきに拘らず、特權剝奪の結果皆当初入学の目的を失ふの不幸を見るに至れり。是れ又余りに苛薄冷酷の処置にあらずや。文部当局は私立の学校なればこそ其の学生の迷惑如何を顧みずして斯かる非道の振舞を敢てするなれ、若し自己直轄の教授に於て、中島其人の如き講師ありて、敢て不注意なる教授をなしたる場合ありとせば、恐らくは斯かる過酷の処分を為すの勇なかるべし。吾人豈中島其人の爲に之を言はんや。吾人は此等の事件と同時に四つ目屋事件を始め教科書檢定の粗漏不注意特に現代の大疑獄たる教科書事件等に関する文部当局の処置振りに徴して、其の己を待つる廉にして、人を責むるの詳なるを感じ、教育界中小人の儒多くして、君子の儒なきを慨するものなり。

『東京朝日新聞』第五九三八号(明治三十六年一月三〇日)

四八〇—— 哲学館事件に関する帝国議會衆議院

議事速記録 (一)

(明治三十六年五月一六日)

教育及行政ニ関スル質問書

右成規ニ抛リ提出候也

明治三十六年五月十六日

提出者 根本 正 戸狩権之助 平田力之助  
賛成者 大久保鉄作

外四十三名

教育及行政ニ関スル質問

- 第一 政府が第十六議會ニ於て為シタル学制調査ノ公約ハ何レノ程度マデ進ミシヤ
  - 第二 政府ハ公立学校ニ於ケル国民教育ノ統一ヲ図ラス且ツ濫リニ私立学校ヲ排斥スルノ方針アルハ国民教育ノ失政ニアラスヤ
  - 第三 官撰教科書ハ国運ノ進涉ヲ害セサルヤ
  - 第四 政府ハ中央電信電話ノ既ニ設備セラレタル地方ニ於テ更ニ同区内ハ地方費ヲ以テ警察電線ヲ設ケ行政費ヲ重複濫用セシムルハ交通機関ノ統一ヲ欠キタルモノニアラスヤ
  - 第五 政府ハ文通機関ノ發達セル今日ニ於テ何故ニ地方行政区画ヲ改メ以テ地方費ヲ節減スルノ方針ヲ取ラサルヤ
- 右質問ニ対シ政府ハ速ニ明答アラムコトヲ望ム

『官報号外』(明治三十六年五月一七日)

四八〇—二 哲学館事件に關する帝國議會衆議院

議事速記録 (二)

(明治三六年五月二十七日)

〔前略〕

(根本正君登壇)

○根本正君(三百四十七番) 諸君、本員ハ教育及行政ニ関スル質問ヲ致シマス、第一政府ガ第十六議會ニ於テ為シタル學制調査ノ公約ハ、何レノ程度マデ進ミシヤ、國家ノ經濟ハ、先ヅ第一ニ内ヲ治メ外ニ及ボスト云フコトデナケレバナラヌデス、ソレニ付キマシテ、此學制調査、即チ學制改革ト云フコトハ、殆ド日本ノ輿論デアリマシテ、曩ニ第十四帝國議會ニ於キマシテ、建議ヲ致シタノデアリマス、其建議ノ結果トシテ、第十六議會ニ於キマシテハ、今現ニ茲ニ出席セラレテ居ル所ノ菊池文部大臣ハ、衆議院予算會ニ於キマシテモ、亦貴族院予算委員會ニ於キマシテモ、此學制改革ト云フコトハ、最モ大切ナルコトデアルカラシテ、大ニ改革センケレバナラヌト云フコトデアッテ、其速記ニハ、即チ教育制度ノ大綱領及學制ノ大方針ヲ定メント云フコトヲ、明言サレテ居リマス、

〔中略〕

第二ノ質問ハ、第二政府ハ公立學校ニ於ケル國民教育ノ

統一ヲ図ラズ、且ツ濫リニ私立學校ヲ排斥スルノ方針アルハ國民教育ノ失政ニアラズヤ、サテ此國民教育統一ノコトト云フモノハ、實ニ大切ナコイデアリマスル、此國民教育ガ統一シテ居リマセヌデアリマシタナラバ、如何ニ海軍ヲ擴張シヤウガ、如何ニ陸軍ノタメニ金ヲ費サウガ、即チ其結果タルヤ、籠デ水ヲ汲ムヤウナ訳デアッテ、實ニ國民教育ノ如何ニ依ッテ、其國ノ盛衰ガ分ルコトヲ本員ハ信ズル者デアリマスル、

〔中略〕

又私立學校ヲ排斥スルト云フコトガ、誠ニ宜シクナイコトデアル、本年三月二十六日發布セラレタ專門學校令ト云フモノハ、私立學校ヲ排斥スルノミナラズ、全ク之ヲ撲滅スルト云フヤウナ意味ヲ含ンデ居ル、專門學校令ノ第一条ニ、斯ウ云フコトガ書イテアル、高等學術技芸ヲ教育スル學校ハ專門學校トス、專門學校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除ク外本令ノ規定ニ拠ルベシ、斯ウ書イテアリマスル、此特別ノ規定ト云フモノハ、大學令デアルトカ、高等學校令、高等師範學校令ナド、云フモノヲ、指シテアル訳デアリマシテ、此外ノ私立學校、即チ慶應義塾デアルトカ、早稲田ノ專門學校デアルトカ云フヤウナ、皆立派ナ官立ニ優ル所ノ高等學校ガ沢山アル、此等ノタメニ大ニ其不都合ナルコトノ、自然ノ結果ヲ及ボス

所ノモノデアリマス、ソレガ<sup>〔タ〕</sup>此私立高等学校ガ、或ハ將ニ廃セネバナラヌト云フヤウナモノモアル、然ルニ之ハ此全体教育ノ事ハ、ドレダケノ部分ガ、法律即チ此政治的ニ属スベキモノガ、ドレダケノモノガ私人的ニ属スベキモノデアルト云フコトガ、一番大切ナル問題デアル、此高等即チ大学ナド、云フモノハ、之ハ少数ノ人が学ブモノデアツテ、私人即チ私立ニ属スベキモノデアル、亜米利加ナドヘ往ツテモ、一ツモ国庫カラ金ヲ出シテ居ル所ノ大学ハナイ、併ナガラ此日本ノ如キ幼稚ナル国ハ、変則ヲ以テ之ヲ助ケテ置クノハ、固ヨリ宜シイノデアルカラシテ、此私立学校ヲ益々盛ニシテ、却テ此高等ノ私立学校ニ国庫ガ補助シテ、之ヲシテ益々盛ナラシムルト云フ方針ヲ取ルノガ、行政官即チ政府ノ為スベキ義務デアル、ソレヲ為サズシテ、一日モ早く私立学校ヲ潰シテ、大学ノ方ノ少数者ニ特別保護ヲ与ヘテ、役人ニシテ乃公等ノ言フ通りノ議論ヲシロ、乃公等ノ言フ通りニ憲法ノ註釈ヲシロ、サウ云フ実ニ卑劣千万、曲学阿世ノ徒ヲ作ラウト云フコトハ、私ガ実ニ悲ム所デアリマス、其専門学校ノ令ニ拠リマスト云フ——専門学校ニ入ラシムルノニハ、其学生ト云フ者ハ、公私立中学校ノ卒業生デアリマス、併シ其卒業生デナイモノハ、官公立ノ中学校デ試験ヲシタ者ノ外ハ這入ラレナイ、同ジ中学校デモ

私立学校デハ之ヲ試験ヲシテ、入レル権利ハナイ、即チ官公立ノ分ハ試験ヲシテ入レルコトガ出来ルガ、私立ノ分ハ家庭デ学ンデ、幾ラ学問ガ出来テモ、其子供ヲ試験スルト云フ権利ガナイノデアリマス、斯ノ如ク教育ノ事ナドニモ、官尊民卑ト云フヤウナ方針ト云フモノハ、実ニ之ハ国家ノタメニナラヌ却テ国ヲ害スルモノト私ハ信ジマス、其甚シキニ至リマシテハ、目今教育家ノ大問題トナツテ居ル所ノ彼ノ哲学館事件デアル、此哲学館ト云フモノハ、国学院、早稲田専門学校ナド、同ジク、其卒業生ト云フモノハ、文部省ノ教員検定試験ト云フモノヲ要シナイデ、中学教員ニナル資格ガアリマス、所ガ其学校デ試験ノ科目ガ不都合ガアツタト言ツテ、其権利ヲ奪取ツタシマッタ、是ハ実ニ容易ナラヌコトデ、即チ人權問題ニ関係スル所ガアリマス、学説デアツテ即チ是ハドウ云フ風ナモノデアルト言ツテ、一ツノ問題ヲ出シマシタ、即チ「動機ハ善ニシテ悪意ノ行為アリヤ」ト云フ、僅カ十余文字ノ此質問ニ対シテ、或学生ガ其返答ヲシタト云フコトニ就イテ、此学校ノ最モ大切ナル、即チ検定試験ヲ受ケズニ教員ニモナレルト云フ所ノ、此学校ニ取リマシテハ生命トモ言フベキ所ノ、権利ヲ、文部省ハ是ヲ奪取ツタノデアル、是ハ実ニ容易ナラヌ問題デアリマス、固ヨリ教育ハイロノ方面ヨリ講ジテ往ク訳デア

ツテ、是ヲ実行スルト、是ヲ実行シナイト云フコトハ別問題デアツテ、即チ研究ヲスルノハ自由デアル、其自由ヲ止メテシマフ、此哲学館ノ第一トモ言フベキトコロノ權利ヲ、奪去ツタト云フコトハ、実ニ一方カラ見マズレバ悲ムベク、又一方カラ見マスルト云フト、國ノ大害トナルト云フコトヲ、断言シナケレバナリマセヌ、是ハ私立学校ヲ撲滅スルト言ハナイノデアリマスマイ、必ズ撲滅スルト云フヤウナ、誠ニ狹隘ナル主義ヲ執ツテ居ル所ノ教育ナル故ニ、我帝國ニ於テハ大ニ是ヲ改正シテ、汎ク多クノ人ガ勉強ヲシテ、多クノ人ガ立派ニナルト云フ所ノ方針ヲ、文部ニ執ツテ貫ハナケレバナラヌ所デアリマス、又第三ハ「官撰教科書ハ国運ノ進捗ヲ害セザルヤ」ト云フコトデアリマス、デ政府ハ従来教育行政ノ方針ト云フモノヲ間違ッテ居ル、例ヘバ第十六議會ニ於キマシテモ、是迄文部省デ支配シテ居ッタ所ノ、県視学ノ此給料ノヤウナモノモ、県ニ任セテシマウヤウナ訳ニナツテ居ル、ソレ等ノ方針ト云フモノハ、自分ガ監督スベキモノノ月給迄モ、地方官ニ任セルト云フナラバ、寧ロ文部省ヲ廢シテ内務省ノ管轄トスル方ガ宜イ、サウ云フ風ナ自分ノ為スベキコトヲ人ニ任セルヤウナ、早く言フト怠惰デアル、不注意デアル、其不注意ヨリ単ニ此教科書ノコトニ就キマシテハ、種々アリマスケレドモ、

ヤハリ此教科書ノ賄賂事件ナント云フモノガ、文部ノ不注意カラ起ツタ訳デアル、ソレハ其不注意カラ起ツタ所ノ、僅カノ此賄賂、即チ収賄ノタメヨリ、此大切ナル教科書ト云フモノヲ、官撰教科書トスルト云フコトハ、実ニ國家ノ不為デアルト私ハ信ズルモノデアリマス、此教科書ト云フモノハ、実ニ國家ノ盛衰ニモ関スル重大ナル問題デアリマシテ、吾々ノ愛スル所ノ子弟ヲシテ、後來ニ世ニ立テ、此帝國ヲ持ち張ランムトスル所ノ、世界的ノ教育ヲセンケレバナラヌ、実ニ大切ナルコトデアル、コレハ実ハ、国定デハゴザイマセヌヨ、官撰デアル、官撰教科書ノ費用ニ付此予算ヲ見ルト云フト、五人バカリノ人ガ編輯ヲシテ居ルト云フコトデアリマス、此僅カナ役人、曲学阿世的ノ学者ガ編輯ヲシタモノヲ、幾百万ト云フ愛スル所ノ子弟ニ、是ヲ強テ読マセントスルハ、実ニ國ノ方針ト云フモノヲ、誤マラシムルト思フコトデアリマス、是非此教科書ナルモノハ、國民ノ輿論ヲ以テ自然ト国定ニナツテ、即チ善イ物ヲ取ル、決シテ此政府デ今日取ツテ居ル所ノ、四五人ノ学者ヨリモ、民間ノ中ニ幾許ノ立派ナ学者ガアルカモ知レナイ、必ズアルト私ハ断言スル、其者ニハ版權ヲ与ヘズシテ、出版權ハ文部省ガ握ル、文部省ガ握ツテ、是ヲ以テ残ラズノ人ニ読マセルト云フ所ノ方針ヲ執ツタ訳デアル、実ニ日本ノ國是

憲ト云フモノハ、公議輿論ニ決スルト云フ、訳デアリマス、其方針ニモ抛ラズシテ、僅カニ少数ノ官吏ニ編輯ヲ任セテ、是等ヲシテ編輯ニ当ラセルト云フコトハ、実ニ我教育ノ方針ヲ誤ラシメ、深ク子孫ニ害ヲ貽スコトデアルガ故ニ、此官撰教科書ハ断然宜シクナイト思フコトデアリマス、諸君ドウカ此事ニ付キマシテハ、此予算ナドニ、就イテハ、十分ニ御慎重ガアリマシテ、官撰ノ教科書ト云フモノハ、既ニ日本ノ輿論ハ、是ヲ否定スル所ノモノデアルト私ハ信ジマス、

〔後略〕

『官報号外』(明治三十六年五月二八日)

### 四八〇—三 哲学館事件に関する帝国議會衆議院

#### 議事速記録 (三)

(明治三十六年五月三十一日)

衆議院議員根本正君外二名提出教育及行政ニ関スル質問  
ニ対シ別紙内務文部通信三大臣答弁書及御回付候也

明治三十六年五月三十一日

内閣総理大臣 伯爵桂太郎

衆議院議長 片岡健吉殿

衆議院議員根本正君外二名提出教育及行政ニ関スル

#### 質問ニ対スル答弁書

第一 学制調査ニ関シテハ其ノ既ニ調査ヲ了リタルモノニ在リテハ専門学校令及実業学校令小学校令中改正等ヲ以テ之ヲ公ニセラル、ニ至リタリ其他ハ目下調査中ニ属ス

第二 政府ハ私立学校ヲ排斥スルノ方針ヲ採リタルコトナシ前段公立学校ニ於ケル国民教育ノ統一ヲ図ラストハ質問ノ趣旨明瞭ナラサルヲ以テ答弁シ難シ

第三 文部省ニ於テ版權ヲ有スル教科用図書ヲ使用セシムルモ国運ノ進捗ヲ害スルカ如キコトナシ

第四 警察用トシテ施設スル電信電話ハ一般公衆通信用ノ電信電話ト其ノ性質系統ヲ異ニスルヲ以テ之ヲ施設スルモ交通機関ノ統一ヲ欠クモノニ非ス從テ行政費ヲ重複濫用スルモノニ非ス

第五 地方行政区劃ノ改廢タル事極メテ重要ニ属スルヲ以テ最モ慎重ナル審査ヲ要スルコトト認ム

右及答弁候也

明治三十六年五月三十一日

内務大臣 男爵内海忠勝

文部大臣 理学博士男爵菊池大麓

通信大臣 子爵芳川顯正

『官報号外』(明治三十六年六月一日)

第三節 弁明書・声明書

四八一 哲学館事件に対する態度表明稟告

〔明治三十六年一月〕

稟告

昨年十二月十三日我が哲学館は文部大臣より予て許可相成居候明治三十二年文部省令第二十五号第一条の取扱(卒業生の中学校教師範学校教員無試験検定の特典)を取消され候然るに井上館主は洋行不在中に付本館出身にして本館に關係せる者は一同協議の上謹慎の意を表し慎重の態度を取ること決議致候間すべて該事件に關しては何等の意見をも發表不致候左様御了承相成度此段本館々賓館友出身者等の諸君に稟告致候也

明治三十六年一月

『東洋哲学』第一〇編第二号(明治三十六年二月五日)

四八二 文部省視学官隈本有尚談話

(明治三十六年一月)

○哲学館認可取消事件

(当事者たる隈本視学官の談)

お尋ねに従ひ一応哲学館の認可取消事件の事実をお話し致そう、哲学館には教育部といふがあつて此部を卒業した者は無試験で中学若くは師範学校の教員になれる資格が備へてありますが其卒業試験の時には文部省から視学官が出張して其問題並に答案を檢定する事になつてゐますが扱此度の試験に際して私が出張を命ぜられて行つて見ると其時の試験問題が『動機善にして悪なる行為ありや』といふので学生は何れも動機善なる時は行為も亦善なりとの意味の答案を差出しました、底で私は如何なる教科書を用ひて居るかと聞いた処がムーアヘットの倫理書を用ひてゐるといふ事でした、依つて尚ほ私は講師に向つて此倫理書に説明若くは批評を加へてゐるかといふ事を尋ねた処が講師は書物にある通り教授して別段説明や批評等を加へぬとの返答でした、帰來私は右試験の顛末に付一篇の意見書を上局に差出しム氏の倫理書に少しも説明を与へず原書の儘教授するのは穩当なら

ぬ旨を具申した処が文部大臣は早速書面を以て其事実を照会に及び若しや一視学官の誤解に出づるにはあらざるかを問合はした処が井上館主と中島講師は調印の上試験問題を始め答案の事並にム氏の倫理書に説明を加へざる旨私が上申した如く回答して来ました、底で文部大臣は参事官並に學者に諮問して其可否の取調を命じた処がム氏の倫理は一の学説には相違ないが之を完全の倫理として而かも将来教育の職に当る者が其主義を執るに至つては穩かならず且講師が氏の倫理書を其儘講じて解説と与へざるは注意を欠きたるものと認めて遂に同館卒業生の無試験檢定の認可を取消すに至つた次第であります全体私の意見では教授法を改正すれば認可を取消すにも及ぶまいといふ考ですが之は省議で一決した上ですから余儀ない事で私から云へば井上博士も同窓ではあり中島講師も親しくする中ゆゑ気の毒には思ひますが若し目的が善ければ手段は構はぬとすれば伊庭想太郎や島田一郎、来島恒喜、西野文太郎の行為も非認されぬ訳となり日本の国体上容易ならぬ事にもなりませうから学説は学説として講師たる人は学生の誤解を避くる為め説明を加へ、批評を添へねばなりません之をせぬのは注意を欠いたもので文部省では之を過失と認めたのであります

『読売新聞』第九二〇一号（明治三六年一月二九日）

#### 四八二—二 文部省視学官の言果して真ならば

（明治三六年二月）

▲文部省視学官の言果して真ならば 中島徳藏  
過日の読売新聞は、哲学館事件につき当事者隈本有尚君の談なるものを伝ふ。其要領蓋し「ム」氏の学説が、目的は手段を怨するにあれば、伊庭、島田、西野、来島等の刺客を是認することとなりて、国体上容易ならず、高等師範程度の学校に於て、講師が其儘之を教授せしは不注意たるを免れず、故に文部省議は、隈本視学官が適当以上と考へたる過酷処分を行ふに至れりと云ふにあり。是れ吾人が知り得たる文部省処分の理由と異なるものあり。昨吾人は文部省が一個引例の不都合を咎めしを聞く、今にして始めて其の学説の不穩当を罪せしを見るなり。而も文部省は學者学説に向つて相應の礼儀を尽し、之を軽くに処断せずして、特に専門家の鑑識を経たりと称す。何ぞ其れ視学官の心事の公正にして、文部省の処理の周到遺憾なきに似たるや。

間々嘗て聞けることありき。多き視学官の中には、精神内容を視察するの明なきが為めに、徒らに外形皮相の觀察をなして、無益不正に学校及び教師を苦しむるものあ

りと。余は少なくとも、我が隈本有尚君に於て此事なきを信ぜしなり。果然同君は、哲学館に於てよく其帳簿形式以上、其学説までも洞察せり。是れ其才眼識亦た尋常一様の視学官ならざるを証するに足る。同君が学説の不穩を注意し、之を長上官に報告せしは固より其所にして、哲学館に対し、又其私交ある中島某に対し公私兩つながら何等の不親切あらんや。世上或は文部省に向つて種々の流言を放つものあり、吾人も亦嚮きに同省に向つて数箇の邪推を為さざるを得ざりき、而れども文部省の選定したる専門学者が果して其人を得て其意見が又公正なるものならしめば、少くとも哲学館事件に就て、吾人が文部省の過酷を怨むべき詮なきなり。何となれば、哲学館事件の原因は全然「ム」氏の学説の当否と、其程度とに係る、而して之を決するは一に学徳高き専門家の責に帰すればなり。請ひ問ふ、偶然にも隈本視学官と、「ム」氏学説上の鑑識を同ふしたるものは誰れるや。専門学術上の説明は之を秘する何等の益なきのみならず、却て大害あり。文部省の鑑定者たりし者、何ぞ公々然意見を發表して吾人と社会とを教えざるや。吾人は虚心坦懐其説を聴くを切望するものなり。

吾人が文部省側より聞き得たる理由は、一に自由のため云々の引例にあり、隈本君の読売記者に語りし所は此引

例を生ぜしめし学説にあり。吾人は曩きに文部省が一引例の爲めに彼の大処分を加ふるの余りに没常識なるを疑はざる能はざりしが、省議学説を罪するに云ふに至つて、稍や吾人の意を解くに足るものあるを思ふ。吾人学窓に閑日を送るもの、未だよく国家行政の何物たるを熟知せず。故に哲学館に彼の処分を加へざるべからざらしめば、文部省は先づ大学教授の学説を罪せざるべからずと断言せず、少なくとも、高等師範学校の卒業生に中学師範の教員たらしむべからずと断言せず。又文部省の修身科教員として檢定免状を与へたる者の多数より、其返附を迫るべしと断言せず。唯だ吾人は彼等が文部省の所謂危険なる主義学説を懐抱するの事実を否定する能はざるなり。奇怪なり、「ム」氏学説の危険呼ばはりたるや。

吾人は視学官隈本君の処置に就て一点の論すべきなし、寧ろ其学説上までも注意せし材力を嘆稱す。而れども学者否な倫理学者としての隈本君の意見は、到底平凡以下誤謬たるを明言す。文部省或は我が鑑識者として堂々たる専門家のあるありと云はん。而れども文部省之を明示せず、専門家又自ら名のり出でずんば、是れ吾人に取りては依然隈本君の幻影のみ。兎まれ、吾人は此点に就て強て詮議立てを爲すの必要も之れならず。よしんば学説の鑑識者が、博士たるにもせよ、教授たるにもせよ、將た

又視学官或は他の属官たるにもせよ、苟も責任ある文部省が認めて以て鑑識者となせし人たる以上は其れにて十分なり。要はたゞ其学説の当否鑑定の問題なり。其儀ならば先の東京高等工業学校講師、哲学館講師、不足乍ら御相手仕らざるを得ず。吾人は学説の当否を論ずるの権利あり、又義務あり。隈本君が所謂専門の学者は茫として捉ふるを得ず。吾人は暫らく之に擬するに、学者としての隈本君を以てする可ならんか。吾人は敢て再び言ふ、同君の「ム」氏学説論は全く誤ると。何を以て之を云ふや。曰く、隈本君は(1)「ム」氏の『自我』を誤解す。(2)「ム」氏の『動機』を誤解す。(3)「ム」氏の『志向』を曲解す。(4)直覺説を誤信す。即ち是れなり。蓋し同君がさきに吾人に告げし処、及び読完記者に語りし所は僅々の數語に過ぎ。而れ共其中既に以上四個の謬誤を指摘するを得。請ふ簡単に之を説明せん。

▲文部省視学官の言果して真ならば(承前)

中島徳藏

(1)隈本君は「ム」氏が自我表現説を唱道するを見るや、是れ盜賊は盜賊の自我を実現し、弑逆者は弑逆者の自我を実現するを教ゆるものとなす(中島の告白文参照)。是れ明らかに同君が「ム」氏の自我は社会的の自我、理想的の自我にして、個人的の自我、現実的の自我に非る

ことを知らざるものなり。学説の不穩当にも程こそあれ、誰れか復た盜賊を勧め、弑逆を励ますの倫理説を授するものぞ。我意を以て他の学説を曲解し、曲解を以て他を法に処するあらば、抑も之を何とか言はん。

(2)隈本君は「ム」氏が動機善なれば行為も亦善なりと説くを以て、是れ伊庭島田來島西野の輩を是認するものなりと論告す。然れども「ム」氏が所謂動機善なりとは、主觀的感情殊勝なればの意に非ず。譬へば親に孝行せんとの衷情より、他人の財を掠むる者の如き、俗に其心善けれど其行悪しと云ふ。「ム」氏の動機の善しとは此俗に所謂『心の善き』には非るなり。「ム」氏が某る動機を善しと言はんが爲めには、彼の社会的理想的の自我が許したるものならざるべからず。社会的の自我とは他にあらず、即ち社会に歴史的秩序として顕現せし理我眞我大我なり。「ム」氏の倫理はヘーゲル思想を窺はざるものには領解し易からず。中島が重ね重ね理由を以て伊庭の行為を非認せしにも関はず、隈本君は何故に此大義に注意を払はざりしぞ。既に自ら以て是なりとして、人言を聴取するの余裕なかりしや、自信も是に至つて亦た過たざるは稀なり。倫理説として「ム」氏の動機論の眞偽は今言ふ限に非ず、其動機論が社会の安寧秩序に害ありと云ふは、妄の極、又愚の極と云ふべし。故に

曰く隈本君は未だ「ム」氏の動機を解せず、否な更に私意を以て之に擬したるが爲めに之を誤解せりと。

(3) 「ム」氏の書中皆て『志向』は悪にても可なりと云ふの論旨なし、即ち手段は何にても可なりと許せるの文句・あらざ。自由の爲め云々の引例の如きは、唯だ手段結果のみを見て、目的の如何を問はず、直に其外形によりて道德的功過を定むる者の失を論ぜざるのみ。譬へば殺人の如し。殺人は常識の以て大悪となす所なり。是に於て殺人とし聞かば、常人は直に之を大悪と判断す。是平常の際にありて稍や当るの判断なり。而れども苟も合理的に真正の判断を加へんと欲するものは、然かく輕率なるべからざるなり。必らずや、其れ其の由て来る所を問ひ、其此に至れる事情を審にし、其人、其時、其方法、其目的等逐一の關係を調査して後始めて其是非を定むる。本然より云へば、常識は不備不完なり、苟も真正の判断を下さんとするもの、常に当に此くなすべきなり。夫れ造次顛沛の間、社会現象一として善悪是非に關係せざるものぞ、徒に事の外形のみに拘泥して、内面の眞動機を洞察せず、以て漫然賞罰褒貶を爲さば、浮華、虚飾、偽善、無氣力等凡そ一切精神的ペスト乃ち生ぜざるを得ず。「ム」氏の意は之を患ふるにあるのみ、何ぞ志向手段を問はずと言はんや。是れ隈本君が「ム」氏の動機

の誤解より必然邪推し來りたる曲解に外ならず。記憶せよ「ム」氏の所謂動機は目的にして、目的の中には或は早く、或は晚く実現せらるべき本末輕重諸種の結果の觀念を含蓄することを。もし學説が果して社会を危害ならしむるものあらしめば、其は「ム」氏の其れに非ずして外形のみに拘泥する隈本君の説なるならざらばあらざるなり。其詳は如何。曰く、

(4) 隈本君は直覺説に私淑するものなり、少くとも高等師範程度の教科書としては、直覺説ならずば危険なりとなすものなり。君は云ふ、正直は絶対的の命令なり、殺人を罪するも亦絶対的なり、故に盜賊に対して自衛の必要上虚偽を云ふも悪なり、正当防衛上人を殺すも、國際競争上戦争を爲すも悪なりと。是れ彼が凡ての目的説(「ム」氏の如き説)を拒絶するより必然結果きたる所なり。彼が理性は目的の如何によりて、外形上同一に見ゆる所作が、或は善となり、或は惡となることの眞理を許す能はざるなり。是に於て其動機目的の如何を問はず、虚偽は虚偽なるが故に、殺人は殺人なるが故に悪なりと爲さずんば甘心せざるなり。伊庭島田の輩は等しく殺人たるが故に、坂本慶次郎と等しく、楠正成と等しく(正成も敵を殺したり)悪なりと爲さんとするなり。是れ又善惡を論評する一方法、而も余りに甚だ單簡なる一方法

なり。而して隈本君の不穩当ならざる、不都合ならざる倫理説とは、抑もこれにてあるなり、之を直覚説となす。此一事實に彼の読売紙上の言より演繹し得べきのみならず亦た同君が丁酉倫理会の席上吾人に明示せし所なり。吾人は隈本君が直覚説の主張者たるが爲めに、同君を非議するものに非ず。直覚説も亦た倫理学上一大主義たるを失はず、「カント」然り、「ヘルバルト」然り、「ヂャネー」も「シヂウイック」も亦其臭味ありと云ふべし。吾人は衷心直覚説に向つても一半の敬意を分つを惜しまず。唯だ其真理に非ることは学界今日已に定論あり、必ずしも此に細論するを須らず、之を一説となしおかは乃ち足る。而れどもし隈本君が直覚説を楯に取りて、「ム」氏一派の学説を危険なりと為さんか、正当防衛上已むなく、此に一箇の直覚説の危険なる応用を示さん。左の三段論法に見よ、

戦争は絶対的に悪なり  
天皇は戦争を爲し玉ふことあり  
故に天皇は悪事を爲し玉ふことあり

是れ真に恐れ多き決論ならずや、実に『国体上容易ならぬ事にもなりませう』と云はざるべけんや。直覚論者たる隈本君たるもの、其れ之を肯んずるや、否や。請ふ詭弁を弄して人を誣ふることなかれ。人をのろはゞ穴二つ、

何れの学説よりか詭弁によりて国家皇室に不敬不忠たらざるものぞ。学者時に詭弁を弄するを聞く、余は今にして始めて文部の当局者が詭弁を弄するを見る、否な詭弁を弄して他を誣ふるを見る、否な更に無罪可憫なる幾多の青年を陥るゝを見る。是をしも忍ぶべくんば、天下復た何物をか忍ぶべからざらんや。

隈本君の誤解、曲解、邪推、詭弁上述の如し。吾人は篤く同君の品性人物を敬すれども、亦甚だしく其の明智——特に倫理学上の明智を信ずる能はず。従つて又同君と所見を同ふすと云ふなる倫理専門家の鑑識を疑ふなき能はず、此に視学官たる同君に対しては甚だ気の毒の至なれども、倫理学者たる同君に対して大に其意を得ざるものあるなり。同君たる者、幸に余が不遜直言の不作法を咎むる勿れ。聞く君は『教授法を改正すれば認可を取消すにも及ぶまい』と稟議したりとか。哲学館及び其講師の、教授法上の注意を渴望するや、余が親しく君に請問せし所なり。何等の公平、何等の親切、吾人豈に君が厚意を謹謝せざらんや。而れども君が弁護も其功なく省議遂に彼の大処分に出でしは抑も何事による。吾人は君が厚意に甘へ、更に質すに此一問を以てせんと欲す、可ならんか。

之を要するに、文部省視学官の言果して信ならば、問ふ

までもなく、文部大臣は明らかに哲学館教授の倫理学説を罪せしなり。而して其れ美に冤罪たるを免れざること上に略述せしが如し。思ふに今の文部大臣は真に英国紳士の面目を具へ、今の検定委員長は美に当世得易からざるの風骨を備ふ。夫れ君子の過や、日月の蝕の如し。もし余が言にして苟も取る所あらば、必らずや其れ翻然初志を改め、責任を明らかにし、無罪不幸を恢復せしむるに躊躇せざるべきなり、窮鼠の猫を喰むは真に已むを得ざるに出づ、妄言多罪なり。へ序に、引例の不都合に就ての余が弁解は、本月発行の丁酉倫理講演集に詳なり

(完)

『読売新聞』第九二〇六号・第九二〇七号

(明治三十六年二月三日・四日)

### 四八三 ミュアヘツドの倫理学書に就いて

(明治三十六年二月三日)

ミュアヘツドの倫理学書に就て

文学博士 桑木厳翼

中島徳蔵君併びに哲学館は余の先年訳述せし倫理学書の為に不測の奇禍を買へり。今や中島君蹶起して世論に是非を質すに至り、余の知友又遙に書を寄せて事の真相

を問ふものあり。此時に當りて訳者たる余は原著者に對する義務として終に又一言なき能はざるなり。

思ふに事件の淵源たるミュアヘツドの倫理学全体に關しては余は此に論弁を費すの要を見ず。氏の説は既に我國教育家の殆全体に通じて講ぜらるゝ所、今にして之が是非を質すは既に遅く、而して若し極端なる直覺説を奉ずる者、或は倫理研究を以て道德を破壊するものとなす者に非ざらんか、之を以て比較的穩健の學説となすことにて何人も躊躇せざる所ならん。蓋し是れ學説に於ては人格に於ても一代の儀表となれるグリーンの學説を繼紹せるものなればなり。是故に余は唯此事件に直接關係ある動機論に就て弁明する所あらんとす。

ミュアヘツドの動機論は古來争論の点たる動機と結果との關係に就て調和的見解を試みたるものなり。夫れ、動機に重きを置く者は其極事跡の利害を顧みず、結果を主とする者は心術の是非を問ざるの弊あり。ミュアヘツドは乃ち謂へらく、是れ倫理學上所謂動機の意義を明にせざるの失なりと。蓋し彼等論者は共に行為の動機を以て其結果と分離無關係のものとなす、是れ此の如き偏見の生ずる所以なり。抑も倫理的意義を有する行為(即ち善若しくは惡と稱し得べき行為)は(ミュアヘツドに従へば)有意的動作にして、単に一時の感情若しくは想像に

よりて惹起せらるゝもの、謂ひに非ず、従て是等感情等を倫理的動機と称する能はざるなり。例へば憤怒の情に駆られて人を害する者は動機ある行為をなせりと云ひ難く、空拳を以て天下を濟はんと揚言する者は善良の動機を有する人と称するの価値なきなり。唯外は確定せる目的に向ひ、内は自己の品性に相応せる行為をなさんとする場合に於て、始めて倫理上善悪の価値を附し得べき動機ありと云ふを得るなり。而して此意味に於ける動機は既に其動作と及び之より必然的に生じ来る結果とを予想するが故に、論者の考ふるが如く動機と結果とは決して分離せず、況して背反するものに非ざるなり。若し兩者背反する如き観あらんか、是れ其動機或は結果と称するものが単に倫理上の意義を有するものゝみに止まらざるによるものとす。

今此立脚地に在りて暗殺者等の場合を考ふるに、吾人は先づ古今の暗殺者に就て、其多数は一分の私心を有する者にして決して純潔なる動機のみによりて行動するものに非ずと思惟するを得べし。然れども仮に一步を譲りて一点の心に疚しき所なきものありとせよ、而して暗殺の結果社会を救済せざるのみか、反て其紊亂を助けたりとせよ、普通には之を以て動機善にして結果不良なるものとすも、ミユアヘッドの解釈によれば、是れ決して

結果のみ悪なるに非ず、動機中既に許多の非難すべき点を含有せるなり。即ち、若し彼にして適當なる熟慮を欠き自己の感情・想像に駆られて事を為したるものならんか、其動作は寧ろ道徳上の問題に入るべきものに非ず、狂人痴者の所為に比すべきものたり。而して若し其人は決して狂痴ならず、社会の形勢を見るの明なかりしに於るとせんか、是れ普通人が有意的動作をなすに當りて守るべき適當なる注意を怠りしか、若しくは自己の蒙を悟らず恣に我意を立つるに於て責任ありとせざるべからず。何れにせよ、此説に在りては絶対的に暗殺者を賞揚する如き結論を生ずることなきなり。

(未完)

ミユアヘッドの倫理學書に就て(承前)

文學博士 桑木嚴翼

ミユアヘッドは更に進みて動機と志向とを區別せり。謂へらく、吾人が動機と稱するものは目的に限る、而して目的を達するに當りて取るべき手段の中には多少其目的と方向を異にするものなきに非ず、是等の手段及び其結果は我が志向してなす所なれども我が行為の動機に非ず。故に志向は広義にして動機をも包含すれど、動機は究竟の志向を意味す。今此論を推演するに、究竟の志向たる動機は行為の目的として其の全体を統括するもの

なるが故に全体的意義を有するも、各志向は個々の手段に對するものなるが故に部分的意義を有するに過ぎず、従て志向は動機を離れては全く道德的意義を有せざるなり。例へば甲なる目的を達する為に順次にイロハ等の手段を取れりとせよ。イロハ等は各志向せられたることなるも、若し終極に於て甲に帰着せざれば、何等の意義を有せず、之を志向する所以の理また消失せん。故にイロハ等を分離して善悪等の判断を下すはなほ瓦の一片を取りて伽藍を品評するが如きのみ、所謂盲人無象の譏を加ふる父母を見て不慈となさんや、是れ鞭撻の痛苦は単に志向にして動機に達する必須の途なればなり。然れども、若し兒子を打擲して死に至らざれば已まざる父母ありて猶ほ自ら兒子の教育の為にすと揚言する者あらば、誰か其愚を笑はざらんや、何となれば、是れ部分的段階的の志向を以て全体的究竟的の動機を害するものなればなり。ミユアヘッドが所謂結果を予想せる動機に於て此の如き志向の存在を許さざることまた明なるに非ずや。

ミユアヘッドの所説は以上を以て其要を尽くせりと信ず此理を解せんと欲せば氏の論法が凡て二反対を一元的に調和せんとするものなるを知らざるべからず。是れ哲学殊にヘーゲル流の弁証法を會得するものにして始めて其

味を覚り得べき所のみ、之を以て漫然折衷調和を図るものとするは到底哲学倫理学等の問題を攻究する態度に非ざるなり。氏の自我實現説は此の如くして直覺説と功利説とを調和せり。治善説は此の如くして個人的立脚地と社会的立脚地とを調和せり、意志自由説と必至説とは此論法によりて同一の見解と化せり、而して動機論と結果論とも亦此の如くして一種の解釈を得たるなり。目的は手段を神聖にすと云ふ俗論と手段其自身に絶対的価値ありとする嚴肅説とはかくして合同するを得たるなり。然るに此全体の傾向を顧みず、志向と動機とを手段と目的とに配当し、其關係に就て存する苦心の迹を沒了し、ミユアヘッドの攻撃せるジエースト派の罪を以てミユアヘッド自身に嫁する者あるに至りては、我れ切に我が訳文の拙にして我が倫理思想を明にせる未見の師友に背く所多きを恥ぢざる能はず。

(未完)

ミユアヘッドの倫理学書に就て(承前)

文学博士 桑木嚴翼

一月二十九日の読売新聞によるに、隈本有尚君はミユアヘッドの倫理説を以て「将来教育の職に當る者が其主義を執るに至つては穩ならず」とし、「目的が善ければ手段は構はぬ」と説く者ありとするが如し。隈本君の所謂「穩ならず」とは学説全体に関するか或は動機論のみに

関するか、詳かならずと雖も、学説全体に就て云ふものに非ざるべきは余の信じて疑はざる所なり。唯夫れ手段論が不穩なりと云ふにあらんか。ミユアヘッドの書中何れか此の如き解釈を下すべき所あるぞ、人は彼が予知せざりし結果に対しては之を予知せざりしてふ事実に責任ありと云はゞ兎も角(其結果其ものには)責任ありと云ふを得ず。且又、単に彼の志向たるに止まりて動機ならざりし結果の部分を見て之に善惡の判断を下すべきものに非ず。是れ偶然の結果に対して人は莫大の責任を有せざることと、志向のみを分離して道德的価値を定むるの不可なることを云へるのみ。故に終りに「唯夫れ吾人が動作全体を計算し其結果が全体として善なるか將悪なるか」を定め(即ち志向のみならず動機との關係を詳にし)「其結果が当の目的なるか」の間に応へたる(後(即ち偶然の結果を削除し)「始めて道德的判断を立つるの権利あり」と云へるなり。目的に重きを置きたることは、之あるべし、然れども如何なる手段にても可なりとは、如何にするも之より演繹し得べからざる結論なりと謂はざる可らず。

夫然り、ミユアヘッドが暗殺者を是認すとは何を根拠として云ひ得るか。寧ろ氏の立脚地より云へば普通の暗殺者は全体の動機に於て充分罰せらるべきもの、単に或

る一部分の志向中嘉みすべきものあるに過ぎざるに非ずや。然るに隈本君は氏の説を以て手段の如何を顧みざるものとし、「伊庭想太郎や、島田一郎、来島恒喜、西野文太郎の行為も非認されぬ訳となり、日本の国体上容易ならぬ事にもなりませう」と云り。君はミユアヘッド或は氏が祖述せるグリーンンの学説若しくはパウルゼン、ヴェント其他近代の諸倫理学者と意見を同くすること多き丁酉倫理会の会員が世論の道徳上や、伊庭を恕せんとする傾ありしに際して、断然之を是認すべからずと云へることあるを知れりや。且夫、余の最も解する能はざる点は伊庭等を非認せざれば何故に国体上容易ならぬ事となるやに在り、伊庭が少なくとも世の反情を買はざりし所以の理を熟考し、而して君の所謂容易ならぬ事に論及せる理路を辿れ。余は弁を好む者の君に意外の駁難を加へんことを慮る者なり。然れども余豈此の如き言過を以て君を責めんや、而て不穩と認められたるミユアヘッドの引例は即ち之と同一の災厄に罹りたる者也。

ミユアヘッドは志向のみによりて行為の善惡を判断すべからずと説き、之に接続して So judged, the regicide for the cause of freedom would be condemned, …… と云へり、是れ国体上容易ならぬ事と目せらるゝ点なれども、虚心坦懐之を解釈すれば必しも然かく慮るの要

なきなり。余は先づ何人も此文を讀過して我國体に考及ぶものなきを断言し得べし、蓋し到底あり得べからざることは想像にも浮ぶことなきことあるなり、且又ミューアヘッドを以て一般の場合に於て自由の爲にする「レジサイド」を是認せりとするは恐らくは氏の本意を誤るものならん。氏はたゞ絶対的の自由のみを動機として毫も他の分子を混ぜざる場合、而して之を達するには「レジサイド」も亦一の方法にして（即ち「レジサイド」と自由との兩立し得る場合）然かも此の時に際して他に容易に実行し得るものなき場合を想定し（余は氏がクロムエル時代の歴史を暗指するものと解す）此の場合に於ける「レジサイド」が決して全然責罰せらるべきものに非ざるとせるなり。然れどもミューアヘッドは又全然責罰すべからずとは断言せず。故に若し「レジサイド」が自由の目的を達する爲に取るべき方法ならざる場合にありて、猶之を志向し手段とすることは、部分の爲に全体を害することにして決して許容すべからざることとなるなり。近世歐洲の國家に於ける自由は決して「レジサイド」を手段として達せらるべきものに非ざること論を俟たず、ミューアヘッドを以て此理を解せざるものとするは氏を誣ふの大なるものと謂ざるべからざるなり。

ミューアヘッドは此引例に就ても其立脚地たる一元論的

見解を脱するの理なし。単に此一句を分離することなく、其全体の精神を察せよ。氏は社会の有機の見解を奉じて十八世紀の個人主義を非難せり、即ち氏の説を以て粗笨なる民権自由の説と同一視するは奴弁の徒の難詰と類を同じうするものに非ずや。若しくも普通学の智識を具へ、更に実践倫理、倫理学史、哲学史等の講義に接せし学生にありては此点に於て誤解なきや明なり。又況んや國体の理に明にして日夜其中に生息する者にして猶之に惑ふ者あらんや。若したゞ此一語不祥なるが故に排すべしとせば「バイブル」もプラトーンもシエークスピヤもゲーテも等しく「禁ぜられたる果実」とならんのみ、余は此の如き中世寺院的教育法の近世に再興せらるべきに非ざるを信ず。

余がミューアヘッド倫理学に就て考ふる所此の如し。猶氏の目的手段の論を説くには氏の所謂目的が手段と同一不二なるの理を説くを要すれども、是れ後篇に於て論ぜられたる点なるを以て、今はたゞ動機論の章のみに就て立論せり。

終りに、余は必ずしも全然ミューアヘッドを信奉するものに非ず、其説巧妙なれども猶足らざるあるを認めざるに非ざるなり。然れども全体の傾向としては穩健を以て許すべきことは独り余のみならず、先輩の普く許す所、自



とて決して今後倫理学の教授を為し得ざるに非ず又其卒業生も成規の手續を経て検定試験を受け合格すれば一般の中等教員たるを得べきこと他の私立学校と毫も異なる所なかるべし次にムイアヘッド氏の著書を文部省が教科書として採用することを認可せるが如く伝ふるも亦誤解なり本来認可学校が教科書を採用する際に於ては一応文部省に届出づ可き筈なるに右の教科書に就ては絶えて其事なく届出なければ従て本省に於ても認可したる覚えなし此一事既に已に成規に反するのみならず原書の訳者桑木氏の訳書第一版に於ては此度不穩なりと認めたる引例を其儘に記載せるも同氏も該引例の甚だ不穩なりしを覚悟せしと見え其後第二版以下に於て之を抹殺改訳せり故に同館の講授用には恐らく其第一版を採用したるものなる可し以上の如く教科書採用の点に關して同館は既に過怠の責あり之に加ふるに教授上の不注意を以てす文部省が同館の認可を取消したる蓋し苛酷の処置に非ざる可しと信ず本件に關しては爾後中嶋氏と隈本榎学官との間に多少の議論もありたるやにて中嶋氏は二三の新聞紙上に於て駁論を掲載したるよし学者が学問上の意見を公にするに就て敢て他の掣肘を受く可き限りに非ざれども唯隈本氏の議論は隈本有尚一個の議論にして文部省の省議として別は決する処ありて先般の処分に出でたることを

承知せられんことを望む云々

『時事新報』第六九二四号（明治三六年二月一六日）

#### 四八五 ミユアヘッド動機論の真相

（明治三六年二月）

ミユアヘッド動機論の真相 丸山通一

哲学館と中島氏が不幸にして其特權と其教職を罷められてより、世論が文部省の処分を議するは有り、中島氏が自から其所信を明かにしたるは有り、桑木君がミユアヘッドの爲めに弁じたるは有り、之が所説の欠点を指摘したるは未だ有らざるなり。凡そ人の説を駁するは之が爲めに弁ずるが如く愉快なるものにあらず、且氏の説は既に我が国教育家の殆ど全体に通じて講ぜらるゝ所なりと言へば、今にして之が是非を質すは既に遅きが如しと雖も、遅きは無きに優る、是れ此批評有る所以なり、若し之に依て多数教育家の反省を促すを得ば亦愉快ならずとせず。

倫理的批評の題目は何ぞや。氏の説く所に依れば、善惡の品階を蒙るべき動作は呼吸の如き不随意運動にもあらず、瞬の如き反射運動にもあらずして意志的動作なり、之を行爲と謂ふ。意志は感情、希望、思慮、

決断レソリュションの四要素を含蓄す。感情は常に自覚的動作に伴ふものにして、激動パッション(例之ば憤怒の情に駆らるゝの類)又は妄想セルブ、デジラト(例之ば空拳を以て天下を濟はんと揚言するの類)にはあらず、単に快美と苦惱とを指すなり。希望は目的オプザクト、現状の想像に伴ふ感情と目的の想像に伴ふ感情との対照、此対照より生ずる心の興奮デジネツより成る。若し数多の希望併発するときは之(即ち目的)を取捨するに思慮を要す既に思慮を尽くせば専ら一箇の目的に全心を傾注するに至るべし、之を目的の選定即ち決断と謂ふ。斯くの如く感情と目的とは常に意志に含蓄せらるゝものなれども、氏が動機モチフと称するは目的のみなること其反覆弁明する所なり。

氏の説の欠点は既に茲に其一端を露出せり。氏は思慮を単に目的の取捨に関するものに限り、特に其然ることを明言せりと雖も、手段の想像無くして目的を取捨することは理論に於て言ふべくして實際に於て有らざる所なり。仮令ひ会々是れ有りとも、倫理的意義を有する目的の場合に於ては、其決定は之に要する手段の難易善悪に左右せらるゝこと大なるは争ふべからず、殊に数多の希望併発する場合に於て然りとす。然るに氏は手段に関する思慮を決断の後に通例起る所の補助的作用なりとす、氏が言ふ所只斯くの如きのみ、手段を軽視すること以て

見るべし。

今氏の立脚地に在りて暗殺者の場合を考ふるに、其行為は不随意運動にもあらず、反射運動にもあらずして意志的動作たること明かなり。例之ば伊庭想太郎を見よ、彼の目的は星亨の勢力を奪て政界の弊源を杜絶し、教育界の神聖を護るに在り。此目的を遂ぐるには如何なる手段が可なるべきと熟慮して之を殺すの外取るべきの道無しと信じたるも、怨恨なき星亨を殺すは情に於て忍びず、幾度か手段を他に求めたること彼が自白する所の如し。斯くて後其目的を遂行するの決断は成れるなり、茲に至りて余す所は何時如何なる方法を以て之を殺すべきかとの補助的思慮ありしのみ。然らば彼の行為は一時の激動に出たるにあらず、其決心は漸成せり。彼は空拳を以て天下を濟はんと揚言せず、深く方寸を秘して家人親友にだも之を披きたることなく、兼て覚ある腕に利刀を托して政敵の虚を衝かんとす、其時と場所とを撰むや人の意想外に出で、其志を遂ぐるや従容として迫らず、深く思ひ巧に図るにあらずんば豈に斯くの如くなるを得んや。彼の行為は意志的動作なり、行為なり、之をして倫理的意義を有する動作ならずとせば、如何なる動作か倫理的批評を受くべき行為ならん。

行為の善悪は何に依てか知る、之を其源に溯て験せん

か、將た下て之を其末に徴せんか。氏曰く兩ながら宜し、蓋し目的は予想せられたる結果にして、結果は実行せられたる目的なればなり。但し目的に二種あり、一は故意にして、一は動機なり、動機は究極の目的に関する予想なり、故意は動機を含有するの外中間の目的（即ち手段より生ずる結果）に関する予想をも含有す。子を懲罰する父は故意に子の苦痛を起すと雖も、子の苦痛は懲罰の動機（即ち本来の目的）にあらず、之に反して子の改心は父の故意に起す所にして且懲罰の動機なり、故に行為の結果にして倫理的批評を蒙るべきは故意に出でたる結果ならざるべからず、故意に出でたる結果の中にも動機に適ふ究極の結果ならざるべからず。夫れ予期せざる結果の生ずる場合に於ては、之を予知せざりし之責あるのみにして、予期せざる結果其物に対しては責任あることなし。仮令ひ予期したる結果たりとも、単に故意に出でたるに止まりて動機より起りたるにあらずんば、之をのみ挙げて行為の善悪を決むることを得ず、然らずんば自由の爲めに弑虐を行ふ者も責罰せらるべし、是れ批評の當を得たるものにあらず。故に動作の全体を一団となし、其結果若干が全体として善なるか將た悪なるかを定め、是等の結果が本来予期せられたる所なるや否やを決したる後に於てのみ倫理的判決を下すこと

を得るなり。

（未完）

ミユアヘッド動機論の真相（続） 丸山通一

氏は斯の如き動機即結果論を以て動機論と結果論とを調和し得たりと信ずと雖も、是れ大人の手足を断ちて装ふに少年の衣服を以てするに似たり、一見甚だ簡明なるが如くなるも、実は多くの問題を度外視するに依りて然るのみ。故意に出でざる結果にも二類あり、一は到底予想すべからざるものにして、一は手段又は其程度、器械等の性質より予想し得べきものなり。非常の手段を採り、危険の器械を用ゐ、又は長時間過劇の呵責を加へて子女の爲めに懲罰すと揚言する父母あらば、其動作を慎まざるの結果として生ずる意外の珍事に対しても責任なきを得ず、吾人は其愚を笑ふのみを以て止まざるべし。蓋し此場合に於ける子女の負傷若くは絶命は、故意に予期したる所にあらざるも、事の性質上生ずべき傾向有るものとして予知することを得べければなり。凡そ激動の爲めに熟慮を経ざるか、又は妄想に駆られて自己の能力に相応せざる行為を遂ぐるに依りて、予期せざる結果を生ずる場合に当り、之が責任を問ふは至当の事に属す。吾人は其行為を狂人痴者の動作に比すべしとして恕することを得ざるなり、狂人痴者にあらずして狂人痴者の行を為す、其悪事たるや寧ろ分明なりと謂ふべきのみ。

本来予期したる結果に対しては、其動機より起りたると単に故意に出でたるとに關らず、常に責任ありと言はざるべからず。今或る行為の全体を一団となして稽查するに、其結果の甲乙は総べて本来予期せし所のものにして、甲は手段より出で、悪しく乙は目的より出で、善しとせば如何ん。若し氏の要求するが如く、甲乙兩結果を一団として之が善悪を答へんとせば、目的は手段を清むてふ主義に依りて、悪を善なりと弁ずるの外道無かるべきなり。是れ氏と雖も恐らくは自から潔しとせざる所ならん。而かも氏の立言と引例は吾人をして斯くの如く推論するの止むを得ざるに至らしむるのみならず、氏が結果論と動機論との調和に急なる、斯かる難問の生ずることを厭ひ、勉めて手段の善悪に論及することを避けたるは誠に惜むべき事と謂ふべし。

氏の序文に於て自白する所に徴するに、氏は独に在てはカント、ヘーゲル、英に在ては其解釈者グリーン、ケーヤドに負ふ所大なるが如し。然らば其動機論に重きを置くはカントに則り、其論法はヘーゲルに倣ふものと言ふも可ならん乎。氏の論法は甚だ明快なりと雖も、其明快は用語の解釈より来るものにして事実の説明より生ずるものにあらず、整然たる思想の美は有らん、紛然たる實際の難問を解き尽くすは未だし。氏が滔々として弁じ

たる動機論は畢竟其調和説に適當する動機の意義を定めたるに過ぎず。氏が動機カウズと資性との同一不二なるを説くのに於ても亦然かり、氏の推論は甚だ簡明なりと雖も、是れ兩者の同一不二なるべき一面をのみ見て他の一面を見ざるに因る、故に問題の全体を解釈したるものと謂ふべからず。行為は動機と一なり、動機は意志と一なり、意志は資性と一なり、資性は人と一なりと言はゞ誰か推論の簡明なるを疑ふものあらんや、而かも簡明に過ぎたる推論が實際の倫理問題を解決するに幾何の効能あるべきかは何人も疑ふに躊躇せざるべし。果して氏の説の如くんば、悪き資性よりは善行の生ずることなく、又た善行有りて資性の悪きことも無かるべし、然れども斯くの如きは素より氏と雖も自から承認せざる所なるや明し。

悪き資性の人ありて善き目的の行為を遂ぐるとも、其倫理上の眞価は善き資性の人の一行為の如く分明ならず、而かも全く之が倫理上の価値を没却することを得ず。又た慈善音楽会に臨む人の目的若し自己の快樂に在らば、其目的は倫理上の価値無しと雖も、其手段を以て同時に他人の幸福を図るか、少くとも其の手段の自然的結果として他人の幸福の生ずることを予想するの点に於て、其行為の善良なるを認めざるべからず。之に反して

病母の爲めに窃盜を行ふ子は其目的善なりと雖も、其手段は悪なり。又た人ありて其目的は常に善なりと称すとも、之が爲めに採る所の手段にして常に残忍ならば、其性質の残忍なること遂に疑ふべからず。故に實際に於ける倫理的批評は資性、目的、手段の分離を要す。是れ人を惜めども罪を問ひ、功を認むれども人を取らざること有る所以なり。

殺人は悪事なり。重罪の現行犯人と雖も、一私人は猥に之を殺して罪人を罰したりと称することを得ず。国家が之を罰するに当りてすら仮すに弁護上告の余地を以てし、正式の公判を了へ規定の手續を経るにあらざらば、之を刑台に上らしめず、刑の執行亦自から格式あり。且死刑廢止の議も亦夙に学者の唱ふる所なり。然るに一私人が猥りに其政敵を暗殺して国家の爲めにすと揚言するを恕せば、是れ強者の権利を公認するものにして社会の基礎を破壊するに外ならず。且政敵の果して悪人なるや否や、予期の好結果の果して生じ来るべきや否や亦甚だ知り易からず。暴君暗主ありとも事を未漸〔然〕に防ぐは幾多忠良なる宮臣の手腕に在り、例令ひ非常の場合生ずとも、何ぞ必ずしも君主の血を見るを要せんや。若し内に忠良の宮臣無く、外に君側を清むるの志士無くんば、是れ国家の墮落のみ、独り君主の罪を問ふことを得ざるな

り。故に氏が目的と手段との關係を明かにせんとて、自由の爲めにする弑虐の例を挙げたるは決して穩当と謂ふべからず。素より此理論を實行するには、先づ暴君暗主の有るを要するが故に、我國の如く仁明君主を奉戴する所に在りては、斯かる不祥の学説を応用するの余地無きを以て、畢竟単に机上の空論たるに過ぎず、此点に於いてのみ之を追窮するの必要は却て少きが如くなるべしと雖も、眼界を大にして普く自余の場合をも併せ考へ、学理上公平に氏の所説を評せんと欲せば遂に之を弁駁するに至るを免れず。蓋し社会は賢人のみより成れるにあらざることと思はゞ、斯かる学説を唱ふるの實際に於ける利害も亦大に慮らざるべからず。(完)

『読売新聞』第九二〇号・第九二二二号

(明治三六年二月一七日・一八日)

#### 四八六 文部当局者に告ぐ(明治三六年二月)

●●●●●●●●●●  
文部当局者に告ぐ

中島徳藏

二月十五日の時事新報は哲学館事件てつがくのじんじんに関する文部当局者もんじつたうじやくしよの弁疏べんそてふ一項かうを載せたり。其大要は、哲学館が教科書てつがくのしよ採用の点てんに関して既に過怠の責あり、之に加ふるに教授しやう上の大不注意だいふちうを以てす、而して其不注意そふちうとは、クロンウ

エルが自由の為に其君主に對して叛逆を加へたる如き一事を是認したりと云ふにあり。且つ文部省は右教科書中不穩の一節に就きて其訳者桑木氏も其第二版に於て抹殺改訂せりと云ふ事実によりて、其見解の正当を殆ど自明的に説き去れるもの、如し。余は既に此点に關し幾度か弁解し、幾度か論議せしを以て、敢て之に向つて新に辞を挿むの必要なきに似たりと雖も、事実の真相を誤まり、従つて又將來一般の倫理教授上に無用の檢束を蒙むるは、文教の扶植上有害なりと信ずるが故に、茲に又一言の已むべからざるあり。

哲学館が教科書届出の一事に對して過怠の責あるは事実なり。是れ同館が甚だ恐縮に堪へざる所なれども、「ム」氏の書が他の同程度の学校の教科書、又は参考用書として文部省の承認を得あるは（認定の教科書てふものは無かるべし）事実なり。又中等教員の檢定試験に、右書を読み、右書の趣旨を以て答へ、右書を熟読研究したりと口答して、而も何等の注意を受くることなしに及第したる者多きは事実なり。即ち右書は文部省が従來公認し來りたる教科書たるに相違なく、余が之を採用したるは、聊か同省認可の中等教員養成所たる哲学館の為に教授上の斟酌を加へたるものに外ならず。手続上の過怠は則ちこれあり、文部省が右書の是認を為し居らずとは断じて云

ふを得ず。認定せずとは中小學校教科書の如く文部省が其檢定を為すべきものに非ざればなり。文部省が若し左程迄に右書を不穩危険なりと認むるあらば、先づ自己自身の責任をも問ふべきは明らかなり。哲学館に對する処分が届出の一事に依るとせば吾人復た何をか云はん、而れども吾人は文部省が然かく過酷なるを信する能はず。然らば則ち右書の認定と不認定とは、未だ以て哲学館が寧ろ文部省に倣ふて右教科書を採用したるの事実を否定する能はざるなり。

文部省が今回処分理由は前後によりて同じからず、或は「ム」氏が本系の學説は穩健なれども、傍系の引例が國体に合せざる不穩の文句なりと云ひ、或は本系學説の一部たる動機論が「動機善なれば惡しき行為も必ずしも惡しからず」と云ふにあるを以て危険なりと云ふ。前者は野尻視學官が哲学館に告ぐる所、後者は隈本視學官が読売記者に語りし所、及び今回文部當局者が時事新報記者に告げし所とす。吾人は先づ所謂輕からざる不注意が果して那辺に存するやに惑はざるを得ず。唯だ之を彼の哲学館に下せる詰問書（文部省文書課）に参照すれば文部省の不穩なりと認むる真意を付度し難きに非ず。同詰問の主意は明らかに「哲学館に於ては動機と行為との關係を如何なる趣旨に教授せられしや云々」にありしなり。文部

省は嘗て教授法を詰問せず、嘗て引例のみを詰問せず、而して動機と行為との意義内容を咎めしを見るべし。余は今日以後実に文部省が「ム」氏の動機論を罪し延いて其れより必然生じ来るの引例を罪せしを疑はず。

若し夫れ「ム」氏の正系の本旨たる動機論が危険ならざらしめば、其れより生じ来る引例の如き真に已むを得ざる所に非ずや。絀逆の文字は之を不祥の言ひ表はしと云ふは固より当れり、然れども世界歴史上より一たびにてもあれ、道徳上之を是認することありとせば、理論上「ム」氏が絶対的に之を否認せざるも、余と余が教授せる生徒が、学理の解剖室たる教場（勿論大学のそれとは程度を異にすれども）に於て之を否認せざるも亦已むを得ざるに非ずや。其好引例に非ざるは或は之あらん、桑木氏の用意は初学者に対する此心配に外ならず、中等教員養成所の事に非ざるは、氏が読売紙上に弁ぜられたる所によりて明らかなり、是決して皇室に対して不敬、國体に伴はざる危険の構説なりと為すべき程のものに非ざるなり。譬へば殺人は「ム」氏と吾人との立脚地より云へば、絶対的に悪なるものに非ざるなり。是れ前後本末より有機的組織的に論決せらるゝ所なり。然れども若し人ありて単に『殺人も悪しからず』の一文句を捕へ來つて、突然道路の人に向つて大声に之を呼号せば則ち如何。

人の目するに没常識漢或は発狂奴となすや必せり。もし文部省が本系の主脳脈絡を無視し、傍系の一引例を抽出して吾人を罪せんとらば、恰も吾人をして彼の道路に呼号する狂漢の位置に立たしめんとするの形あるなり、認妄之より甚だしきはなし。思ふに文部省は一引例の為に強て摘発問罪して天下公衆と共に絀逆の倫理を講ずる機会を作るの必要を認むべきや。隈本視学官と共に「ム」氏の動機を解釈し、隈本視学官と共に「ム」氏の動機を罪するに非ざるよりは、不敬不祥の問題を惹起せし罪、吾人にあらずして寧ろ文部省にありと謂ふべし。

故に文部省は引例と共に「ム」氏の動機論を罪せしなり。「ム」氏の動機論が倫理學上雖然不動の真理たるや否や、自ら是れ學者批判の存する所たるべきなり。もし単に真偽の問題上より、余が不適当なる教科書を講じたりとせば、不學無能を以て問はるゝは或は之あらん。然れども苟も日本臣民として、皇室國家に取りて重大なる不注意を以て目せらるべきに非ざるなり。「ム」氏の書に於ける単に學者としての卑見は、余も亦學者としての隈本君に告ぐる所の如しと雖も、今はさる閑談を弄ぶべきの秋にあらず、一意唯だ當に其が皇室國体に対し不穩危険なる學說なるや否を研究すべきなり。

(未完)





者が認めて以て動機善なれども其行為は悪なりと爲す所にして、文部当局者の所謂動機の意義亦た恐らくは之に外ならざるべきなり。もし此意義に於ける動機を「ム」氏の所謂動機となし、動機善ければ行為も亦善なりとなさんか、彼の可憐の窃盗も可憐なるが爲めに其悪事を恕せらるべきこととなる、従つて道德の世に広く行はるゝに連れて社会の財産組織、名譽組織、其他一切の社会的秩序を破ることが恕せらるゝこととなり、施ては極めて恐れ多きことも亦又恕せらるゝこととなるが如くなり。是れ文部省が吾人の説に冠するに危険の二字を以てせし真相なるならんか。

吾人は然かく信ぜざる能はざるなり。然れども「ム」氏の動機の善しとは此の如きを云ふに非ず。「ム」氏は彼の兇の心事を可憐なりと曰はんも、決して窃盗の動機を善しとは云はざるなり。何となれば彼の可憐なるは単に自然的感情にして道德的判断を経たるものに非ず、而して道德的判断を経たる心事に非ざれば其動機を善しと云ふを得ざればなり。常識及び一派の倫理学者は、自然的感情が直に動機となると云ふ。然れども「ム」氏は此れを許さず、意志品性の顕現が動機となると云ふ。故に彼の可憐兇の動機の評価に就て、一派の人と「ム」氏との間善悪二致の相異を求すなり。動機の解釈何れが最も適

当なるや、其は後日の閑談に属す。余は「ム」氏の動機が文部当局者の見たる所と同じからざるを指摘すれば則ち足るなり（「ム」氏の書第二編第一章を見よ）、是れ其誤解を來せる第二原因なり。  
（未完）

文部当局者に告ぐ（承前）

中島徳蔵

「ム」氏の意に従へば品性善ならざれば動機亦善なる能はず。善なる品性とは当時の社会の境遇に従つて其一般の善を進益せしむる如き意志の習慣を有するを云ふ。是故に各自の主觀的良心に従ふの傾向を有するもの、必ずしも善品性なりと云ふを得ず、即ち其顕現たる動機も亦善しと云ふを得ず。所謂道德律なりとして他人より我に与へられたる規則に順從するの習慣を有するもの、必ずしも善品性ありと云ふを得ず、即ち其顕現たる動機も亦善しと云ふを得ず。もし前述の可憐兇が其小さく曲れる良心に従つて『此の如き場合は窃盗を爲すも可なり』と判断し、之を以て其実行の原因となしたりとせば、反言すれば、彼は老親の不幸を憐れむ間は未だ窃盗を実行せんと意なく、既に窃盗てふことを考へて後、之を是認して始めて之が実行の決心を作れりとせば、誰か此決心を善なりと云はん。可憐兇の窃盗を是認したる標準は正しからず、之を是認する如き心の組み立ては（感情に非ず注意を要す）当時社会の善を進益するに足らず。

「ム」氏は之を其動機悪なりと云ふなり。其動機に善悪を宣告するや、常識及び一派の倫理学者よりも峻厳なること、是れ詳知せざるべからざるなり。余は幾年前より「ム」氏等の意に従て暗殺を罪し弑逆を罪し其他凡そ合理的なる社会的秩序の爲めに論弁し起草したること已に幾回なるを知らず。之を視学官に告げ又他の文部当局者に語り、檢定委員長に告げたるに非ずや。眇たる哲学館一講師の言も、此点に於て尚当局者の参考を促し熟慮を要求するに足るなり。文部省が公々然「ム」氏の真解釈を明示して余を教へざる限りは余は文部当局者の大不注意大失当を鳴らさざるを得ず。

「ム」氏が善悪は動機(即ち結果の觀念、即ち目的)によりて定まるとなせしは事実なり。反言すれば、其百般の人事が、固定画一に善と名け、或は悪と名くべきなしとなせるは疑を容れず。常識は正直をなべて善事と信ずれども「ム」氏は時により所によりて正直は悪しとなすともあるなり。譬へば薬とし云へば常識は病を治すと信じ、牛肉と云へば又常に滋養品なりと信ずれども、事の実際より云へば、薬の病を治し牛肉の滋養となるは、特定の人により、特定の時によるものにして、もし其処方宜しきを得ざる時は、薬却て毒となり牛肉或は体を疲らす、決して万人一様に通用せらるゝ薬なく滋養品なきが

如し。動機によりて善悪の評価が變ずると云ふは、同一事は何時も何人において同一判断を受くるものに非ずと云ふに止まら。当局者が動機善なれば悪事も悪ならずと見たるは此点にあるなり。然れども是れ適切の意味にて真ならず、當に動機如何によりて常識が通例悪と信ずることも事実悪ならざることありと云ふべきなり。是れ猶常識が薬なりと信ずるものと、事實毒となることありと云ふと等しく、極めて穩健なる思想にして、唯常識よりも一層の明を増したるに過ぎざるなり。文部省は限本視学官の頻に云ふて「ム」氏動機論は『動機善ければ手段は構はぬ』との説なりと論告し、強て自家の口実を設けんとするか。請ふ論議の中心点たる文句の次句を見よ、其然らざることを証明して余りあるに非ずや。曰く『唯夫れ吾人が動作全体を計算し(一)其結果が全体として善なるか、將た悪なるか(二)是等の結果が當の目的なるや否の問題に答へたる後、吾人は始めて之に就きて道德的判断を立つるの権利ありとするなり』と、彼の可憐兒に就きて云へば、動作全体とは老親の苦痛、兒子の同情、苦痛を除かんとする痛切の欲望、此欲望を満足せしむる諸種の手段、蠅を売らんか、納豆を売らんか、富人の財を掠めんか、他人の袖にすがらんか、而して又臍ろげながらも彼の兒の心に浮ぶるべき此等諸手段より生ずる

諸結果等をも総称するなり。「ム」氏の所謂動機は此等諸結果の考量上より生ずるものなり。何ぞ其れ必ずしも手段を問はずと言はんや。文部省の御用倫理説が直覺説ならば則ち知らざるなり。苟も其然らざる以上、善悪が行為の目的精神によりて多少融通す、而して一切万事固定画一の杓子定規のみに由るべからずとするは殆ど各家の通説する所なり、何ぞ独り「ム」氏を咎めんや。知らず文部省の認めて穩健者美国体に合せりとするの説は直覺説なりや否や。是れ国家教育上究問せざるべからざる緊急適切の大問題たらざるばあらず。敢て問ふ、敢て問ふ。

要するに、余を以て之を觀れば  
 (1)「ム」氏の教科書は従来文部省が是認し居れるは争ふべからず。寧ろ哲学館は教授の注意上、文部省に倣ひしは事実なり。  
 (2)文部省が本系の思想の爲めならずして、傍系の引例のみの爲めに大処分を決定せしは、常識上理解すべからざりしが、今にして其単に引例のみならず「ム」氏の動機論を罪せしを見る。而して桑木氏が読売紙上に弁せし用意とは大に異なり。

(3)「ム」氏動機論の眞偽は暫く措き、其は決して危険なるものに非ず、危険なりとなせしは文部当局者が之

を誤解せるによるや明らかなり。

(4)文部省は「ム」氏が動機善なれば、手段は構はずと説ける如く論告すれども、是れ亦誣妄なり、今回問題の重点たる文章其物之を証して余りあり。

(5)文部省は教育上直覺説以外の学説を排斥せんとする者の如し、是れ一般教育界に取りて緊急重要の大問題たり。

以上の考察果して誤なからしめば、文部省は明かに其誤解の爲めに却て哲学館と余とに大処分を加へたるを見るべし。

世に云ふ、君子其罪を惡んで其人を惡まずと。是れ洵に然り。然れども此格言の意、実は少しも其人を惡まずひとり其惡事のみを惡む、人と事と全然別物なりと云ふに非るなり。夫れ人と事と二にして一、一にして二、有機的に相合一す、到底全然別物たる能はざるなり。是故に彼の言は、人の一部分の惡なるを見て直に其全体を惡なりと判断することの誤を云ふのみ。余は全体として当局者を見れば、尚ほ優に國家の先覺者として中心推服の情有有すと云ふを憚らず。然れども其一部分の所作としては、神ならぬ身の当局者、亦罪すべき点なきを信する能はず。聞く此程行政上の処分は法律上之を訴ふるに所なしと。当局者の所作は此点に於て殆ど無制裁と云ふべ

し。無制裁の權威を以て訴ふるに所なき者に臨む、当局者の道徳上の責任や重且つ大なり。余は法律上理由を問ふの権利なきものなり、然れども道徳上文部省の御趣旨を明知するの権利あり、又義務あり。是を以て頃來敢て尊嚴を冒瀆して言説に勉む。幸に当局者は時事新報紙上に御趣旨を示されたれども此御趣旨は未だ以て今回処分に於ける完全なる理由となすに足らず、更に余が「ム」氏の解釈をして信ならしめば、文部省は誤解曲解誣妄を以て無罪可憐の学校職員及び生徒に重罪を課せしむの嫌疑なき能はず。口さがなき世間は、早く既に文部省が誤解を自覚しながら、尚ほ強ひて辞を求むと云ふ、或は帝室云々の言を以て徒に下を威すと云ふ、法律上の制裁は之を恐るれども道徳上の責任は馬耳東風視すと云ふ。是等の言恐らくは君子人たる当局者の心事に非ざらん、余は真に其忍ぶ能はざる所なるを信ず。思ふに文部当局者亦た深く信ずる所あるべし。何を苦んで公々然詳に説き明かに弁じて一挙に疑心暗鬼を撲滅せしめざる。無制裁の文教扶植者として、君子人なる文部当局者として、当然道徳上の責任あるに非ずや、由來訴ふるに所なきもの、思はず説を長うす、自ら多罪を知るなり。謹言。(完)

『読売新聞』第九二二四号・第九二二五号・第九二

二六号(明治三十六年二月二日・二二日・二三日)

#### 四八七 哲学館生徒に与うる書(明治三十六年三月)

哲学館生徒に与ふる書

中島徳藏

客臘諸君に別れてより此に三閱月、而も感懐曾て諸君と相離れざるなり。思ふに哲学館事件の顛末及び余が之に對する態度は既に諸君の知了せらるゝ所ならん。理非は暫らく措き、余は深く哲学館と諸君とに向つて余が不敏不徳を謝する所なり。

哲学館が忠孝の薰陶に於て敢て他の諸学校の後に落ちざるは天下の夙に明知する所、而してム氏の書亦国体に合せざるものに非ざること年来既に定論あり。其実に於て必ず無きの事実にして忽ち忌まはしき名の下に此の大処分逢ふ、抑も之を何とか言はん。是れ余が哲学館が文部省の所置に向つて慎重の態度を取れと云ふにも関はず、遂に黙々に安んずる能はざる所以なり。

然れども實際上理非曲直の公明なる判定は当事者の弁解主張のみによりて下すべきに非ること余も亦之を知らざるに非ず。余は文部省が其私情の爲にのみ敢て哲学館と余とに向つて冤罪を蒙むらしめたりと信ずるものに非ず。余は今も尚ほ或は余の教授と所作とが或は彼の大処分に値ひするもの有るやを疑ふて大に衷心の憂を抱くも

のなり。唯だ大処分の理由を明らかにするは将来の教育上為さざるべからざる所なるを以て、口に筆に一見不穩の挙動に出づ、哲学館と諸君との高免を請ふ所以なり。

聞説く諸君の中、或は資足らずして自ら勞役して以て僅に給するものありと。或は又上に養はざるべからざる老親あり。下に扶育せざるべからざる妻子あり、而も尚ほ他日の卒業を期して此に來学せるものありと。然るに今余が為めの故に忽然として志空茫に帰せんとし、事、徒勞に屬せんとす。予特に之を悲む。噫また傷心の極ならざらんや。

思ふに諸君の中、余を怨むもの之あらん、余は其極めて理あるを自覚し、一日の長者として弁疏に辞なき所なり。諸君の同情ある或は又文部省を罪するものあらん、然れども是れ諸君が余を怨むの合理的なるが如くに合理的ならざるなり。余は特に此点に就きて一言せざるを得ず。夫れ事の当否、理の曲直の如きは、予既に之を世に問ひ、今方に研究中に属す。(丁酉倫理会講演集及び其他の新聞雜誌等)之を決するは実に天下公明なる博識者に待たざるべからず。而して当事者たる学校と生徒との任に非ざるなり。特に諸君は今皆学窓の中にあるもの、宜しく勉学に従ふべし、決して一些事によりて心を動かし思を亂し、以て学業を怠り方針を誤り、亦以て校の

名を辱しむるが如きことあるべからざるなり。余は今回の事變に就て諸君が心中各自の批判を為す勿れと言ふに非ずと雖も、亦諸君が余りに自信〔身〕に忠にして事宜に適せざる輕挙に出づるを喜ばざるものなり。人生行路の難きや、一喜一憂、一是一非、其來る何ぞ限らん、事々に關心し、物々に發憤せば、或は終生の大目的を誤まらざんばあらず。余は聰明なる諸君が此事理に通ぜざる無きを信ずるなり。

余は日常進退の規矩に就きては常識に富みたる君子人の言に重きを置く、是れ諸君の平生知る所なり。即ち實際行動上の取捨にありては、館主井上博士の穩健円熟なる判断こそ諸君が以て準を取るべき所なるのみならず、余が又窃に仰慕して日夕此に従事せんと欲する所なれ。今回の事余は敢て私意妄動して館主委嘱の精神を失墜せしを思はずと雖も、其れ或は体察未だ達せず、習熟未だ完からず、以て此の大失策を來すに至りしやも亦知るべからず。一念の此に到る毎に慚愧後悔の情自ら禁ずること能はず。願はくは諸君が余の罪を恕し、又余が為にも曾て当局者に向つて疎忽の挙動なく、以て再び館主が懇篤にして周到なる教訓に背くの過なからしめよ。至嘱何ぞ堪へん。

夫れ天下泣くべきの事なき能はず、天下論すべきの事

なき能はず。然れども泣て損失を恢復すべからざること  
 之あり、論じて功益を獲得し得べからざること之あり。

此時に當つて尚ほ号哭咆吼已む能はざる如き者は徒に婦  
 女子の事、而して快男児の為に非ざるなり。世に言ふ、  
 『最上の人は其失敗によりて訓陶せらる』とはシエーク  
 スピアの名言なり。『吾人の光誉は嘗て一たびも挫折  
 せざるに存せず、却て挫折する毎に猛進するにあり』と  
 はゴールド、スミッスの金言なり。而してヘンリー、ウァ  
 ード、ピーチャーも亦曰へり、It is defeat that turns  
 bone to flint, and gristle to muscle, and makes men  
 invincible, and formed those heroic natures that  
 are now in ascendancy in the world. Do not then,  
 be afraid of defeat. You are never so near to  
 victory as when defeated in a good cause』。自  
 ら拯ひ得べき事、自ら拯ひ得べからざること、此二事に  
 就ては請ふ諸君と共に己れの心事を乱すことなけん。快  
 活に慎重に又堅忍に道德宗教及び教育の大事業を経営せ  
 んこと即ち是哲学館の本領にして又諸君の大志願に非ず  
 や。余近ごろ少しく眼を患ふ、長時間の執筆を許さず、  
 所言簡なるも、諸君よく余が婆心を諒せば大幸之に過ぎ  
 ざるなり。

時下淑気漸く通じ、黄鳥將に好音を弄せんとす。哲学

館並に哲学館生徒諸子、尚はくは健在なれ。

『東洋哲学』第一〇編第三号（明治三六年三月五日）

#### 四八八 哲学館事件に対する丁酉倫理会意見

〔明治三六年三月一〇日〕

##### ●哲学館事件に対する意見

丁酉倫理会々員は目下教育社会の一問題となれる哲学館  
 事件につき左の如き意見を發表せり

我等は目下問題となり居る哲学館事件につきム氏の動  
 機説を教育上危険と認めず 又倫理学の教授に際し中  
 島氏が其引例を其の儘になし置きし所作を以て深く咎  
 むべき不注意に非ずと認む

明治卅六年三月十日

丁酉倫理会々員

波多野精一 法貴慶次郎

朝永三十郎 千葉 鉉藏

吉田 賢竜 村上 專精

浮田 和民 桑木 敬翼

藤井健次郎 宮田 脩

元良勇次郎

『日本』第四八八二号（明治三六年三月一日）



右ニ対シテハ本使ハ不取敢本件ハ純然タル教育上ノ問題トシテ本邦ヨリ表向キノ報告ニ接シ居ラサルノミナラス本使ノ職務上関涉スヘキ事項トモ思料セサルニ付本件ニ関シテハ公ケニ文部当局者并ニ世間一般ニ対シ同氏ノ論旨ヲ披陳スルノ地位ニ立ツヲ好マサル旨回答スルト同時ニ、哲学館ノ管理者ハ公然文部省ニ対シ本件ヲ弁護スル權利アリ尚其弁護ヲ援助スルカ為メニ博士ノ論文ヲ引用スルノ路アルヘキヲ附記致置候

著作者当人ニ対シテハ右様申述置候へ共「ムアヘツド」博士カ極力自家ノ主義ヲ弁護センカ為メ事例ヲ引テ委曲ノ説明ヲ試ミタルハ我当局者ノ参考ト可相成カト存候ニ付同封差進候間文部省へ転送方可然御取計相成度候

抑モ本件ニ関スル文部省当局者ノ処分ハ固ヨリ正当ナル意見ニ基キ執行セラレタルコトトハ推察致候へ共我邦新聞紙ノ報告ノミニヨリテ想像スル処ノ当国人ニ於テハ恰モ徒ラニ思想ノ自由ヲ妨ケ言論ヲ束縛スルモノ、如ク解釈スルコトハ自然ノ勢ニ有之候而シテ、或種ノ主義ノ我国人ノ精神ニ浸潤スルコトヲ防クカ為メニ其主義ヲ論述スル書籍等ノ国内ニ入ルコトヲ全然禁止スル事ニモ有之候ハ、得失ハ姑ク措キ其目的トスル処ハ明白ナルヘキモ一般ノ国人カ此種ノ書籍ヲ閲読スルコトハ不問ニ措キ唯一個ノ学校ニ於テ之ヲ講読スルコトヲ許サスト云フニ至

リテハ其目的ノアルトコロ分明ナラスシテ絶テ条理ナキ不必要ノ干渉ノ如ク相見へ当国人士ニ不面白感情ヲ与へ候結果ヲ生シ可申候右ハ我邦外交上不少影響モ有之候義ト存候間本使視察ノ情実御参考迄併テ申進候 敬具

明治三十六年四月四日

在英

特命全權公使 子爵林董

外務大臣 男爵小村寿太郎殿

「東京哲学館ニ於テ「ムアヘツド」倫理書ヲ採用セルニヨリ同館ノ認可ヲ取消タルニ付該著者ヨリ申出一件」

外務省外交史料館所蔵

#### 四九一 中島徳藏宛ミュアヘツド書簡

〔一九〇三年四月一九日〕

ミュイアヘツド氏の書簡

英国バーミングハム大学教授ミュイアヘツド氏が神戸クロニクルに寄せたる弁妄書は本誌前号に転載せしが、其後更に中島徳藏氏に宛て左の書状を寄せられたり、教授が原著者として一箇の学者として、遙に同情を寄せ又其自説に対する誤解を去るが為に尽力するや頗る至れりといふべし、書中寄書とあるは即ち前に所謂弁妄書是なり、

---

April 19th 1903. ... understom ...

Dear Sir,

I very much regret to learn through the Japanese newspapers that you have suffered in your <sup>(profession)</sup> proffession through the misunderstanding of the Inspector of Schools and Colleges in Tokio as to the bearing of the teaching of my text book of ethics on the subject of Motive. I have written at some length to the newspapers to explain what this teaching is. But as my letter is in English and addressed to the English papers, I fear it may not reach the Japanese public and therefore write to call your attention to it. Perhaps you may be able to have it translated and sent to the leading Japanese newspapers. I have sent a copy of it to the Japanese Embassy here, and also written to the same effect to Baron Kikuchi, the Minister of Education in Tokio. I sincerely hope that this correction may make it clear that you will amply justified in using the "Elements of Ethics" as a text book and are in no way to blame for the Inspector's misunderstanding. I shall be very glad to hear from you at any time you may find it convenient to do me the honour of writing to me.

I am Dear Sir with best respects

Yours very truly

J. H. Muirhead.

---

右訳文

足下よ、

余は日本の新聞紙によりて、足下が其の業務上余の倫理教科書を講ずるに際し、動機論に就て文部視学官の誤解を招き、為めに奇禍を買へることを聞きて痛心に堪へざるなり。余は右新聞紙に書を寄せて稍や詳しく右論題の

真意を弁じたり。而れとも余が寄書は英文にして英字新聞に宛てたれば、或は恐る其の広く日本読者の知る所とならざることを。由りて余は之れに就て足下の注意を促がさんとして此に一書を裁す、請ふ足下右寄書を訳して之を日本の各新聞に投ぜよ。

余は既に別に一通を写して之れを当地の日本公使に呈

し、又同一趣旨の徹底を希ひ、更に東京に於ける文部大臣菊池男爵にも寄信せり。余は此の弁解により、足下の余が倫理書を用ゐしは至当の道理ありしことにて、視学官の誤解の爲めに毫も非難すべきに非ることを明らかにし得んことを切望す。足下が便宜の時を撰み返信の榮を賜はゞ幸甚し。敬具

『東洋哲学』第一〇編第七号（明治三六年七月五日）

四九二 教員免許無試験検定認可取消に対する

館主井上円了所感（明治三六年四月）

認可取消を聞きて所感を述ぶ

苦にするな暴しの後に日和あり

今朝の雪畑を荒らすと思ふなよ

生ひ立つ麦の根固めとなる

火に焼かれ風にたをされ又人に

伐られてもなほ枯れぬ若桐

伐ればなほ太く生ひ立つ桐林

於英京竜動 井上円了

『井上館主通信』（『東洋哲学』第一〇編第四号、

明治三六年四月五日）

四九三 中島徳藏寄贈図書に記す所信

〔明治三六年四月〕

明治卅五年十二月中所謂哲学館事件に際し余か責を引て同館を辞任するや卒業生並に在館生徒有志諸君余か為に不尠金額を醸集し慰勞として余に贈らる余か榮たる頗る大なり然れども窃に自ら思ふ余か為の故に今回の奇禍を蒙る同館特に在學生徒の不幸寧ろ大に悲むべきものありと因りて右金額を以て参考図書を購入し更に之を同館図書館に寄贈し聊か生徒諸君の自修に資せむとす特権を失うて却て実力を益すの功果あらむこと是れ余か至願にして亦全く寄贈者の芳志に戻るなきを信するなり

明治卅六年四月 中島徳藏識

J. H. Muirhead 著 『The Elements of Ethics』

見返し（一九〇一年）

東洋大学附属図書館所蔵

四九四 ミュアヘッド教授宛文部大臣書簡案

〔明治三六年七月〕

四月十九日付貴翰正ニ受領「ジヤパン、クロニクル」へ

ノ寄書ト併セテ仔細ニ閲読致候哲学館事件ニ関シ特ニ貴下ノ配慮ヲ煩ハシタルコト感謝ニ不堪候該事件ニ付テハ当国ニ於テモ往々誤解ヲ有スル者少ラス新聞紙等所載ノモノニテハ尤モ事実ヲ誤報セル所多ク遺憾此事ニ候元來哲学館ニ対シテハ其卒業者ニ中学校、高等女学校及師範学校教員無試験檢定許可ノ特權ヲ与ヘ居候力此事タルヤ教授管理ノ最モ完全ニシテ寸毫モ間然スル所ナキ学校ニ限り稀ニ之ヲ与フルモノニ有之候然ルニ哲学館ニ於テ貴下ノ著書ニ依リ倫理學上最モ肝要ナル動機ト結果トノ關係ニ就キ教授スルニ当リ敢テ必要ナル説明ヲ為サスシテ生徒ヲシテ重大ナル謬見ヲ抱カシムルニ至リタルハ同校教授ノ不完全ニシテ此特權ニ値ヒセサルノ一証ト認定セサルヲ得ス候是レ今回ノ処分ノ止ムヲ得サル所以ニ候予ハ大体ニ於テ貴下ノ學說ヲ是非スル者ニアラス貴下之ヲ了知アランコトヲ望ミ候 敬具

明治三十六年七月

ジ一、エツチ、ムアヘツド教授宛

大 臣

『東京哲学館ニ於テ「ムアヘツド」倫理書ヲ採用セルニ

ヨリ同館ノ認可ヲ取消タルニ付該著者ヨリ申出一件』

外務省外交史料館所藏

四九五 前文部大臣菊池大麓の哲学館事件并明

〔明治三十六年九月五日〕

序

〔中略〕

良教員の  
欠乏

教授が宜しきを得るには之を為す所の教員が良くなければならぬ而して今日教員の欠乏は実に甚しい、小学校でも中学校でも高等女学校でも師範学校でも実業学校でも殆ど半数は間に合はせ教員である、無資格教員で有る、無資格者にも中には良教員が無いでもない、然し夫れは例外で有る、世間には此例外例を以て教員の檢定などは要らぬと論ずるものも有るが、丁度自分の子供の成績を以て一般教育制度を論議するものと同様困つたものだ、斯の如き有様で有るから余は教員補給の途を講じた、小学校及実業補習学校の教員に就ては地方官に数々注意した、実業教員の養成は実業教育奨励費の中より出来ることであるから、農科大学、東京高等工業及商業学校、水産伝習所等に託して養成することを拡張した、中等普通学科の教員に付ては

教員補給  
に關する  
施設

臨時教員  
養成所将来中等  
教員の養  
成法を一  
大改正を  
加ふるを  
要す

広島高等師範学校開校の時期を早め、五ヶ所の臨時教員養成所を新設し、三十六年に尚一所新設する筈で有つたが之れは不成立で出来なかつた、此臨時教員養成所に就ては之を東京高等師範学校に置かなかつたと云つて世間には非難するものも有つたから一言説明して置きたい、東京高等師範学校には本科の外に専修科と云ふものが有る、是れ即ち臨時教員養成の目的で有つて二年と二学期で某学科を専修して其教員に成れる様にする速成科で有る、高等師範学校には即ち此専修科が有つて既に充分附加の重荷を脊負はせて有るから、此上に附設す可き余地がない、故に他に都合の出来る学校へ附設したので有る、而して又近頃高等師範学校を廢するが宜しいと云ふ説が有ると云ふことがチラチラ聞へるが教員の欠乏今日の如く甚しい時に於て決してまじめに言ふ説とは思はれない、余は将来に於て中等教員の教員養成の方法に一大改正を加ふ可き時期が来るであらふと思ふが今日はまだ専修科だの臨時教員養成所だのを必要とする際で中々左様な事は言ふて居られない。

所謂哲学館事件に就て一言弁して置かう、あれ

所謂哲学  
館事件

は文部省が学説に干渉するのだ、学問を束縛するのだ、怪しからんことだなどと攻撃が今以て有るけれ共之は学説には少しも関係のないことだ、ミューアヘッド氏の倫理書中動機と行為の關係に就ての説は一寸込み入つて居る、やゝもすると彼の「目的は手段を正しくする」と云ふ恐る可き説と誤まられるので、余程丁寧な教師が説明しなければならぬとはミューアヘッド氏自らの「神戸クロニクル」新聞に投じた書中に言つて居る、殊に一の引例として「自由の爲めには弑虐も差支ない」と云ふに至りては実に不穩当極まる例で有つて翻訳者も第二版には此例を省かれたそうだ、夫れが第三版以下には書肆の過で復た元の通りになつたと云ふことだ、夫れで此が試験問題に出て答案に其まゝ出て居るに至りては愕かざるを得ない、因て此点に就ては授業の際必ず特別に生徒に注意を与へて居るで有らうと思つて、如何と問合せたら別に注意はしない、教科書通りに教へ居るとの意外な答に接した、而して此受験者が卒業すれば直に倫理の教員になるので有るから、余は之れは容易ならぬ事であると考へて即学校の特権(文部

省の試験を受けずに教員免状を得る)を取消した、井上円了博士には御気の毒で有つたけれども致し方がなかつた。

文部省対  
私立学校

夫から之を一例とし専門学校令及施行規則中学校施行規則などを引て、文部省は私立学校を撲滅しようとするとか虐待するとか攻撃が有つたが、固よりそんな考へは毛頭なかつた又有る可き筈がない、専門学校令にしろ施行規則にしろ、其物に就て何の点が悪いと云ふ議論なら分つて居るが、唯夫では私立学校が潰れると云ふのでは議論にならない、良い規則で有つて夫がために潰れるなら学校が悪いのだ、故に議論は法令其物に就てしなければならぬ、私立学校にも色々有る、中には公立よりも良いものも有る、又中には実に甚しい詐偽に類する様なことをするものも有る、此等に向つて嚴重に取締りをするのは当然のことである、専門学校令なども良い学校からは数々促がされた、一般に私立学校と云ふことで彼れは云ふのは善良なる私立学校の為には損である、余は私立学校として私立学校に反対せざるのみならず完全なる小学校、中学校等は将来或は寧ろ私立の方に期待するので

私立学校

ある、然し営利的学校は彼の人の子を殺ふものとして反対するに躊躇しない。

〔中略〕

明治三十六年九月初五日茅ヶ崎に於て

菊池大麓識す

菊池前文相演述「九十九集」二二―二七頁

(大日本図書株式会社、明治三十六年一月一日)

#### 四九六 哲学館事件で辞職中島徳蔵の哲学館講師

再勤挨拶〔明治三十六年一〇月〕

哲学館事件以来館内生徒諸君並に出身者諸君より一方ならぬ御高配を蒙り居候処館主帰朝同館の方針も御承知の如く相定り小生へも再勤可致様被申聞候に付復茲に哲学館講師として微力を尽し候こと、相成候右略儀ながら本誌上を以て御礼旁御報申上候敬具

三十六年十月

中島徳蔵

哲学館出身者並に生徒諸君各位

『東洋哲学』第一〇編第一号(明治三十六年十一月五日)

## 四九七 私立哲学館教員免許無試験検定認可取消

処分理由（明治三十七年一月）

所謂哲学館特権取消処分之眞理由 中島徳藏

〔他〕所謂哲学館特権取消処分之眞理由 中島徳藏  
 菊地前文部大臣は近頃其演説集『九十九集』なるものを公にせり。是れ其の秘書官が編纂の勞を取りたるものにして、前文部大臣自ら之に序文を添へ逐一其大臣として懷抱せる意見、施設せる計画等を述べたり。中に所謂哲学館事件に就て一の弁解あり。曰く

所謂哲学館事件に就て一言弁じて置かう、あれは文部省が学説に干渉するのだ、学問を束縛するのだ、怪しからんことだなど、攻撃が今以て有るけれ共、之は学説には少しも関係のないことだ、ミューアヘッド氏の倫理書中動機と行為の關係に就ての説は、一寸込み入つて居る、やゝもすると彼の「目的は手段を正しくする」と云ふ恐るべき説を誤られるので、余程丁寧に教師が説明しなければならぬとはミューアヘッド氏自ら其の「神戸クロニクル」新聞に投した書中に言つて居る、殊に一の引例として「自由の爲めには弑虐も差支ない」と云ふに至りては実に不穩当極まる例であつて、翻訳者も第二版には此例を省かれたそうだ、夫れ

が第三版以下には書肆の過で復た元の通りになつたと云ふことだ、夫れで此が試験問題に出て答案に其儘出て居るに至りては愕かざるを得ない、因て此点に就ては授業の際特別に生徒に注意を与へて居るで有らうと思つて、如何と問合せたら、別に注意はしない教科書通りに教へて居るとの意外な答に接した、而して此受験者が卒業すれば直に倫理の教員になるので有るから、余は之れは容易ならぬ事であるかと考へて、即学校の特権（文部省の試験を受けずに教員免状を得る）を取消した、井上円了博士には御氣の毒で有つたけれ共致し方がなかつた、

「学説には少しも関係のないことだ」と云ひ、又た「恐るべき説と誤られる」と云ひ、其恐るべき説とは問はば、即ち「目的は手段を正しくする」の説と眞擬らはしと云ふ。然り、もし「ミュ」氏の説が結局「目的は手段を正しくする」に落れば、文部大臣の意気込は学説を罪せんとせしや明らかなり、何の少しも学説と無關係なりと言はんや。当初の文部大臣が此説を極めて危険なりとの前提を置き、次に余の説明の不十分なるが爲め遂に生徒の道念を此危険に染ましめたりと臆測し、此に彼の過酷処分の決意をなしたるや明らかなり。思ふに「目的は手段を正しくする」の説は、然かく危険なる性質を含有する

や。吾人をして多くを言はしむるを須るず、「ミュ」氏は実に彼が説の所謂危険説に非ることを弁ぜり。又た帝國大学の井上教授も「ミュ」氏の説を評して『決してゼジュキツの如き考へではないのであります、唯だ目的を重んじ、手段を軽く見る所からして、斯の如く言ましたのであります、目的は手段を神聖にする杯と云ふ考へは毛頭無いのであります』と云へり。而れども同じ帝國大学のオースリチーたる元良教授は曰く、

手段の善悪に由らず、必ず目的の善悪によりて其人の善悪を定むべしとは、殆んど自明的真理と看做され来りたり。従て「目的は手段を神聖にす」とは至当のことなり。孔子が伯夷叔斉の自殺を称讃したるも之れが為めなり。世人が大石良雄を称讃するも之れが為めなり。唯世人我田引水主義を以て自己の信念を過大視し、其為めには多少悪手段を用ゆるも善しとして、之を許すは甚だ危険なり。蓋し今日の人類は手段に附随する結果は悉く之を予知する能はず。故に手段の悪は目的の善を超過する事あるべし。然らば既に悪行なり。後世より見れば自殺の悪影響大なり。復讐の悪影響大なり。故に今日は伯夷叔斉を学ばず。大石良雄を無条件に称讃せざるなり。是れミュアヘッドの「行為の結果全体を見て始めて其善悪を定むるを得べし」と

云ふ所以なり。

洋の彼方の一碩儒ベルリン大学教授パウルゼン氏は又ジエズキツト教徒の彼の言を批評して曰へり(同氏倫理学 二二二頁)

余は実に有極的道德説が彼の言を否定し得る理由を見ず……正しく理解すれば彼の言は確実にして又た必要なり。之を曲解すれば其は真に無意義にして乱暴となる。

と、所謂正解すとは目的を至善の義に取ることなり。所謂曲解とは目的を普通許されたる即ち善なる目的の義に取ることなり、普通許されて善と認められたる目的とは朋友の為めに謀る如きを云ふ。如何に朋友の為めに謀ればとて法庭に於て偽証を為すことは不善なり。是れ此事実を楯として反対論者が教徒を非難する所たれども、寧ろ酷なり。もし夫れ社会国家の安寧幸福を目的とせば、公吏が暴力を用ゐて一揆を鎮圧するが如し、之を傷け之を殺すも誰れか之を不可と云はんや、故に彼の言は決して言として不真理なるに非ず、之を然かく論告するは曲解に基くとは同教授の意見なり、吾人は今此に一方には「ミュ」氏と井上博士と、他の一方には元良博士とパウルゼン氏と其何れが是当なるやを断言せざるべし。而も「ミュ」氏の如く目的を以て善悪の標準となすの徒にありては、目的によりて所謂手段の価値評価を變易するの

一事争ふべからざるなり。文部大臣は果して何等の理由により、何等のオーソリチーによりて、然かく軽々に目的は手段を正しくするを以て『畏る』べしと断定せしや。視学官曰く、此説畏るべし。左右侍史の曰く、此説畏るべし。而して大臣も亦た又た曰く、此説畏るべし。而して此説の畏るべきは遂に確乎不拔の定案として、処分の最終動機を形成せしに非ずや。此の如くにして誰れか文部大臣は学説を罪せずと云ふや。

特に怪むべきは、大臣が彼の説を畏れて、哲学館に大処分を施しつゝ、自らは窃かに彼の説に依拠して以て其弁解の辞を設けたるの一事是れなり。大臣は曰はずや、『井上円了博士には御氣の毒で有つたけれ共致し方がなかつた』と、豈に一博士のみに向つて御氣の毒ならんや。敦厚なる君子人たる男爵としては、彼の件には少しも關係なき生徒を罪したるを以て、必らず衷心穏やかならざりしもの之ありしならん。私人としては氣の毒とも罪悪とも忍び難きにもかゝはらず、尚ほ公人として国家教育てふ大目的の爲めには区々の手荒手段を恕すとは、是れ前文部大臣当時の心事なりしなり。是れ豈に大臣は其危険畏るべしと云ふなる学説を仮りて、僅に其良心を慰安せしめしに非らんや。可なり、大臣や他を罪するに彼の説の畏るべきを以てし、自ら弁護するに畏るべき説其れ自

身を以てす。

吾人は前文部の視学官を見て以て平々凡々の人とは為さざるなり。況んや国家の重臣一省の長官をや、吾人真に其才学識見共に一世の俊秀たるを信ずるなり。而れども一技一能の専門事業に至りては平々凡々ならざるものも、才学識見一世の俊秀なるものも、未だ得て詳知窮明し易からざるもの有つて存するを知らざるべからず。文部吏員と文部大臣とは、共に這般の専門的意義を断する最高権威者ならず、又権威者なるべからず。もし説の畏るべきか畏るべからざるかに迷はゞ須らく帝国大学に諮詢すべし。帝国大学に諮詢して尚ほ甲是乙非容易に帰向統一する所なき学説の如きに至つては広く之を一般国民に問ふべし、其の長年月間の研究に委する亦た可ならずや。もし説の教授法上の疑議ありて其取捨に迷はゞ須らく之を高等師範学校に諮詢すべし。之に諮詢して尚ほ衆論の一定せざる如きものあらば、広く之を一般国民に問ふべし。教育者各自の流々に放任する亦た可ならずや。今や国民「ミュ」氏の学説と哲学館講師の教授法と共に後者に屢す属べきものたるや炳焉として明らかなり。然り而るを大臣の輕卒なる、視学官の独断なる、帝国大学を差置き、高等師範を出し抜き、敢て大処分を行ふ、是れ天下公論の許さざる所以なり。

『東洋哲学』第一編第一号（明治三十七年一月一日）

#### 四九八——『哲学館事件と倫理問題』序文

〔明治三十六年二月〕

##### 凡例五則

一、哲学館事件が、縦令或る文部省当局者の弁するが如く、単にこれ一個教育行政上の問題なりとするも、又縦令多数識者の唱ふるが如く、全くこれ倫理学説上の問題なりとするも、共にその皇室の尊嚴と国体の精華とに關する大問題たるや疑なし。既に皇室の尊嚴と国体の精華とに關するところある大問題なりといふ、その学者たると実業家たるとに論なく、軍人たると為政治家たるとに別なく、苟も日本の国民、陛下の臣民たるものゝ、雲烟過眼視すべきものにあらざるや必せり。

二、由来、事の皇室若くは国体に関するものある毎に、必ず学者の不敬を以て罪せらるゝものあるを見るは、豈遺憾の極にあらずや。是畢竟、学者は如何なる態度を以て、皇室若くは国家に關する事理を講究すべきかといふ疑問の、解決せられざるに由のみ。夫の久米邦武氏の大学教授を罷められたる、尾崎行雄氏の文部大臣を辞したる、而して今の哲学館事件の如き、悉く

皆然らざるはなきなり。

三、若しこの疑問にして解決せられざらむか、忠良の臣民往々賊子<sup>マコ</sup>をて目せられ、誠実の学者屢々乱臣を以て罪せられむなり。此くの如くにして、学問の独立は如何、思想の自由は如何、人智の發展は如何、社会の進歩は如何。而して遂に皇室の尊嚴は如何、国体の精華は如何。

四、今余がこの書を編する所以のもの、一は、世人をして、事件の真相と、天下の輿論と、学者の見解とを知らしめ、一は、学者をして、これに依りて更に真面目なる研究を遂げ、国民年来の疑問の解決に向つて、大胆なる所説を公にせしめむと欲するに在るなり。

五、(a)本書は、姑く事実、輿論、学説の三編に分ちたりと雖も、事実の中に学説上の論議あり、学説中にも亦事実の説明ありて、到底嚴密なる分類を為す能はざりしなり。(b)配列の順序の如きも、たゞ得るに従つてこれを収めたるものにして、故らに余が意を勞したるものにあらざり。(c)甚しく事実を誤りたるもの、及び甚しく重複せるものを除き、他は一切「批評せず抹殺せず」、原文のまゝ（批圈の有無の如きも）これを載することゝせり。(d)本書編纂について、各新聞雜誌社が、その社説若くは論説の転載を快諾せられたるは、深く

謝するところなり。

明治廿六年二月

文明堂編輯局に於て

清水清明識

『哲学館事件と倫理問題』一—二頁(文明堂、

明治三十六年三月二十八日)

#### 四九八—二 『哲学館事件と倫理問題続篇』序文

(明治三十六年八月)

自序

哲学館事件は、実にこれ、旧道德と新倫理説との衝突にして、思想界に於ける刻下の大問題なり。中島徳蔵氏、一たびその事の顛末を公にするや、都鄙の新聞雑誌、競うてこれを転載し論評し、たゞその後れむことをこれ恐るゝものゝ如く、学者また、盛に弁難攻撃を續けて、殆どその底止するところを知らざらむとす、真に天下の壯觀なり。予曩に、その事実の真相、社会の輿論、学者の見解等、凡そこの事に関して、世に公にせられたる記事論説、細大之を網羅して、『哲学館事件と倫理問題』と名づけ、以て世の、皇室と学問との関係について疑義あるもの、若くは、世界最新の倫理学説を窺はむと欲するも

の、便に供したり。然るに、爾來月を閲すること四、この問題に関する学者の研究は、漸く微に入り精を極め、中には、優に明治思想史中に、特筆するに足るの名論なきにしもあらず。殊にこの件の依つて起るに至りし『倫理学撮要』の著者、ミュイアヘッド教授は、遠く弁妄書を送つて、我國の学者に警告するところあるに至れり。事こゝに至つては、疎懶予の如きものと雖も、またこれ等の雄篇卓説を、自然の散逸に委するに忍びず、乃ち再び剪と糊とを煩はして、この続篇を編む。若しそれ、予が尊敬する諸先生、及び各新聞雑誌社各位が、その論文社説の転載を快諾せられたる事の如きは、予の深く感謝して措かざるところなりとす。

明治三十六年八月

文明堂編輯局に於て

清水清明識す

『哲学館事件と倫理問題続篇』(文明堂、

明治三十六年八月二二日)

## 第二章 紛擾事件（境野事件）

### 第一節 経 過

東 洋 大 学 長 境野 哲

東洋大学校友会委員長 五十嵐光竜

東洋大学校友会々計主任 田辺 善知

『東洋哲学』第二九編第一号（大正一二年一月一〇日）

### 四九九 東洋大学昇格基金に関する稟告

（大正一二年一月）

#### 稟 告

本大学昇格に關し種々の流言を以て妨害を試むるもの往々有之就中募集金員の保管につき頗る疑惑あるが如き言辞を出身者間に流布するもの有之よしなるも該金員は校友会の発意による昇格基金の意味にて第一銀行預金として校友会委員確實に之を保管致し居れり、なほ該昇格につき学校に何等か紛擾あるもの、如く一二新聞紙の上に伝へられたるもこれ全く虚構のことなれば併せて広く校友諸君に稟告す

### 五〇〇 東洋大学紛擾事件真相説明

〔大正一二年五月〕

#### 東洋大学紛擾の真相

##### ○幹事郷白巖解職

昇格促進を標榜した我東洋大学は内外の情勢に鑑み幹事郷白巖を引退せしむるを必要としたので、好意の勸告があつて郷君自ら進んで辞表を提出したのは四月二十三日であつた。それを境野学長が聴許して依願解職となつたのは五月九日であつた。途中種々な迂廻屈曲があつたが今日では、職員、の、任、免、は、学、長、の、権、限、に、属、す、から、之に付ては校友でも、教授でも、学生でも、兎や角容喙すべ

き性質にあらずと決し、此事に付ては何人も異論を云はない事になつて居る。

### ○教授の動揺

郷君の辞表提出を聞いて教授の辞表提出したのは沼波氏である。しかし同教授は郷君辞職の背後に不純の分子あるを**観破**すると共に復職したが、郷君の解職となるや和辻教授は「郷に図書館長の名を与へ昇格基金委員として生活費を与へざる限り断然辞職する」と学長に通ずると共に文化学科の学生に辞職を披露して学校を去つて終つた。島地教授は郷を復職せしめざる限り辞職すると称して辞表を提出した。得能文化学科長は新任の和道実、桑原重矩を免ぜざる限り辞職すると主張し、その他二三の教授は同僚の交誼として辞職する氣勢を示した。しかし、此等教授の進退は一個の職員又は同僚を眼中に置くのみで、東洋大学とか教へ子の学生とか教育の天職とかを中心<sup>に</sup>に顧慮したものではなく、頗る出処進退の道を誤まつたもので、与へられた学長の権限を侵害せんとした振舞と云はねばならぬ。郷君や和君桑原君に対する私情と教育に対する神聖観とを履違へた動作に過ぎない。

### ○学生の悪化

郷君の解職に連れ教授動揺の徴あるを見た文化学科の学生は、「郷の解職は寧ろ祝すとするも常に新なる改造

意見を有する和辻教授等の退職は如何にしても忍びがたし」と云ふのが抑もの初めで、五月十日以後連日のように、全校の学生に向て過激な煽動演説を試み、遂には示威的不穩の態度を示すようになり、学長に対し先輩に対しあらゆる不遜極まつた言動を敢てして而も之を恥ぢない。悪化は越えて赤化の傾向となつた、五月十七八日の如きは学生以外のものが凶器を懐にして応援するまでになつたので、富坂警察署の自発的警戒を余儀なく受けることとはなつた。五月十九日には種々なる決議を齎らし、学長及幹事の自決を促すまでになり、刻一刻危険が迫つて来たので止むなく学校当局は時局拾収の為同日午後一時、月末まで休業すると揭示したのであつた。但し、富士川博士を科長とする社会事業学科文は超然主義であつたので、此科のみは一日も休業する必要がなかつた。しかし、新聞紙の報道は非常に事実を誤り、動もすれば煽動的であつた。悪化学生は千四百の学生中僅に弍百名以内に過ぎない、若しも厳密な意味から云へば、眞の悪化学生は十名以内であらう。其他は圧迫などの為に余儀なく附随したようなものである。日々学生の帰順申込のあるを見ても之を証明する。

### ○煽動教授と不平和友

中島教授を主とした煽動一派が教授連の内にあつて頻

りと文化学科の悪化学生を煽動して学長排斥の氣勢をあげたのは、蔽ふべからざる事実である。而もそれが学長乗取の策で積年の野心とも云はれて居る。多数教授が事情に通じないのを奇貨として、学長不信任の勧告書に連名を求めた中島広井藤村の三教授の採つた手段は、教授の職分を越えてまで悪化学生の運動に一段輪を掛けた排斥運動で、これに乗取運動と云はずして何んぞ、それに高嶋米峰、下沢瑞世、齋藤孝一郎など平素からの不平分子が好機逸すべからずと為し、名を校友会有志団と称し、悪化学生の後援となり、物資を貢ぎ、新聞政策を利用し、学長排斥を標榜して、私憤を晴らさんとして居る。明治会館を借切として連日煽動的演説を為し、或は文部省に或は学校当局に種々なる決議を乱発して、応接に暇なからしめんとして居る。狂暴の状寧ろ憐むべし。

### ○校友会起つ

三千の校友より成れる我東洋大学校友会は、母校の混乱を見るに忍びず、五月十四日評議員会を召集し代表委員として代議士田中善立、豊山大学前学長富田敷純、曹洞宗別格本山渡辺洞水、やまと新聞理事梅原喜太郎、弁護士狩野山義一の五氏をあげ、或は教授側、或は学生側に向ひ、理性の上からその不心得を説破し、一日も早く秩序回復せしめようとして目下奔走中である。

### ○去就を誤らざる学生

千四百人の学生中、千式百人は悪化学生や、少数の不平校友有志団や、私的教授達に与せざる健全分子である。此等の健全なる学生は愛校の精神押へがたくして一日も早く旧に復さんと日々教授側を歴問し、同窓学生の結束に奔走中である。

### ○当局は模範的態度を取れ

文化学科の悪化連は既に社会主義者を呼んで公開講演を開いたほどで、此際根本的改造を加へなかつたならば、東洋学の權威たる我母校の使命は遂に滅亡する。我々校友会は当局を督励して赤化学生の根絶を期さねばならない。東洋思想を根底とした文化でないならば、我東洋大学はその存続する必要がある。我々校友は創立者井上先生の遺志を遵守する為には、如何なる犠牲でも之を払ふに躊躇しない。親愛なる三千の校友諸君よ、私的教授や不平校友や赤化学生の為に誘惑せられざらんことを切望の情に堪へない。当局に望む所は断乎たる決心を以て此際模範的に徹底した断の一字を実行して貰いたい。

### ○最後に一言

境野学長を排斥せんとする野心教授連や不平校友有志団や悪化学生連の頭には、會計上に関し暗い影が潜んで

居るように憶測するが、此れは入らざる心配で、東洋大学財団にはそれ／＼機関の設備がある。我々校友中より選挙した田辺氏が維持員で会計監査ではないか、五月十四日評議員会の節同氏の言明にもありし如く、目下厳密なる監査を行ひつゝありて、近日中にはその結了を告ぐる筈、その結果を待つにあらざる限り、何人にも正邪の批判は為し得まい、また田辺監査が専門家の会計士を入れて調査して居るのを非難する非常識な教授や不平分子のあることを耳にしないでないが、此位時代に遅れた考はなからう。或は帳簿の改造を為すとか或は不正を巧に隠蔽する手段だとか、流言蜚説取り／＼であるが、此等は全く会計士の職務を正當に理解しない素人の言である。静に監査結了後の成績を見るが好い。人を陥れんとして憶測を本として流言を放つのは言ふまでもなく罪悪である。

また北海道や朝鮮に財源を得ようとして運動した当局を猥りに非難するものがあるが、これとても事實は校費を一銭でも投じて居ないではないか。朝鮮の如きは現在順潮に運びつゝあるので、何にも失敗とは言へない、よし全然失敗に帰しても今日までは校費に累を及ぼして居らぬから、他から無法なる非難を加へるのは筋違である。

以上真相を正解すれば、今回の争擾は其非却て、私的教授側や不平校友有志団や悪化学生にあるので、郷氏解職は偶々此等の連中に悪い機会を与へたものと見るのが至当である。三千の校友諸君よ、彼等の悪宣伝に惑はされないように十分御警戒を希ふ。たゞ遺憾に堪へないのは此等不良分子の為に母校昇格の促進を阻害された点にある。健全なる校友諸君よ、母校中心に此際虚心坦懐、校友会出身の境野学長を誠意をこめて援護しようではないか。これが真の校友会としての叫びである。

大正十二年五月

東洋大学校友会本部

東洋大学附属図書館所蔵

### 五〇一 東洋大学紛擾事件に対する東洋大学

校友会本部告示（大正一二年六月）

告

境野学長の弁明書と、校友会の真相報告とによつて、校友並に学生諸君は、今回突発せる母校紛擾の概念を得せられたことと思ふ。本校は事件拾収の爲め十一日間休業を断行し、その間に於て健全なる学生の結束と不穩学生の鎮撫とに努力したのであるが、何分にも教授有志と校友有志との煽動的態度の爲めに其の目的を妨げら

れ、遂に顧問の配慮を煩すに至つた。而て今や漸く、あれしき新聞政策を利用して嘘構、讒誣を極めたる教授有志側及び校友有志団の両者とも、無条件を以つて六月一日の授業開始に先立ち、事件解決を岡田顧問に一任し且つ自ら学生の鎮静に当らんとする態度に出でたことは、既に真理の曙光の到達すべき処に到達したものと云へる。それにしても、一番気毒に耐へぬのは、煽動を受けた大学生で、除名、停学三十余名の犠牲者を数ふに至つたことである。之に対して校友会は二三の煽動教授に辞職勧告を為す筈である。学校当局としては此際、前後の処置を慎重に且つ徐に講じつゝあるが、何れその詳細に渡つては、事件落着後の次号に於て大々的に報告することとする。因に臨時校友大会を六月中に開催し、高島米峰君等の校友有志団の連中に対する処分と、今回の事件に関する真相報告を為す筈である。

『東洋哲学』第三〇編第六号（大正一二年六月一〇日）

## 五〇二 東洋大学紛擾事件顛末（大正一二年七月）

### 本校紛擾事件の顛末

約二ヶ月に亘つて解けなかつた本校此度の紛擾は教育界に於ける不祥事であつたばかりでなく、また実に本校が

社会に對し、殊に生徒の父兄保証人諸君に對して慚愧する所であります。

事件の發端は、三月末境野学長が本学財団維持員田辺善知氏より幹事郷白巖氏を解職せよといふ勧告を受けたので、教授中の十氏を私邸に招いて、此の事を諮つた所、全員一致して反対の意見を述べたので、その処置に迷うた事にあるのであります。境野学長の優柔不断の態度を見て、教授中には個人的に種々忠告を試みた人達もありましたが、境野学長はこれを容れず、五月九日に至つて遂に郷幹事を解職しました。此の間約二ヶ月かゝつてをります。こゝに於て教授中の二三氏が或は本事件に關与して来た立場の上から、或は郷氏との情誼の上から辞意を表明して、授業を休止されるに至りました。この事が生徒中に知られたので、漸く動揺の色が現れました。或は学長に就き或は幹事に就いて此の間の事情を質しても、其の言ふ所互に齟齬して適従する所を知らなかつたといふので、生徒の多数は十二日講堂に集つて境野学長、郷幹事及び田辺維持員を同席させて、本事件に關する三人の主張を聴取しました。これから生徒は著しく境野学長に對する不信を加へ、田辺維持員の人格を疑つて、遂に五月十七日から引続き境野学長に辞職を勧告するに至りました。教授団に於ても事態漸く重大なりと見て、同

日委員三名を挙げて、事件の真相を調査し、教授団として解決方法を講ずることとしました。その結果として教授団は四十八名の連名を以て、境野学長に対して、貴下は今回の事件の中心に立つてゐる人で、事件解決の衝に当るには不適當であると認めるから、本大学財団唯一の決議機関である維持員会（参考「東洋大学財団規約」第十三条維持員会に於て本財団法人に関する重要な事項を審議決定す）に解決の事を一任せられたといふ意味の勧告書を送りました。この事を知つて生徒中には教授団信任の決議をした級もありました。

五月二十日境野学長は遂に専断を以て動搖せる生徒団の中心人物と認定したものの三十余名に対する除名又は停学の処分と、十二日間に亘る全校（但し社会事業科を除く）の臨時休業とを命じ、又多く事実を反した「東洋大学紛擾事件の真相」と題した声明書を發表しました。さうして教授団の勧告に対しては、自分に考があるから今暫く待つてくれといふ返事を与へましたが、事態は日々險惡を増すの徴を見ましたので、教授団は再び、事件の解決を維持員会に一任せよといふ勧告を繰返し、同時に生徒の除名停学処分及び全校の臨時休業の処置に就いて境野学長の再考を促しました。同月三十日境野学長の懇請を受けて本大学顧問岡田良平、石黒忠恵、井上哲次郎、村上

專精、高楠順次郎、内田周平の六氏は岡田良平氏を代表として、教授団に対して、境野学長から事件解決に就いて一任されたから、教授団に於ても、同様一任されたいといふ申出をなされました。教授団は従来の主張に随つて、本学財団の重大事項は維持員会で決議すべき筈であるから、御申出の件は維持員中へなされたいといふ返事をしました。岡田顧問代表は此の意を諒として右の申出を維持員中へなされ、維持員六名（稲垣末松氏、杉敏介氏、島地大等氏、古城貞吉氏、富田敷純氏、祥雲晚成氏）協議の上、顧問一任のことに決して、此の旨を岡田顧問代表に通じました。教授団も亦維持員の処置を適當と認めることになりました。

こゝに於て岡田顧問代表は顧問会を開いて、解決案の覚書を作製して、境野学長をしてこれに署名せしめて、先づ六月一日の授業開始と同時に、処分生徒の復校のことを取計らはせられました。所が些の手違ひの為に実行が出来なかつたので、岡田顧問代表は更に四日を以てそれを実行させられました。境野学長の不誠意から、又々行悩みとなつてしまひました。これが為生徒の激昂は再燃して、顧問の解決も甚だ困難を感じらるゝに至つたが、岡田顧問は誠意を傾けてなほ熱心に解決のことに尽力せられました。此の間維持員及び諸教授はこの激昂せ

る生徒を鎮静せしむる為に、随分苦慮を重ねました。併し追々と生徒も顧問の誠意に信頼して静肅に帰しましたので、岡田顧問代表は二十一日に至つて、顧問会を開き、その席上に境野学長を招いて、翌二十二日を以て維持員会開会の召集状を發し、二十七日を以て維持員会を開会し、予て内示して置かれた件々を協議すべきことを命ぜられ、境野学長も快諾して歸りました。所が意外にも、境野学長は二十三日、二十四日、二十五日の三日間屢々岡田顧問代表の督促を受けて、其の都度実行を約しながら、言を一二校友の反対等に託して、維持員会開会の手続をなさず、二十五日にも遂に通知状を發しませんでした。(参考、財団の規定によれば、維持員会は開会三日前に通知状を發送しなければ無効となる筈であります。)

二十六日朝に至つて、境野学長は、岡田顧問代表に対して、不信義にも書面を以て、予て自ら進んで一任して置いた事件解決の委任を取消す旨を通じ、午後に至つては突然維持員たる三教授並びに其の他の三教授を解職してしまひました。これは維持員会出席の法定数に不足を生ぜしめて、同会をして不成立に終らしめる目的を以てしたことに相違ないのであります。境野学長は終始一貫して維持員会の開会を拒否して止まなかつたのであります。

境野学長が重ね々なした是等の不信義の行為と不穩当の処置とは、過去一ヶ月間隠忍に隠忍してゐた生徒をして憤激の極に達せしめ二十七日の不祥事を惹起して、粗暴の挙動があつたと認められた生徒三十余名の檢束を見るに至らしめました。

由つて教授団は翌二十八日を以て已むを得ず境野学長の不信任決議をいたすやうになりました。二十九日には遂に文部大臣から境野学長認可の取消があり、七月二日に本学財団理事湯本武比古氏に臨時学長事務取扱認可の指令があつて、茲に事件の落着を見ることが出来ました。文部省から發表になりました境野学長認可取消の理由書は頗る明快に学長の不当を述べたものでありますから、こゝに掲げて御覽に供します。

#### 理 由 書

本日文部大臣は境野哲氏に東洋大学長たるの認可を取消した。これは私立学校令第七条に依り境野氏を以て校長たるに不適任であると認めためたからである。抑も同大学今回の紛擾に関しては文部省は最初から大学自治の精神を尊重し、殊に同大学には維持員会といふ、重要事件の審議を職責とする機関が存在するのだから、何れ自治的に相当の解決を告げるであらうと考へたので、督学官等をして実情を視察せしめ、且相当の警告

を加へたことはあつたけれども、解決の方法条件等に就いては全然同大学当局の手に委して、専ら傍觀の態度を執つたのである。其後同大学では紛擾の解決を顧問である岡田良平氏等教育界の長老に一任し、授業は平常の如く復したることを聞き、同大学の為め又教育界の為め窃かに慶賀して居つたのである。然るに突如として六月二十六日に至り調停を一任せられたる岡田顧問が学校より仲裁を拒絶せられたることを聞知したので、直に關係方面の調査を遂げた処、調停案は顧問諸氏と学長との間に再度まで成立し、維持員会を招集することに決して居たに拘はらず、境野氏が辞を左右に託し遷延日を送り、終にこれを拒絶したること、並に維持員諸氏から維持員会開会の要求ありし後境野氏は右の要求者たる教授者三名を免職した事を承知して、衷心非常に遺憾に思つたのである。惟ふに東洋大<sup>東洋大</sup>学財団寄附行為中に規定する維持員会は同大学に取り重要な使命を帯ぶるもので、重大且緊急なる事件發生したる時は請求の如何に拘はらず、当然開催するを至当とするものである。然るに番に境野氏は此の方法を執らざるのみならず、維持員開会<sup>維持員開会</sup>の要求あるを知ら、要求者たる教授の免職を以て、之に酬いたのは、学長の立場として相当の議論があるかも知れないけれ

ども、維持員会開会間際になつて、維持員を誅首する事は如何に考へても不穩当の処置である。之れを要するに從來の経過及び現在の状態に鑑み、境野氏を以て校長の適任者と認むることを得ないので、已むを得ず認可の取消をなした次第である。猶茲に痛恨事とすべきは生徒の一部が二十七日朝学校内で暴行を演じた事である。惟ふに近時社会の悪風潮に伴ひ、学生生徒の間に於ても、青年血氣の余、動もすれば常軌を逸せる行動に出でんとするものあるを觀るは実に寒心に堪へざる事であつて、殊に苟も恩師に対し腕力を行使するが如きは、如何なる理由あるを問はず、到底寛恕するを許さない。即ち今回の紛擾に於ても校規に違反したる者に対しては、学校に於て相当の処分を為すのが至当であり、暴行脅迫其の情状重かりし者に対しては司法及び警察官憲の適當なる処置を俟つの外なし。文部省は唯学校当局が将来一層校規の振肅を期し、再び此の不祥事無からしめん事を冀ふものである。

上に述べ來つた所を要約すれば次ぎの通りになります。教授団対境野学長の關係は、境野学長が何故か本学財団の決議機關たる維持員会と学長の諮問機關たる協議員会を憚り、正當なる手続を経て事を処置せず、却て左右二三者にのみ謀つて専断し、不当の行為の多かつたこと

と、教授個人や教授団に対して不信義の行為の多かつたこととの為に、当初は好意的に尽力し勧告をなし来つた教授個人や教授団が、漸次に同氏に対する不信を深めるやうになり、六月二十六日の不当解職や二十七日の不祥事を見るに至つて遂に不信任決議をなしてこれを排斥するに至つたのであります。

境野学長対生徒の關係は次ぎの通りであります。生徒間に動揺を起したのは数教授の辞意表明を知つてからのことであります。五月十二日境野学長郷幹事田辺維持員三人の主張を聴取してから、弥境野学長不信任の態度を示すに至りました。爾後境野学長の誠意なき不信義の言動は次第に生徒の不信を深め憤懣を激成して、遂に彼等をして六月二十七日午前の甚だ粗暴なる挙動に出づるに至らしめたものであります。

湯本臨時学長事務取扱就任後の事は七月九日生徒一同に与へた訓辞にその要を述べてありますから、こゝにこれを掲げます。どうかこれで御承知を願ひます。

## 訓 辞

約二ヶ月に亘つた此の度の紛擾は本学に取つて最も遺憾なる事件でありました。殊に六月二十七日の出来事に至つては本校の爲にも亦教育の爲にも此の上なき悲しむべき事件でありました。事のこゝに至つた事情を考へて見

れば、これに関与して目下刑務所に在る生徒諸子にも大いに無理からぬ点があるのであります。事柄そのものに至つては不祥事たることを否み難いのであります。今や当日の事件は国法の公明なる批判を待たねばならぬことになつてをります。我々教職員は諸子と共に、此の前途多望なる学友諸子の爲に法の容す限りに於て涙ある処置に出でられんことを司法当局に対して懇願するの他はありませぬ。どうか一同眞の友誼の情を以て出来るだけ尽くしたいと希望いたします。

今や本学は中心たるべき学長を失ひましたが、私は取敢へず臨時学長事務取扱の認可を得まして、教授諸君の協力を得て当面の善後の経営に従事してをります。既に協議員会を開くこと二回、教授会を開くこと一回、著々として当面の処置と新しい発展の準備とに進んでをります。教授諸君は已むを得ざる事情のある一二の人の他は皆従前通り本学の爲に御尽力下さる筈で、既に日々教鞭を執つてをられます。生徒諸子の多数も安心して従学してをられるやうであります。若し万一多少危惧の念を抱いてをる人があつたら、諸子からより／＼安心して登校されるやうに御話を願ひたい。

諸子の中には事件進行中所謂反学長派と称せられた人もありませう。又所謂学長擁護派と称せられた人もありま

せう。又厳正中立を標榜した人もありません。併しながら文部当局の境野学長の学長認可取消の処置に由つて紛争の原因がなくなりました以上、最早従来の行掛りに拘泥する何の必要もありません。諸子は今日に於ては一様に新しい発展の道に第一歩を著けた新しい東洋大学の学生であります。此の神聖なる学園の中に住める友人であります。どうか一切の行掛りを忘れて、互に相親しみて一意専心、美しい学園の新风を作することに努力せられんことを希望します。

本学最高の協議機関は維持委員会でありませんが、目下多数の欠員がありまして、法律的にその機能を發揮することの出来ない事情の下に立つてをります。それが力を發揮させる為にはその補欠選挙を行はねばなりません。それにはなほ二十日ばかりの日数を要します。此の維持委員会が成立して弥々建設的なる百般の施設に著手することとなります。思ふに九月新学期の初に於て、諸子が新しい元気に充ちて出校せらるゝ頃には、本校も亦新しい面目を以て諸子を迎へるに至るであります。私共教職員一同は大なる抱負を以て我が大学の新建設の任に当り、大なる期待を以て九月の新学期に臨むものであることを明らかに申して置きます。諸子もこの意を体して本学々生たる本分を尽くすことに努力せられんことを希望しま

す。

なほ夏期休暇も近づきましたが、諸子が帰省せられた日には右の事情をよく父兄に話して安心させて上げて下さることを依頼して置きます。

大正十二年七月

東洋大学々長臨時事務扱取

湯本武比古

東洋大学附属図書館所蔵

### 五〇三 境野・三輪両君慰問呼びかけ

〔大正一二年八月〕

境野三輪両君慰問に就て

残熱愈々高く秋風未だ到らざる時校友諸君の御起居如何に候や伺上候。就ては別に呈上の報告書通り母校紛擾に際し我校友たる境野学長と三輪幹事は其職の為反学長派の学生に殴打負傷の災厄に遭ひ而も境野君は教授在職二十五年、今や教育界と学界に母校の眞価を認識せしめたる第一人者に候。三輪君は亦境野学長の為身を以て孤忠を捧げ四十三ヶ所の重軽傷に甘んじ今尚療養中に候。一念両君の功績と遭難とに想到する時、惻々同情の念湧き純真の泉より流露する自然の涙禁じ難きもの有之候。

本会は評議員会の決議に依り広く全国五千の校友に訴へ  
 此際両君の遭難に対し同情金を集めて聊か慰勞の意を表  
 し度存じ別紙振替用紙封入致候条多少に不拘折返し御送  
 金を賜はらば本会の満足不遇之候

追て両君への贈呈方法は本会へ御一任相成度候

敬具

東洋大学校友会本部

委員長 田中善立

大正十二年八月  
 全国校友各位

『東洋哲学』第三〇編第九号(大正十二年一月一〇日)

## 五〇四 東洋大学紛擾事件真相報告

(大正十二年九月)

東洋大学紛擾事件真相報告(第二)

母校の紛擾も境野氏の学長認可取消で一先づ終局を告  
 げ、曲りなりにも後任学長も出来たので、本会が母校を  
 後援し来つた其後の経過報告を、校友諸君の前に述べ、  
 母校に対する意見の一致を計りたいと思ふ。京北中学校  
 長たる湯本武比古氏が臨時学長事務取扱として発表した  
 「顛末」と校友有志団側が校友会の名を借して発表した  
 「経過報告」とを対照して見て貰いたい。孰れが真、孰

れが偽、正邪曲直いづれにありやを判断する料に供せん  
 として其後の経過と真相とを左に述べて見る。前学長境  
 野氏の「東洋大学紛擾の終局」と相俟つて、校友諸君の  
 清覽を煩はしたい。

### ■十日間の休業

▲反学長派の運動。五月十九日に「二十一日より十日間  
 臨時休業」の揭示を出した学校当局は、二十日朝三十四  
 名の学生に対し除名と停学に処すると共に、校舎の使用  
 と校庭の集合を禁じた。但し富士川博士を科長とする社  
 会事業科は最初より紛擾に参加しなかつたので依然とし  
 て完全に授業を継続し得たのは聊か誇りとするに足る。

此間文化学科を中心とする争擾学生は白山下の清新館を  
 本部として、教授有志団の島地氏、校友有志団の高島氏  
 等の勢力範囲に属する神田明治会館を借受け、廿一日よ  
 り廿五日まで午前中ではあつたが毎日学生大会(其実、最  
 初約式百名順次減退して約百名内外にて而も文化学科が中心で千四百名  
 を有する東洋大学としての学生大会にあらざるは言ふまでもなし)を  
 開いて反学長熱を煽り、而して総幹部の即時自決と教授  
 会の意見尊重と維持会一任とを決議して、之を毎日境野  
 学長へ突付け横暴と狂態とを演じた。一方教授有志団は  
 中島氏、島地氏、杉氏、広井氏等が中心となつて、しば  
 し／＼神田多賀羅亭に会合した。五月二十四日の如きは第

二回の勧告状即ち事件の解決を維持委員会へ一任せられたしと云ふを決議し、高島君等校友有志団また之れに相呼応して、委任状附の校友大会開催の印刷物を配付し、争擾学生と教授有志団と校友有志団とが三角同盟を作り、頻りに反学長熱を煽つたので、我々校友会幹部としては或は常務委員会、或は代表委員会、又は校友会側維持員会を開きて、臨機の応急策に敢て怠らなかつたつもりである。

▲校友有志団の大会。如何にも滑稽に感じたのは、五月二十七日神田明治会館の校友大会と五月廿九日本郷上宮教会の父兄大会である。十名内外の集会を校友大会と稱し僅に三名の会合を父兄大会と云つて、而もその決議を学校や文部省へ陳情した。いかに彼等が世の同情を失墜したかは、此等の事実に徴しても察しられる。

▲全国校友の輿論。十日間の休業中に境野学長及校友会本部より「紛擾事件の真相」を発表したので、或は団体或は個人より「教授又は学生に対し徹底的処分を望む」と云ふ電報やら手紙が前後数百通に上つたのを見ても、境野学長擁護が全国校友の輿論であつたのが知れる。

▲顧問会。学校当局は岡田顧問や阪谷顧問又は村上顧問の意見に基き、争擾学生の処分に関連して、煽動教授を免職する筈であつたが、顧問全体の諒解を求むる為五月廿

六日東京会館に顧問会を開き、事件の経過を報告すると同時に、その援助を請ひたるに、顧問会は岡田氏を代表にあげて境野学長を援助する事になつたので、煽動教授の処分は暫く見合せとなり、教授有志団と岡田顧問の交渉が始まり遂に事件の解決はあげて顧問に一任することとなつた。そこで、岡田顧問は境野学長に向て教授側同様に学校側も顧問に一任せよとの交渉があつたので、境野学長は岡田顧問の人格を信じその意に従つたのである。右の結果、五月三十一日九段富士見軒に於て第二回の顧問会を開き、「円満解決」の美名の下に、顧問会は境野学長に対し秘密契約の名に於て非常な高圧的条件を強要したことが後になつて暴露したのである。

▲教授有志の態度。中島、杉、島地、藤村、広井等の教授有志が顧問に一任することになつた経緯については、随分人格を疑ふようなこともある。則ち五月三十日各教授有志へ発送した葉書に

「昨夜の決議に基づき本日杉、島地、石川の三君同道、岡田顧問を其邸に訪問し、決議の次第を述べて懇談致候処、事件の解決を維持委員会に一任せよといふ教授団勧告の趣意を承認せられ、又此度教授団に対して申出でられたる件は維持委員会へ交渉せられたしといふ希望も承諾せられ候間左様御了承被下度候、中島、広井、藤村」

此れを見ても分る如く、教授有志団の主張であつた維持委員会一任説が貫徹したように装うても、当時岡田顧問は

維持員会一任説には反対であつたので、承認などを与へたことは全くない、又岡田顧問は島地、杉の両君としば／＼交渉を試みたのは事実であるが、両君を維持員会の代表と見做してではなく、単に教授有志としての交渉であつたことは当時岡田顧問の声明に依て疑ふ余地はない。又当時岡田顧問が維持員会の開会を要求した事実もない。此等の一事を以て教授有志なるものが如何に虚構の事実を提げて虚勢を張るに汲々したかを察するに余りある。或有力教授某の述懐談を聞くに「郷君救済に同情した所から某教授の尻馬に乗せられたまで、何にも学長や幹事を排斥する意志はなかつた」と云つて居る位で、実際の反学長派の教授は至つて少なかつたのは事実である。

▲争擾学生に誠意なし。休業中に於ける争擾学生の態度は概して不真面目であつた。学生大会の決議と称するものも、大同小異の文句を毎日／＼之を繰返して居たのに徹してもお祭騒ぎの観があつた。殊に五月二十四日日本会副委員長田辺氏に対し不信任決議をもたらして来た丸林、相沢、関、鴉沢、宮下、甲藤の六人が、富坂署河野高等係立会で会見した時、同氏の為に説き伏せられ、懇談委員を選抜して来ることになつたにも拘はらず、遂にその約を食んで終つたが如き、愛校の至誠から出た運動

でなかつたことが分る。

▲本会の聯合会決議（校友会側維持員、常務委員、代表委員）

休業と同時に校友会側維持員、同常務委員、同代表委員の聯合会を開き、事件解決の爲左の十数項を決議し、直ちに実行に着手した。

#### ○決議事項

一、維持員会規則第一条中「重要ナル事項」とは東洋大学財団全体に関する基本財産の移動等を指すと解釈するを至当とすると共に、財団の事業たる教育問題に關しては、総て同条の「但書」に依て処理すべきものと認む。

二、今回の事件は学生中の争擾教授中の動搖にして広義に属する人事なり、随て維持員会規則第一条中の「但シ人事ニ関シテハ財団経営ノ諸学校各別ニ之ヲ処理スベク一々此会ニ諮ルコトナシ」とあるに依り当然東洋大学長に一任するを合理的と認む。

三、本会の「東洋大学紛擾事件の真相」と「東洋大学紛擾事件代表委員報告書」とは速に全国校友一般に配付する事。

四、本会より下沢、谷岡両校友の行動に対し五中の校長へ依頼状を發したるは機宜宜機の処置として之を承認す。

五、学長に勧告したる四十四名の教授に対し、一人毎に質問状を發し其意志を認むる事。

六、来る二十七日都下十五新聞に「本日東洋大学校友大会無之候」と本会の名を以て広告する事。

七、本会は此際煽動の事実を認めたる中島教授と島地教授に対し大至急辭職勧告する事。但し島地氏は既に辭職済とも云はれ居れば調査の上之を扱ふこと。

八、教授の職に在りながら校友有志団に加名し学長排斥運動に参加したる石川義昌、田中治六の両君に対しては、其解職を学長に迫り、又直接辭職勧告する事。

九、教授有志団及校友有志団に対しては、其都度応急の策を講ずることを幹部に一任する事。

十、学長及当局に対し此際十分援助の実を挙る事。

十一、代表委員は教授の戸別訪問を始め必要に應じ辭職勧告する事。

十二、争擾學生に対し其不心得を諭し學生の本分に復せしむる事。

十三、必要に應じ顧問会をも督励し事件の解決に當る事。

十四、健全なる學生に対しては其悪化を防ぎ、争擾學生中の悪化分子に対しては此際追加処分を当局に迫る事。

本会は五月十四日評議員会に於て「時局收拾の爲代表委員として富田、渡辺、狩野山、田中、梅原の五氏を選定して以来、更に聯合会を開き、以上の決議に基いて、最も忠実に母校後援の実を挙るに努力したのであつた。

中島教授、石川、田中（治六）両君への辭職勧告書及四十四名の教授より得たる答弁書と下沢谷岡二君の爲に發した依頼状との紹介は敢て無益とは思はぬが、各個人の人格尊重から、内容の發表を暫く差扣へることにした。

但し、四十四名の教授中反学長派と目すべきものは十指を出でない。教授団脱退の通告もあれば、維持員会は如何なるものかを知らないで、教授会の決議だと云ふから、学長信認の下に賛成したと云ふ返事が一番多数であつたのは事実である。然らば学長排斥が教授側の輿論であるかのように宣伝したのは、所謂煽動家の政策より出た誇張の言と見れば可い。

#### ■休業明の後

▲争擾學生の態度。十日間の休業は教授側も学校側も事件の解決を顧問に一任すると云ふことで一段落を告げ、愈々六月一日の休業明の日を迎へ授業は再び開始されることとはなつた。而して、島地、杉の教授等と岡田顧問との間に交換された調停案は、「教授が責任を負ふて學生は平常に復し静肅に授業を受けしむべく」その代りに

「処分学生がその罪を悔いたならば速に許して退学者には復校、停学者には解除して貰いたい」と云ふ教授側の要求であつたので、当日は村上、内田の両顧問が出張して、処分学生を呼出し懇篤なる説諭を加へたのであつたが、血気に早る学生等は「我等の行動は正義である今更謝罪する理由なし」と称して顧問の説諭に応ぜない計りでなく、早くも講堂を占領して交もく壇上に立つて激越なる煽動演説を試み、学長排斥の決議文を携へて、之を学長に突付け傍若無人の振舞を敢てしたので、本会の田中善立委員を始め山田、渡辺、祥雲、梅原、田辺等の幹部は此状を見て、憤然として起ち、村上内田両顧問に会見を求め、中島、杉、島地等の教授の態度と争擾学生の振舞とを指摘して之を痛撃し、徹底的解決の急を告げて、本会が起つ止むなき所以の諒解を得た。而も血気に狂奔る学生等は村上内田両顧問の帰りを見て「老人御苦労」など冷罵を浴せかけたほどであつた。翌二日は午前十時頃前日に比し更に一段の暴威を加へ、講堂や校庭に数旒の旗を樹て太鼓を打鳴らし煽動演説、決議文突付、示威運動等の限りを尽し、十二時頃旗を先頭に立て、隊伍を組み、校門より電車通りに出で、革命歌を高唱しつゝ原町一二五番地の岡田顧問邸に押寄せ「顧問排斥の決議文」を突付けたとのことであつた。而して此夜七時頃

「東洋大学校友会本部」の大看板を取りはづし之を毀棄し、同夜八時校友有志団の下沢、谷、吉村の三氏は柳井、小野(仁輔)、飯田、松木、本好、西川、橋等の処分学生と隊伍を組み、本会本部に來り田辺、田中、学長に面会を強要し、名を質問に借り多数を待み「袋叩きにする」とまで叫んで脅迫をした。猶校庭には伏兵を布いて要撃の準備さえされた。三日も前日と同様、煽動演説もあれば旗太鼓で騒ぎもしたので、本会は評議員有志懇談秘密会を開いて、岡田顧問の調停に対する打合をした。此時校友有志団の下沢君は「顧問一任説」を提起して帰つた所から察すると校友有志団と岡田顧問との間には何等かの氣脈があつたように思はれる。

▲処分学生の復校問題と本会の活動 越えて四日には、争擾学生の態度最も暴戻を極めた日で、午前八時前既に校門を占領し、門前高く学長排斥の文字を大書した数旒の旗を翻し、校門入口に式脚の椅子を備へ、登校学生に対し一々宣誓書に署名捺印を強要し、反学長の表章として白リボンを胸間に付けしめ、それが為順良なる多数学生を或は威嚇し或は登校を不能ならしめ、教育機関としての東洋大学の業務を妨害した。かゝる情勢にあつて而も岡田顧問は電話を以て、島地、杉の両教授に伝達した通り、本日直ちに除名学生には復校を許し、停学学生に

は其処分を解除する旨揭示せよ」と告げて来た。島地、杉の両教授は恰も戦勝者の態度にて傲然として境野学長及三輪幹事に臨み、「即時処分学生の解除を揭示すべし」と迫り、而も校庭には争擾学生が旗を振り太鼓を鳴らし揭示を待つて、一斉に新作準備した「勝利の歌」を高唱する段取であつた。午前十時揭示文は書上げられて今や方さに張出さんとしたる時、田辺、梅原、田中の本会幹部のもの相前後して登校したので、当局を鞭撻督励して岡田顧問及島地杉の両教授の要求を斥け、処分学生の解除を中止させると同時に、校紀と威信を維持する為断然たる処置に出づることに決し、田中梅原田辺の三氏は午後三時自動車を駆つて、岡田顧問を訪ひ、約三時間に亘り、処分学生の解除方法に付て、意見の交換を行ひたるも、改悛の程度、解除の手續に於て、交渉不調となり岡田氏は調停の手を引んと云ひ、田中氏等は所信に依て理想的解決を告ぐべしと云つて別れを告げた。

▲岡田顧問の第二策 其夜田中氏等は当局と会見して、所謂理想的解決の方法を協議中、岡田氏は学長に電話をかけ「第二策として処分学生の解除は其儘無期保留として、取敢へず明五日より全部静粛に授業を受けさせることに決定したから、此旨学長より田中氏等校友会幹部の同意を得て貰いたい」とのことであつた。そこで田中

氏は通話を以て、岡田氏の第二策と云ふを認めたので、本会は改めて岡田氏の第二策に同意することとした。而して、岡田氏の第二策は四日の失敗に鑑み、島地、杉の両教授を自邸に呼んで、校友会の強硬な態度を告げ、そして第二策を承知させたのであつた。後に聞く所によれば、此時岡田氏の口から五月三十一日に学長と顧問との間に結ばれた所謂の秘密条約の漏洩があつたと云ふことである。

▲争擾学生の態度一変 宜哉、翌五日は打つて變つて、旗も太鼓も講堂の占領、校庭の示威運動もなく、表面ではあつたが静粛に授業を受けるように形勢が一変した。

▲本会の要求と顧問の声明問題 しかし、新聞紙の宣伝、島地教授等の言動、校友有志団の態度一変に徴し、本会は左に理由を列挙して、調停の任に当れる岡田顧問に一返の要求書を送つた。

#### ○要求書

一、各新聞紙上に於て学長辞任のことが既に内決し問題解決の近きし如く宣伝の甚だ盛んなること。

二、島地教授の処分学生に対する訓諭中確に学長辞任を暗示したることは其席にありし一教授の証明する所によりて明白なること。

三、事件の調停を顧問に一任したるに對し、反對の態度を取れる校友有志団が急に其態度を一変して顧問一任説に決したるは学長辞任を聞知したるによると云ふ説專らなること。

以上の理由を綜合し来れば我等校友は疑懼不安の念に堪へず、依て今回の円満解決につき学長辞任を条件とせざることを天下に声明せられんことを顧問に要求す。

大正十二年六月五日

東洋大学校友会

田中 善立

梅原喜太郎

田辺 善知

顧問代表

岡田良平先生

御中

此の要求書に對し岡田顧問は会見を申越されたので、翌六日学長以下職員校友会幹部一同は午前八時井上先生五週年の墓参を済まし、午後四時田中梅原の両氏岡田顧問を其自邸に訪ひ交渉を重ねた結果顧問の自発的発表形式を取り「今回の調停案としては学長辞任の件は絶対なし」と天下に声明することを堅く約したのであつた。

▲学長辞職の宣伝と岡田顧問の調停振 校友有志団や教授有志団側は新聞政策の上に、井上先生の命日即ち六月六日には学長以下総辞職すると宣伝したのも無駄であつたので、こん度は来る十日には間違なく総辞職すると云つて、総辞職の延期宣伝に努めた。而も待焦れた十日の日も辞職の沙汰がなかつたので、夜分五十嵐君よりの通話となつて一種の脅迫が行はれた。則ち「或校友の報告によれば、争擾学生は学長に制裁を加へんとして決死隊十名の組織が能きその内には朝鮮人も居る」とのことであつた。学長辞職の宣伝については、教授有志団と校友有志団と争擾学生と岡田顧問との間に終始裏の聯絡があつたものと見え、十一日には岡田顧問は学長を招き「学生も大分謹慎悔悟の様子であるから最早処分を許しても宜からう」と云ふ督促があつたので、田中氏は電話にて「処分学生は今猶改悛の実を認められない、既に昨夜の如きは五十嵐君を通じて、決死隊の通告があつた程で、当分復校などは思ひも寄らぬ」と抗議を申込んだ。それから十八日までに岡田顧問は貴族院の江木翼氏に頼み、前後三回、田中氏に懇談を申込んだのであつたが、其都途謝絶されたので、妥協の道緩和の望みが絶へた。

▲第三回顧問会 茲に於て、岡田氏は急遽二十一日に富士見軒に於て、第三回の校友会を開き、其決議として境

野学長に迫り、「来る廿七日維持員会を開会し寄附行為の改正を計れ」と云つて、其承諾を求めんとしたので、本会幹部は之を聞いて顧問最後の圧迫と察し同日同所に本会幹部会を開いて、応急策を講ずることとした。田中、田辺、渡辺、梅原、三輪の五氏は午後五時富士見軒の別室に委員会を開き、顧問会の模様を監視した。然に七時半頃学長は「来る二十七日維持員会を開会して岡田顧問より寄附行為の改正を提起することになつた」との報告をもたらししたので、本会幹部は一斉に此際寄附行為の改正と云ふような大問題を議するのは時機を得たものでない。随て維持員会開会に反対すると主張したので、学長は時を移さず即刻顧問会へと引返し、維持員会開会の延期を申込みとしたのであつたが、時既に遅し、岡田氏等の顧問は逸早く解散して終つた後であつた。

▲本会と岡田顧問の折衝 翌二十日取敢へず田辺氏は維持員会に関する問題につき維持員の資格を以て、岡田顧問へ左の書面を送つた。

梅雨鬱陶敷之候先生益々御清栄奉賀候

先般来母校の爲一方ならぬ御高配を辱し衷心感謝罷在候。就ては昨夜顧問会に於て東洋大学財団寄附行為改正の爲、来る廿七日維持員会開会の提議を御決定相成候由学長より承知致候も、校友会側維持員としては何

分事重大に付き、事件解決後ならば兎も角、此際は寄附行為の改正全く時機にあらずと存じ、遺憾ながら賛意表し兼候。随て学長に其旨申出づると同時に顧問会も右提議御撤廃希望に不堪候。尚来る廿七日は校友会側維持員は旅行病気等事故多く出席不可能の事情も有之候へば、前頭通り事件解決後改めて御提議被下度然る上は十分研究の上御挨拶申上度候敬具。

大正十二年六月二十二日

東洋大学財団維持員

田辺善知

顧問代表 岡田良平殿

越えて二十三日午前十時田辺氏は電話にて岡田顧問に前日発送したる通告状の趣意を徹底せしむる為二十四日校友会委員とともに参邸を約し、午後七時社会事業講習会出席の爲上京したる出身者招待会を東洋大学に開きたる際、岡田顧問はしばし電話にて維持員会召集状の発送方を学長に迫ること愈々急、それが為、学長は校友会の諒解なくして、此際維持員会召集の手統は到底不可能なれば、幸ひ田辺氏と明二十四日会見の約もありと聞けば、其上のことに致したしと申込みたるに、岡田氏は田辺と会見の約束したる覚えなく、又校友会などが反対であつても、それ等を顧慮しないで、即刻召集状を發する

が至当であると迫り、殆んど庄迫の極に達したので、学長は窮余の結果、岡田氏の諒解を得て、岡田氏と田辺氏との間に通話交換を為すことになり、田辺氏よりは「明日の会見まで維持員会召集状発送を見合せられたし」と要求し、岡田氏は「明日の会見は約束せず随て維持員会召集状発送の見合交渉には応じがたし」と答へ、田辺氏は岡田氏の約束無視の不信を詰り、岡田氏は学長の約束不履行を難じ、遂に電話の上で互に論難詰抗の極、顧問は顧問の力で維持員会を開かしむべく、校友は校友の力で之を開会せしめずと云ふこととなり、電話の交渉不調に終りしは遺憾であつた。

▲岡田顧問の調停を断る。廿四日を過ぎ廿五日の朝、岡田氏は学長を自邸に招き「維持員会召集状を即刻書いて行け、発送は自分がする」と学長に迫り、学長は殆んど監禁同様な待遇を受け非常な人格無視の態度に逢ひ、辛うして学校へ帰つたとのことで、学校当局は勿論本会幹部一同岡田氏の態度に憤慨した。然に午後二時頃万朝の記者岡本礼一氏は田辺氏を本会本部に訪ひ「岡田顧問の不信には驚いた、岡田氏は「学長の任期を制限する事」と「理事の増員を為す事」と「維持員の権限を明瞭にする事」と「学長辞任の事」と此四箇条は顧問と学長との間に締盟した秘密条約であるのを、岡田氏は疾く敵方に

漏洩したので其事実を発見したから、本日岡田氏に其不信不徳を詰りたるに、岡田氏は「さること断じてなし」と頑張つたので、然らば此事実を發かんと云ひしに、氏は「何人に聞いたか」と尋ねた、予は「指名の要なし、かくなる上は止むを得ない新聞紙上でお目にかゝらん」と答へたるに、岡田氏は曰く「実は洩らしたが、紙上の発表は許して貰ひたい、とのことであつた」と此報告に驚された田辺氏は学長以下当局は勿論、梅原、渡辺、祥雲の校友幹部にも之を通じ、早くも学長辞任のことが、教授有志側、争擾学生側に伝はり、それが新聞宣伝に應用された模様が始めて突止められたと同時に岡田氏の不信心一二に足らぬことも分つた。即ち六月六日に約した今回の円満解決につき学長辞任を条件とせざることを天下に声明すると云ふ件も、六月廿四日田辺氏等と会見すると云ふ約束も、今此の秘密条約を守らんと誓ひし件も、皆氏の不信によりて破壊された。かくの如く人格上に疑の眼を投ぜざるを得ざる人にどうして何時までも信頼が能きよう。乃ち二十七日の維持員会は岡田氏が先きに調停策の第一歩として試みし処分学生解除の問題で失敗を取つた復仇手段として名を寄附行為の改正に藉りて、学長を追はんとするものであるのを看取したので、学校当局と本会幹部とが徹夜の凝議で、岡田顧問の調停を断

り、最初の方針に立戻り、争擾学生の処分次第で、煽動教授の懲戒解職を行ひ、それから不良学生の追加処分を断行することに決したので、翌廿六日朝境野学長は二十五日附にて左の書面を岡田顧問に送ると同時に、中島、島地、杉、広井、稲垣、和辻の六教授を解職した。

▲境野学長の發した岡田顧問調停謝絶の書束

拜啓本日は廿七日の維持員会開会の御約束申上候処、帰校の後驚くべき事実発見仕候につき、断じて御高意に随ひ兼候条、御調停の儀は爾今御差控願度、従來の御苦労に対しては、重ねて御礼申述置候、今朝も申上候通り、小生は先生の御人格に対し絶対に信用と尊敬とを払ひ居候処、維持員会附議の箇条が明瞭に某々の間に、先生の口より早く已に漏洩いたし候事実は、今や疑ふべからざること信すべき理由十分有之と認められ候事を発見致候は甚だ遺憾と存候。此の一条は到底小生が信用を以て先生に託する能はざることを言明する已むを得ざる理由に御座候。今後は小生の意志により事件の解決をいたすべく、此儀何卒御諒恕被下度。尚顧問諸先生へも此書面を是非御一覽に供して事情御伝被下候事を御願申上候。右の事情により当分は事件の紛雜に赴くを恐れ御面会申上ぐる能はず候条。これまた申添置申候。重々の御心配を画餅に帰し候罪

は免れ難く候へ共、これまた已むべからざるものと御賢察を奉祈候敬具。

六月二十五日

境野 哲

岡田良平先生

侍史

而して二十六日午前十時より本会としては梅原、渡辺、狩野山の委員、田辺、祥雲の維持員は岡田、井上、村上、内田、高楠、石黒の各顧問を歴問して調停中の労を謝した。

▲湯本理事の召集による維持員会を難ず。然に二十六日午後一時より二時までの消印で、紛擾事件に無関係であつた京北中学校長理事湯本武比古氏は東洋大学長理事境野哲氏に一応の交渉もなく突然左の維持員会召集状を發送し、愈々紛争に加はり事件の紛糾を高めた。

東洋大学財団維持会規則第五条ニヨリ、維持員杉敏介氏外八名ヨリ左記事項ニ関シ、臨時維持員会召集ノ請求アリタルニ付、同規則第六条ニヨリ、来二十九日（金曜）午後五時ヨリ東洋大学教授室ニ於テ、臨時維持員会相開キ候間御出席相成度、此段及御通知候也。

會議事項

- 一、寄附行為改正ニ関スル件
- 二、時局解決ニ関スル件
- 三、予算決算ニ関スル件

以上

大正十二年六月二十六日

東洋大学財団維持員

何 誰 殿

東洋大学財団理事 湯本武比古

京北側の理事は財団設定以来未だ曾て維持委員会の召集に任じたことなく、常に東洋大学側の理事によりて召集したもので、而も双方合議の上に都合の宜しき日時を選び来れるが財団寄附行為運用上の慣例である。加ふるに寄附行為の改正は最も平和なる時、十分に研究を要する重大問題でもあり、又時局の解決を維持委員会に附すべきか否歟については既に大学側に於て論争中のことでもあり、又予算決算についても大学側と京北側との準備の上に統一を要することであるので、単に京北側のみ意見で会議事項を決すべきではない。況んや大正八年七月寄附行為改正の精神は、京北側と大学側との平和融合を期する為、双方互に独立経営の実質を認め、大学側は京北側に干渉せず、京北側は大学側に容喙しないことに協定されたので、爾来大学側と京北側との平和融合の実現を見るに至つたものである以上、湯本理事が突如として好慣例を無視し、協定の精神を破壊して、而も寄附行為や維持員会規則の条文に違反した召集状を、敢て発送したのは、恐らく岡田顧問及反学長派の教授又は校友有志団

の強要を容れ、好んで紛争渦中に投じたものと推断するも止むを得ない。本会側の維持員は既に本会の聯合会に於て決議せる通り、今回の紛擾解決は東洋大学学長のみによりて処理すべき性質のものであることは、維持員会規則第一条但書に依て疑ふ余地がない。然に湯本理事は此れを識別する知識なくして違法にも会議事項の一として「時局解決に関する件」を加へ、剩へ維持員会規則第六条中に「臨時維持員会には少くとも三日以前に会議の目的たる事項若くは議案を通知すべきものとす」とあるにも拘はらず、二十六日午後一時より二時までの消印で二十九日午後五時開会の通牒を發したるは、明白に条文に違反したもので、公法私法共に「三日以前」とあれば發送の日一日と開会の日一日とは「三日間」の内へ數ふることは能きない、則ち前一日即發送の日と後一日即ち開会当日をば之を除き、中間の日數三日間を意味する。然らば二十六日附の召集状ならば三十日開会とするにあらざれば、条文に該当しない。以上の理由があつたので、本会選出の田辺、富田、祥雲の三維持員は湯本理事宛に、

貴下の召集したる維持員会は財団寄附行為及維持員会規則に適はず故に召集に応せず右為念通告候也

大正十二年六月廿九日

として警告状を發したのであつた。それに岡田顧問の調停を謝絶すると同時に煽動教授六名を懲戒解職した自然の影響として、島地、稲垣、杉の三維持員は維持員会規則第十一条「維持員にして其選挙団体に於ける位置を失ひたるときは同時に其資格をも失ふものとす」と云ふに依り、其資格が無くなつたので、反学長派は非常に狼狽したと云ふことであつた。湯本理事は嘗に境野理事に維持員会の召集を交渉しないのみでなく、召集状發送後四時間も経過した頃、京北の三島君が個人の資格で、湯本理事の召集した維持員会のことを知らせに來たような訳で、其時は既に島地以下六名の教授に対し内容証明、配達証明、速達を以て左の解職通知の發送を結了した後であつた。

都合に依り本日限り貴下教授の職を解申候

大正十二年六月二十六日

東京市小石川区原町

東洋大学長 境野 哲◎

小石川区原町十八番地

島地大等殿

▲解職教授の態度。杉、稲垣、和辻、広井、中島の五教授解職文も同文で同じ手続であつたが、解職された六人の態度は頗る振つたもので、「教授解職の通告は不当と認定し茲に之を拒絶す」と云ふのであつた。中島氏は二

十六日の夜分社会事業科の教場に出て、講義をしないで事件を談じ大に学生を興奮させたと云ひ、杉氏の如きは教授解職の翌二十七日朝講堂に於て大演説を試み、それが導火線となつて学生の暴行事件は決行されたとも云はれて居る。

▲争擾学生の暴行。六月二十七日午前九時十五分から十時頃までに行はれた学生の暴行事件は随分思切つた乱暴狼藉で、教へ子たる学生が恩師の学長を殴打したのみではない、負傷した学長を手取り足取りして幹部室から講堂まで引きずり行き、羽織も袴も着物もずた／＼に切散らし、時計は壊はれ、紙入は取去られ、惨めな風姿を教壇に擁して脅迫を用ひて自決書を強要し、日頃学生を愛撫した三輪幹事を椅子や木剣で殴打し、充血傷二十二ヶ所、紫班点十八ヶ所、膀胱、腎臓及脳の障害都合四十三ヶ所の多き傷害を加へ、二ヶ月目の今日猶且回復しないような重傷を負はせ、学長の保護に任じた駒込署の上原刑事は木剣で右腕を撃たれ重傷十数ヶ所に及び、其他幹事室、教授室の内外を破壊し椅子テーブルを始め書棚までも打毀つたので、如何に思慮浅き青年とは云ひながら、苟も高等教育を受くる学生が、殊に東洋思想、東洋道德を基礎とする東洋大学の学生が理由の有無を問はず、腕力を以て学長幹事警官に臨んだ行為は、断じて恕すべき

ではない。然に学長幹事警官が其職の為に遭難したるに同情せずして、徒に宋襄の仁を以て暴行学生に臨むものありとすれば、それは暴行の奨励であつて将来ある学生等の為にもならない。番に司法官の処置を俟つのみでなく、学校としても賞罰を嚴重に正さなければならぬ。之が監視督励を怠らないのが、母校後援を目的とする我校友会其物の存立意義でなくてはならない。然に湯本臨時学長事務取扱が発表した「訓辞」には「六月二十七日の出来事に至つては……事のこゝに至つた事情を考へて見れば、これに参与して目下、刑務所に在る生徒諸子にも大いに無理からぬ点があるのであります……我々教職員は諸子と共に此の前途多望なる学生諸子の為に法の容す限りに於て涙ある処置に出でられんことを司法当局に対して懇願するの他はありません。どうか一同真の友誼の情を以て出来るだけ尽くしたいと希望いたします」と云つて、少しも暴行学生を戒飭する文字と誠意とがない。文部省が「苟も恩師に対し腕力を行使するが如きは、如何なる理由あるを問はず、到底寛恕するを許さない」と発表した理由書と相容れざること宵壤も番ならぬではないか、殊に湯本氏は一言も学長幹事に対し遭難の見舞に及んで居らないのは何んとしたことであるか。殆んど頭履顛倒の観あるは遺憾に堪へない。

▲文部省訪問 六月二十八日本会は田辺梅原両氏外一名のものは学校当局との意見の一致点を提げて此日文部省に松浦専門学務局長を訪ひ事件の顛末と岡田氏の調停を断りし理由と六教授解職は湯本理事の召集した維持員会には何等関係なきことと、湯本理事が境野理事に諮らずして単独に之を召集したのは、大正八年七月寄附行為改正の時の協定精神に反することを詳細に陳情した。

▲一部校友の陰謀 而して二十八日の夜一部校友が既に辞表提出後隠退中の五十嵐氏を擁し、常務を取れる田辺副委員長や三輪渡辺等の常務委員及梅原富田狩野山等の代表委員に諮らずして、朝原、常光、石上等の普通評議員のものが勝手に評議員会の召集状を書記に印刷せしめ居るを知り、田辺氏の手にて召集状の原稿を没収し、五十嵐氏と更に協議を重ね其手続を約して帰つた。此事は無効なる役員が校友会の名を以て発表した「校友会経過報告」第九項に掲げたる田辺氏の葉書にもある通りである。然に常光君等は田辺氏の知らない内に案内状を別紙作製して此夜発送せりと聞く、是れ果して公明なる行動、正当なる評議員の召集と云ひ得るや否や。

▲学長認可取消 文部省松浦専門学務局長よりは学生の暴行当日に学長宛親展書として「拜啓御面談致度事有之候間、本日午後四時迄の間に、可成至急文部省へ御来車

相成度候敬具。七月二十七日」と云ふが届いたのであつたが、何分境野学長も三輪幹事も殴打負傷の爲安臥静養中殊に医師の注意もありて、到底出頭不可能の事情であつたので、二十七二十八の両日は之を電話にて出頭延期を乞ひ置きたるに、二十九日午前十時過鎌田文部大臣より突然学長認可取消の命令に接した。当局としては学長も幹事も身動きならぬ負傷でもあり、本会としては田中氏は党務の爲青森県下出張中であり、田辺氏は身延法主の分骨式の爲静岡出張中であつたので、鎌田文相の不当極まつた命令に対し、抗争運動の機会を逸したるは、母校の爲にも私学全体の爲にも千載の恨事であつた。文部省の發表した理由を見るに「学長の立場として相当の議論があるかも知れないけれども」とあるが、これは頗る受取れぬ談しで、既に「相当の議論がある」のを予知したならば、何んが故に出頭可能の時機を待つて、篤と聞いて見なかつたであらうか、単に岡田氏に片聴したのみで、事を断ずるが果して監督官庁の取るべき公明の道と云ひ得るか否や。しかし、本会の存続する限り、境野氏三輪氏の健在である限り、文部当局が一返の弁明を聴かないで高圧手段に出でた失当をば糾弾せずには置かない、岡田良平氏が自己の不信を顧みないで、文部当局を動かした横暴をば懲らさなければならぬ、此事は親愛

なる五千の校友が寤寐にも忘れないように肝銘して置いて貰ひたい。

湯本理事は先きに報告した通り二十九日に違法の下に維持員会を開いたが到頭会が不成立に終つたので、懇談会とやらに変更したさうである。そして湯本理事を臨時東洋大学学長事務取扱に推薦して、文部省へ申請したとか云ふことであつた。しかし、大学部多数の維持員に諮らないで、京北側の推薦で申請したとすれば、其推薦は不法と云はれる。

▲評議員会の無効決議　しばしば辞表を提出して会務を見なかつた五十嵐氏を擁し、常に会務を執れる人々の同意をも得ないで、勝手に召集したものが六月三十日の評議員会である。實際は二十二名の出席で、七月八日に同一人等の開いた総会までに辞表提出した評議員は「経過報告」第九項に「合計二十七名」とあるも其実虚偽で、現に山田君や金子君等の如きは評議員総辞職と云ふ虚偽の交渉であつたので、今日から見れば全く無効であると明言して居る。此等の会議を七項に分けて報道されて居るが、其内一二四五七の各項は一々弁駁するまでもない。本会の報告書と対照すれば正邪は校友諸君の判断で明瞭すること信ずる。少しく論じて置く必要のあるのは第三項中校友会規則第七条に「若シ定員ノ半数以上辞

表呈出アリタル場合、評議員全員ノ改選ヲ行フモノトス」と云ふを追加すとあることで、此れは如何に「即時実施」を決議しても、決議の効力を生ずるものではない。何んとなれば昨年十二月の定期総会に於て改選された本会の役員は、正副委員長でも常務委員でも評議員でも校友会規則第五条に「各委員ノ任期ハ一箇年トシ再選スルコトヲ得」とある以上、本年十二月総会までは本人が辞職せざる限り既得権であるので、何人も之を侵害するを許さない。此の既得の神聖権を中途に於て侵害するような改正を規則の上に加へても、それは法律の原則として総て無効なものである。辞任したものは本人の自由意志で其権利を放棄するのであるから、規則によつて承認を得れば、有効なものとなるが、辞任しないものの既得権は不法なる改正の為に移動されるものではない。況んや七月八日の総会に辞表を呈出したと云ふ評議員は校友会規則第七条中「止むを得ざる事故ありて評議員を辞したる時は常務委員の決議を経て之を承認す」とある手続きすら履んで居らないではないか。然らば辞表を呈出した評議員すら其辞任が成立しない。何に況んや辞任しない評議員の改選は愚か補欠選挙すら為し得ない訳ではないか。それが為境野氏も田辺氏も鼎氏も三輪氏も五十嵐君や朝原君へ「過半数以上辞表」云々の追加項目は意味を

成さないのみではない、可い世の物笑になるから更に正式の評議員会を開いて追加項目を削除せよと注意したのであつた。それから第六項に五月十四日の評議員会で選任された五名の代表委員を、常務を執れる本会幹部の承認せざる変則極つた評議員会が経過報告をも聴かない内に解任決議をするが如きは、全く非礼な振舞で、言語道断と云ふの外はない。故に本会は七月二十三日正式の評議員会を開き、代表委員の報告を聞き且つ厚く其労を謝した。

▲湯本臨時東洋大学学長事務取扱 は七月二日に文部省の認可があつたと聞いて居るが、元來岡田氏と反学長派の教授有志と校友有志とが常に境野学長に好感を持たない京北側の理事や維持員を利用してまで学長排斥の目的を達せんとした所から、湯本理事に違法なる維持員会を召集させたので、随て湯本氏を臨時学長事務取扱に推薦したのも反学長派の利用策であつて、何にも湯本氏に時局收拾の手腕ありと認めたからではないようである。大学部維持員の多数に諮らないで推薦した位であるから、万事が違法のあらん限りを尽すのも無理はない。また臨時学長事務取扱の認可を得ない内に早くも六月三十日に湯本氏は石川君や田中（治六）君に寄附行為にも学則にもない役名を付けて任用したり、協議員会を召集したり

して居る。そのみではなく、前学長の管理に属する期間内に於て、不法にも金庫に封印を施し、會計に支払停止を命じた。此等は確に他人の管理権に立入つたもので、法律上から見てもよろしくないことである。紛擾後の事務取扱としては、境野派と反境野派との外に立つて、最も公平に時局收拾に努力するを至当の態度と云ふべきだが、湯本氏には此用意を欠き、境野派を駆逐して反境野派のみで独占しようとする党派者の為に走狗の勞を取つた観がある。則ち教授講師事務員給使<sup>〔付〕</sup>に至るまで苟も境野派に属するものであつたならば、一人をも留任させないと云ふ氣勢を示し且つ実行もした。湯本氏の違法専断は一二にして足りないが、維持員補欠選挙の如きは其尤も顕著なる例で、七月二十三日に認可書到着した六教授（境野学長に解職されたもの）を七月四日作製の選挙人名簿に加へたるを始め、維持員選挙規則では維持員の選挙は選挙人名簿作製の日より二十二日目でなければ有効でない<sup>〔と云ふことになつてゐるのに、七月四日より二十日目の七月二十三日に之を行ふた。而も四名の当選者中、中島氏と広井氏は同日教授認可書が到着した人である。加ふるに七月十九日召集同廿六日開会の維持員会へ右の四名を出席させたので、田辺維持員の為に新選維持員四名の無効無資格を主張されると共に選挙長たりし湯本理</sup>

事の責任を問はれたが如き、又左の取消文を揭示して、校紀を紊し前学長の權威を無視し侮蔑した。

去五月中前学長の行ひたる学生処罰は全部取消す。

右は六月三日に確定せる事なれども其後発表遅延したるに付改めて茲に掲示す。

七月二日

しかし、調停者岡田顧問側でも、学校当局側でも三十四名の争擾学生に対する処分を取消すと云ふことは話頭にすら上らざる問題であつた。改換したら処分を許し、除名者に復校、停学者には解除して呉れと云ふことであつた。然に湯本氏は何によりて斯ゝる揭示を為したか、之をしも虚構と云はずして何んぞ、之をしも校紀を紊すものと云はずして何んぞ、之をしも<sup>〔も〕</sup>前学長の權威を無視すと云はずして何んぞ、而も処分学生を許す許さぬの問題は全く七月四日の事件で、三日ではなかつたのである。加ふるに四日の日も処分学生は当分許されないと云ふ事に岡田氏も学校当局も決定したのではないか。然らば、湯本氏は何に拠て「右は六月三日に確定せる事なれども其後発表遅延云々」と云ひしにや、本会は敢て湯本氏に責任ある答弁を聞んとするものである。又維持員会開会中にあらはれたる違法問題も尠くない。八月十六日開会の維持員会も期日と召集者の資格に於て違法の召集であつ

たので、これ亦田辺維持員から詰責を受けて陳謝したではないか。恐らくは此失敗を以て湯本事務取扱の最後とする。此の如く湯本氏は反境界派に利用されたのみで其成績や違法と失敗とを以て終始したのは如何にも気の毒であつた。が、本会としては湯本氏に対し毫も感謝する所以を知らない。

▲校友総会と無効の改選。に就ては五十嵐君にも朝原君にも境界氏よりも田辺氏よりも鼎氏よりも三輪氏よりも種々に注意をした。則ち六月三十日の評議員会で追加した「過半数以上辞表呈出」云々の項を総会前に評議員会を開いて削除することを始め、全国校友への通知の仕方、総会期日の変更等であつた。然に常務を執れる本会幹部の意見を用ひなかつたので、常に本会の為に努力し來つた校友の重立は殆んど一人も出席しない。それは正式なる総会としての価値を認めなかつたからである。而も此会に於て評議員の改選を行つたと云ふことは、会則違反の甚しいもので、畢竟無効の選挙を為したと云ふに過ぎない。それが為田辺副委員長は直ちに左の通知状を在京校友全部に発送した。

### 通知状

我々は此際辞職するを穩当と存じ候も何分我々の注意を用ひずして六月三十日評議員、本月八日臨時総会を

開会し、評議員の改選を行ひたるは全部無効に付此段及通知候也。

(理由)委員長及評議員二十余名の辞職者を見たるは事實上に候も副委員長及常務委員評議員二十余名は今尚役員に現職に有之候。六月三十日の評議員会に於て「若シ定員ノ半数以上辞表提出シタル場合、評議員全員ノ改選ヲ行フモノトス」と云ふ会則第七条の追加決議有之候も、法律は凡て過去に遡らざるを原則とする以上、既に与へられたる評議員の任期は来る定期総会即ち十二月までは、本人の辞職せざる限り、何人も左右し得るものに無之事は自明の理に候。今回の総会に於て其辞職者に対し補欠選挙を行ひたりとせば、其選挙や有効と存候も、全員の改選は全然無効に候。追て正式の常務委員会と資格ある評議員会とを召集し、此際補欠選挙を行ふべき歟、又は改選期まで現在のまゝとすべき歟を協議決定致度候。

大正十二年七月九日

東洋大学校友会

副委員長 田辺善知

此の如く無効の選挙にて挙げられた神崎氏も斎藤氏も朝原、飯田、柴田、下沢、関、七里、常光の諸氏は本会の役員ではない。殊に抱腹禁じがたきは、当選役員の承認

を湯本事務取扱に申出でたる一事である。本会は創立の始めより母校出身者の自治の精神によりて出来たもので、学校当局の承認を必要としない、学校当局の承認と否とによつて、存廢を決するようなものでなく、寧ろ本会の信任と否とによつて、学校当局は去就を決すべきである。此点が母校創立者井上先生の遺志となつて居るので、若しも財団の寄附行為改正の必要ありとするならば、財団経営の主体に参加する維持員は全員三分の二又は過半数以上を本会より選出するを当然とする。然に無効選挙によつて役員となれる諸氏は、其資格の不安を感じ、若くは自治の精神を没却して、援けを学校当局に仰ぎ纔に承認を得んとし、湯本事務取扱また之れに承諾を与へ、之を本会の立場より評すれば所謂る似たもの夫婦の類で、湯本氏の太陽が西山に没したならば、無効校友の役員等はその影を潜めるのであらう。

▲本会の評議員会、常務委員会と補欠選挙。委員長辞職に付田辺副委員長の名を以て本会は七月二十三日三輪常務委員宅を会場として委員長、常務委員、評議員の補欠選挙、前学長の事件報告、梅原氏の代表委員経過報告、後任学長の推薦、境野三輪二氏遭難慰勞方法、田辺氏の會計監査報告、湯本氏への対策、無効選挙への対策、第二報告書発表等を會議事項として田辺氏の議長で開会し

た。先づ常務委員会を開いて七月八日に辞任した評議員二十余名に対し其辞任に承認を与へ、次に評議員会に移りて五十嵐委員長及都河、藤実両常務委員の辞任を承認し、委員長の補欠選挙の結果田中善立氏当选即時承諾を得、三輪常務委員の辞任も承認した。それより評議員補欠選挙の爲め、常務委員会に戻り二十余名の評議員補欠選挙を行ひ決議を経て委員長之れが指名補欠を決定し、其人名は本会役員表にある。それより各種の報告を了し、後任学長候補として第一村上博士、第二井上博士、第三富士川博士を候補に推薦し、その他の候補者には反対決議を爲し、殊に岡田良平氏を否認した。湯本事務取扱に對しては不信任を決議した。境野前学長と三輪前幹事に對しては遭難慰勞金を全国校友より募集することとし、無効評議員改選に對しては絶対に否認する事に決した。随て神崎氏一派より何事を申出づるも取上げざることにした。諸種の報告後晚餐会を開き午後十時散会。

▲會計監査の成績。は田辺氏が紛擾事件に関係なく専門家の會計士を入れて厳密に調査し整理をつけた結果として、約式万円の剰余金を得たと云ふことで、田辺監査の承諾を経て左に會計監査報告書を載することとした。

#### ◎會計監査報告書

東洋大学財団會計状態に関し、常に揣摩臆測を逞ふ

し、動もすれば学校自体を評価せんとする傾向あり。

それが為我校の一大隆夷に関する彼の昇格事業に、其累を波及せんとす。茲に於て欺、内は財政の整理を行ひ、広く信を天下に繋んとする必要を感じ、本年一月昇格促進の運動に先んじ、専門家の会計士を入れ、厳密公正なる会計監査を實行せんことを提起し、境野学長三輪幹事の同意を得たり。而して境野学長は之を郷會計主任に告げ、速に監査を受くべしと命じたるは本年二月二日なり。それより郷氏は出納係中村讓氏を通じて、帳簿整理の名の下に監査の延期を申出で、遂に二月も空しく過ぎ、三月も徒に去らんとせり。之に依て、拙職は三月三十一日を以て断乎として監査の実行期に入り、四月十六日より六月二十六日まで前後七回に亘り、会計士東夔五郎氏に託し厳密なる調査を行ひ、漸くにして監査の結了を告ぐ。

詳細の報告は一々表に拠るにあらざれば尽しがたし。然れども其最も顕著なるものを挙げば、大正十一年度に於て、収入利益金七万式千六百五拾參円參拾九銭を得、支出損失金六万八千八百五拾七円九拾貳銭を失ひ、差引金參千七百九拾八円四拾七銭の純益を残し、此の外に金壹万五千円の特別寄附を得たることと、金九千百六拾円余の貸付金と金七千九拾六円余の立替

金とを整理し之れが回収を見たるにあり。此の如きは、創立以来未曾有の好成績（種）なりしと共に、学長の経営宜しきを得、会計監査を断行せしめたる結果なり。

然に金銭の扱に關しては、如何に積年の慣習とは称しながら、其不備、其乱雜なりしには一驚を喫し得ざりしは、蔽ふべからざる事実なりき。則ち出版部との貸借關係、東洋哲学發行所との貸借關係、同窓会との貸借關係、職員中に於ける家賃滞納等（と）に關し、殆んど不整頓の状態なりしも、郷氏關係を除きては、監査結了と同時に、貸金又は立替金の回収を了せり。又六月二十六日維持員会開会より七月六日維持員会結了と七月九日境野学長の引継と翌十日出版部の引継までに郷氏關係の貸金及立替金も殆んど回収したり。以て整理の一斑を窺ふに足らん歟。

元來郷氏は財団の普通會計部には別に出納係を置きたるも、出版部、東洋哲学發行所、同窓会の會計に至つては、自己一人の手中に収め、殆んど帳簿の見るべきものなし。これ今回の監査に一段の困難を感じたる所以なり。

拡張部に就て一言すれば、東洋大学拡張案は、大正八年境野学長に依て提唱され、而してこれが財源を得んとして、北海道及朝鮮の土地に対し、無償払下の便宜

を得、それが為め多額の費用を投じたりしも、当時境野学長は自ら私債を起し、一切の費用を弁せり。大正十年度に至り自動車代等の雑費金參百拾七円式拾五錢を校金中より立替払を為さしめたるに過ぎず。偶々昨年六月と本年の一月とに拡張費としての私債返済期に迫り校金の遊金ありしに由り、一時借として前後式回到九千百円參拾壹錢を借入れたるも今回の決算期に当り全部皆済せり。蓋し拡張部は我東洋大学をして世界的東洋学の權威たらしめんとしての一大計画なりしは、大正八年に發表せる趣意書の如し。然に所期の目的未だ其域に達せざりしを以て、一切の責任を境野氏個人に負ひ潔く其犠牲に甘んじたりしなり。其内には実地調査の爲協議員会の協賛を経て金式千円を投じ、鼎三輪の兩氏を朝鮮に派遣したるものも含めり。若し夫れ今回の不祥事件なくんば朝鮮に於ける五千町歩無償払下問題は優に成效の祝杯を挙げ得たるなと思ふ時、愛惜の情に堪へざるものあり。

校金を他の爲に貸与し、或は立替払、或は職員の前借、又は職員の家賃滞納の如きは、如何に慣習とは云へ會計上一掃すべき弊風なり。今回の會計監査を一新期限として断乎たる革正を要す。今後財政上の基礎を安固ならしむるには予算費目以外に對し、假令、老錢たり

とも支出せざる方針を採用せざるを得ず。既に東會計士に託し革正の立案を得たり。大正十二年度よりは此立案に基き最も嚴正なる會計状態を形成持續せしめんとするは、拙職の衷心より希望する所なり。

大正十一年度に前後二回に亘り内務省の手を経て、原田財団より申受けたる金壹万五千元は、社会事業科に必要な研究室完成費としての特別寄附なり。依て此際特別預金として之を扱ひ他の費用に流用するを許さざる方針を採れり。

過去に遡つて會計状態の不備を論ずれば、明治四十三年には井上先生より譲られたる基本金壹万式千式百式拾式円七拾四錢の預金高なりしを、其後数年の間に之を使用し尽して今や全く其影を留めず。当時の會計主任は安藤氏にして出納係は郷氏なりしと聞く。たゞ僅に基金預金として帳簿の上に金百五拾円を残すのみなりしも、今回の整理に依て之を郷氏より回収し更に出版部の千六百円余を加へ、基本金の増殖を計ることとせり。境野学長は大正九年三月昇格の爲一時財団の土地を抵当にして、金拾五万円借入の件を維持員會に附し、其承認決議を得たる結果として、井上先生の名義を財団に書替ふべき必要に迫り、境野学長は自己所有の土地家屋を抵当として、之れに要する費用金壹万四

千円を借入れたり。然に当時財界の事情は学校の敷地を抵当にして、拾五万円の貸出を許さず、止むなく一時中止するに至れり。それが為借入れたる準備金の利子及費用と拾五万円借入運動費とを合算すれば約参千円の損失を招きたるも、今日まで境野氏個人にて之を負担せり。然れども其性質より論ずれば当然財団の負担すべきものなるは言ふまでもなし。前学長たる境野氏は東洋大学財団に対し、今猶、約参千円の債権ありと云ふを得るなり。

以上要するに、古き過去は措て論ぜず、境野氏学長就職以来の財政に関しては、其実際を調査して余蘊なきを信す。而して境野学長には一点の不正と認むべきもなく、此事は其筋に於ても既に明瞭となれり。たゞ会計主任に論議の余地ありたるも回収金の結了を見たる今日、敢て之を追求する要なかるべし。それよりも監査の結果財団に取りて、殆んど損失を防ぎ得たるを欣幸とす。

境野学長は教授の在職二十五ヶ年、学長代理六ヶ年、学長の在職また六ヶ年にして而も在学生百名内外の苦闘時代を経て、今や千四百名内外の学生を收容し十一年度に於て参千円以上の剰余金と壹万五千円の特別寄附金とを得、更に十二年度には天引積立金参千五百円

の計を立てたり。之を財政上より見て、其基礎を安固たらしめし功蹟<sup>績</sup>は断じて没すべきにあらず。たゞ遺憾なりしは誤解と或事情との為に空前の紛議を生じ、遂に拭ふべからざる不祥事件を惹起したるにあり。境野氏が非歟、之を排斥したるものが是歟、否歟は輒く断ずべからず。静に今後の成行に徴し、公明なる事実の裁断を待つの外なし。文部省の取れる学長認可取消の当否を論ずることは他に之を譲るとし、境野氏が職中の功蹟<sup>績</sup>は此際記念せんことを望む。境野氏の遭難と其功勞とに対しては、東洋大学としても校友会としても、如何に之を表彰慰問すべき歟は、公明なる関係諸氏の判断に訴へんとするものなり。

大正十二年八月

東洋大学財団維持員

会計監査 田辺善知

此報告書は七月二十四日附維持員会提出の正本に多少の訂正を加へたものなり。これ其後郷氏の責任に属する貸金立替金を回収したる結果に依る。(田辺) 虚心坦懐此報告書を読したならば、今回母校紛擾の一原因であつた「会計上の暗い影」は一掃されるであらう。

▲会計監査の発表を遅滞ならしめたるは誰ぞ。 会計監査

の成績<sup>〔績〕</sup>と其報告及発表に付いて、田辺監査は七月三日附を以て大学部維持員及湯本理事に通牒を發し、同五日午後五時成績<sup>〔績〕</sup>内示会を小石川伝通院前西川亭に開會し、東會計士出席して詳細なる表によつて一々説明する所あり。而して十一年度決算の内容を承認決議したが、湯本氏と古城維持員は欠席であつた。七月九日附を以て會計監査の結果を全維持員会に報告すべく田辺監査は湯本理事に定期維持員会の開會を請求した。然に湯本理事は「目下欠員多く召集困難」を理由として田辺氏の請求を容れなかつたので、田辺氏は更に又七月十二日附を以てせめては休業前即ち来る十四日十一年度の決算審議を大學側維持員会にかけ之を結了し、會計監査の成績<sup>〔績〕</sup>一班を公表し度しと請求した。然に湯本理事は事を左右に託し田辺氏の請求を避けんとしたので、田辺氏は更に七月十四日左の書柬を湯本理事に送つた。

拜啓夏期休業前十一年度決算審議の爲大學側維持員会開會を請求候処、遂に其運に至らず遺憾此事に候。然に貴状に「去五日既に内示会御開き相成候節出席維持員の御承認を得られ候由、然らば更に大學側丈の維持員会を開きて内示する必要なきにあらすやと存候」との仰せに候も、去五日の維持員会は当時御案内申上候通り會計監査の結果に付ての事に候。而るに十二日附

請求の維持員会は十一年度決算審議の爲に候、敢て同一の問題にて維持員会再会を企てしものに無之候。依て前式回の請求書御対照被下度候。

次に會計監査の結果を世に発表するは、拙職の信する範圍に於て決行する儀に候へば、不悪御了承願度候。但し定期維持員会を請求候も、補欠選挙後に開會致度との事にては、余りに遅延の嫌も有之、旁々大学部維持員会を済まし、一先、拙職の信する所により、十一年度までの會計状態及十二年度以後の方針に付、公表する考を有し居り候も貴職の爲に其運に不至甚だ遺憾に存居候。既に申上候通り、休業後は旅行の予定にも相成居候へば、會計監査より得たる一般的報告は拙職の信する所により近日中公表の形式を採用致度候間右御含置被下度候敬具。

七月十四日

田辺善知

湯本武比古殿

或意味から云へば、今回の紛擾は学長に「會計上暗い影がある」と云ふのが中心原因を爲して居る。然らば會計監査の結果をば一日も早く報告公表の道を講ぜんとするが時局收拾の任にあるものの責任でなくてはならない。田辺監査がその報告と公表とを急いだのに反し湯本理事が兎角逡巡の態度を取つたのは、果して何んの爲であつ

たであらうか。本会の諒解に苦しむ所であつたが、七月二十六日以後の維持委員会を見てほゞ湯本理事以下の精神を付度することができた。別項に述べてある維持委員会の模様を参照すれば思ひ半ばに過ぐるものがあるかと思ふ。

▲第一回維持委員会。は湯本理事の召集で、七月二十六日に開会し、八月六日に終つたのであるが、種々なる意味で波瀾の多い維持委員会であつた。大学側の予算決算、京北側の予算決算の審議が会議の目的に相違なかつたが、教授側の補欠選挙で、新に維持員になつた、中島、藤村、広井、石川の四氏に対し田辺氏の為に無効論で追及され其行詰りの救済策として祥雲氏の動議で、四名の委員を設け、田辺氏と交渉した結果、「一、維持委員会は和衷協同の精神を以て東洋大学の発展に尽力すること。二、境野前学長に対し事情の許す限り好意を表すること」と云ふ妥協案が成立した。それでも多数の維持員中には鶉の目鷹の目になつて、境野前学長に関する会計上の欠点を見出さんとして調査委員六名をあげて調査したのであつたが、何分専門家の会計士を入れて監査した結果として整理も届いて居たので田辺監査の報告書以外に何物をも見出し得なかつたのは事実である。田辺監査の資格を問題にしたのは可いとしても、田辺氏の為に却て京北側

監査の欠員より生ずる湯本理事の責任を問はれたるが如きは余興としても余りの失策であつた。但し報告すべき事は、校友会選出の維持員田辺、富田、祥雲の三氏が終始中堅となり、維持委員会の大勢を左右したことで、本会として一言感謝の意を表すると共に母校の爲今後一層の奮闘を祈る。

▲境野前学長の引継。八月九日境野前学長として引継するに先んじ湯本氏に会見して、今回拙職の退職に連れ解職されたものに対してはそれ〴〵退職手当を給与するを至当とする事を告げ、湯本氏の快諾を得たので、境野氏の引継は無事に結了を告げた。これより先き八月二日三日四日五日七日八日の六日間に至り、郷氏の手より財団の会計は中村讓氏之を引継ぎ、出版部の会計は田辺監査之を引継ぎ、東洋哲学発行所の会計は和道実氏之を引継ぎ、同窓会の会計は三輪政一氏之を引継ぎ、其内、改めて財団の会計は中村氏より湯本氏へ、出版部の会計は田辺氏より湯本氏へ引継ぎを了したるも、東洋哲学発行所の会計は独立のものなれば学校側へは引継がざることゝした。同窓会の会計も学生の総務不在の爲三輪氏の保管する所となり、図書館は三輪氏が在職記念事業として企画されたのが眞の事実で、随て其会計は成功を見るまで同氏の保管に委するが至当と云ふに決した。然らば本会の

関係する範囲は、抽象的に母校を後援すると云ふに止らない。具体的問題として既に東洋哲学発行所に与り、図書館の建築に与り、昇格問題に与つて、母校後援の実をあげねばならない。

▲第二回維持員会。八月十三日附で湯本氏は左の通知を普通葉書で各維持員に発送した。

拜啓来る十六日午後五時より臨時維持員会を開き後任学長、退職手当等の問題につき御審議願度候間、炎暑の砌恐縮の至に候へども、本学迄御参集被下度、此段及御通知候敬具。

大正十二年八月十三日

東洋大学々々長臨時事務取扱

湯本武比古

各維持員宛

これに対し田辺氏は左の警告状を速達で発送した。

拜啓先刻申上置候通り、来る十六日開会の維持員会は欠席者も多く、加ふるに、期日も召集者資格も違法なれば、結局無効に帰し可申候。それ故、二十日以後改めて召集御発送可然歟と存候。右為念通知致置候。

匂々。

八月十四日

東洋大学財団維持員

田辺善知

湯本武比古殿

然に八月十五日附にて湯本氏は左の訂正通知を出した。

拜啓去る十三日朝差出候維持員会開会の通知書は、下名の職名「財団理事」を誤脱致候に付訂正仕候。尚該会は緊急を要し候こと故是非とも御出席被成下度、併せて及御願候敬具。

大正十二年八月十五日

東洋大学財団理事

湯本武比古

各維持員宛

右に対し田辺氏は左の警告状を再び速達を以て発送した。

拜啓十三日附維持員召集状に対しては欠席者多きことは口頭にて又召集者の資格に関しては違法なれば結局無効に候ことも更に葉書を以て通知致候通り、然に十五日附資格訂正の通知十六日朝着、此の如きは神聖なる維持員会を、益々翻弄輕視するの甚敷ものと相成、延いては貴下の責任問題にも波及可致候条為念申上置候。

特に維持員会規則第一条但書の精神より見ても、大学部に属する事項を議せんとする為には、大学部維持員

の意見を尊重するが至当であり、又慣例に有之候。然に校友会選出の維持員全部出席不可能を知りながら、強いて開会せんとするは、穩当にも無之歟と存候。兎に角、本日の維持員会は出席人員の如何に拘はらず無効なることを声明致置候

匆々。

八月十六日

東洋大学財団維持員

田辺善知

湯本理事宛

而して田辺氏は有馬温泉へ旅行する予定なりしも、暴行学生事件の為谷予審判事より電話にて出頭を求められ、郷氏の取調に立会人となり、中島徳蔵氏も召喚を受け居り、談偶々維持員会のこと及び中島氏の懇望を容れて、出席したる為、漸く定員数を得、湯本理事の陳謝に依て開会となり、田辺氏より「訂正通知」や「一返の陳謝」に依て無効が有効に變ずるものでなく、期日も違法、召集者の資格も無効なれども、今回限り将来を戒飾して、維持員会の成立を認めようと云ふことで漸く議題に入り、岡田良平氏が後任学長を承諾した報告があり、且つ協賛を求められたので、本会選出の田辺氏は、本会の意見を代表し反対の意志を言明し且つ決議に対し除外例を

認めた。それから前学長の要求に基いた退職手当の追加予算を議して第二回の維持員会を結了した。

■今後の諸問題

▲検定者の前途と在学者の不安。教へ子が団隊を為して恩師を殴打したと云ふ出来事の影響として今後無試験検定の特典も余り有りがたくなことになるであらう。かゝる危険性の漲つる居る学校の出身者を迎へて教鞭を採らせるのは中学校でも女学校でも将又実業学校でも、警戒せねばならぬのは当然である。此点について学校当局に成算ありや否や、若しも暴行学生に対し陰に陽に与みしたものが学長となり教授となり幹事となり事務員となつたとしたならば、自然の勢ひ暴行学生を徳として其行為を肯定するの止むなきに至るであらう。殷鑑遠からず、湯本臨時学長事務取扱や田中治六君、石川義昌君等の為した跡を検しても明瞭である如く、岡田氏が学長となり反境野派の教授が其儘で教鞭を採るようなことでは、校紀の肅正も教育界の信用も、到底回復の見込が立たないのみではない、東洋道徳に反するような行為を陰に陽に肯定する学校には、意を安んじて子弟を託する訳には行かないと云ふことになつて、在学生も転校する、新入学生も減ずる。それでは発展は愚かなこと現状維持すら困難に陥りはせぬかと思ふ。本会は母校の将来を思

ふ時、只管深憂に堪へない。

▲頻に悪声を放つ。紛擾中から引続いて今猶境野前学長に対し頻りに悪声を放ち新聞政策に腐心するものがある。則ち田辺監査の名にて第一銀行へ定期預金となつて居る恩賜金に對してすら費途不明で告訴されるかも知れないとか、會計監査も済み維持員会も無事に通過した今日猶調査の結果不正を發見したので、告訴は到底免れまいとか、全然無根の事実であるにも拘はらず、個人名儀で北海道に土地を買入れ、朝鮮に牛を飼ふて金儲をして居るとか、引繼に際し部下の退職手当を請求したのを曲解して境野は二万円の慰勞金を請求したとか、甚だしいのは蓄妾問題までも捏造して其品格を評価する。本会は多方面に亘り最も公平な見地で、事実の調査を遂げた結果、境野氏には不正は無かつた、随て學者としても学長としても排斥を受くる理由と事実とは遂に發見しなかつた。正義は最後の勝利、事実ほど力ある証明者はない。反境野派は教授と校友とを問はず、暴行学生と共に、紛擾の責を負ひ其罪を悔るねばならぬのに、悪声猶止まぬのは、何んとしたことであらう。

▲岡田良平氏の後任学長と島地大等氏。遺憾ながら本会としては岡田氏の学長には反対せざるを得ない。その事は境野氏の報告にも本会の此報告にもある通り、岡田氏

が顧問として紛擾の調停に立てる心事は、自ら境野氏を引かして取つて換はらんとした形跡が、余りに露骨であるからである。反境野派にありては之を既定の約束として公言して憚らないのみではない。岡田氏は反境野派の要求を容れて財団の寄附行為を改正し、島地大等氏を自己の後任に選挙させるとまで約束したとの噂が専らである。島地氏が維持員に当選しながら之を辞任したのは、岡田氏の次へ後任学長として打つて出づる準備だとも云はれて居る。田辺氏は島地氏とは十年來の知友で、同氏を君子人として交際したと云ふことであるが、今回の紛擾事件で、堅き約束を裏切つたので、今では島地氏を目して偽君子と評して居る。島地氏が境野氏に對し十數年來の友誼を抛つて、反境野熱を煽り、さうして取つて換はらんとした籌略があつたとしたならば、偽君子と云はれても止むを得まい。本会は此風説の虚伝であるを信ぜんとする。中島氏の如きは余りに運動が露骨であつたので、今日の所では殆んど問題にならないのは何んだか気の毒な感じもする。

▲寄附行為改正問題。反境野派の教授有志団や校友有志団又は此等と歩調を一にした岡田氏等は学長に任期を限定したいと云ふ希望から寄附行為改正を叫んだので、其目標は境野学長を引退させようとする計画からであつ

た。境野氏が退職した今日となつては此等の人々は寄附行為改正の必要があるまい。しかし、学長廻持を夢見る人に取つては、任期を一年又は二年位にして、選挙法により、天下廻持にしたいと云ふ考へは、今猶胸底に潜んだ慾望であらう。本会は此等の人々の為に、寄附行為の改正には絶待に反対する。又理事を増員する必要をも認めない、現に式名の理事でも今回の如く湯本理事が協定の精神を破壊したように、多数なれば多方面に其職権を悪用する恐れもある。万一改正を必要とするならば、井上先生の遺志を奉し、大学部と京北側とを経営資格から見て大中の分を明にし、維持員の選出方法の如きも、出身者の職員と校友会員とを以て選挙団体の本体とするが至当である。若し教授を選挙団体に加へんとするにあらば、部長、科長、専任教授級に限定するが可い。一二時間の授業に來る先生方を、経営主体に参与させるのは、殆んど滑稽である。員数から云つても維持員は出身者七分教授三分とする位が適當であらう。本会は井上先生の遺志が此処に存するのを知つて居る。金庫に納めてある創立者の遺書を正解し得るものは京北側のものでなく、教授方でも顧問諸氏でもない。本会幹部のものも多くは井上先生の教へ子であり、生前に意見を聴取して居るのみでなく、大正八年寄附行為改正の時、親しく指

導を享け遺書の説明をも聴いたもので、此点については京北側や教授方とは自ら撰を異にする。又井上先生が護国愛理を標榜された思想の根底には、堅く且つ深く仏教主義が据付けられて居るのを忘れてはならない。随て学長は伝統的にも仏教家に限られて居る。井上先生を始め前田先生でも大内先生でも境野先生でも皆仏教家であつた。現学長たる岡田文学士は果して東西の学問中何にを専門とし、何にを主義としたかを考察し来れば、母校の精神に副ふや否やを判断するに困難ではない。それに井上先生の本懐は出身者を学長にしたいと云ふにあつたことは、大正七年六月境野氏が学長となり其就任式に臨んで「出身者たる境野君が学長となつて呉れたので私の本懐は茲に始めて達しました」と云つて流涕滂沱祝辞を述べられたに徴しても明瞭である。東洋大学は創立以来仏教各宗の諒解と後援とに由て、今日の隆運を贏ち得たのであるから、啻に学長のみではない、幹事でも事務員でも、仏教各宗に諒解のないようなものは任用の資格がない。岡田氏は八月十八日に学長の認可があつたと同時に昨年七月非職になつた学習院の橋本捨次郎氏を幹事に任用したさうであるが、本会の見地から之を評するならば決して適任とは云へない。況んや井上先生の遺志を伝承しない人々の手に由て、寄附行為の改正を行はんとする

位危険なことはないと言ずる。暗雲の低迷頗る急を告げんとする時、五千の校友は何時でも母校の急に走せ参ずる覚悟を要す。本会は特に赤誠をこめて校友諸君に予め之を要望する。

▲【東洋大学校友会本部】本会は通信は必ず「東洋大学校友会本部」と記載することにして下さい。会則第三条にも「本会ノ本部ヲ東洋大学ニ置キ支部ヲ各地方便宜ノ地ニ置ク」とある通り本会を「校友会本部」と呼ぶのが正式である。単に「校友会」と書いては其通信が濫用者の手に帰する弊もあつて、双方の為不便も少くない。又「校友会本部」の名を用ひない通信は一切取上げないように注意して下さい。

大正十二年八月

東京小石川原町十六番地

東洋大学校友会本部

七月二十三日評議員会及常務委員会に於て辞任者の補欠選挙を行ひたる結果現在本会の役員左の如し

委員長 田中 善立  
副委員長 田辺 善知  
常務委員 渡辺 洞水 加藤 精神 遠賀 亮中  
金坂 乘順 梅原喜太郎 安藤 正純 依田 孟

評議員

加藤 精神	今井 鉄城	太菴 豊春	渡辺 洞水
梅原喜太郎	窪田 知膺	狩野山義一	桑原 重矩
山田 一英	松本 全歳	小牧 喬定	安藤 正純
足利 衍述	祥雲 晚成	境野 哲	里見 義隆
三輪 政一	木村 日保	広部 永真	加藤 義明
金子 日聡	富田 敷純	伊達 清徹	本多 広善
原田 顕振	依田 孟	正富由太郎	井上光太郎
橋本 元治	古谷 幹夫	遠賀 亮中	栗塚 慶俊
原田 豊	栗原 秀松	三大寺本紹	坂野 玄雄
佐崎 重暉	杉本 勝俊	外山 英會	野老 乾一
乙川 文獅	勝水 淳行	飯田 堯一	金坂 乘順
田中 鑑光	藤井佐太郎	野口 日生	

(順序不同)

### 五〇五 東洋大学紛擾事件代表委員報告書

(大正一二年)

東洋大学紛擾事件代表委員報告書  
今回の紛擾に関し余等委員の調査の結果其要領を簡単に左に述べべし

一、問題の起原は境野学長が郷幹事を解職したるに始まること勿論なり郷幹事の辞職は内実一種の論旨免職にして本人<sup>自身</sup>の本意に出でたるものにあらざるが如し

二、郷幹事は多年の在職中頗る親密の関係を教授の間に結び居しが故其辞職と共に之に同情して同時に辞職せんとしたる教授あるを見るに至るこれ問題紛糾の端緒なり

三、就中和辻教授が文化学科の教壇に立ちて悲痛の告別演説を試み憤然として辞職を学長に申出で、去るや之に関連して教授の辞職統出を見るなきやの風説を生じ学生不安の念は漸くこゝに増大せり

四、此間に際し郷前幹事の教授学生間に於て学長に関する種々の悪評宣伝のことあり教授と学生との動揺は益其度を加ふるに至れり

五、此機に乗じ教授中に所謂暗中飛躍を試むるものあり広井辰太郎、藤村作二教授の如き元来無色透明の人をして引いて此渦中に投ぜしめ益紛擾を拡大せしむるに至る

六、中島徳藏教授は教授を招集して事件解決の策を講ぜんとする理由の下に有志教授の相談会を開き之を利用して或目的を達せんと企てし傾向あり之が調停鎮撫

の方策を立てずして直ちに学長に辞職を勧告し事情の真相を解せざる教授の署名を求めて四十余名の連署状を学長に示したるが如き殆んど学長に威嚇強要するが如き態度に出でたるは最も不穩当の手段にして遺憾を感じざるを得ず特に倫理学者としての中島教授に対しては此感最も深し

七、此の紛擾は元学生に起りしにはあらず教授間の動揺より学生に波動を伝へ且つ教授中に学生を鎮撫すると称して却つて之を煽動したる事実あり之に加ふるに校友有志団と称するもの、宣伝郷前幹事の教唆等の之を刺撃するありて終に学生の感情爆發其起つを余儀なくせしめたるもの、如し

八、機会は学校及び学長に対する多年の不滿不平の総べての結合勃発を生むに至らしめたり校友有志団は即ち其の一部にして盛んに学長の不徳非行を鳴らし甚しきは私行を指摘し或は捏造し流言蜚語東西に飛んで殆んど其根拠確証の存するものなし

九、此等の結果文化学科学生の学長及び学校幹部に對する辞職強要となり該科学生を中心として大学部一科三年及び同一科四年の一部等の之に共鳴するあり校内校庭至るところ劇烈の演説、煽動の叫喚を聞くに至り完全の授業を継続すること能はざるに至りしが

故終に学生の処分三十余名を見るに至るこれ最も悲しむべきことに属す

十、爾来反学校学生は明治会館、上宮教会等に集合して対策を画し学校擁護派の学生は八組一致して之に相対し以て今日に至る学校当事者は之が解決に向つて其歩を進めつゝあるものに似たり

以上は今日迄余等調査の大略なり今後新事実の發生するあらば更に報告を怠らざるべし校友諸君願くば巷間の浮説に惑さるゝことなく極めて厳正の態度を以て之に對せられ一日も早く事件の解決鎮静に助力せられんことを

東洋大学校友会事件解決代表委員

富田 數純

渡辺 洞水

狩野山義一

田中 善立

梅原喜太郎

東洋大学附属図書館所蔵

### 五〇六 東洋大学紛擾事件再発（大正一三年一月）

東洋大学紛擾再発

今夏境野学長排斥事件で遂に刑事問題まで惹起した東洋

大学は、現学長岡田良平氏の新任で一先落着してゐたが、最近又復岡田学長排斥運動起り紛擾中なので、同校々友二千名は去月九日定時總會を開催、左の如き岡田学長の不信任案を満場一致で可決し、実行委員長田中善立、安藤正純兩代議<sup>〔七〕</sup>土外七名の委員は、岡田学長と会見左の決議文を提出し自決を促した。

決議文

学長岡田良平氏は今夏の紛擾を利し自ら其職に就き以て本校創立の精神を無視し東洋の思想道徳を破壊し殊に教育勅語の精神に悖り日本固有の道徳を蹂躪せり仍つて吾等五千の出身者は創立者井上先生の遺志を体し茲に大正十二年定期總會を開き敢て学長文学士岡田良平氏の不信認を決議す

東洋大学校友会總會

その後実行委員は岡田氏に通牒を發し會計調査を迫つたが岡田氏これを拒絶し、現在紛擾再起の不安裡にある。

『教育時論』第一三八八号（大正一三年一月五日）

## 五〇七 東洋大学紛擾事件公判

〔大正一三年五月・六月〕

## 擾騒事件公判

這般の騒擾事件に於て被告となつた二十名の学生の公判は、四月四日及同七日に準備手続を了し、五月十三日第一回公判を東京地方裁判所第二号法廷に於て、瀬崎判事係り、阿部検事立会の上開廷した。校友齋藤孝一郎弁護士が主任となり二十名の弁護士は熱心に無罪を主張された。同時に証人として岡田学長及境野哲の両氏が出廷された。続いて六月三日非常に同情ある判決が下された。本事件の頭初より専心被告等の為に尽力された齋藤孝一郎<sup>マ</sup>弁護士及其他諸氏に深く感謝する。尚事件担当の弁護士諸氏は次の如くである。

齋藤孝一郎、吉田三一郎、増山外三郎、恩田武市、持田訣、大山菊治、岩崎光衛、景山収、三好茂生、鶴田英夫、千代木隆吉、竹下正雄、森時宜、森清、佐藤伊七、久保田堅次、小室春富、三上英雄、藤沼武男

『観想』第六号（大正一三年六月一日）

## 五〇八 東洋大学紛擾事件に関する帝国議會質疑

〔大正一三年七月三日〕

大正十三年七月三日（木曜日）午後一時十三分開議

〔中略〕

一 國務大臣ノ演説ニ対スル質疑（前会ノ続）

〔中略〕

○議長（粕谷義三君） 安藤正純君

（安藤正純君登壇）

○安藤正純君 私ハ加藤新内閣ノ標榜スル三大政綱ト称スル中ノ綱紀肅正ニ付キマシテ簡明ナル質問ヲ試ミタイト思フノデアリマス、而シテ私ノ質問セントスル綱紀肅正ノ質問ハ唯単ニ綱紀肅正ニ止マルノデナク、目下朝野識者ノ憂ヘル所ノ実ニ思想界ニ対スル重大問題ニ關係スルノデゴザイマス、デアリマスカラ私ハ茲ニ其事項实例ヲ挙ゲマシテ思想問題並ニ綱紀肅正ノ問題ト致シマシテ加藤総理大臣ニ質問ヲ申シタイ、而シテ岡田文部大臣モ篤ト御聴キ下サレマシテ御答ヲ下サラバ更ニ幸甚デアリマス、私ガ此質問ヲ致ス前ニ一応私ノ立場ヲ予メ簡單ニ申上ゲテ置キマス、私ハ過去ニモ現在ニモ何レノ政党ニモ籍ヲ置カナイ、何等政党ニ關係ノナイ純無所屬ノ議員

デアリマス、故ニ私ノ質問ハ決シテ党派的ノ關係ハナイト云フ事ヲ御承知ヲ願ヒタイ、且ツ私ハ從來無所属デアリマスルガ、護憲倒閣ノ立憲ノ大義ニ準ジマシテ今回ノ選挙ニ臨ンダノデアリマスルカラ、随テ現内閣ノ成立ニハ私ハ大ナル期待ヲ持チツ、アルノデアル、随テ一昨日此議場ニ於テ加藤総理大臣ガナサレマシタル施政方針ノ演説ニ対シマシテハ、恐ラク堂々トシテ多年ノ蘊蓄ヲ傾ケラレ、其多年ノ主張ト及ビ最近ノ問題ニ付テ其既定ノ方針ヲ明示セラル、コト、思ツテ実ハ期待シテ居ッタノデアリマス、然ルニ加藤総理ノ御演説中ニハ国民一般ガ期待シテ居ッタ所ノ普通選挙ノ即行ト云ヒ、貴族院ノ改革ト云ヒ、抽象的ニハ言ツテ居リマスルガ具体的ニハ一ツモ明示シテゴザイマセヌ、加之寧ロ此特別議會ニハ提出シナイト云フ事ヲ明カニサレテ居ル、之ニハ私ハ現内閣ニ大ナル期待ヲ持ツテ居タダケニ随テ大ナル失望ヲ禁ジ得ナイノデアル、（拍手）是ハ私が独り失望ヲ禁ジ得ナイバカリデハナイ、恐ラク一般国民モ大イニ失望シテ居ルコトデハナイカト思フ（拍手）、ソレハ現ニ厳正批判ノ立場ニ立ツテ居ル所ノ堂々タル各新聞ノ昨今ノ論調ヲ御覽ナサイ、何レモ私ト同ジ感想ヲ懷イテ国民ノ期待ヲ裏切ルコト甚ダデアルト堂々タル新聞ガ言ツテ居ルデハナイカ（拍手）（「書イテナイ」）又「新聞ヲ読マナイ

カラダ」ト呼フ者アリ）——書イテナケレバ御覽ナサイ、書イテナイト言フ人ハ新聞ヲ見ナイノダラウ——是ハ私ノ新内閣ニ対シテ最モ遺憾トスル所デアリマス、併シ是ハ既ニ一昨日モ昨日モ或ハ今日モ既ニ色々質問ニ言ヒ尽サレテ居リマスルカラ私ハ是ハモウ余リ言ヒマセヌ、此位ニ止メテ置キマシテ、特ニ私が茲ニ新内閣ニ期待スル立場カラ、現内閣ノ一大標榜デアル綱紀肅正ト云フ事ニ対シテ最モ遺憾ヲ禁ジ得ナイ事ヲ（「マダ分ラナイノカ」ト呼フ者アリ）——黙ツテ聴イテ居ルト分ル、是カラ言フノデヤナイカ、是カラ実例ヲ挙ゲルト云フノデアアルカラ少シ黙ツテ聴イテ居給へ——最モ遺憾ヲ禁ゼザルヲ得ナイモノガアル、デアリマスカラ私ハ茲ニ大略述べマシテ公平ナル判断ノ下ニ加藤総理ノ深イ御考慮ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、楮テ一昨日以来此席デ綱紀肅正ト云フ質問ガ頻々出テ居リマスルガ、此質問応答ヲ見マスルト綱紀肅正ト云フ事ハ或ハ政友会ガ綱紀ノ紊乱デアルトカ、憲政会ガ綱紀ノ肅正デアルトカ、或ハ又貴族院アタリデモ或ハ此衆議院デモ護憲運動ト云フモノガ綱紀ノ紊乱ニナリハシナイカト云ツタヤウナ、何ダカ綱紀肅正ト云フコトハ政党ノ争ヒノヤウナ政党問題ニ限ラレテ居ルヤウナ範圍ニ限ラレテ居ル、併シ綱紀肅正ト云フコトハソナ狭イ小サナ狭隘ナモノデハナイト私ハ思フ、綱紀

紊乱ト云フコトハデス、政治界デモ実業界デモ多々頻出シテ居リマスルガ、其淵源ヲ質シマスレバ抑々人心ノ倦怠弛緩ト云フコトガ其源デアアル、即チ思想ノ淵源カラ綱紀紊乱ト云フコトガ出テ来ルノデアリマス、現ニ一昨日ノ此議場ニ於キマシテ加藤総理大臣ガ施政方針ノ演説ヲナサイマシタ中ニモ「纏ッテ内ニ顧ミレバ人心ノ緊張ヲ要スル甚ダ切ナルモノアリ随テ庶政百般ニ互ッテ更新スベキモノ頗ル多クナリト認」ムト言ハレテ居ル、又其項目ヲ挙示シテ居ル中ニモ「綱紀ノ紊乱風教ノ弛廢ハ当今病弊ノ最モ大ナルモノニシテ之ガ矯正ハ庶政更張ノ第一義トス」斯ウ言ハレテ居ル、是ハ私ハ勿論大賛成デアアルガ、然ラバ総理大臣ハ其切ナル人心ノ緊張ハ如何ニシテ為シ得ルノデアルカ、又庶政更張ノ第一義トスル所ノ綱紀ノ紊乱風教ノ弛廢ハ如何ニシテ之ヲ防ギ得ルカ、之ガ問題デアリマス、言フマデモナク人心ヲ緊張サシテ一切ノ綱紀紊乱ヲ防グ所ノ現在及将来ニ互リ永遠ノ綱紀肅正ト言フコトハ私ハ勿論之ハ教育ト云フコトガ其源デアラウト思フ、然ルニ現在在我国教育界ノ現状ヲ見マスルト綱紀甚ダ紊乱スルモノガ多イ、我ガ国民道德ノ淵源デアアル所ノ教育勅語ノ精神ヲ藐視シ一向之ヲ尊重シナイ傾向ガ著シクアルノデアリマス、殊ニ昨秋大震火災後經濟復興ノ御詔書ト並ンデ煥發セラレタ精神作興ノ御詔書ノ如キ

ニ至ッテハ、民間モサウデアラウガ政府モ殆ド忘レタルガ如ク顧ミナイヤウナ感ガアルト云フコトハ誠ニ遺憾ナ事デアリマス、之ヲ各学校ニ就テ見マスルト其類例甚ダ少クナイ、殊ニ私ハ其顯著デアアル所ノ見遁シテナラナイ一ツノ実例ヲ是カラ茲ニ挙グタイノデアリマス（謹聴、拍手）、総理大臣モ御承知ノ筈デアリマスガ昨年来我国ノ私立学校ニ於テ我国開ケテ以来未ダ曾テ無カッタ所ノ大事件ヲ起シマシタ所ノ東洋大学ハ今日現在ドウ云フ状態デアアルカト云フト、此東洋大学ノ学生ノ一部ガ現在霜月会ト云フ会ヲ設ケ、社会主義ノ秘密講座ヲ立テマシテ毎週社会主義過激主義ノ講義ヲ聴イテ居ルノデアリマス、加之無政府主義者ノ近藤憲二君ヲ招キマシテ文芸研究会ノ名ヲ以テ講堂デ公開演説ヲ開催シタコトモアリマス、尚ホ之ニ止マラズ此近藤憲二君——無政府主義者近藤憲二君——ノ部下ノ無政府主義者ノ萩原孝一ト申シマスル者ガ、東洋大学ノ学生ノ校帽ヲ戴イテ偽ッテ学生ト称シ、学生同窓会委員会ニ出席ヲシテ屢々過激ナル左傾的言論ヲ弄ンデ同窓会ヲ赤化セシメルト云フコトニ尽力ヲシテ居リマシテ、之ガ五月三十一日ニ学生ノ為ニ看破セラレタト云フ事実モアル、而シテ此無政府主義者ノ萩原ヲ学生ト偽ッテ校内ニ導キ入レタノハ無政府主義ノ學生デアアル鴉沢幸治ト云フ現在学籍ヲ有シテ居ル者デアリ

マス、尚ホ東洋大学ニハ文化学科ト云フ科ガアリマスガ、本年度ノ新入生即チ一年生ヲ赤化セシムル為メニ前ミカラノ学生、即チ無政府主義ノ学生ガ二人ダケ特ニ落第ヲシテ不合格トナツテ、サウシテ一年ノ原級ニ留ツテ、一年生ヲ赤化セシメルコトニ活躍ヲシテ居ル、之ニ対シマシテ東洋大学ノ当局ハ何ヲシテ居ルカト云ヒマス、以上ノ如キ赤化運動ノ事実ガ、明々白々ニ挙ゲラレマシテ、多クノ学生ハ此贗学生ノ萩原ノ処分、無政府主義者ノ学生ノ処分ヲ迫ルケレドモ、学校当事者ハ之ニ対シテ、恬トシテ顧ミナイ、何等ノ処置ヲモ執ツテ居リマセヌ、故ニ一般ノ学生ハ赤化運動者ト云フ者ハ、或ル程度マデ学校ノ諒解ヲ得テ居ルモノダト解釈シテ居ル、余リ学校デ何モヤラヌカラ、斯ノ如ク解釈シテ居ル、即チ昨年ノ紛擾事件以来、最近現在ニ至ルマデ是等ノ徒ヲ利用シタ所ノ学校ハ、今日急ニハ之ヲ処分スルコトガ出来ナイモノダト解釈シテ居ルノデアリマス、諸君是等ノコトハ皆最近ノ事実デアリマスルガ、總理大臣モ御承知ノ如ク、現文部大臣岡田良平君ハ、昨年ノ紛擾以来此東洋大学ノ学長デアリマシテ、今回文部大臣ニ任ゼラル、ニ当ツテ、右学長ヲ辞シタ人デアリマス、而シテ只今マデ私が列挙致シテ来マシタ事実ハ、總テ岡田氏ガ学長時代ニ行ハレテ、現在ニ引続イテ居ル所ノ事実デゴザイマ

ス、是ハ実ニ教育界ニ取ツテ容易ナラザルコトデアルト思フ、露西亞ニ於キマシテ、過激主義ガ、国内ニ瀰蔓ヲシマシテ、一瀉千里ノ如ク全国ヲ赤化風靡シテ来テ、帝政ヲ顛覆シテ、今日ノ勞農政府ヲ樹立スルコトニナツタノモ、其源ハ露西亞ノ大学ニ於キマシテ、共產主義、過激主義ガ醗酵ヲシテ、遂ニ是ガ醗酵シタノガ其原因デア、現今我國ノ思想界ガ混乱ヲシテ居リマシテ、定心ノナイ青少年ガ其方途ニ迷ヒマシテ、往々ニシテ測ルベカラザル所ノ不逞ノ考ヲ起シ、遂ニ昨冬帝國議會ノ開院式ニ臨マセラル、所ノ皇太子殿下ニ対シマシテ不祥ナル事件ヲ勃発シタノモ、其帰スル所ハ我國教育ノ權威ガ侵サレマシテ我國民道德ノ淵源タル教育勅語ノ精神ガ徹底シテ居ナイ為メデナカラウカト思フ（拍手）、私ハ決シテ自由ノ討究ガ悪イト云フノデハナイ、勿論今日世界ノ大勢ニ順応シテ、新シイ思想ヲ養フコトハ、最モ必要デアルト思ツテ居リマスガ、國民精神ノ基礎ガ斯ノ如ク動揺スルト云フコトハ、国家社会ニ取ツテ洵ニ一大事デナカラウカト思フノデア、實ニ此東洋大学ノ事件ノ如キモノハ、何人ガ考ヘマシテモ、思想界ノ危機、教育界ノ綱紀紊乱、是ヨリ甚シイモノハナカラウト思フ、加藤總理大臣ハ此現実ナル教育界ノ綱紀ノ紊乱、風紀頹廢ヲ御覽ニナツテ、之ヲ肅正スルノ御考ハナイノデアリマセウカ、

綱紀肅正ト云フコトハ、政治界、実業界ノミノ問題デア  
ツテ、抑々ノ淵源デアル所ノ思想界、教育界ニ及バズト  
云フ御意見デアルカ、或ハ直ニ之ヲ検討シテ、綱紀ヲ肅  
正スルト云フ御方針デアルカ、明ニ之ヲ承リタイ、是ガ  
第一ノ質問デアリマス、第二ニ質問ヲシナケレバナラヌ  
コトハ、東洋大学ニ起ツタ所ノ我国教育界未曾有ノ問題  
ト、現岡田文部大臣トノ関係デアル、東洋大学ノ紛擾ト  
云フヤウナコトヲ此処デ諄諄シク申シタクアリマセヌカ  
ラ、ソナナ事ハ申シマセヌガ、唯順序上極メテ簡單ニ言  
ハナケレバナラヌ、昨年東洋大学ノ紛擾事件ガアリマシ  
テ、是ガ為ニ当時ノ学長境野哲氏ハ、昨年五月二十日ヲ  
以テ学生九名ノ除名、及停学、無期停学等三十余名ノ処  
分ヲシタノデアリマス、而シテ此処分ハ東洋大学ノ顧問  
デアル村上博士ヲ通ジテ、同ジ東洋大学ノ顧問デアル岡  
田良平氏ノ意見ニ基イテ、幹部ノ意見ヲ纏メテ決行シタ  
モノデアル、斯ウ云フ風ニ学生ヲ処分シタト云フコト  
ガ、東洋大学ニ起ツタ紛擾ヲ我国ノ学界教育界ニ未曾有  
ノ事件ニ拡大シタ源デアルガ其岡田良平氏ハ自分ハ元來  
学生ヲ処分スベカラズト云フ意見ヲ持つテ居ルカラ、学  
生ヲ処分スベシト云フヤウナコトヲ言ツタ覺ハナイト、  
徹頭徹尾内外ノ社会ニ向ツテ否認シテ御出デニナツタ、  
然ルニ学生ガ其後暴行ヲ致シマシテ、学長幹事ヲ包围シ

テ負傷サセマシタ事件ニ付テ、学生三十余名ハ騒擾罪ニ  
問ハレマシタガ、本年五月十五日東京地方裁判所ニ於ケ  
ル公判廷ニ於テ、現岡田文部大臣ハ、当時ノ東洋大学長  
トシテ証人ニ喚問セラレテ、其公判廷ニ於テ証言シテ曰  
ク「当時ハ学校ノ事情ニ暗カッタカラ、学生ヲ処分ヲセ  
ヨト云フコトヲ言ツタ」ト斯ウ証言シテ居ル、徹頭徹尾  
否認シテ來タ岡田氏ガ——社会ニ向ツテ否認シテ來タ岡  
田氏ガ、公判廷ニ於テハ忽チ良心ノ命ズル所ニ從ツテ処  
分セヨト言ツタト証言シテ居ル、文部大臣ガ白ラヲ切ッ  
テ社会ニ虚言ヲ吐キ通シ、法廷ニ立ツテ始メテ真実ヲ告  
白スルト云フコトハ、法律上ハ何デモナイデセウ、併シ  
学校ノ校長トシテ、文部大臣トシテ、社会風教ノ為メ、  
私ハ是ハ許スベカラザル一大事件ダト思フ（拍手）其後  
東洋大学ノ顧問会ナルモノガ開ケマシテ、其結果岡田氏  
ハ顧問ノ代表ニ推サレテ、第一学生ノ処分ヲ容認シ、第  
二ニ教授ノ解職、第三ニ前学長境野哲氏ヲ擁護スルト云  
フ声明ヲシタノデアリマスガ、此間色々ノ曲折ガアツ  
テ、岡田氏ハ間モナク態度ヲ変ジマシテ、其後ハ一度顧  
問ニ一任セル上ハ、最早学校当事者ハ絶対無抵抗主義ヲ  
取レト云フコトヲ勸メテ、強硬ニ之ヲ主張シテ居ツタ、  
ソレダカラ学校当事者ハ絶対無抵抗主義デ何モヤツテ居  
ラナカッタ、其間ニ暴行学生ハ数旆ノ旗ヲ押立テ、太鼓

ヲ叩キ、突<sup>〔暫〕</sup>喊ヲシテ、毎日々々学長室ヲ包围攻撃ヲシマシテ、学長ノ身边ニ危険ヲ及ボシタノデアル（「簡單々々」ト呼フ者アリ）——マダ是カラアル、大切ナ事ガマダ是カラアル（「簡單デハナイ」「ヤレ／＼」「謹聴謹聴」ト呼フ者アリ）、是ニ於キマシテ境野前校長ハ、昨年ノ六月二十六日ニ岡田氏ニ調停謝絶ヲ通告シ、一方学生煽動ノ嫌アル所ノ六教授ヲ解職致シマシテ、学長自ら辞職セントスル場合、翌六月二十七日ニ数十名ノ学生ハ学長室ニ侵入シマシテ、境野学長ヲ捉ヘテ椅子「テーブル」デ盛ニ毆打シタ幹事ハ三箇月バカリ掛ラナケレバ癒ラナイヤウナ傷ヲ負フタ、未曾有ノ学校騒動ト云フモノガ起ツタノデアル、是カラ能ク総理大臣ニ聴イテ戴カナケレバナラナイ——今迄ハ一寸簡單ニ経過ヲ述ベタ——ソレカラ毆ラレタ一日置イタ二十九日ニハ、突然文部省カラ学長認可取消ノ辞令ガ下ツタ、其理由書ハ当時ノ新聞紙上ニ出テ居ル、成程私立学校令第七条ニ依リマスルト、文部省ハ学長ノ認可取消ヲスルコトハ出来ル、併シソレハ条文ガアツテ、我国デハマダサウ云フ事ヲシタ実例ハ無イ（「誰ニ頼マレタノカ」ト呼フ者アリ）——東洋大学ノ問題デヤアナイ、アナタ方ニハ分ラナイ、是ハ思想界ノ問題デアル（「ヤルベシト」呼フ者アリ）、文部省ハ多数ノ暴行学生ニ学長ガ毆打セラレタノニモ拘ラズ、一回

ノ喚問モシナイデ、直ニ学長ノ認可取消ヲシタ、我国未曾有ノ事ヲヤルノニ、片一方ノ話ダケ聴イテ、学長ノ一回ノ喚問モシナイデ学長ノ認可取消ヲスルコトハ、一面ニハ私学ノ圧迫デアリ、又一面ニハ公平ノ処置ヲ欠イタ、確ニ綱紀ノ紊乱デアル、然ルニ是ニハ奇怪ナル事實ガアル、岡田氏ハ嘗テ此調停中ニ東洋大学ノ幹事ノ三輪某ニ向ヒマシテ、学長ノ認可取消ハ自分ノ一言デア出来ルト、斯ウ云フコトヲ言ツテ居ル、而モ此境野学長ガ岡田氏ニ調停拒絶ヲ通告シタ其日、即チ昨年六月二十六日ニハ、岡田氏ハ松浦専門学務局長ヲ自宅ニ招キマシテ相談ヲシタノデ、此事ハ当時ノ新聞ニ明デアル、サウシテ直グ二十九日ニハ学長ガ取消トナツタ、成程岡田氏ハ教育界ノ長老デアリ、嘗テハ文部大臣ヲシタコトモアルガ、当時ハ民間ノ一人デアツテ何等官憲トハ関係ノ無い人デアアル、政府ノ責任ヲ有ツテ居ル所ノ立派ナ役人ガ、政府ニ関係ノ無い所ノ岡田氏ニ招致セラレテ、斯ル事ヲ凝議スルト云フコトハ、是ハ全ク官紀ノ頹敗デナクツテ何ト見マスカ、其松浦専門学務局長ハ、即チ現在ノ文部次官デアリマス、而シテ学長ヲ放逐ヲ致シタ所ノ岡田氏ハ、間モ無く東洋大学ノ学長トナツテシマツテ今日ニ及ンダノデアリマス、素ヨリ斯カル学校騒動ヲ起シタコトニ付キマシテハ、当時ノ学長境野氏ニモ責任ハアル、又同氏

ノ不徳ト云フコトニモ婦スルデアリマセウガ、騒動が大キクナツテカラ一箇月ノ間、絶対無抵抗主義ヲ執レト云ツテ、自分ニ引受ケテ居ッタノハ岡田氏デアルカラ、其責任ハ単ニ境野氏バカリデハナイ、岡田氏ニモ其責任ガアルト云フコトハ明ナコトデアラウト思フ、私ガ問ハントスルノハ、岡田氏ハ其責任ハ——自分ノ責任ハ其儘トシテ、忽チ自ラ仲裁者ガ学長トナリ濟シテ、一方境野氏ニ教育界ノ極刑ヲ科シテシマツタ、少クトモ文部省ガ極刑ヲ科スルノヲ黙視シテ居タ所ノ此岡田氏、法律上ハハ<sup>〔三〕</sup>勿論責任ハアリマスマイガ、綱紀肅正上、大ナル責任ヲ有ツテ居ルモノデハナイカト思フ（拍手）尚ホ一ツ言ハネバナラヌ事ガアル、是モ亦小サナ問題ト言フダラウガ、併ナガラ其処ニ大問題ガアル（「簡單」ト呼フ者アリ）本年ニナリマシテ境野氏ガ曹洞大学ノ（「誰ニ頼マレタ」ト呼フ者アリ）——誰ニモ頼マレナイ、私ハ自分デヤツテ居ル、人ニ頼マレテヤルヤウナ人間デハナイ（「ヤルベシ」ト呼フ者アリ）——曹洞大学ノ講師トシテ招聘サレタ、所ガ文部省ガ其大学ノ当事者ヲ呼ンデ、境野ナルモノハ教育界ノ前科者デアルカラ、ア、云フ者ヲオ前ノ学校ノ教授ニスルナラバ、オ前ノ学校ハ今大学昇格運動ヲシテ居ルガ、其大学昇格ニ不利デアラウト、斯ウ云フコトヲ言ツタ、是ハ甚ダ不都合ナ事デヤナイカ、学問ヲ以

テ世ニ立ツ所ノ学者ガ、自分ノ専門ヲ以テ教鞭ヲ執ラウトスルノニ、前科者デアルカラソレヲヤメナケレバオ前ノ学校ノ昇格ニ不利ダト云フコトハ、是ハ一面カラ云フト職權ノ濫用デアルト共ニ、一面カラ云フト私学ノ圧迫デアラウト思フ、松浦専門学務局長ハ現在ノ次官デアリマスガ、此二ツノ事ニ付キマシテ、即チ学長ニ一回ノ喚問モセズ、暮夜私カニ岡田氏ト計リテイキナリ首ヲ鹹ツテシマツタト云フ事実、及曹洞大学ニ干渉ヲシテ、境野氏ヲ教授ニ許サナイト云フ此私学ノ干渉圧迫ハ、綱紀肅正上私ハ重大問題ト思フ、是ハ文部大臣ハ當時ノ当事者デアルカラシテ、文部大臣ニ之ヲ承ルノデハナイ、加藤総理大臣ニ此点ヲ承リタイ、若シ是ガ小サイ問題デアール、一ツノ学校ノ問題ノ事デアルトシテ許シテ置イタナラバ、綱紀ノ肅正ナドト云フコトハ、到底出来ルモノデハナイト思フ、（拍手）最後ニ総理大臣ニ質問ヲシナケレバナラヌ事ガアル、此大学ノ学生騒擾事件ノ公判ガ、即チ本年五月ノ十五日ニ東京地方裁判所デ開カレマシタガ、其時岡田氏ハ証人トシテ斯ウ云フコトヲ言ツテ居ルノデス、「学生ガ学長ヲ殴打スル例ハ、敢テ珍シクナイ、境野ガ辞職ノ勧告ヲ受ケテ去ルコトガ出来ナイ、学生及教授ヲ処分セントシタノハ、畢竟学長カ学生ト同列ニ墮シタノデアアル、其争ヒハ師弟ノ争デハナイ、市井ノ無頼

漢ノ毆合ト同ジナンダ、騷擾罪ニ問フノハ間違ッテ居ルト、斯ウ云フ証言ヲシテ居ル、是ハ簡單ニ聞クト何デモナイガ、実ハ是非常ナ問題ナンデアル、是ハ即チ文部大臣、コウ云フ言葉ガ現岡田文部大臣ガ責任ヲ有ッテ証言シタ公ノ言デアル、即チ現文部大臣岡田氏ノ師道論デアル、岡田現文相ノ師弟ノ間ニ処スル師道論ノ根拠ハ、此処ニ在ルト云フコトヲ承知シテ戴カナケレバナラナイ（拍手）、我国ノ教育界ノ長老デアリ、且ツハ報徳宗ノ繼承者トシテ、国民道徳ヲ鼓吹スル所ノ岡田氏ノ師道論ガ斯ノ如キデアルト云フコトハ、今更驚カザルヲ得ナイト私ハ思フ、岡田氏ノ師道論ハ、西洋思想ノ個人主義カラ言ヘバ、或ハサウナルカモ知レナイ、西洋ニハサウ云フ例ハアルカモ知レナイ、併シ「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」ト仰セラレル所ノ教育勅語ノ御精神カラ言ヘバ、即チ我国ノ倫理道徳ノ大本カラ言ヘバ、岡田氏ノ所謂境野ガサウ云フ乱暴ナコトヲシテ居ルノダカラ、何モ師匠ト弟子トノ道ハ言ハズトモ善イ、毆ッタッテ差支ナイヂヤナイカト云フヤウナ御所見ハ、我国ノ倫理道徳ノ大本ヲ潰シ、国民道徳ノ破壊者ト言ヘヤウト私ハ思フ（拍手）若シ此岡田氏ノ師道論ヲ進メテ云ヒマスルト、即チ君、君タラズト雖、臣臣タラザル可ラズト云フ我国体ノ基礎ヲ破壊スル所ノ大變ナ危険思想ノ源ニナリハシナイカ、

又一面カラ言ヒマスレバ、革命思想ノ挑発トモナッテ、現代ノ思想界ニ最モ憂慮スル所ノ種ヲ蒔クヤウニナルノデアリマス、岡田文部大臣ハ最近朝日新聞記者ノ訪問ニ対シマシテ……

○議長（粕谷義三君） 安藤君、一寸御注意シマス、成ベク質問ノ要領ヲ御述ベニナリマスヤウ……（此時發言スルモノ多ク聴取スル能ハス）

○安藤正純君（統） 私ハ事実ヲ述ベテ居ルノデアリマス……（此時發言スル者多ク聴取スル能ハス）——現ニ岡田文部大臣ハ、最近朝日新聞記者ノ訪問ニ対シマシテ、思想問題ト言ッテモ別ナコトハナイ、教育勅語精神ヲ行ヘバソレデ足レリト、斯ウ云フ意味ノコトヲ云ッテ居ラレル、「其通り」ト呼フ者アリ）、口デ岡田君ハ之ヲ言ヒナガラ、自ラノ行ハ之ヲ破壊シテ居ルデハイナカ、<sup>ナカ</sup>報徳宗ヲ奉ジナガラ、言行不一致ノ人ト謂ハナクテハナラナイト思フ、斯ル人ガ綱紀肅正ヲ大声疾呼スル所ノ現内閣ノ文部大臣トハ、実ニ誰デモ驚カザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）又人心ノ緊張ヲ要スル最モ切ナルモノアリト、此間施政方針ノ演説ニ言ハレタガ加藤総理ノ内閣ニ此人アリト云フコトハ、甚ダ以テ了解スベカラザルコト、思フ（感情カラ見タ個人攻撃ダ）、「馬鹿言フナ」「小サイ」、「大問題ダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ）、最

後ニ總理大臣ニ問ハントスルノハ、斯ノ如ク教育界ノ綱紀ヲ紊乱セシメタ岡田氏ヲ、何故ニ処モアラウニ教育宗教行政ノ長官デアアル文部大臣ニ御任用ヲナサレタカト云フコトデアアル、而モ三派ハ多士濟々デハナイカ、何ヲ苦ンデ選リニ選ツテ殊ニ現在此紊乱ノ事實デアアル所ノ岡田氏ヲ、而カモ態々貴族院カラ引抜イテ来テ思想ニ大切ナ文部大臣ニ任用ヲセラレタカ（拍手）是デハ現内閣ハ綱紀ノ肅正ト云フコトヲ大声疾呼シテ居ルガ綱紀肅正ノ名分ガ立ツマイ、此点ハ私ハ明瞭ニ伺ヒタイト思フノデアリマス（拍手）、私ノ質問ハ是デ終リデアリマスルガ、只今迄申シマシタ所ヲ簡單ニ申上ゲテ御明答ヲ願ヒタイ、第一（必要ナシ）ト呼フ者アリ）——黙ツテ御聴キナナイ、結論デハナイカ——現在東洋大学ノ赤化状態ヲ現状ノ儘トシテ置イテ綱紀ノ紊乱トハナラナイカ、第二岡田氏ノ東洋大学ノ紛擾ニ携ツタ所ノ道徳上ノ背徳行為ハ綱紀紊乱ニハナラナイカ、第三松浦次官ガ——当時ノ専門学務局長——ガ学長ノ許可取消ノ乱暴ナル行為、及曹洞大学ノ教師ヲ断ハレト言ツテ断ラシタ、此私学圧迫、職權濫用ハ綱紀ノ紊乱ニハナラナイカ、第四岡田氏ノ師道論ハ教育勅語ノ精神ニ背反スル、我國民道徳ノ破壊デアアル、即チ以上陳述致シマシタ通りノ岡田氏ノ東洋大学ニ於ケル行為、及師道論カラ見タル岡田氏ノ思想、斯ウ云

フ岡田君ノヤウナ人ヲ文部大臣ニ任用シテ、而モ一面ニ綱紀ノ肅正ヲ大声疾呼シテモ、ソレハ遂ニ口ダケデアツテ実行ハ出来ナイモノデアルト云フ疑ヲ世人カラ蒙リハシナイカ、是デハ第一ノ綱紀肅正ノ名分ガ立タナイコトニナリハシナイカ、是ガ私ノ質問ノ要点デアリマス、私ハ敢テ今ノ現内閣ニ反対センガ為ニ言ツテ居ルノデハナイ、斯ル思想カラ来ル所ノ綱紀肅正ノ大問題ヲ何人モ言フ人ガナイカラ、未ダ曾テ言ハナイ所ノ此問題ヲ提ゲテ總理大臣ニ向ツテ綱紀ノ肅正ヲ質シ、且ツ岡田文部大臣ガ之ニ対シテ言ハントスル所ガアルナラバ明ニ仰ツテ戴キタイト云フ為ニ此質問ヲシタノデアリマス（拍手）

○議長（粕谷義三君） 加藤内閣總理大臣

（國務大臣子爵加藤高明君登壇）

○國務大臣（子爵加藤高明君） 安藤正純君ヨリ只今東洋大学ニ関シタコトニ付テ御尋ニナリマシタガ、私ハ少シモ此事ハ存ジマセヌ、取調ベマシテ必要ト思ヘバ又其事ニ付テ申上ゲルコトガゴザイマセウガ、是ハ只今即答ハ出来マセヌト云フコトヲ申上ゲマス、但シ私ハ御承知ノ通り六月十一日ニ拝命ヲ致シマシテ現職ニ就イタノデアリマス、只今ノ御話ハ昨年ノ何月デアッタトカ、今年ノ五月デアッタトカ、昨年ノ六月デアッタトカ云フ御話ト承リマシタカラ私ノ在職ヨリ以前ノコトデアアル、若シ之

ニ付テ責任ガアルナラバ前内閣カ前々内閣、諸君ノ御親  
ミノアツタ内閣ノコトカモ知レマセヌ、前々ノ内閣ノコ  
トヲ私ハ答弁スルノ義務ヲ持チマセヌト云フコトヲ申上  
ゲテ置キマス

○議長（粕谷義三君） 岡田文部大臣

（国務大臣岡田良平君登壇）

○国務大臣（岡田良平君） 只今安藤君カラ長々シイ御質  
問ガアリマシタ、此質問ノ初メニ於テ安藤君自身ノ立場  
ヲ明カニシ、且又自今ニ於ケル人心ノ弛廢ヲ憂慮セラル  
、ノ意ヲ述ベラレマシタノデ、私ハ非常ニ深厚ナル敬虔  
ナル念ヲ以テ安藤君ノ御質問ヲ傾聴致シタノデアリマ  
ス、然ルニ其御陳述ヲ承リマスルト多クハ間違ッタル基  
礎ノ上ニ立論セラレテ居ルト云フコトヲ遺憾ニ存ズルノ  
デアリマス、併シ第一ニ御述ベニナリマシタコトハ、東  
洋大学ノ中ニ何カ秘密結社ガアツテ其關係者ガ秘密ニ色  
々ナ行動ヲ為シテ居ルト云フ其点デアリマス、是ハ若シ  
ス様ナルコトガアリト致シマシタナラバ是ハ許スベカラ  
ザルコトデアアル、又当時学長ノ任ニ在ル者ハ決シテ其責  
任ヲ免ル、コトハ出来ナイト考ヘテ居ル、私ハ当局者ト  
致シマシテ、此点ニ付テハ十分ニ取調ヲ致ス考デアリマ  
ス、又十分ノ処置ヲ執ル考デアリマス、併ナガラ秘密ニ  
行ハレタコトデアリマスカラ、学長ト雖モ必ズ之ヲ一々

承知シテ居ルト云フ訳ニハ參ラヌノデアリマス、然ルニ  
安藤君ハ東洋大学ノ維持員デアルト私ハ承知シテ居リマ  
ス維持員ノ一人デアアル、若シ斯ウ云フ秘密ノ結社ガア  
ル、又秘密ノ行動ヲ為シテ居ルト云フコトヲ歴々掌ヲ指  
スガ如クニ言ヘルナラバ何故ニ維持員トシテ学長ニ御伝  
ヘニナラナイノデアリマスカ、何故ニ維持員タル相当ノ  
任務ヲ尽サレナイノデアルカ、是ハ私ハ道德上ニ於テモ  
許スベカラザルコトデアアルマイカト思フ、綱紀肅正ト云  
フノハ斯様ナコトモ言フノデアルト思フデアリマス、  
第二ニハ東洋大学ノ紛擾事件以來、私ガ之ニ關係ヲ致シ  
マシタル事柄ニ付テ、或ハ村上博士ガ云々、或ハ法廷ニ  
於テ私ガ云々致シタト云フコトヲ述ベラレマシタガ、是  
ハ事実ガ大ニ間違ッテ居ルノデアリマス、若シ私ガ此席  
ニ於テ此顛末ヲ詳シク陳述スルコトヲ許サレマスルナラ  
バ徹頭徹尾詳シイ書類ヲ以テマシテ之ヲ陳述致スコトヲ  
決シテ厭ハヌノデアリマス、併ナガラ斯様ナル事柄ヲ私  
文部大臣ト致シテ茲ニ陳述スルト云フコトハ、是ハ私ノ  
職務以外デアラウト思フ、左様ナルコトハ致シマセヌ、  
全く私ノ個人ノ問題デアアル（「ヒヤ／＼」）必要ノ場合ニ  
於テハ何時デモ私ハ陳述致シマス、次ニ御尋ニナツタ要  
点、當時ノ専門学務局長、現在ノ文部次官ガ学長ノ認可  
ヲ取消シタコトニ付テ云々セラレタノデアリマス、是ハ

何カ私ノ註文ニデモ応ジテヤツタカノ如キコトヲ言ハレタノデアアルガ、決シテ左様ナコトハアリマセヌ、又其當時ノ当局者ハ鎌田文部大臣、是ハ御承知ノ通り私立学校ニハ最も關係ノ深い人デアアル、決シテ此人ハ私立学校ヲ圧迫スルトカ迫害スルトカ云フヤウナコトノアル筈ハナイ、詰リ今日ノ私立学校令ノ命ズル所ニ從ツテ、当然ノ処置ヲ執ラレタノデアリマシテ、之ニ就テハ更ニ非議スベキ点ハアルマイト思フ、私ノ註文ガアラウトナカラウトソソナコトハ問題デハナイ、ソレカラ曹洞宗大学ニ於テ境野氏ヲ教員トシテ採用セントシテ、其趣旨ヲ文部大臣ニ申出デタ所ガ、文部省ニ於テ之ヲ否認シタト云フヤウナコトヲ言ハレマシタ（ソレハ総理大臣ニ問フタノ答ヘナクテモ宜シイ）ト呼フ者アリ）是ハ文部大臣ノ職責ト致シテ答ヘザルヲ得ヌコトデアリマス、此曹洞宗ノ学校カラ教員ノ認可ヲ願出デマシタル時ニ、文部省ニ於テ之ヲ認可セヌト云フノハ、ソレハ私立学校令ノ規定ニ依ツタノデアリマス、私立学校令ニドウ云フ規定ガアルカト云フト、学長或ハ教員ノ認可ヲ取消サレタル者ハ二箇年間ハ教員トナルコトヲ得ズト云フコトガアル、丁度官吏ガ懲戒ヲ受ケマシテ、二箇年間ハ職ニ就クコトガ出来ナイノト丁度同ジ關係デアリマス、既ニ境野某ハ学長トシテ其任ニアラズト云フコトヲ以テ認可ヲ取消サレ

タノデアリマスカラ、二箇年間ハ再ビ其職ニ就クコトハ出来ヌト云フコトハ当リ前デアリマス、私立学校令ノ当然ノ規定デアリマス、是ハ私立学校圧迫デモナシ又職權濫用デモ何デモナイノデアリマス、次ニ私ガ公判廷ニ於テ陳述シタコトニ付テ非難ガアツタヤウデアリマス、私ノ師道論ト云フコトニ付テ御話ガアツタヤウデアリマス、君臣ノ關係、父子ノ關係、師弟ノ關係、是ハ似テ居リマスガ、必シモ同一デハナイ、君君タラズト雖モ臣ハ臣タラザルベカラズト云フコトハ、是ハ日本ノ国体デアアル、又父父タラズト雖モ子ハ子タラザルベカラズ、是モ亦我國ノ教デアリマス、併シ師弟ノ關係ハ師ハ幾ラ乱暴ノ事ヲシテモ、如何ニ不徳義ノ事ヲシテモ、弟タル者ハ之ニ盲従服從致シテ行カナケレバナラヌノデアアルカドウカ、今日我國ノ学校ニ於キマシテ、往々学校騒動ト云フ忌ムベキ事ガアル、其跡ヲ見マスルト必シモ是ハ学生ノ悪イバカリデハナイ、学生ガ悪イバカリデナイノニ強テ職員ナリ或ハ校長ナリガ、其權威ヲ笠ニ被テ不当ノ圧迫ヲ加ヘント致シマスカラ、斯様ナ騷擾ガ起ルノデアリマス、是ハ其場合々々ニ応ジテ適當ニ甄別致シマシテ、若シ学生ノ主張スル所ニ相当ノ理由ガアリ、又其校長ナリ教員ナリノ為シタ行動ト云フモノガ果シテ不適當ノ事デアリマシタナラバ、之ニ對シテハ当局者ハ相当ノ考ヲ持

タナケレバナラス、一概ニ学生ノミヲ責メ、唯ミ之ヲ抑  
庄スルト云フコトハ思想ヲ善導スル所以デナイト思ヒマ  
ス、是ダケ御答致シマス

（安藤正純君「議長」ト呼フ）

（「無用々々」「必要ナシ必要ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（粕谷義三君） 静肅ニ願ヒマス、安藤君、今ノ答

弁ニ付テ、スカ——ソレデハ許シマス

○安藤正純君 簡單デスカラ此処カラ申述ベマス

（「登壇々々」ト呼フ者アリ）

○議長（粕谷義三君） 登壇ニハ及ビマセス

（「登壇々々」ト呼フ者アリ）

（安藤正純君登壇、拍手起ル）

○安藤正純君 簡單ニ総理大臣ニ向ッテ再質問ヲ致シマ  
ス、総理大臣ハ自分ノ就任以前ノ出来事デアルカラ知ラ  
ナイ、併シ後デ能ク調べテ匡スト云フヤウナ御答デアリ  
マシタ、サウシマスルト斯ウ云フ事実ノアッタト云フコ  
トヲ知ラスト言フノデスカ、東洋大学ノ問題ノ如キハ是  
ハ兎ニ角、東洋大学一箇ノ問題デハアルガ、大キナ教育  
界ノ問題デアリマスカラ、岡田氏ヲ文部大臣ニ任用ヲ為  
サルニハ十分ニ御調ガ付イタ後デアラウト思フノデアリ  
マスガ、知ラナイト云フナラバ是ハ迂濶ナ事デアリマス、  
知ラナケレバ已ムヲ得マセス、但シ是カラ調べルト仰シ

ヤルノデアリマスカラ、調べテ御答下サルコトヲ保留ヲ  
シテ御待ヲ致スト云フコトヲ申上ゲテ置キマス、ソレカ  
ラ岡田文部大臣ニ申シマスガ、私ガ維持員云々ト云フ御  
話ガアツタガ、ソレハ学校内部ノ事デアツテ此帝國議會  
ノ議政壇上デ言ハル、コトデハナカラウ（發言スル者多  
ク議場騒然）

○議長（粕谷義三君） 静肅ニ

○安藤正純君（統） 私ノ陳述シタ根拠ハ大方間違ッテ居  
ルト云フコトデアリマスガ、私ハ十分調べテ居ルコトデ  
アルカラ決シテ間違ッテ居リマセヌ、併シ大臣ガ間違ッ  
テ居ルト言フナラ今後此件ニ付キマシテ御互ニ証拠ヲ挙  
ゲテ、此件ノ終結ノ付クマデ争ハナケレバナラヌト思フ  
ノデアリマス、唯ミ私ガ此処デ言フノハサウ云フ小サナ  
事デハナイ、斯カル事ハ綱紀紊乱ニナラナイカ、思想界  
ノ問題ハ綱紀紊乱ニハナラナイノカ、綱紀紊乱ト云フコ  
トハ唯ミ政党ノ争デアルトカ、満鉄事件トカ、塔連炭坑  
事件トカ云フヤウナ形而下ノ問題ダケガ綱紀紊乱デアッ  
テ、形而上ノ思想問題ハ綱紀ノ紊乱ニハナラナイノカ、  
即チ加藤総理大臣ガ唱道セラレル所ノ綱紀ノ肅正ト云フ  
コトニハ、形而上ノ思想問題ヤ教育上ノ綱紀紊乱ト云フ  
コトハ這入ラナイノカト、斯ウ云フコトヲ更ニ質問ヲ申  
シマス（拍手）

〔後略〕

『官報号外』(大正一三年七月四日)

## 五〇九 中島徳蔵毆打事件顛末報告

(大正一三年一月三日)

中島先生遭難顛末報告

母校東洋大学々長事務取扱中島徳蔵先生遭難当時の状況は新聞紙の報道区々であるばかりでなく、往々にして誤謬をさへ伝へたものがありますので当時の実況を左に御報告致します。

一、時 大正十三年十一月二日午前十時二十分頃故井上

円了先生六周忌法会読経中。

一、場所 東京市外和田山哲学堂境内四聖堂。

一、暴漢 四人手にノ二尺ばかりの新しい檜の木剣を携へて式場に躍り込み、中島先生目がけて打ち込んで来ました。

一、負傷者 中島先生は頭上に三寸余の重傷と左耳に裂傷と左腕に骨折の重傷を負はれました。その外に暴漢取押へに際し石井幹事は頭部と頰部とに、常光幹事は右肩と背部とに打撲傷を負ひ、学生中にも負傷せられたものは二三人あつたやうであります。

一、犯人 四人のうち一人はかねて用意してあつた自動車で逃走しましたが、三人だけは学生の手で取押へ警官に引渡しました、官憲の取調によりますと皇化俱樂部とかいふ団体に属するものだといふことでありますが、四人とも過去にも現在にも全然母校と無関係なものでありまして、中島先生とも曾て一面識もないものであります。

一、当時の中島先生 先生は頭部の重傷を右の手で押へ、左の手を挙げて乱打し来る木剣の鋒先を防ぎつゝ、毫もわるびれたる様子なく、職員校友学生等が暴漢を取押へて居るのを眺めながら徐ろに立ち上り、学生に護られて哲学堂管理人の宅に静養せられたのでそれからも意識極めて明瞭で、法会の式は続けること、午後二時カント祭の講演はプログラム通りに行ふこと等を指図しつゝ、静に医師の来るのを待つて居られました。出血の甚しかったのに一時は驚いた校友も学生も、先生のこの冷静沈着な態度には心から敬服したのであります。やがて土地の医師と中島家かゝりつけの医師と帝大病院所属の医師との応急手当てを受け、夫人、令息等と共に自動車で帰宅せられ、更に医学博士中原徳太郎氏の最も丁寧懇切なる診療を受け、爾後平脈平熱にてあれ程の重傷者としては到底有り得べからざる程の

元気であります。

一、予後　しかし何分重傷の事でありますから、全快までには少からざる日子を要することゝ思ひますが、出来るだけ速に先生の雄姿を母校に見出したいと念願致して居ります。

一、善後　故井上先生の法会の当日、先生の靈前を汚すことを憚らないといふやうな言語道断な暴漢の出来しことは、実に／＼千載の恨事であります。殊に井上先生御遺族の方々に面りこの暴状をお目につけたことは何とも御詫びの致しやうがありません。しかし多数学生諸君が居りまして母校当局の人々及び校友と力を合せて最も敏活に働きましたために犯人取押への事は言ふまでもなく、中島先生に対する応急の手当、中島先生御家族への通報、医師の招聘、警官の出張等毫も遺漏なく最善を尽し得たのみならず、井上先生の御法会も御遺族の御焼香及び母校当局代表校友代表学生会代表の焼香等滞りなく済み午後のカント祭講演も無事終了することを得たこと、取りわけ中島先生が現に極めて元気で居られることを御報告上げることの出来るのは頗る満足とするとところであります。

大正十三年十一月三日夜記

東洋大学校友会

『大正十三年十一月三日　中島学長事務取扱遭難記録』

東洋大学附属図書館所蔵

## 第二節 弁明書・声明書

### 五一〇 東洋大学校友有志団声明文

〔大正一二年五月〕

拜啓倍々御清栄の段慶賀に堪へませぬ

既に新聞紙上で御承知の母校の紛擾は愈々烈しく校友有志は事実を調査して積年の悪弊予想の外なるに驚き、に去る五月十四日指ヶ谷町常盤に会合して慎重に協議いたしました結果委員を挙げて別紙のやうな辞職勧告書を境野学長に交附し越えて十七日午後境野学長から回答の必要な<sup>〔マコ〕</sup>とふ言明を得ましたので十八日午後都下各新聞記者諸君に本郷燕楽軒へ集まつて貰つて事件の顛末を詳細に発表し公正な批判を求めましたところ会する記者十六名都下新聞社全部を網羅し翌日の新聞は一斉にこれを発表したのでありますそれと相前後して教授四十八名も亦結束して学長の引責を要求せられました事茲に至つて

は最早校友三千の諸君に奮起を冀ひ諸君の力に依つて一日も早く事件を解決し教授を慰め学生を安んぜしめなければならぬと思ひます母校の危機を救ふと救はざるとは一に諸君の方寸に在るのであります私共も亦敢て諸君の驥尾に附して犬馬の勞に服することを辞しませぬ

一、校友諸君の御意見の纏り次第校友大会を開きたいと存じます

一、校友大会に御出席下さることが出来ないやうならば折返へし別紙「委任状」を送つて頂きたい

一、事務所は小石川原町六高島米峰方に置きます  
大正十二年五月

東洋大学校友有志団

在京者代表（いろは順）

石川	義昌	脇山	茂夫
吉村	幸夫	田中	治六
高島	米峰	谷岡	義賢
都河	竜	齋藤孝一郎	
三石	賤夫	下沢	瑞世
関	寛之		

〔別紙〕

東洋大学の根本革新を要望し

学長学監幹事等の処決を促す

一 我が東洋大学は学徳共に高い信望ある学者を以て学長に戴かねばならぬ。境界学長は出身者中の人材の一人（稱）で昇格運動にも相当の技倆と至誠とを示すだらうといふ理由で校友から学長に推され今や六年余を聞したのである。然るに就任以来の行動云為はたゞ虚偽と悪策と我欲との外毫も本大学のために最善を尽すの誠意がない。今回暴露せられた不徳無能の一事件の如き偶々その片鱗を示したに過ぎない。

二 境界学長就任の際に財団法人の定款改正があつた。其の時学長任期を四年とする説が唱へられたにも拘らず正論を排して学長を終身職となし且つ後任学長指名権までをも有することになしたなどは時代錯誤の甚だしいものであるばかりでなく学長の専恣横暴性を遺憾なく發揮したものである。吾人は如斯定款の改正を速かに断行せんとするものである。

三 境界学長に対しては根柢深い会計上の疑難がある。又学長給四千八百円に加ふるに多額の教授給を貪りながら地方の招聘に応じて出張講演に日も足らず、而かも之を以て昇格運動のためなりと称し其の都度大学より旅費を要求し自ら私腹を肥すに専らにして却つて教授を遇するの極めて薄きが如きは尚深く責むるに足らずとするも、一学年中の殆ど二分の一はそのために学

長の務を廢し教授の職を怠ると云ふに至つては断々乎として之を糺彈せざるを得ない。

四 学長は一個独立の東洋大学長として責任ある職務に任じつゝあるにも拘らず一宗一派の本山たる本願寺より公然と命令を受けて米國に朝鮮に出地に出張講演することの屢々なるは『宗報』の記事の証明するところであつて如何に利己的にして且つ如何に大学経営に冷淡不親切なるかを見るべきではないか。

五 本大学は私立大学としては昇格運動の急先鋒であり当時校友の意氣衝天の概があつたのであるが現学長は突然学校当事者に成算があると揚言して一時校友の中堅に手を引かせ全く氣勢を挫いて可惜好機を逸せしめた。其の後朝鮮土地払下げ北海道土地買収など極めて幼稚で空想的な計画をなして悉く失敗したるのみならず朝鮮に分校を設立するといふ虚偽の宣伝までして自らを欺き天下を欺いた。斯様なことのために運動に最も有効であつた数年は空過し全然失敗に了らむとするや偶々経済界の大動揺ありしに藉口して責任回避を敢てしたとは何たる無恥無能と無責任と不誠実とであらうぞ。更に昇格基金部には校の内外に不評判な人物……而かもそれが常に境野学長の弱点を握つて居ると公言して憚らざる人物……を余儀なく登用して數年来こ

の重要な事務を管掌せしめ、今や月々多額の費用を支出し人をして収支相償ふや否やを危ぶましめつゝある。

六 殊に最も慨くべきは教室の用意なくして学生を收容し椅子なく机なく立ちたるまゝにて聴講して居るものが少くない。人のこれを難詰するものあれば試験の時に落第させて整理すると放言したとかいふ、果して然らば全くこれ教育商にして入学金と月謝とを獲んがために開店しつゝあるものと言ふべきではないか。教育の神聖を汚し学生の人格を無視するもこゝに至つて極れりと言はなければならぬ。

七 東洋大学と京北中学とは共に井上円了先生の創立せられたもので両者は互に協力して故先生の理想の実現に努力してゆかねばならぬ筈である。然るに両者は數年來巨大なる溝をつくつて睨合ひ全一的態度を採らないのは全く現学長の不信と横暴とが与つて力あるは衆論の一致するところである。

八 本大学の諸幹事は学長を輔佐して其の事業を大成せしむることを為さず却つて病弊百出殆ど拾収すべからざる状態に陥れた連帯責任者である。宜しく責を引いて退くべきである。

九 本大学が学長を校友中より推すことはまことに望ま

しい事であるが、いつでも校友中より推さねばならぬと固執すべきものではない。時には時代の趨勢に順応した方法で適当な学長を推すこともとよりよいことである。又学監幹事長などいふ要職は学徳共に具備したる人格の人でなければならぬ。近時現学長が学監と幹事長に推して居る人々の如きはこの点に於て寧ろ噴飯を餽する底のものである。殊に学監に擬せられて居る人の如きは曾て本大学朝鮮分校設立の虚偽宣伝者である。吾等は歴史ある本大学の体面上断々乎としてこれを排斥する。

十 本大学は今や内外より革新の氣勢が高潮しつつある。而して本大学は前途に昇格といふ大事業を控へて居るのであるから特に此の際根本的に革新を断行しその源を清くして一步一步健全な歩みを進めねばならぬ。断じて姑息な繻縫を許さない。

大正十二年五月

東洋大学校友有志団

東洋大学附属図書館所蔵

## 五一 教授団勸告状〔大正十二年五月一八日〕

勸告状

東洋大学の今回の事件を解決して学校の安定を得せしむることは一日も忽にすべからざる急務なり然るに貴下は事件の中心に立てる人にして解決の衝に当らるゝに不適当なりと認めらるれば此の際本事件を維持員会に一任せられたし

右勸告す

大正十二年五月十八日

出隆、稻恒<sup>（稲恒）</sup>末松、速水博士、得能博士、長連恒、沼波武夫、和辻哲郎、和田博士、渡辺海旭、加藤熊一郎、垣内松三、勝水淳行、上条辰蔵、田代光雄、田中治六、高島平三郎、曾我量深、土屋弘、宇野博士、内田周平、前島春三、丸茂猛、藤村博士、小林好日、足利衍述、宮森麻太郎、島地大等、杉敏介、鈴木俊行、入沢宗寿、神代俊通、福原麟太郎、田部重治、木村博士、中島徳蔵、金子準三、奥田寛太郎、前田博士、広井辰太郎、大庭米次郎、大西克礼、千輪浩、石川義昌、柳宗悦、阿部秀助、西郷陽、岡村準一、加藤猛夫、

東洋大学創立一〇〇年史編纂室所蔵

五二二 境野哲学長の東洋大学紛擾事件真相説明

〔大正一二年五月〕

東洋大学紛擾事件の真相

今回我が東洋大学に於て端なくも一紛擾を生じたることは、社会に対し校友諸君に対し、甚だ申訳なきこと、深く自分の不徳に反省すると共に、何処々々までも其の最後の解決をつけて、其責任を全うしたいものであると、深く希望して居る次第であります。

全体此の事件の起りは、誠に簡単なことでありまして、唯幹事郷白巖君を自分が解職したといふことから始まつて居るのであります。郷君はもと井上先生の時代に、一事務員として使用せられて居たのであります。大正四年に出納係であつた同君を引き上げて幹事心得とし、会計主任となし、段々と幹事にまでしたのであつて、会計には殆んど二十年から執筆して来て居るのであります。君を今度解職した理由は何であるかといふことを、能く多くの人から質問されるのであります。そんな内容まで一々人に明すといふことは、どうしても私の徳義上の立場として言ひ得ることではありません。若しそれを私が言はないために、私に暗い影があると批評する人があ

つたとしたならば、私は其の人の言ふに任せるより致し方がないのであります。兎に角私が郷君を解職したといふことは、学長の職権内のことでありますから、誰からも容喙（まやかし）される程の問題ではないと思ふのであります。

尤も郷君解職の直接の動機となつたことについては、会計監査田辺善知君が会計士を依頼して、嚴重な会計監査を行ふことになつたのも其の一つでありました。即ち田辺君がこれまでやつたことのない、嚴重な監査を行ふのは、何か会計上の欠点を指摘しやうといふ悪辣な計画が含まれて居るのではあるまいかといふ、疑が多くの人頭の起つたのであります。そこで私も、若しさういふ意味で郷君を強迫的にも解職せしむるといふのならば、私の本意ではないのであるから、一旦こゝで郷君を救はふと思ひまして、教授中の友人諸君十人ばかりをお招きをして、郷君解職についての衆議を聞かん事を願つたのであります。ところが其の席の大多数は、郷君解職は不可なりといふことであつたのであります。然るに多くの校友の間に感情を害して居つた同君の留任は校友多数の反対運動となり、私は其の教授校友両者の間に介まり、頗る断定を下すに困んだのでありましたが、結局田辺君の勧告により郷君は穩かに退職することとなり、郷君に対しては学校から出来るだけの慰労もしたいといふ

内約まで致したわけで、若し滞京を希望するならば、生活の方法も立つ様に考へやうとまで言つて慰めたわけがあります。ところが、自分はこれまで多くの校友から、どうしても郷君を罷め得ないといふのは、何か郷君に握られて居る弱点があるからではないかといふ声を屢々聞いたのでありますが、今度郷君を罷めるについて、余りに君に対する情の尽し方が厚過ぎるといふので、これも握られて居る弱点のお蔭だと言はれて居るのであります。また一方には弱点を握られて居るから、郷君を放逐したのだとも言はれて居るのであります。兎に角こんな事情で、郷君は田辺君の勧告を容れて一旦辞表を出すことにしたのであります。

然るに郷君に同情するといふ和辻哲郎教授の如き、また郷君とは二十年來の交友といふ関係ある沼波武夫教授の如き、各辞意を漏らさるゝあり、漸く波及の範圍が拡がりさうなので、自分は極力これが喰ひ止めに奔走したのであります。教授の動揺といふ風聞から学生の心に不安を感じしめたと同時に、其の間反対の宣伝が教授諸君の間に力強く受け取られ、機に乗じて暗中飛躍の起り来るものもあつて、終に五月十二日教授の有志会を開き、委員三名を選び、中島徳蔵、藤村作、広井辰太郎三君を委員とし、事件の真相の調査、辞職教授の留任勧告、

学生動揺の鎮撫を托したといふことでありましたが、其の夜三君が協議の結果、藤村君が個人として友誼上自分に退職の勧告があつたのであります。それは今日の教授会合の形勢より見るに、教授全体の意向を察し、其の外に解決の道があるまいといふことであります。教授全体の意向とあれば致し方がないから、自分は一応簡単に之れに同意して退いたのであります。翌日他の教授の言に徴すると、斯くの如きは全然教授有志の附托以外の範圍に属するものであつたといふことを知つて、自分の退職は一時取消す旨の通告を藤村教授に発したのであります。斯くの如くにして、何時の間にか郷問題は一転して自分の問題となつてしまつたのであります。

郷幹事辞任と同時に、事務の衝に當るべき人物を銓考し、和道実君を教務主任幹事とし、桑原重矩君を社会事業科主事として新たに就任したのであります。此の二君は其の人格に於て最も尊敬すべき人であり、我が同窓校友中最も其の任に適するものとして、自分より依頼したのであります。往々二君が幹事の位置を望んで、運動の結果乗つ取つたものゝ如く伝へられて居りますが、それは全く二君の爲めに自分の深く遺憾とするところで、選任の方法に誤りありとすれば、実に自分の責であつて、二君の罪ではない。殊に和君に就いては、郷前幹

事も後任として最も適當だと言ひ、自ら推選して自分に早く就任せしむる勸奨をしたほどのことであります。

学生の動搖の最も著しく現はれたのは、和辻教授が辞意を漏らし、文化学科の学生に対して告別演説をなし、憤然として去つた其の時よりでありました。和辻教授は郷幹事問題に関し郷君を昇格部委員とすること、図書館長の名を与へ置くことの二条件を提出して、若し此の二条件容れられず無条件にて辞任せられたる場合は退職すべしと、書面にて申出でられたのであります。昇格部のことは校友会の権限に属するもので、自分の権限外のこともあるし、且つ昇格部委員といふ名称に不明の点もあつたので、更に直接談合して諒解の上、担当上の条件成立に尽力する積りで居たのであります。不幸にして同教授は此等一切の相談を絶対に聞き入れず、郷君の無条件退職の一事で憤然として去られたのであります。然しこれは単に郷君に対する同情といふの外一切の理由はない、唯それだけだといふ同教授の手紙も来て居るので私も左様に考へて居たのであります。学生は一幹事の辞職に同情して幾百の学生を後ろにして去ると云ふことは、不可解である、何か外に事情か理由かあるのではないかといふ質問を自分に出したのであります。自分にはそれ以外更に理由も事情もわからないと答

へて同教授の手紙も読んで聞かしたりもしたことであります。それから学生の和辻教授の留任勸告やら其の拒絶、それからそれと学校に対する学生の反感が高まり、背後の煽動教唆も原因となり、終に文化学科学生の騒擾を中心として、漸く全校に波紋を造つて行つたのであります。其の煽動教唆といふ中には教授の一部も加つて居ることを認めます。或る教授は現に学生に対して煽動演説をして居るし、学生の会合に文化学科学生に擁せられ、親しく臨席して教唆もして居るのであります。勿論自分は信じたくはないのであります。其の余りに露骨の教唆煽動は学長の位置に眼を着けるものとの風評も立てられた所以で、某教授は学生の一部から是れについて可なり烈しい詰問を受けたといふ事実もあるのであります。尚ほ教唆煽動の一部として校友有志団といふものがある。これは高嶋米峯君を首とし、学校に対し或は自分一己に対し、久しく不平や不快を感じて居た校友の一部が中心となり、郷君の同情者も加つて出来たもので、大部分は多年の宿怨を晴らし或は宿望を達せんとするといふ人々の会合であります。自分が今度の紛擾について、思想上の問題も一つの誘因となつて居るとか、赤化運動も多少加はつて居るとか言つたといふので、それは全然虚構の宣伝の如く打消うとする人もあるので

が、それは決して無いことではない。

全体東洋大学設立の本来の目的は、言ふまでもなく東洋思想、東洋文化の研究を基礎として、西洋の学問を採り、つまり東西文化の融合を理想として行く主義のもので、自分は之を仮りに新東洋学の建設と呼んで居るのであります。そこで自分は一方に西洋文化思想の諸問題を取扱ひ、東洋大学特色の着色を之に加へる一面を建設して見たいと考へて、始めて此の文化学科を創設し、漸くこゝに二年を経過し第三年級を見るまでになつたのであるが、残念なことには此の文化学科の学生には、寧ろ東洋思想に対する反感を多く養つたといふ結果を得たといふ事実を発見したのであります。現に這般の紛擾について、文化学科の学生が自分のところへ来て、此の学校には教授間に東西思想の衝突があつて争つて居るのではないかと質したものがあつたので、教授間には断じて左様なことは無いと答へた時、然し教授の或る一二の人は、常に教場で盛んに東洋思想を罵り学長の主張を裏切つて居るといふことを言つたものがあり、諸君が自分に対する反感の中には、自分の東洋主義主張の思想もあるのではないかと言つた時に、さうだと言つて肯定したこともあるのであります。それに学生が自分を弾劾する十余条の条目の第一に教へられて居るのが、学校内

にある一つの潮流が起つて居るといふことを言つて居るので、此の潮流の衝突を來した責任が自分にあるといふことを言つて居るのであります。それから思ひ合はせると和辻教授の退職は、或は此の意味で同教授と自分の間に間隙が生じたと学生が考へたのではなかつたらうか、一幹事の辞任に対して同情し教授が辞職する筈がない。何か理由事情があるのであらうと学生が疑つたのは、そこではなかつたかと思ひ合せらるゝわけでありませう。若し斯ういふ意味が文化科学科学生紛擾の一因であつたとすれば、東洋大学設立の井上先生の目的から言つても、此の大学の使命から考へても決して小さい問題ではない。自分は之に対しては飽くまで自分の立場を守らなければならぬ筈のものであると信じて居る。赤化運動については、最近文化科学科学生中に社会思想研究会なるものが組織され、既に二回まで会合が開かれ、最近には社会主義者として有名な人々を招き、文芸研究の名の下に講演会を開き、学校には届け出て居ない一社会主義者を臨時に登壇せしめて、極端の国家破壊論を講ぜしめたので、学校は警察の注意を受け、自分は直ちに該思想問題研究会の解散を命じたといふ事実があるのであつて、しかもこれは最近の出来事であり、これに係して居る学生が、最も劇烈に今度の紛擾にも活動して居るこ

とは疑のないことなのである。

自分はこゝで校友有志団諸君の自分に對し処決を促された理由書に就て、一言の弁駁をして置き度い。第一項の就任以来虚偽、悪策、我欲といふ様な抽象的の悪罵に對しては、敢て何も言ふ必要はあるまいと思ひます。第二項の財団法人定款改正の折に、学長任期四年説が終身説となつたのは、自分一人で造り上げた様に書いてある、全体学長終身といふ規定は我が財団の寄附行為の何処へ書いて居るのであるか。此の事について曾て文部省当局からも質問を受けたことであつたが、今財団の規定を調べて見るのに、そんな終身といふ字句は一つもない。唯年限の規定がない丈のことである。成程自分は年限不規定の主張者の一人ではあつた、然しそれが多数で決せられた時に、主張者の一人たる自分のみがどうして絶対の責任者として、こゝで指摘せられるのであるか、自分は私立学校は官公立の学校と違つて、与へられた金を与へられた範囲で使つて行くとか、きまつた事業をきまつた範囲で行つて行くといふのとは、自ら趣を異にし、色々自分の頭で創造をして事業計画を立てたり、秘密に新企図を試み、これが表面に現はれては成効しないなどゝいふ場合もあつて、實際かなり無理な道を通らなければならぬこともある。斯ういふ立場に立つ経営者

は、三年や四年の任期で後に不安があつては、とても仕事の出来るものではないといふので、此の四年説は敗れて今日の状態になつて来て居るのである。此の會議の多数の輿論の結果が、それがどうして自分一人の罪としてこゝに数へられるのであろうか、所謂會議の精神性質は斯うした意味で正当に理解されたと言はるべきものであろうか。第三項の自分の給料問題は金銭の上の事で、口にするだもいやな事ではあるが、何もかも露骨に之を明言して置かう。自分は前々学長前田慧雲先生が退職の折、其後に推されたのではあつたが、自ら辞退して前学長大内青巒先生を推戴したのである。不幸なる哉大内先生は就任後間もなく病床に就かれたので、自分は学長代理として實際の事務を取つた。其当時は学生の数も非常に少く、百人を超ゆること幾何もない有様で、大内学長の給料も僅々五十円に出でなかつたのである。其の間自分は朝日新聞記者として衣食の道を得て居たのみならず、記者としても可なり自由な位置を与へられて居たので、大部分は東洋大学に時を費し、僅に一二の私立大学に少しの教授をして生活を助けて居たのである。此の頃自分が東洋大学々長代理として得て居た給料は実に金十五円に出でなかつた。此の状態を五年も忍んで、殆んど毎日朝早くから学校に来て事務を見たのを、今から回顧す

ると自分としては可なりの苦痛であつたことを想ふ。然るに大内先生の依頼により学長に就任することゝなるや、自分は二百円の給料を要求したのである。それは自分が当時得て居た実収入を標準としたので、然らざれば急に生活の縮少は困難であるからであつた。時の財団評議員は之を認め、斯くて就任の後評議員石川義昌君は評議員会を代表して、現在の学校経済は到底二百円の給料を支払ふことは出来ないから、契約の五分の三即ち百五十円に減額されることを請はれ、素より拒絶のしやうのないことであつたので、終に自分の生活を切りつめて行くことにしたのであります。此の時から見ると物価は今や少くとも五倍にもなつて居るが、自分の給料は四百円で倍額により達して居ません。自分が就任当時の幹事は給料三十円に過ぎなかつたが、今は百五十円になつて居るし、此の年度は二百円に増額しなければなるまいといふ相談も郷會計と、したほどでありました。然し自分の給料増額は未だ話題にも上せた事はない。今日では事務員でも略ぼ百円の給料は与へて居るほどであります。教授は薄給だといふが、私立学校の教授給は大抵標準があります。東洋大学は他の私立学校に比して多くを差上げることは到底出来ないが、どうやらかうやら普通の標準までは漕ぎつけつゝあります。然し時間によつては一週

に一時間の人もあり、二時間の人もあり、十時間の人も十五時間の人もある。厚給薄給とは全体何処から割り出したのであるか、自分は尚此の上にも教授給の増額といふことは一応腐心して居るので、そうして多少にても年々増額しつゝあることは目前の事実であります。成程自分は能く地方出張講演に出かけます、然し自分は之を東洋大学の様な、一つも宣伝機関のない学校では今日必要なことだとも確に信じて居るし、その効果も現実にあるといふことを認めて居ります。然し之を出張講演と称し、学校より旅費を請求して居るといふ事実は断じてないのであります。尚ほ序でに一言を附して置くが、自分が校金を費消したといふことを盛んに宣伝するものがあるといふことでもあります。新聞によつては金額までも明記して居るものがある。其の乱暴言語に絶して居るといふ外はない。そうしてあられもない個人の私行にまで及び、捏造虚構の事実を言ひ触らし、少しでも人格を傷けんと努力して居るものがあるに至つては、一々こゝに言訳の違がない、唯一笑に附するの外はない。此の虚構の事実を以て私腹を肥すの罵詈を加ふるものに対しては、更に悪言を以て之に向ふ勇氣はない。また之がために学長の職を空しくして学校経営の務を廢したとも考へて居ないし、教授の職を二分一廢したとも認めて居ない。第

四項の自分が本願寺の命令を受けて出張講演をしたといふことは余く虚偽の捏造であります。自分が米国に行くに際し、本願寺から旅費の一分を受けたことは事実であります。然し断じて本願寺の命令で行くのではないから、左様な意味を含むものであるなら絶対に此の旅費の補助は受けないといふことを数回交渉して、本願寺も之を確実に認めたものであります。朝鮮に行つたのは曹洞宗々務院の依頼に応じ、同宗開催の講習会に臨んだものであつて、本願寺の依頼に応じて行つたものではありません。彼の地に行つてから本願寺別院輪番の請により講演をしたことはあるが、一度も本願寺の命令を受けたことは曾てありません。第五項は昇格運動に対する進展の遅々たることを責むるので、遅々たる遅々たらざるとは程度の問題である。かゝる抽象論は水掛論であるから敢てこゝに之を言はないが、それは昇格運動の方面から別に述べて貰ふことにします。自分の弱点を握るとやら言ふのは、会計監査田辺善知君のことであらうが、田辺君の気受の一般に善くないことは自分も熟知して居る。然し一般の気受は必ずしも真実ではありません。田辺君が今度過去に溯つて、其の会計監査としての職責を尽さんが為め、会計士を入れて帳簿調査を開始したのに驚いて、これ学長及び会計士の欠点を指摘して学校を攪乱

し、自ら学校に乗込まんとするの下心ある野心家なりなど、宣伝したものがあり、同君の気受を転た悪るからしめたものは果して何人であるか、そうして之に籍口して会計調査を中止せしめんと、百方苦心して居るものは果して何者であるか、そうして其の正当を認めて居る自分に對し弱点を握られて居るといふ宣伝は、果して何の証跡ありて之れを言ふのであるか。自分は田辺君が多くの人に誤解せらるゝ性格の人であることを知つてると同時に、斯く誤解さるゝほど余りに素朴素直の人だといふことを信じて居るので、其の信じて居るのは不明なのだと言ふ人があつても、それは致し方のないことであります。自分は先方を逆に不明と思つて居るからであります。なほ会計調査のことについて一言して置くが、一部の人人々は此の会計調査を帳簿を改造するのだとか、甚しきに至つては旧帳簿を焼棄するのだなど、いふ馬鹿々々しい宣伝をして居るものがあるが、会計士なるものが果してそんなことの出来るものである否か、また万一そんなことを敢てしたとしたら、自分を初めとしてそれこそ刑法上の犯罪になるわけであること勿論であらう。そんな幼稚な宣伝を誰も信ずる人もあるまいとは思ふが、注意の為めつけ加へて置く次第であります。

第六項の非難は理論としては実に正々堂々たるもので

あります。机も椅子も足りない教場へ、多くの生徒を収容するのは教育上宜しくありません。然し此の設備不完全のところへ多くの学生を入れなければならないところに、私立学校経営者としての自分の苦心は存するのであります。自分は此の点については唯實際に事に当るもの、心を諒察する人の考に訴へて、多くの弁解を敢ていたしませぬ。試験の時落第さしてやる云々の如きは、寧ろ諸君か擁護しつゝある人の口から出た言葉ではないのか。僅に百名にまで減つた学生が、今は千幾百と増加し、教場狹隘で入りきれませぬを入れるとまで叱られるほどになつた学校の盛運を、自分は寧ろ喜んで居るほどであります。経営困難で苦んでは孤立無援、財団の評議員会を開いても、東洋大学側は何時でも寂々寥々寄つてくれる人もなかつたのに、どうやら盛んになつて来たので有志とやらいふ人々が攻め落して、之を誰に渡さうと言ふのでありませうか。自分は怪訝に堪えないのであります。第七項の東洋大学と京北中学との關係に就ては、井上先生退職以来の歴史的關係がある。此の始末をこゝに述ぶることは容易でないが、要するに同一土地に並んで居る二つの学校は兄弟であるのに、遺憾なことには利害を異にするために常に相争つて来た。其の争の激烈であつたのは、前田先生の学長時代に其の高潮に達し、繼

續して今日に及んだのであつて、自分の時代になつて特に隔離の事実が起つたものではない。自分の実務を執る様になつてから後は、もと京北中学校財団と東洋大学財団との二つの財団であつたのを、一つの東洋大学財団として一つにしたのであるから、隔離ではなくして寧ろ融和したのであると思ひます。今日ほどの力のなかつた東洋大学に、孤立無援の地位に置かれた自分が、かなり苦心して京北中学の諸君と交渉し、一財団に纏めた点から言へば、或は多数が一人に庄せられたといふ感じからも自分を感じて居る人があるかも知れません。然しこれは財団の幸福、学校の利益の爲めであつて、自分は此の憾を身に受けた代りに別に何等の利益も得ては居ない。第八項と第十項のことは答へるほどのことではないから略するが、第九項に就いては一言して置きたい。自分が学長に就任したのは井上先生以来の慣例により前学長大内先生の推薦に基くものである。前学長前田先生も自分に切に勧告されて、之を受けよと命ぜられたのであるし、就任後井上先生よりも出身者中より学長を出したことに就いては本懐を達した、これで思ひ残すことなしとまでの光榮ある御言葉を受けることが出来たのであつて、三学長共同に推挙を受けたと心得てゐる。之に加ふるに校友会に於ても渡辺洞水君が最早校友中より学長を出す時

代が来たと云ふ提案があつて、満場一致で自分が推されたのである。其の時高島米峯君が境野推挙のことは自分に任せよと、自ら校友の代表的位置に立ち幹<sup>〔施〕</sup>捷せられたのは事実で、其の時校友会の決議を齎して、同君が大内先生に交渉する手筈であつたのを、自分が堂々と交渉する前に先生に内意を窃に申上げて置く方が穩当であると考え、鼎義曉君をして此の旨を大内先生に病床に申上げたのである。それが偶ま高島君の功名を裏切つたことになつたのは、自分も今以て同君に対し気の毒に思つて居る点で、それを同君が私に学長にしてやつた其恩を忘れた忘恩の者と絶えず罵られて居る事実の顛末なのであります。其の当時井上先生の意に基きて校友を学長に推したならば、学長は必ず校友を多く教授にでも採用して校友中心の学校になるとでも思つた人があつたかも知れないが、自分は学生の幸福を標準とし教授を採用するので、校友なるが故にといふ情実の下に教授を採用することは努めて避けて居る。此の点に於て或は校友中に失望から多くの反感を惹き起したかも知れない、現に校友教授として部長も科長もないと言つて露骨に不平を公会席上で演説し、外来教授と言つて罵倒の言を弄した人も居るほどで、若し斯る人々が校友中から学長を出すのは、必ずしも必要はないと、今になつて前の主張を翻したと

したならばそれは何と見られることでありませう、自分はこれ以上此の一項に答へる義務はありません。

世間では校友有志団と校友会とを誤つて居るものがあります。校友有志団は高島米峯君を首とし、燕楽軒に新聞記者諸君を招待して意見を陳べたといふ七人組の人々で、校友会は其の代表機関として、五十人の評議員を有する校友の全体であります。校友会は五月十四日に評議員会を開いて、絶対大多数で五名の委員を選んで這般の紛擾事件を調停せしむることゝしました。其の選ばれた五名は田中善立（代議士）渡辺洞水（橋場總泉寺住職）富田敷純（前豊山大学長）梅原喜太郎（やまと新聞理事）狩野山義一（弁護士）の五君であります。かゝる次第で校友有志団といふのは全く一部の人々の会合であるから、自分がかゝる辞職勧告書には答ふべき限りでないと思惟したので其旨を申送つたわけであります。

校友会委員は教授有志会の委員中島君等と会見し、更に日を期して再会を約したのであるが、其の約行はれずして教授委員はどうしても校友会委員に会つてくれないう、其の間に教授の方では第二回の会合を開き、ずん／＼話を進めて行つて、自分に対し貴下は事件の中心に立つて居る人であるから、此の事件の解決には不適當であるから之を維持員会に一任せよとの勧告書を送られた。こ

れには四十余名の連名になつて居るが、其の中には辞職した筈の和辻教授の名も列ねてあります。学校の生徒が校長排斥をした時に、自分は排斥されて居る人間であるからとて生徒の処分を第三者に委ねるといふことが世にあり得まじやうか。中心に立てる人間なればこそ之を解決するのが其の責任ではないでしょうか。若し之を維持員会に委ねるとしたならば、維持員会は教授会の意見を尊重する事となるといふ由であるから、教授会の意見とはどんなものか、疑つて言へば前の三委員の協議が結論ではないであらうか、若し自分が之を維持員会に委ねる事を拒絶するとしたならば、四十余名の教授は連袂をして学長の辞職を強めるといふデレンマであらう、現に中島教授が学校の校庭で煽動演説をした時に連袂辞職の約束が出来て居ると公言したさうであります。果して署名の教授諸君が斯る術策を含んで居ると知つて署名されたものでありませうか、但し中心に立てるといふ事は汝が疑問の人物であるといふ意味と解するならば、此の勧告書が直ちに自分に辞職を勧告して居るものとも解せられない。署名諸教授は果してさう思つて署名して居らるゝのでありませうか、自分は之を疑つて居るのであります。

全体此の教授会として伝へられて居る教授の有志会は、中島教授が校友有志団と打合せて開催したもので、

其の事は同教授の公言した所であります。教授会は会則により学長の招集するもので、之を教授有志会と混同してはならない。教授会は教授上に関聯した事以外には協議すべきものではない、随つて教授は学校の事務上のことに喙<sup>（くちばし）</sup>を容れるのは道德的好意的の忠告に過ぎないので強請すべきものではないと思ひます。況して教授中の或る人々が同盟罷工的態度を執らるゝに至つては、あまりに不穩当の挙と驚く外はないのであります。

斯くの如くにして教授有志と校友有志とが背後に在り、互に交通して学生を刺戟するのであるから其の動搖は無理ならぬ次第で、現に学生は問題のあるごとに校友有志と一々相談を遂げてゝなければ返答の出来ない事実を見てもわかるのであります。此の三角連盟が校庭に講堂に紛争の波を起して幾日かを送つた時、学校当事者は之を収むるの能力がないと宣伝し、慎重に考慮しつゝある自分等を押し、已むなく三十余名を処分するの窮地に立たしめ、純なる学生の前途に暗影を投じたのは実に遺憾の至りであります。自分は此の事件の起るに至つた不徳の責は避くる所でないが、其の直接の禍源は果して何れに在るか、此の点は最も冷静に嚴肅に考へなければならぬ事と思ひます。

此の紛擾の際に当り、終に警察官の出張を見るに至つ

たことは、学校当局としては甚だ遺憾に感ずるのであります。然し十六日の同窓会委員会の日の如きは、文化学科学生中凶器を以て脅迫するものもあり、中には酒に酔つて怒号するものもある状態であつたので、小石川富坂警察署が之を探知して警察自ら出張して来たので、決して学校から請求したものではありませんのであります。たとひ出張して来ても学校内のことは学校で為すべきであるから、実は警察官の出張を拒絶したかつたのは万々であつたが、如何せん一人でも生徒に負傷者でも生じたとしたならば忍ぶべからざる責任を生ずることを感じたので、已むを得ず一時険悪の空気を抑へたわけでありませう。

最後に一言しますが、今回学生を処分するに先だち十日間の休業を掲示したのは、秩序回復事件解決に必要な日時を考へたのであります。学校反対の人々は之がため宣伝の機会を失ひ、脅迫煽動の手がりを失つたので大いに狼狽をし、授業継続休業取消を使喚請求せしめ、文部省にまで迫らしむるに至つたのであるが、然し明あるものは誰れも之を相手にしなかつたことは勿論であります。些末のことは一々弁明する余裕がない、彼我是非の判断は結局相互対照の上見る人の判断に任かすの外はありますまい。自分は唯だ善良なる多数の学生が紛争の

前に立つて、茫然として眺めて居る心に同情を禁じ得ないのであります。一日も早く鎮静して正しく授業の開始せらるゝを俟たれんことを望んで止まないものであります。

大正十二年五月

東洋大学々長 境野 哲

東洋大学附属図書館所蔵

### 五二三 境野哲学長弁明に対する校友有志団の

反駁書（大正一二年五月）

境野学長の弁明を駁す

一、境野学長は過去数年間及び紛擾發生以来事毎に東洋大学長としてあるまじき多くの虚偽と悪策とを弄したる事は既に遺憾なく天下に暴露せられ最早弁解の余地もあるまい。学長が「無能」と呼ばれて居た間はまだ忍ぶことも出来たが「不徳」と呼ばるゝに至つては一日もその職に居て貰ひたくない。

二、財団法人の定款草案の起草は最初校友会評議員の一員高島米峰氏が校友会より依頼せられて立案したものでそれには学長任期四年として置いたこれを評議員会に附議することになつた時境野学長は自分にも一案があると称して、学長を終身職とし後任者を指

命する権能をも有することにした草案を提出してこれを附議したのである。それが次第に修正せられて現在のものとなり今の財団法人の定款中には終身職といふ明文はないが其の第十二条に「理事辞任の時は其の後任候補者を推薦し維持員会の協賛を経て之を定む」とあつて任期の事を言つてないから当然無任期な訳で終身その職に居ることも出来ることになつて居るのであつて学長終身職といふ境野学長の根本精神は依然として存して居るのである。

三、学徳を以て立つべき東洋大学長としては、會計上の疑難は「致命的大問題」であるから学校のため又個人のために極力釈明せねばならぬところである。然るに東洋大学の會計に就いては種々なる疑惑を以て居る人が少くない、若し真に疚しい点がないならば是等世上に流布されて居る事柄を一々具体的に釈明し會計帳簿を提示して疑難者の質問に一々明答を与へ十分に誤解を解くのは緊急事であり、又当然の義務である。吾々には種々質問したい事項がある。若しこれを放置若くはその要求を拒絶することがあるならばそれは會計上の疑難を一層深からしめるものと認められても余儀ないことではないか。境野学長が母校より支給せらるゝ俸給は学長給四千

八百円教授給千五百六十円（教授給の最高級）年末賞与四百円以上でそれに学長が自身の便宜上雇つて居る秘書の給料千式百円をも大学より支出して居るがこれを合せると実に七千六百六十円であつて母校総収入の約一割を貪つて居る訳で母校出身のものとしてはその余りに自らを遇することの厚きに驚かざるを得ない。

四、境野学長は本願寺の命令を受けて出張講演したといふことは全く虚偽の捏造であると言つて居るが、左の事実を何と見るか。

大谷派本願寺『宗報』大正十二年二月号27頁に

第二回都市宣伝の爲北陸区内へ境野哲を派遣する。

本部派遣開教地宣伝の爲境野哲を朝鮮へ派遣す。

『宗報』大正十一年九月号に

立教開宗記念伝道のため信越方面へ出張を命ぜらる 境野 哲

『宗報』大正十年七月号

在米同胞慰問を囑託す 境野 哲

『宗報』八月号雑報欄

北米羅府同胞慰問使として特派せられたる境野東洋大学長は七月十五日のコレヤ丸にて発程云々

これ程明瞭な事実を苦もなく否定し去らむとする境野学長の勇敢さにはほと／＼驚入らざるを得ない。

五、吾等は昇格運動に対する進展の遅々たるを責むるのみではなく昇格運動の発展を妨げた許すべからざる愚策と不誠意とを責むるのである。

六、文部省督学官は母校を調査し学生定員は教授及び教場数や其の他の設備から割出して八百名に限定されて居るのに現に千三百二十一名を收容し定員を超過すること実に五百二十一名を算して居ることを詰問され、学長は『一学期でこれだけ入れても二学期三学期になると学生の中に退学者や転校者が多数出るから』と苦しい遁辞を構へたので、督学官は『それなら将来の減少を見越して投機的に多数を收容したのか』と急所を突き学長は言葉に窮して陳謝したと伝へられて居る何たる醜態であるか。

七、東洋大学と京北中学との財団の合同に関しては寧ろ中島徳蔵氏と安藤弘氏との功績を挙げべく而して今現に大学中学間の不融和の罪は独りこれ境野学長に帰せざるを得ざるは目前の事実であつて強弁して胡麻化す訳にはゆかないのである。

八、境野学長の発表した紛擾事件の真相といふ記事は殆ど大部分が真相を伝へて居るものではない教授諸君

に關する部分は教授諸君から弁明せられるであらうからこゝではたゞ吾々校友有志団の發表した辞職勸告文に対する境野学長の弁明の虚妄だけを駁撃するにとゞめて置く。

小石川原町六高島米峰方

東洋大学校友有志団

大正十二年五月

在京者代表（いろは順）

石川 義昌 脇山 茂夫

吉村 幸夫 田中 治六

高島 米峰 谷岡 義賢

都河 竜 齋藤孝一郎

三石 賤夫 下沢 瑞世

関 寛之

東洋大学附属図書館所蔵

### 五一四 学生の檄（大正一二年五月一九日）

檄

紛乱の動中に満を持して放たざりし慎独の吾人一科一年の正矢は茲に久遠の真響を發して火弦を離る!! 敬愛なる諸子よ!! 心情血に燃ゆる兄弟姉妹諸子よ!! 乞

ふ。此の無限の絃響に静寂豊かなる心境の扉を開き以て  
 発せられたるこの正矢の上に集中せられん事を!! それ  
 我等は熱情燃ゆる愛真受理の使徒なり矣。

正に吾等は熱誠溢るゝ同学同行の兄弟なり矣。然も遂に  
 白熱の頂点は決して不信任信任の両側に別れ以て当局に  
 自決と敵在とを迫るに到る。

勢の趣く所又然る可きか。然りと雖も吾人は飽くまでも  
 哲学的態度と論理学的道義の上に起座し又飛走せざる可  
 らず是れ一貫せる吾人生命のモットーなり。

此の根本道理に立つ時正に二千の同窓学生の決して発す  
 る其の歩みは唯一にして等しからざる可からずと信ず。

吾人は真に兄弟愛の至情に燃ゆ。此の混乱中に一人でも  
 犠牲者あるに於ては我等兄弟の悲歎是に及ぶものあらん  
 や。然り!! 茲に前述の大道に立脚して同窓兄弟の総努  
 力総奮起を希ふて止まざるなり。

大学存亡の危機を救ふは正に永遠の真理を把持し大局の  
 決するものを捕ふるは相互一切の利害を捨て全学生の総  
 努力総奮起の一途あるのみ!!

伏して請ふ願はくば我信頼する同学同行の全兄弟姉妹よ  
 !! 吾人の宣言吾人の決議に賛成蹶起せられん事を!!!

大正十二年五月十九日

大学部 一科一学年全体  
 専門部

我等のモットー

小我を捨て、大我につけ!  
 の総結束総努力にあるのみ  
 兄弟よ!! 此のモットーに起て!!! 起て!!! 速に!!!  
 一切の根本解決は全学生

東洋大学附属図書館所蔵

## 五一五 学生の宣言・決議文

〔大正一二年五月一九日〕

### 宣言

神聖ナル我カ哲学ノ道場ハ今ヤ暴風濁流ニ襲ハレテソノ  
 存在危急ノ極ニ達ス。既ニ全学生拳ツテ不信任信任ノ両  
 派ニ別レ当局ニソノ即刻自決ヲ迫ルニ到ル。

然モ万象ヲ一恬ニ焼キ尽サズンバ止マズト為ス。真理ノ  
 使徒、一科一年(大学、専門部)ノ吾人ハ斯ノ混戦ノ中ニ  
 克ク慎独嚴肅ノ態度ヲ以テ静思正慮今日ニ到リシナリ。  
 時ノ解決ハ正ニ吾人ノ頭上ニ降ル。満月ノ大弓ニツナギ  
 シ正矢ハ今此処ニ猛然放タレタルナリ。大学部専門部一  
 科一年全クラスハ満場一致左ノ決議ヲナス。

此処ニ於テ放タレタル矢ノ徹底的使命ノ為ニ吾等  
 全責任ヲ以テ此処ニ宣言ス

決議

吾人ハ本大学ノ現状ニ鑑ミ大学当局ノ直チニ正式維持員  
会並ニ教授会ヲ召集シ、時局ノ一切ヲ是ニ一任セン事ヲ  
要望ス

大正十二年五月十九日

大学部  
専門部 一科一年全体  
専門部

東洋大学附属図書館所蔵

五一六 東洋大学改革聯盟五月会声明文

（大正一二年五月二〇日）

拝啓

此の度母校に於ける不祥事に就ては諸新聞紙に依つて詳細のことは既に御承知のことゝ存じますが其中に或は学校当局が私共の運動を社会主義運動や野心家の煽動等に結びつけやうとして居るようですが（ガマツル）すけれど当局の非道罪悪は数へ上げられない程横暴を極めて居るので私共は到底安心して授業を受ける事が出来ませんので致し方なく当局の排斥運動に努力致しましたことは教授団や校友有志会が蹶起して排斥運動に賛同して居らるることに依つてもお認め下さることが出来るものと存じます私共は

今後も私共学生の身分の上から最善の手段を尽して此の事件の解決を期する積りでですから決して他の一般の学生騒動と意味の異なる事を何卒充分御諒承下さるやう呉れんぐもお願い申上ます。

尚又此の際父兄方の応援は私共に取つては誠に力となるのですからこの事情を御諒解の上充分の御援助の程偏に御願申上ます。先は草々

附記

一、教授団の輻輳分裂は全然学校側の宣伝なること  
二、校友会評議員は大部分学長側の御用党を以て固められてゐること

三、十日間休校は其間に陋劣なる切崩策を弄せんとする学校側の意志なること

四、現在学校幹部排斥の決議を申合せた学生（五月会員）は全校生の約八割なること

五月二十日

父兄各位

東洋大学  
改革聯盟

五月 会

東洋大学附属図書館所蔵

## 五一七 東洋大学曹洞宗在京出身者大会決議文

〔大正一二年五月二四日〕

## 決 議

今般東洋大学の紛擾について流言蜚語その真相を誤り伝へらるゝ点尠からず吾人出身者は慎重調査の結果大学設立の本旨に則り学校当局を信頼し速に合理的解決を要望す

大正十二年五月廿四日

東洋大学曹洞宗在京出身者大会代表

渡辺洞水 祥雲晚成

今井鍊城 高山徳貞

乙川文獅 太菴豊春

東洋大学附属図書館所蔵

## 五一八 東洋大学学生会宣言・決議文

〔大正一二年五月二七日〕

## 宣 言

今回の母校の不祥事に関する吾等の運動は正義に立脚し

て一点の私心なし。現任学長の不徳不正の吾人が視野に映じ耳朶に触るる処決して尠少ならずと雖ども吾等は仮にも学長たる者の私行を摘発して以て快とする者に非ず。又會計上の疑点に到つては之を校友に一任して吾等の関するを欲せざる処なり。而も親慕する諸教授は当局の醜態に因りて大動搖を来し教授の辞意を洩らすに至り現在当局に対する疑難は殆んど学生の全員に浸徹し到底其の下に安んじて学業に励むを得ざるなり。茲に於て静肅なる勉学を熱望する全校学生の大半は最も速かなる解決法として学長、学監、幹事等の即時自決を促するに到れり。然るに狼狽せる当局は其の非を覆はんが為長期に亘る休校を宣して吾等は高圧し吾等学生代表者三十余名の多数を教授会の審議をも經ず専断を以て処分に附し而してその休校を宣するや教室に鍵さし校庭に警官刑事を具ふる等殆んど解釈に苦しむ態度に出づ。殊に吾等が憤慨に堪えざるは教授学生の間<sup>〔を〕</sup>に危険思想を懐く者あり或学生の中に兇器を携へる者あり等の虚構の事實は捏造流布して官憲を欺き其の手を以て教授学生を圧迫せんとしたる陋劣背徳言語に絶する手段にあり。自らの非行を省みずして返つて右の如き横暴不当なる手段に出づる学校当局に対しては吾人は両立するは潔しとする者に非ず。茲に畏敬する先輩諸兄に純赤心を披瀝して左の決議を呈

し伏して諸兄の誠意に訴ふ

決議

吾等は校友諸兄が母校の根本的刷新を期して学長、学監、幹事等の処分を促されん事を切望す。

右

大正十二年五月二十七日

東洋大学々生大会

東洋大学附属図書館所蔵

五一九 境野哲前学長の経過説明書

〔大正一二年七月〕

東洋大学紛擾の終局

一、文部省の学長認可取消 東洋大学の紛擾は、到頭其の行くべき極度まで行つて、自分は、文部省の権力上の命令で、学長の認可取消となり、所謂官憲の力で、私立大学長の職を免ぜられたのであります。其の理由は、学長として此の紛擾を収めることが出来なかつたから、私立学校令第七条により、学長として不適當と認めたといふに帰するのであります。認定権を有する文部大臣の加へた処分であつて、自分としては何んとも抗争しがたい話であるが、実際は、調停の任に直接当たられた、岡田良平先生の命に随はなかつた懲罰と認めて居るのであります。

す。

自分が、此の事件を容易に解決することが出来ず、予想外に遷延したことは、之を自覚して居ると同時に、広く社会にも之を謝さなければならぬ。学生を処分したのは五月二十日であつて、これより十日間の休業といふことで、此の間に紛擾を解決することにしたのであるが、教授団では、之を維持員会の議に附して解決せよと迫り、学校当事者は、これは維持員会に附議すべきことではない、学長自身の解決すべきものだと言張し、この見地から、相互の間に争が起つたので、学校としては、結局之を顧問会に諮ひ且つ援助を乞うて解決したらどうかといふことになり、こゝに五月二十六日の東京会館に於ける第一回顧問会が開かれたのである。此の顧問会で、顧問の心配を乞ふことになつて以後、六月二十五日顧問の調停を御断りするまで、即ち一ヶ月間は、解決の全責任は顧問にあつたので、学長の自分は絶対一任であつた。岡田先生は、自分に対し、如何なる暴行を学生が働いたとしても、学校当事者は絶対無抵抗主義を執つて、断じて之を圧迫も、抑制もしてはならないといふことに服従すべく余儀なくせられて居たのである。それであるから学生が団結して旗を押し立て、太鼓を叩き、叫喚して校庭に暴威を逞うし、戸を破つて教場内に侵入

し、窓を乗り越えて戸締りのある講堂を占領し、学長室に群り来つて自分を取り巻き、強迫を加へ、決議書を書きつけ、有らゆる暴行をしたにも拘はらず、自分は徹頭徹尾放任黙視して居た。之が為めに授業の妨害を受けたので、順良学生からは、学校の權威を疑はれ、之が原因となつて、却つて学長の無能も叫ばれた。校友なり、教授側からも、余りに臍甲斐なさも攻撃された。けれども自分は、顧問の言ふがまゝに無抵抗々々と言ひつゝ、終に六月二十六日まで来たのであつて、解決が長引いたとは言ふものゝ、事実之を長延かしたのは顧問の責任である。顧問の調停の手を切つて、自分が解決の衝に當つたのは、六月二十六日以後であり、そうして六月二十九日まで三日間は負傷の為に病床に身を横へて居た。この僅々二日間に解決の手腕なしと見たといふのは、顧問の手を切つたのは、解決の手腕なしといふと同様の結論であると自分は思考する。故に自分は、岡田顧問の調停に随はなかつたから、所罰（勉）を受けたと感ずるといふ所以はこゝにある。

二、**学生処分の事情**　こゝに学生の処分に就いての事情を一言する必要がある。全体此の処分を執行し、除名九名、無期停学四名、二十日間停学二十一名、合計三十四名の処罰者を發表したといふことは、一応顧問の代表的

な人に意見を聴くがよいといふことで、顧問村上専精博士が幹旋の勞を執られ、親しく岡田良平先生を訪うて、其の意見を求められたのである。其の時岡田先生御意見の要領は、「自分は急に国元に行く旅行の時間が迫つるので、自ら学校当事者に遇ふことが出来ないから、自分の意見だけを申し述べて置くが、学生が騒いだからとて学長が辞し、教授がやかましいからとて学長がやめたのでは、学校は成り立つものではない、最も強硬に学生も処分するがよい、教授も切るがよい、此の点は阪谷君（芳郎顧問）も同意見であらうから、特に聴く必要はあるまい。但沢柳君（政太郎顧問）は、近頃西洋から帰つて来て、大分考が變つて居るから、どうかと思ふ」といふのであつた。そうして村上先生も、之に附（勉）加へて、「岡田先生の通りにするがよい」といふ様に自分には聞かれたのである。村上先生が岡田先生の意見を聴くといふことに就いては、高桑教授（駒吉）が、最初之を村上先生に相談をした関係から、村上先生に訪ねて行つて、其の結果を問うたところが、村上先生の返事は、矢張り自分が聞いたと同様であつたことは、高桑君の報告で之を知つたのである。即ち岡田先生の意見は、自分と高桑君とが、別々に村上先生から聞いたので、しかも内容は全然同一であつたのである。自分の学生処分は、主とし

て其の意見に力を得たので、阪谷顧問は、後に岡田氏よりも一層強硬の意見であつたといふことも明になつた。三輪幹事が阪谷顧問から聞いたところによると、「親子と争の起つは時は、親を立て、子を抑えるのが東洋の道徳である。之と同じ様に、生徒と教授と争ふ時は、教授を立てなければならず、教授と学長と争の起つた時は、学長を立てなければならぬ、これが東洋道徳の行き方である」といふ話であつたと聞いて居る。沢柳先生は、其の時は、処分について時機尚早を言はれたと承はつて居るが、然し絶対に反対といふのではない様に諒解したのである。然るに後になつて之を岡田先生に其の事を申すと、自分は最初から学生処分には反対であつて、そんなことは言つた覚えはないといふことであつたので、自分は大に驚いたのである。若しこれが事実であるとすれば、村上先生が、中間で虚偽を構設したのか、村上先生の全然聴き違ひか、高桑君と自分の二人が、偶然一致して聴き損つたのかでなければならぬ。然し言ひ違ひ、聴きちがひには、阪谷、沢柳二顧問を引き合ひに出してまでの話であつたとすれば、余りに御丁寧に過ぎた間違ひである。岡田先生の様に、社会的に重い位置に居る紳士が、二枚舌を使はれるといふことは信じたくないのであるから、自分は、単に斯様な事実丈を明にし

て、判断は社会の総べての人の自由に御任せをするの外はない。

三、維持員会解決一任の意義 次ぎに教授団なるものが、既に辞職をした和辻哲郎君や、教授としての資格のない潮留真澄君の名までを加へ、事件の真相にも通ぜず、維持員会とはどんなものかもわからない教授から、無責任な端書の返答を求めて、四十四人の名を列ね、五月十八日に、此の紛擾事件の解決を維持員会に一任せよとの勧告書を自分に提出して来て居る。此の四十四名の中には、明瞭に自分どもと同意見である人も加はつて居る所を見ると、事情に通ぜない人々を、之に誘ひ入れたことを想像するに決して難くはないのである。尚ほ東洋大学の教授全数は、総計八十一人であるから、これを以て教授全体の意向といふのではない。況してこれが皆維持員会なるものを解してゐないものもあるに於ては、なほさらである。教授の有志団を、往々教授会の如く言つたり、信じたりして居るものも少くないから、一言こゝに附く加へて置くのである。

維持員会一任の勧告文には、「貴下は事件の中心に立てる人にして、解決の衝に当らるゝに不適當なりと認めらるれば」云々と書いてある。この文意は両端に解釈せられるので、一面からは、第三者の解決に一任するの

公平であるといふ意味にも取られ、一面からは、学長が問題の人間で責任を問はれて居るのであるといふ意味で、即ち此の勧告書は、直ちに辞職勧告書とも見られるのである。そうして一般教授は前者と思つて署名したらしいのであるが、此の案文を考へた中心の教授は、後者を本意としたものである。それは校友有志団の発表した大会開會案内書に、明瞭に此の勧告を指して、「教授が結束して学長引責を求められました」と声明し、教授中の石川義昌、田中治六の二君も、之に署名して発表して居るのである。これは或意味に於て教授を欺罔して居るものだと解釈せらるゝのであります。よし之を第三者に任せるものとしても、今之を要求して居る教授の重なるものは、現に維持員である。杉、稲垣、島地、古城の諸君は、皆維持員であつて見れば、実は第三者ではなくて、自分共に任せよといふ要求である。これも第三者に任せるといふ口実形式の下に教授を欺罔したものと認められるのである。此の紛争以来教授諸君が、斯くの如き悪辣な術策を施すに心を勞して居る態度に就いては、自分<sup>は</sup>唯一驚を喫して居る次第であります。

抑も東洋大学維持員なるものは、財団寄附行為<sup>以下一般</sup>（<sup>易い為め財団の</sup>）の役員規定に於て、学長たる自分と、京北中学校長たる湯本武比古君と二人を理事とし、大学側より

十人（教授五人、出身者四人、外に理事）、中学側より同十人、合計二十人の維持員により成立して居るものである。然し実際上は、大学と中学は、別箇の経営であつて、両校協定の結果、相互相侵さざることを徳義上の原則とし、なほ維持員会規則に於ては、「人事に關しては、財団経営の諸学校各別に之を処理すべく、一々此会に諮ることなし」と規定して居るのである。事実東洋大学の学長なり、教授なりの任免進退に就いて、京北中学側の維持員が論議干渉するといふ様なことは、洵に不穩当なことであつて、京北とても同じわけであるから、此の規定は当然のことではなければならない。それであるから大正八年七月から、京北中学校に学校騒動が起つて、終りまでには十五名の辞職者を見、中には維持員までもあつたのであるが、然し大学としては、其の成り行きを傍觀して、何等の抗議も交渉もしては居ないのであつて、これは事実上の先例である。維持員会規則には、「維持員会は主として、東洋大学財団全体に關する予算決算其他重要な事項を審議決定するものとす」とあつて、財団全体に關係のない、大学なり、中学なり一方の問題は、輕重共に、維持員会にはかけないのが原則である。現に予算決算でさへも、慣例上相互の提案を聴取するに止めて、利害上直接關係のない限りは、干渉をしないといふ

ことが事実となつて行はれて来て居るのである。斯様な次第で、財団定款の精神、解釈、慣例、其の他総べての事情から考へて、どうしても此の解決を維持員会に一任すべき理由のないことは甚だ明瞭である。それであるから、終りになつては、彼等教授団も、終には此の維持員会開会要求の無理であつたことを自覚してしまつたのである。

四、顧問会調停の経過　それから私は、顧問会調停の経過を一応報告する必要があると思ふ。東京会館に於ける第一回の会合には、岡田良平先生の外に、石黒忠恵、井上哲次郎、三宅雄次郎、村上專精、内田周平の諸先生に、其の席に出でたゞくことが出来たのである。其の時に岡田先生は、学生等が、学長排斥の理由として挙ぐるところを聞くと、悉く根拠も確証もないといふことを縷述せられ、教場の設備が不完全であるのに、余りに学生を入学させ過ぎたといふ、文部省から突つこまれた一条でさへも、先生は、これは学校経営者としては已むを得ないことで、何処の私立学校でも、一般の現象であること、帝国大学でも、今は学生に椅子の足りない場合のあること、独逸あたりでは、窓の外から聴いてるものがあるなど、いふ例まで引かれ、こんなことが、学長排斥の理由とはならないと言ひ聞かせたこと、それから會計上

の疑問に対しても、これは学生として彼れこれいふべきことではない、自ら之に関与すべき相当機関のあること、随つてこんなことで学長を排斥するのは、学生の本分以上のことだと説いて聞かせたなど、いふ種々の説明までせられて、結局この紛擾は、学生等の自発的のものではなくして、煽動者があると認めるといふ話があり、就いては煽動教授解職のことに及び、之に関連して可なり多くの辞職教授を見ることゝなるかも知れない、其の時には他の顧問諸君の十分の御助力を乞ふといふ意味のことまで述べられたのである。其の時に自分は、若し事件解決の最後になつたらば、自分は不徳の責を引いて、辞職する決心であるから、秘かに諸先生の胸中にお含みを請ふ旨を述べた時に、岡田先生は、そんなことを言つてはいけない、それでは自分達が、学長擁護の意味で立つた甲斐がないといふことまで言はれたのである。勿論自分は、どんなにお止めになつても辞めますが、然しこれは極めて秘密にして、辞めることは問題になつて居ないことにして解決を考へてもらふといふ意味で話は済んだのである。然るに第二回の顧問会は、五月三十一日に、麴町の富士見軒で開かれた。其の会議の内容は、自分には、列席を許されていないから、之を知ることはいふ来ない。唯其の協議の結果として出来た調停案を示すべ

く、其の場所に招致されたに過ぎなかつたのである。其の席上には、前回の時と違つて三宅顧問は欠席せられ、高橋顧問（順次郎氏）が加はつて居られるのを見た。所謂調停案として、前回に顧問代表を委託された岡田先生から示された覚書なるものゝ内容は、其の意味略ぼ左の如きものであつた。

- 一、財団寄附行為の定款を改正すべきこと、
- 1 学長の年限を定めて選挙制とすること、
- 2 理事の数を増加すること、
- 3 維持員の権限を明にすること、
- 二、学長の退職を承諾すること、
- 三、学長従來の功勞を認め退職の際は相當の待遇をすること、
- 四、教授は総べて懲罰的の処分をせざることを、
- 五、処分学生は悔悟の意を表すると共に復校を許すこと、

そうして、此の覚書は、学長顧問以外には、誰人にも漏さず、絶対に秘密を守るといふことであつたのである。

極めて公平に見て、果して之を調停案と名けることが出来るであらうか。私は後に、井上先生に、斯ういふ意味の手紙を上げたことがある。「先づ死罪の申渡しをし

て置いて、之を牢獄に投じ、獄中で悉く敵の要求を實行させ、それで決して敵を恨んではならないぞと申渡し、それから首を打落す、それでは余りに無慘な敗北である」と。自分は学生処分問題から、引き続き第一回顧問会の過去に顧み、余りに意外な欺し討に遇つた様な感じがしたので、あツけに取られて返答に窮したのである。既に学長退職は決心して居るのであるが、然しこれは事件解決後、自分の自由意志によるもので、絶対に条件として他より強要せらるべきものではない。少くとも此の場合、第一回会合の精神に基き、顧問と雖、口にも筆にもすべからざるほど極秘のものでなければならぬ。然るに此の案は、明に先づ之を中心の条件として成立して居る。言ふまでもなく、これは辞職強要であると、自分には胸の苦しい感じがしたのであります。しかも退職前に、教授団、校友団の主張する定款改正を自分に實行させ様といふのである。尤もこれは「決して反対派の意見を用ひたわけではない、そんなことには関係がない」と、石黒老先生も言はれたが、然し岡田先生も、果して実際そうであつたかどうか、自分は、之を疑つて居る。此の場合、岡田先生も、反対派の意見を、此の時まで知らずに居て、偶然彼等の意見と全部暗合したと言はれるならば——後に岡田先生が、實際そう言はれもし

た——先生は、余りに事情を極めず、調停案を作られたといふ笑を免れない筈であり、またそんなことは、常識としても、考へられることではないと思ふ。全体財団に於ける維持員の権限といふものは、何も不明でも何でもないので、素よりきまつて居ることである。然るに島地君をはじめとし、従来の維持員諸君は、維持員の権限を過重視し、教授一名の任免にも、一々維持員会に問ふべしなど、いふ笑ふべきことを主張し、理事の権限を、維持員が自由に侵し得るものゝ如く誤想して居たのであるが、それは、その思つて居たものゝ不明なので、何も定款の規定がわるいのではない。今度の問題が起りかけて来た時に、始めて理事と維持員の権限の説明を聞かされて、何とか維持員の権限拡張をして、普通とは違つた維持員の性質権能をきめたいといふ希望を起し、なほ理事の権能と責任の重大なることを始めて知つて、これは学長以外に、大学側理事も増加しなければ、学長に当れないといふことを考へたりして、問題の中心たる学長選挙と共に、こんな条項を加へた定款改正論を叫び出したのである。之を顧問が知らずに、三条共に偶然の一致だなど、は言ひ得ることでもなし、言うても許され得ないことであると思ふ。中にも学長の選挙論は、自分としては絶対に反対である。これは自分自身の問題として言ふ

のでは勿論ない。誰が学長になつても、三年五年といふ年限の下に、常に維持拡張に就いて、絶えず考案を創造して行くべき、私立学校の学長には、不適當の説である。会社の重役でも、年限に限定がある、然し会社の隆盛になる事業は絶えず創造されて居るといふ岡田先生の説も聞かされた。然し大株主として、重大な利益関係を有するものゝ中から選ばれた会社の重役と、私立学校の学長を同列に比較するのは、甚しき間違であるといふ自分は思はれた。官立大学でも、時代精神の波及は、総長の選挙制が要求されるといふ先生の御説もあつた。一定の予算の中で、極端に言へば、機械的に仕事をして行く官立学校の校長と、一厘もない中でも、私の借財まで背負つても、仕事を計画して行く、私立学校の経営者とを同一視してはならない。限定された年限に不安を懐きつゝ、どうして新事業の計画が立てられやう。殊に官等や年齢順で、順押しに行く官僚学校とは違ひ、自由の空氣の漲つてゐる私立学校では、絶えず教授間に、学長競争氣分の動いてゐる様な状態に陥ることを予想しなくてはならない。兎に角創立者井上先生の、学長は、出身者たるべしといふ遺志尊重の上から言つても、選挙制に随ふことは、絶対に出来ないし、第一、まだ専任教授もない今日、事実上少きは一週二時間か、四五時間出席といふ人

の多い教授諸君が、選挙によつて学長の椅子を得んとする希望は、僭越の度を飛び越した沙汰だと言はれても致し方があるまいと思ふ。また校友団にしても、学長は井上先生の遺志なれば申すに及ばず、中学、実業学校の学長も現湯本校長を追ひ出して、出身者を挙ぐべき時は来れりと叫んだ主張者は高島米峰君ではなかつたか。其の時湯本校長排斥論に反対したのは、自分である。そうして其の時に校長のあとを覗つて、之れを贏ち得なかつた人も、現に諸君の中に歴然加はつて運動して居るではないか。しかも此等の人々は今になつて、学長は出身者に限る必要はないといふことまで言つて居るのは、自分には唯不思議と感じて居るといふ外に、挨拶の言葉に窮するのである。右の考を有つて居る自分は、顧問会席上で、明に自分が定款改正に反対であること、反対の意見を実行せよといふことの不当を主張したが、どうしても許されなかつた。然らば一晚考慮の余地を与へられんことを請うたが、それすら許されず、即時決答を促すといふのであり、一方には村上、内田、井上等本当に自分一人の将来を憂慮して下さる、三十年來の先輩が居り、これが君を救ふ所以だと、親切に言はれ——縦令それが此等諸先生の思ひ違ひであるとしても——情誼と圧迫との間に自分は介まつてしまつて、眼の眩むほど苦しい様

に自分は感じたのであります。其の室に満ちて居た自分に對する、親切な話合ひもあつたと信ぜられる空気から察して、自分は一方には感激し、一方には遺憾の情胸にさし迫り、そうして情誼は、圧迫以上の圧迫だと、情誼を恨めしくも思ひ、結局自分は、これで此の圧迫の下に死ぬより致し方がないと思ひあきらめ、到底考慮の余地さへ与へられない此の条件を容認したのである。此の覺書には即時署名を要求せられた、此の事も、自分に取つては、厚意的、道德的調停者の態度としては不穩当のこと、思はれた。現在の日本では、法律的の、即ち裁判官の仲裁でさへ、こんな態度は取らないのだと思はせられた。第二回の此の調停案なるものが、顧問代表岡田先生が、これから強圧的に実行せんとする基礎案なのであります。

此の調停秘密案の確定した夜の翌日、即ち六月一日に、岡田先生から電話で、本日杉、島地兩教授説諭の下に、処分学生は、悔悟の意を表するから、復校を許せといふことを申し出でられたのであります。処分について、学生の悔悟の意志を認めることは、其の時機、方法等に就いては、自分の権限内の自由によつて行はれるものと思つて居たのに、煽動の疑のある教授の下で、悔悟の意を表したとあり、復校を許すべき義務を負ふのであ

るとは、全く自分に取つては、寝耳に水の意想外であつたのである。それでも自分は、之に聴従せんと努めた。ところが互に感情の興奮して居る時であつたから処分学生を呼び出すのに、揭示して呼び出すのは、学校としては出来ないとか、出来るとかいふことから、島地、杉の両教授は、奮然靴音荒く出て行く、中島教授は、帽子を振りつゝ、学生を煽動しながら出て行く、此の日から、学生の暴行はまた盛んに起り始まつたといふ次第である。どんな暴行をしても、如何に学校を恐迫しても、当事者は、絶対無抵抗主義で、手を出してはならないといふのが、調停者岡田先生の命令であつたので、自分等は、非常な苦しい中を辛棒して、学生の為すがまゝに任して居たのである。此の現状を目撃した田中善立君以下の校友委員も、岡田先生を訪うて、断じて処分学生の復校は許すべきものではないと論じ詰める、そこで岡田先生も、それでは、処分学生問題は、当分此のまゝ保留して解決しようといふことになつた。此の時自分は、岡田先生に対し、学生が、暴動を以て、学校に強要して処分を取り消させやうとする、これで教授の前では悔悟の意志を表したとは、どうして考へられるか、校友の諒解を求めんとするならば、兎に角学生の暴動を静め、強要学生を校外に去らしめなくてはならない、除名者復校、停学者解

除の公示と共に、勝利の歌を高唱せんとし、太鼓を樹枝に掛けて、之を俟ちつゝある学生の暴状を見よと説き、学校入口の門内にテールを並べ、入り来る学生を捉へて、白リボンを胸に着くることを強要し、反学長派の数の多きを示さんとしつゝある、順良学生に対する強迫の現況を如何せんと説いたので、岡田先生は、電話で島地教授に、此等学生の、即時校外退求を求めた、声に応じて此等の学生は、校庭より一時に退いたので、彼等学生の一進一退は、此等教授の一言で左右せられる有様に驚き、今迄の強要的暴状も、背面より与へた、彼等教授の指揮に俟つものであると、反面からの証明を得た様な心もちもしたのである。

此の翌日、即ち六月五日から、学校は、漸く平静に歸した。此の時岡田先生は、自分に対し、和辻教授の復職を要求した。騒動の張本と見做さるゝ最初の辞職教授和辻君の復職は到底認めることが出来ないと云つて、可なり頑強に主張したが、先生は「それほどまで言はれるのに、之を強いて言ふのは私の無理かも知れないが、此の岡田の顔に免じてそうしてもらひたい」とまで言はれたので、自分は終に屈して、義理に迫り、和辻君の復職を認めてしまつたのであります。これで略ぼ解決が附いたかの如く、世人からは想像せられた。学生も教授も、大

体打ち揃つて出席した。即ち学校を威嚇せずに、平静裡に、顧問の秘密覚書を実行する態度に変じたものである。此の頃から、教授は、学生を説得するのに、幹部総辞職を執行することを以てした、それは六月六日井上先生の命日に、執行せられるだらうと言つたと伝へられ、新聞にも盛んに報ぜられた、斯して秘密覚書が反対派に漏洩された。日については勿論契約がないのであるから、漏される筈はないが、学長退職のことはどうも漏れた疑がある、少くとも暗示的のにも漏れてると想像せられた。六月六日は来た、然し日限に就いては、彼等も的確には知り得なかつたので、六月六日は裏切られた。多分六月十日であらうといふ想像が新聞に現はれた。校友有志団も、顧問一任の決議を齎して岡田先生を訪うたとなつて、有志団にも、学長退職のことが、条件になつて伝へられてると噂せられた。それでも自分は、校友にも、事務員にも、正直に此の秘密を守つて居ることは可なり苦しかつたのである。校友委員も之を質問したが、自分は更にそんな辞職の声明も約束したことはないと言説して居た。委員は岡田先生を尋ねて、之を問うたが、先生もそんな約束はない、自分は之を天下に声明するとまで言はれたと言ふことである。十日が来た、矢張り総辞職はなかつた。二十七八日頃だらうといひ、或は

三十日まで俟てと言つても伝へられた。然るに六月十三日の『中外日報』には、「岡田顧問は、自ら定款修正案を作成し、学長の任期を決定し、学長を円満に引かせる」といふ意味のことが、記載せられて居る。自分は、此の報道には誤りはあるが、余程暗示も的確に漏れたと想像したのである。然るに二十一日に、富士見軒で、第三回顧問会が開かれ、其の席上には村上先生一人を除いて、五顧問打揃つた前で、本月二十七日維持員会を開いて、定款改正を執行せよと迫られ、これで自分の退職の事は、愈今月中にきまるといふ噂が実行される、二十七八日頃といふのにも、根拠があつたのだといふことも考へさせられたのである。殊に当日は、此の改正案は、自分より提出するといふ前約であつたのに、岡田先生から「あなたが自分で出すのは苦しいといふ事情もお察ししたので、私が此の維持員会に出て、改正の要旨につき、意見を述べたい」と申渡されたので、成程『中外』に、「顧問が改正案を作製する」といふのは、言ひ過ぎたのだが、然し顧問提出とはいひ得る、自分が之を知る前に、却つて反対派が既に知つて居たのだとさへ想像されたのであります。言ふまでもなく、『中外日報』の一記者は、校友団の一味として、早く材料を得る便宜を握つてるものなのである。自分は二十七日といふ日取に就いてまで

顧問の指定を遵奉しなければならぬ立場を悲しまざるを得なかつた。之に異議を申立てたが、岡田先生個人の都合とあつて、其の日取の変更も、許されなかつた。何でもかでも今月中といふことが、思はせられたのである。然し自分は、最早秘密覚書のある以上は、顧問の強圧の下に、穩に死なうと覚悟をして居るのであるし、且つ再び庄迫と情誼の狭撃の苦痛を想像し、多くを言はずに之を承諾した。然るに之を聞きつけた校友委員は、憤然として自分を攻めた。それは無理はない、彼の秘密契約を知らない筈なのであるから、余りに自分の腑甲斐なさを責めたのである。「一体何の必要があつて、今こゝで定款改正を断行しなければならぬのであるか。定款の改正は永久的な重大事件であるから、事の鎮静した後、寛りと相談すべきもので、こんな紛擾最中に、何か為めにするものゝ如き誤想の下で、強いて行ふべき理由はない」と校友から詰られて見れば、全く自分は返答に窮したわけである。自分は、こゝで顧問と校友の間に、再び苦しみを嘗めなければならぬ立場に落ちたのである。ところが校友は、既に他から、秘密契約を知つて来たばかりではなく、却つて岡田先生の口から、親しく此の秘密が反対派に漏れて居る、之に就いては、確に証明者として何処にでも出て行くといふ人間まで現はれて来

て居るといふのである。此等の事實に就いては、先輩に對する礼として、余りに詳細なことを発表することを避けたいと思ふが、いづれにしてもこゝで自分は校友に對する弁解の辭を失ひ、其の不信を責められると共に、岡田先生よりは約束履行を迫られ、之を實行しない時は、これまた不信の罪をどうすると攻撃されることゝなつたのである。二十五日の朝、岡田先生に招かれて、同邸を訪れた時は、之を決行することを誓つて血判を捺し、維持員招集状の案文を書いて行け、私の方で之を出す、若しそれが出来なければ、学長辭職の約束をしたことを公表する、それで差支がないといふことを書いて署名して行けといふどちらから言つてもお前はやめると云ふ意味の高圧的態度で望まれ、其のどちらも出来ないとなつては、容易に還すことではないといふ氣勢を自分に感得したのである。自分はどうしてもこゝを遁れなくてはならない、再度の破約は、学長たるものゝ人格に關しますぞといふ言葉を浴びせられながら、辛うじて同邸を出たのであるが、自分は斯くまで強圧されては、最早いくら何でも人格無視の感を深うせざるを得ないと同時に、先生自身の秘密漏洩の反省を求めずには居られない様な気がしたのである。自分は此の一日熟慮もした、校友等とも相談を重ね、そうして涙を飲んで、岡田先生に調停者

の位置を引いていただくことの已むなき事情に立至つたわけであります。

五、岡田先生調停の立脚地 岡田先生が、最初とは態度が一変したと自分等に見ゆる様になられたわけは、自分にはわからない。之を岡田先生に、野心があつたなど、まで想像するのは、想像に過ぎたものであらう。自分は之を信じたくないが、事件の済んだ後になつて来るに随ひ、そんな説が広がりつゝあるのは、甚だ遺憾なことで、そこまで疑はれなければならないほどの、先生の態度の変化は、我々を驚かしたといふ点に於て、自分は返す／＼も残念に思ふものである。殊に「国家に改革が起つた場合、革命者の数は少くとも強烈なものである。然し国家には兵力があり、之を捕へて殺すことも出来る。学校に革命の起つた場合は、腕力も兵力もない学校では、教権の失墜と同時に、強い革命者に負けなくてはならない。あなたに取つては御気の毒であるが、不運なのである。学校の為めに犠牲になり、佐倉宗吾となるより外に致し方がない」と説かれた言葉で、先生の調停の立場を領会し得た時には、自分は此の理論には、日本教育界の前途の為に、どうしても服することが出来なかつたのである、自分はどうせ死ぬとしたならば、反対派に磔刑になるのは、矢張りいやである。同志の校友と枕を

並べて、せめて自分で腹を切る西郷南洲になりたいと思つてると、お答へしたことであつたのであります。

六、顧問調停謝絶後の事実 二十六日の朝調停のお断りをして、此の日に六人の教授に解職の通告をした。煽動教授の解職は、解決が自分の手に移つた以上は、第一着に行はるべきことは、当然の順序であつたのである。既に生徒を処分した以上、此等の教授を解職し、然る後自分が引責辞職するのは已むを得ない手段であり、また成り行きである。然るに其の以前に理事たる京北中学校長湯本武比古氏は、東洋大学教授室に於て、維持員会を二十九日に開く旨、二十六日に招集状を發し、其の協議事項の中には、紛擾事件の解決のことも列ねてあるのを見た。此の招集については勿論苦肉の策に出でたと直覺せしめられたのである。従来維持員会招集状は、東洋大学長たる自分が、京北側理事の諒解の下に、之を發したものであるのに、突然京北側理事が之を發して慣例を破つたのみならず、何等自分に諒解を得ず、招集状を發してから、数時間の後に自分に通告して来たといふこと、且つは東洋大学教授室を、無断にて維持員会の会場に指定して招集状を發したこと、此の開会を理事に請求した維持員は杉敏介以下九名とあるが、それは誰々であるかと聞いても、どうしても明示しなかつといふこと、大学中

学協定の精神に戻り、東洋大学の問題を、全体の維持員会に提出したといふこと等の如きは、法律上から言へば、臨時維持員会は、少くとも三日以前に招集状を發するといふ条規にも反して居るし、会場の変更も異議の余地はあるが、そんな小理窟は別として、兎も角も、徳義上、先例にも戻るし、随つて悪例ともなることゝ認めらるべきものであると考へられたのである。尤も相互騎虎の勢で、こんな無理も行はうしたのであらうから、自分は例の術策の一例として之を諒察するものであるが、然し少くとも、斯くまでして維持員会開会を強行せんとしたのは、決して合法的なことではないといふことを明にして置く必要がある。世には往々、東洋大学が徒らに之を阻礙せんとして、無理に強圧したと誤解して居る人もあるからである。尚ほ六教授解職の結果、三名の維持員は失格者となつたが、これは前に述べた如く、自分の手に移つた解決の第一着手のことが、偶然斯る結果を見たのである。勿論之がために維持員失格者が出来て、開会不能になるといふことは、常識から考へても、知らずに居たとは言はない。然しそれは本当の解職の主意ではなかつたといふのである。また顧問調停を断つたのも、此の問題から起つて居るほど重大な問題である以上、苦肉策を設けてまで開会を強行せんとするものに対し、之を

不能ならしめなくてはならないことも、已むを得ない、否寧ろ当然の行動でもある。

六教授の解職後、自分も辞表提出の予定であつたが、二十七日に文部省出頭の命を受けたので、同日朝平常よりは早く学校に出て、朝の事務を整理し、自動車を招んで、今出かけやうといふ時に、講堂で杉敏介君の煽動的演説を聞いた学生等は、学長室になだれ込んで来て、我が学校史の上に未曾有の大暴動が起り、自分並びに擁護の刑事、及び三輪幹事以下の負傷者を生じ、自分は多数学生に引きずられて講堂の講壇に立ち、即時自決の声明と自決書を書いたのである。自分とて、之を拒むことも知つて居た、然し拒んで危険を侵すことの愚も知つて居た、自分の生命はそんなに廉価でないことも知つて居た、強迫による声明の無効も知つて居たのである。三輪幹事の負傷は、意外に重体であつたのは、如何にも氣の毒に堪へない。

世人或は、自分の容易に辞職しなかつたのを見て、頑迷といひ、剛情とも評して居る。自分は屢繰り返すが如く、辞職は最初からの決心である、此の点に関しては極めて恬淡であるが、強要によつて退くことは絶対に出来ない。日蓮上人の所謂「智者に我が義破られずば用ひじとなり」の意気は、主義あり主張あり信仰あるものゝ當

然の行き方で、どんな恐迫があつても、迫害があつても、理義の立たない場合は一步も譲らないといふのは大丈夫の面目である。多数の強力によつて、何時でも解決される、日本特有の学校騒動なるものに対し、自分は犠牲になる積りでかゝつたのであることを、こゝに明にして置きたいと思ふのであります。

暴動に就いては、此の以上のことを言ふことは潔しとしない。翌日は、自分は負傷の爲め発熱甚しく病床に呻吟する身となり、医師の勧告によつて、当分来客を謝し、安静に治療すべきことを命ぜられた。かゝる状態であつた爲め、自分は文部省出頭の機を失ひ、電話で出頭の延期を請ふこと三回に及んだ。即ち暴動当日と、二十八、九の両日である。然るに其の暴動の当日は言ふまでもなく、其の後の一兩日の中に、この負傷者を何でもかでも呼び出して、出て行かないからとて、事に托して出頭しないといふのは、余りに酷な話であらう。そうして其の第二回の届を電話で通じた二十九日に、突如として、前例のない、私立学校令により、自分は学長認可取消の命令を文部省から受けたのである。自分は、果してどんな理由でこんな排斥を受けて来たのであるか、少しも顧みて其の理由を発見するに苦んで居るのであるが、兎も角も、自分の不徳といふことは、反省自責しなければ

ばならないことは申すまでもないことである。それにしても学生が自分に即時自決を促したり、教授が背後から之と連絡を取つたりして騒擾を惹き起したりしたことは、どう考へても穩ではないと思考する。然るに文部省は、此等のことは措いて問はず、なほ自分側の言ひ分は一言も聴取せず、よし自分が出られなければ、せめて代理でも呼び出して、一応は取り調べなければならぬ筈であるのに、片手落にも、一方の岡田先生や、京北教員などの話を聞いて、学生暴行の後、直ちに学長の退職を、高圧的に命令するが如きは、文部省は、暴行の肯定、即ち暴行者の勝利を認めたといふ結果になるので、教育上実に由々しき事柄であり、殊に暴行は学校長排斥の唯一の方法となつて、将来も之を肯定するの保障を与へたものと言はれるであらう。岡田先生と教授の間に、口約が黙契かは知らないが、六月三十日総解決といふことが、一方文部省まで領解があつたものと見えて、是が非でも三十日前と取り急いだ結果、二十九日の取消命令となつたといふ巷説は、信を措くに足るといふ心もちがする。三輪幹事が岡田先生を訪ねた折、文部省が干渉したからとて、たいしたことは出来まいと言ふと、岡田先生は、学長の認可を取り消すことも出来ると言はれた。すると三輪幹事は、「そんなことは、容易に出来ることではある

まい」と述べたのに対し、更に岡田先生は、「何、そんなことは、私の一言でも出来ることになる」と言はれたそうである。新聞の伝ふる所によると、自分が顧問の調停をお断りした時に、翌日岡田先生は松浦専門学務局長を自宅に招いて、相談をしたとあるが、巷間の説によると、岡田先生が、大臣時代の勢力を以て、文部省を動したもので、所謂「先生の一言」で、私立大学長は認可取消に遇つたものだといふことである。民間の一政治家が、自己の勢力を利用して、政府当路の政務に干渉し、私立学校に脅威を加へることが出来るとあつては、綱紀肅正は果して何処にあり、教育の神聖は果して何処にあり、私立学校経営の安定は果して何処にあるかを疑はざるを得ないのであります。其の後の事實は明に文部省の処置の穩でなかつたことを立証して居ると思ふ。即ち暴行一味のものに反対して、温順に授業を受けて居た学生は、種々の迫害や嘲罵の恐れから、涙を飲んで、退学して郷里に還る不幸に遇ひ、就中社会事業科の如き、最初より事件に関件なく、最も静肅に授業を続けて来たものは、事実殆んど同科解散の悲運に泣きつゝある。そうして暴行一味の学生は、盛んに飛躍して、其の勢力を振り、学校当事者も、之を庇護し、解職六教授は、毫末も責任を感じずして復職を肯諾し、自分が在職中に処置した

一切のことは、過去に溯つて之を取消し、処分学生の如きも、六月三日に逆戻つて、無条件取消を發表したといふことである。即ち「去五月中前学長の行ひたる学生処分は全部取消す右は六月三日に確定せし事たるも其の發表遅延したるに付改めて茲に揭示す」と張り出されて居る。自分が学長在職中の行為を、今の事務取扱が溯つて取消すといふに至つては其の無法乱暴も、こゝに至つて極まれりと言はなければならぬ。加之、学生処分に対し、悔悟の意を表すれば、之が復校を許すとか、解除するとかいふ話は、岡田先生とも問題となつたが、然し処分取消ではないといふことは、岡田先生も繰り返して言はれたことであつて、此の揭示は全然虚偽である。かゝる学校の仕方について、文部当局は、果して之を何と判断するのである。なほ自分が教授の職を辞して居ないといふので湯本君は自分に対し、六月二十日までに辞表を差出すべきことを要求し、二十一日には、早速同君より、教授解職の通知に接したのである。一片の要求書、通告書を以て、かくも簡単に事を済まして行く同君の態度は、果して前学長たる自分に対し、礼に於て欠くるところなしといふことを得るであらうか。一切を通観し來つて、文部省の処置は、暴行肯定でなくして果して何であらう。これで東洋大学の将来が、どの道を辿つて發展

して行くであらうか、昇格はまことに最初の目的に副うて可能であらうか、自分は、我が母校の爲めに、落涙を禁ずることが出来ない。

七、教授給の一二の例。こゝに一言前回発表の欠を補つて置きたい一二の点がある。それは、自分が大谷派本願寺の命を受けて布教をしたといふことである。これを若し事実とした所で前田前学長が西本願寺の命令を受けて居たのに比すれば、何でもないのであるが、自分には、決してそんなことはない、成程大谷派本願寺の『宗教』には、そんなことが、出て居るといふことを、後になつて始めて知つたのであるが、然しそれは自分の知らないことであり、本願寺も全く其の過失であつたことを認めて、自分に対し、謝意を表して來てるのである。第二に学長は多額の給料を食つて居る、教授は極めて薄給であると言ひふらして居ることであるが、自分は、教授給増加には非常に苦心して居るので、本年度には、水平線以下の薄給を叫んだといふ島地君の給料は、一週五時間、百拾円であり、今度早く辞表を提出された得能文君は、一週四時間で、八十円であり、反学長派でないものには講義はせぬと、教場で怒鳴つたといふ受持時間の最も多い出隆君は、一週十六時間で、三回学校に出て來るが、給料は二百二十六円である。前田先生の如きは、

前学長として特別に尊敬の意を致して、授業時間は二時間であるが、月給は七十円を差上げて居る。これは失礼ではあるが、此の場合特に公表の許可を願ふのであります。人によつて多少比例の相違もあるが、自分が教授給を冷淡に見て、自分のことのみを考へて居たとは、誣言であると思ふ。

八、事件勃発の原因に就いて。飄つて考へて見るのに、自分は一体何の罪があつて、こんな惨めな排斥を受けたのであらうか。事件が一段落終つた今日になつても更に其の理由を自分で発見することが出来ない。勿論自分も凡人である以上幾多の欠点のあることは明に知つて居る。然し斯くまで惨酷な陥穽にはまるには余程大きな罪悪がなくてはならない筈であつて、普通の欠点短所といふものでは、之を解釈することは出来ないのである。陥れんが爲めの指摘の箇条、拾ひ集めの校友団の十箇条の如きは、とても自分に肯定は出来ない。就中学校の会計上に於て根柢深い疑問があるとあるが、抑もそれは何を指したものであらうか。或者は、自分の家屋も学校の金で造つたと言ひふらし、或は庭園構造、植木一本の移植にまで学校の金で買つたといひ、或は公私を混交して衣服の購入にも、学校で支払はせて居ると宣伝して、文部省にまで之を提言して居る。或者は自分が学校の金で、

北海道に土地を買い入れて利殖を計つて居ると言ひ其の証拠集めに腐心したものとあることも知つて居る。凡そ此等の虚偽の流言によつて、学生の心を動かし、費消の類甚しきは十万円などゝいひ、少きは一万円とも言ひ囃して居る、学生は単純で、唯一概にこんな笑ふに堪へたる虚構の言を信じたのが、一つの理由であつたといふことは、現に学生の演説中に、屢こんなことが、激越の調子で叫ばれて居たので知らるゝのである、加之、所謂反学長派の学生と称するものゝ中で、數に於て多くを占むるものは、新に入学したばかりの一年生であつて、二科一年のみでも四百人を有して居る。これに一科一年、文化学科一年等の多数は、入学早々で、自分の授業を三四回より受けて居ない、恐らく自分の顔もまだ見覚えのない位のものであらう。どうして自分の人格なり、性質なり、將た学校についての自分の過去、将来に対する考を知ることが出来やう。疑もなく煽動教唆によつたもので、其の煽動教唆の材料は、一として此の類の虚偽の事柄でないものはない。一体我が東洋大学なるものは、井上先生より前田先生に伝はつた時には、一万円余の基本金まで附けられてあつたものである。自分が学長代理として事務に与つた時は、最早此の基本金は無くなつて居たのみならず、生徒の數も百人位に減り、少い教授給さ

へ、満足に上げることの出来ない悲境に沈んで居たので、在京出身者から、毎月五十錢の寄附金を集めて、漸く月末を過して居た状態であつたことは、今なほ記憶に存する人が多からう。自分はそれ以後今日まで十有余年間、可なり苦しい中に経営の業を續けて来て、時勢とはいひながら、兎に角一千四百の学生を數ふるまでになり、東洋大学の名も、どうやら世に知れるまで漕ぎつけて来たのである。ところが例の新大学令が公にせられた時に自分は形式的の昇格よりも、内容の充実を主とし、大学としての実質上から、昇格などは必然に出来るまでに歩武を進めたいと考へて、大学拡張案を立て、二百万円の寄附金の計画を發表したのである。然るに当時校友会の決議として、拡張案よりも兎に角昇格運動の方を先きにしてほしいといふ建議があり、之に要する六十万円の金額は、校友会が必ず集めるといふことであつたので、自分はそれをも拒むことが出来なかつた為め昇格を拡張の一部の事業として先づ之に着手するといふことに賛成をしたのである。然し当時昇格には、少しも運動に着手すべき金がなかつたのであるし、特に学校の土地を抵当に、先づ借財をして開始せよといふ校友の輿論であつたので、井上先生の名義になつて居る現在の土地を、学校に移す必要が起り、其の名処書換<sup>〔新〕</sup>だけでも、登記料

が一万円も入るといふことであつた。こんなことから、自分は、自分所有の土地家屋を提供して一万四千円を借財して取りかゝつたのが、抑昇格運動の端緒なのである。斯様の次第で、これから疑は、昇格以外の拡張運動は専ら自分一己の責任で行ふことになつたのであるから、此の一万四千円も昇格部独立までの準備金として、拡張部の負担とし、全部自分の借財として之を処理したのである。其の後拡張部としては、学校の財政的基礎確立の目的で、朝鮮に於ける土地貸下運動もした。然しこれとて、其の目的を達した後は、自分の出した費用位は償つてもらふことが出来やう位の予想はあつたとしても、兎に角学校には迷惑をかけない範囲内で、全然自分の責任として其の運動を継続して来たのである。勿論貸下の願人は東洋大学であつて、自分一己の利益の目的は其の中に加はつて居ないことは言ふまでもないことである。此の運動の最近の出来事として、協議員諸君にも明かに相談をして、其の賛成を得、金二千円を支出して三輪、鼎の両幹事を、視察の爲め、朝鮮に派遣したことは、協議員諸君の記憶に、なほ新なる所であらう。此の二千円は予算にないのであるから借入れてよいといふ協賛を経て居るのである。諸君の中には、後になつて、万一事成らなかつたらば、我々協議員が、之を負担しなくてはならぬ

いとか言つて、非常に心配をした人もあり、こんなことも不安の心を幾分起きしめたといふことであるが、然し自分は、此の金も自分一己の借財として支払つて居るので、此の分はまだ貸主に返金が出来ずに居る。然し学校のどこの帳簿にも借財となつて残つても居ないし、また借りたといふは痕迹も記入されては居ない筈である。此等の事実から考へて見ても、自分は学校に対しては、相当の犠牲は払つて居る、自分の母校としての愛着から、出来るだけのことをしなくてはならないと観念してかゝつて来て居る。厳密なる会計士の手によつてなされた会計監査の結果は、果してそれ以上、自分に何の財政上の疑惑があり得るか、自分は此の点に於て、流言宣伝の罪の軽からざるを思はざるを得ない。会計手続上に多少の疎漏はあるとしても、非難の的には当らないことを言明するを憚らないのである。兎にも角にも自分は斯くして暴行高圧の力で退けられた、そうして自分等を排斥した校友団の諸君は今や自ら学校後援の責任を負ふべき位置に立たんとあせつて居る。諸君は昇格運動の遅々として進まないといふことを、大声疾呼して自分等を攻撃する重要な条件として居る。これより後諸君の手腕には、より大なる責任として、此の昇格問題が残されて居ることを忘れてはならない。内容充実の口実の下に、之

を廻避せんとする準備中だとの説もあるから、我々五千の校友は、嚴重に之を監視する必要があると思ふ。

或は十有余年間、<sup>〔周〕</sup>自分は甚だ専制主義の経営を行つて来たと非難するものがある。自分は寧ろ自由に対する非常な愛好者であり、事務所に対しても、教授に対してても、学生に対しても、出来るだけ自由主義を取つて来て居る。現に自分が、学長として行ふ一切のことは、大小となく十余名の協議員を教授中より依頼して、一々之に諮問して事を行ひ来て居るので、理論としては、学長の専断に属することすらも、此の諮問機関を諮<sup>〔レ〕</sup>ることに注意して居るのである。財団に関することは言ふまでもなく維持員会があり、此の維持員なる財団の重要機関に對しては、從令<sup>〔周〕</sup>一時間の受持教授でも、其の選挙、被選挙権を与へられて居るが、こんなことは、恐らく他に類例はあるまい。教授上のことについては教授会があり。其の他教授聘用其の他各分科のことについては、各科々長に相談せずに取りきめてゐることは殆んど無い。また學生に對しては、幹部と學生間の意志疏通を謀るために、談合会を設け、隔月之を開いて、學生より自由に其の要求希望を言ひ出す機会を与へ、出来得るものは、極めて簡単に之を採用実行し、不可能のものは、其の理由を、十分領會する様、委細説明して聞かせることにしてあ

る。斯くの如く有らゆる機関を設けて公平無私を心として来た自分は、此等の一々の機関の規則等について、誰人にも相談せずに、一人で之をきめて立案発表して来て居る。之を独断専行といふのなら甘んじて之を受けやう。聞くところによれば、教授諸君の如きは、自分のやり方が余りにデモグラテック<sup>〔レ〕</sup>なので、最後に責任を負はされることを恐れて不安を感じて来たといふほどではないか、彼の朝鮮問題の二千円協賛事件の如き、其の一例であらう。學生に對しても同じことで、前田学長時代には、夢想することの出来ないほどの自由主義が行はれて居ることは、誰人も認めるところであらう。講堂で劇も演ぜさせられる、三味線も引かされ、俗謡も歌はせられるといふことは、以前であつたらば、とてもあり得ないことである、前の談合会にしても、學生に与へられる自由の絶対の意味を表明して居るものである。女子の入学も認めて男女共学も始めて実行した、學生聯合大会に於ける公開講演に女子の出演も始めて許可してやらして見た、凡そどの方面を考へても、自由的新例を遠慮なく開いては居るが、自由を拘束した行為は、殆んどない。自分が始めて文化学科を設けたのも、全く自由主義の立場から、理想的の専門教育を行つて見たいといふ希望に外ならなかつたのである。自分は文化学科から起つた今

度の騒動を見て、所謂自由主義教育の失敗と考へて居る、此の点の責任は負はざるを得ないが、専断主義の非難は、寧ろ反対であると感じて居るのである。自分は自由主義であると同時に、一面非常に厳肅主義である。自治的生活、秩序的 생활の訓練に欠けて居る今の日本に取つては、教育上、此の意味の規律厳守の慣習を造ることは最も必要であると信じて居る。此の点から自由を誤解して放縱と心得て居るものに対しては、可なり手厳しく戒飾を加へて居る。殊に放埒な生活を自由と心得て、今の悪風に感染して居ることを発見した文化学科の学生に対しては、他の嚴肅な学風に慣されてる諸科の学生までも、之に動かされ、東洋大学一流の学風を破壊されんことを恐れて、嚴重な警告を与へ、叱責を加へたことも少くない。自分が文化学科の学生から、此の科を継子扱にするといふ恨みを受け、特に自分を排斥する気分を起したのは主として此の爲めで、此の点から言つても、本當の自由主義の教育は、日本では出来ないといふことが証明されたのだと、自分には非常に遺憾な感じを禁じ得ないのである。なほ最近の一例としては、文化学科が中心となり、運動部の一部のものから要求して来た野球部新設を許さなかつたといふことも、彼等怨恨の一因である。自分は野球運動は非常に規律的なもので、唯野次の

気分で行ふべきものではないから、非常に訓練を要する者である。東洋大学には、まだグラウンドもないし、訓練の機会も、監督の方法も立つて居ないのであるから、野球部と称して諸方に出かけ、学校の体面を汚す様なことがあつてはならない、現にテニス部にすら、かゝる例があつたのであるから、未だ早いといふので許さなかつたのであるが、此の時既に学長排斥の声が出たといふことを聞いて居る。そうして文化学科以外の学生で、今度の騒動の中心となつた学生は、運動部のものが最も多いのである。洗つて見れば、こんなつまらないことが積つて、かゝる大騒動の一つの原因となり、一部教授等の煽動が之に乗じたのである。けれ共学生の頭は単純であるから、一時の情に激し易い、これは大に恕さなければならぬ。然し背面に有力な後ろ楯がなければ、とてどもこゝまでやるものではない。此の点から言ふと、自分は、所謂煽動教授や校友の責任の決して軽からぬことを思はずには居られない。しかも此等の教授が平然として再び講壇に立ち、倫理宗教を説く、其の態度については、世人は果して之を何と見るであらうか。自己の不平不満や怨恨野心の犠牲として学生を此の窮地に陥れた教授校友の寢覚は、果してこれでよいのであらうか。

最後に一言する。今度学長事務取扱となつた湯本武比

古君は、此の際最も公平な態度を取り、超然として事件の拾収に努むるのが当然の義務である。然るに何事ぞ、「本校紛擾の顛末」なるものを公にし、自分に對し、徹頭徹尾攻撃の態度を持し、事実の真相を十分知らない筈の同氏が、黒白を混交して、自分を陥れんと努力して居る。学生の一部の宣伝の如きは、よし虚構捏造のことがあつても、自分は敢て之を弁明しやうとは思はない、然し湯本君に對しては、其の態度の穩でないことを、一言注意して置く必要があると思ふ。元来自分は、事ここに至つた以上、最早黙然として退いて、敢て女々しき弁明はしたくないと心にきめて来たのである。今や多数の校友によつて推された自分は、校友の背景ありとの故を以て、教授の一部から痛撃を加へられて退けられたので、校友何ものぞと叫んで止まなかつた中島君をはじめ、其の他の教授諸君の胸は晴れたことであらうが、之と同時に、多年大学に對して圧迫を感じて来た京北中学の諸君は、始めて我が志を得たりとなし、自分の退職後の東洋大学は、一時は大学を潰せとまで言つて憚らなかつた京北中学側の附属の觀を呈して居るのである。しかもなほ飽き足らずして湯本君を始め、学生聯盟などいふ名稱の下に、続々自分に対する烈しい追撃を加へて居るのを知るに及んでは、自分の此の弁明書は、洵に已むを得ず

して發表せられたものであるといふことを広く寛恕せられんことを請ふ次第であります。

八、**恩怨一如**。是非善惡を判くものは人ではない、どちらがよいか悪いか、自分は今之を語らんとして居るのではない。唯自分で進んで来た経過の中に於ける感じは、こんな考であつたといふことを言ふので、自分がよいと思つても、其の実悪るかつたのかも知れない。之を判くものは人ではない、社会でもない、それは唯仏陀であると思つて居る。思つてこゝに至れば、自分の信ずるところを、強硬に立て通し、堪へ切れぬ数ヶ月の苦痛と戦つて、暴行と強圧の下に身を退いた自分は、能くも徹底的に強く進んで来たといふ、快心の感の伴ひ起るのを禁じ得ないのであります。所謂丈夫兒の面目を立て通し得たと共に、教育界に對する犠牲としての自分の立場は明になつたと思ふ。事ここまで来てはモウお互に遺憾はない筈である。此以上は恩怨一如、洒然として怨恨の情を棄て笑つて修羅一場の夢を語る時の来らんことを希ひ、なほ反對、順良両方の学生が此の事件の爲めに受けた、意外の結果に對しては、自分は衷心より之を悲むと同時に、深く之を謝するものであります。

大正十二年七月

前東洋大学長 境野 哲

東洋大学附属図書館所蔵

## 五二〇 東洋大学紛擾事件に関して校友諸君へ

(大正一二年七月)

校友諸君

先般来の母校の紛擾事件は洵に空前の大不祥事であります。その経過の報告は詳細に次号に載せませうが、六月二十九日前学長の解職となりし以来、財団理事たる湯本武比古君が臨時学長事務取扱として整理に勉めて居りますから、来る九月の第二学期からは新面目の下に活動するやうになりませう。

右の為に本誌の発行も遅延しました事は深く陳謝する次第であります。次号からは編輯を一新して大に光彩を放つやうに致したいものです。

又今回の事件に関し、校友会本部の名を以て種々の報告や宣伝が出てをりますが、此はホンの数氏の爲した事で、多数評議員の毫も与り知らぬ所であります。それで七月八日の校友総会で評議員は総辞職をなし、新に五十名の評議員が選出されましたから、本会も亦清新なる活動に入るでせう。

『東洋哲学』第三〇編第七号(大正一二年七月一〇日)

## 五二一 東洋大学学長選任に関する歎願書

〔大正一三年七月五日〕

歎願書

今回岡田学長ノ入閣ニ依リ本学ハ茲ニ新ニ学長ヲ迎フヘキ秋ニ当レリ 於是本学ヲシテ泰山ノ安キニ置キ尚将来ノ發展ヲ翹望スルニ其適者ヲ推戴スルノ要敢テ吾人ノ言ヲ俟タサル所也 然ルニ今時後任学長問題ニ関シ偶々面白カラサル風評ヲ耳ニスルハ吾学園ヲ愛スル者ノ等シク憂フル所 若シ果シテ風聞ノ実現ヲ見ンカ 学園ノ威信ハ失墜セラレ吾人ノ意志ハ蹂躪セララルコト之火ヲ見ルヨリ明カナリ 慧眼敏キ学校当局並ニ校友会ハ深く茲ニ意ヲ用キ吾人学生ノ意志ヲ尊重セラルトハ慶賀ノ至ナリ 於茲吾委員会ハ本学ノ現状ニ鑑ミ尚昨年来ノ紛擾ノ禍根ニ溯リ本学ノ将来ヲ想フ時最モ公平ニ最モ厳正ニ御当局ノ批判ニ基ツキ再不詳事ヲ誘引セシメサル様第三者ヨリノ人選ノ勞ヲ取ラレンコトヲ切望止マサル所也 乞フ幸ニ吾人ノ意ヲ諒セラレ真ニ学園ノ平和ト将来ノ發展トヲ期スル為メ最適任者ヲ選ハレンコトヲ 敬白

大正十三年七月五日 東洋大学同窓会委員会 叩

東洋大学学校当局御中

東洋大学附属図書館所蔵

五二二 東洋大学校友会常務員会決議に基づく

建議書 (大正一三年七月二二日)

東洋大学校友会常務員会決議ニ基ク建議

一、母校紛擾後滿一ケ年ヲ経過シタル現今ニ於テヤ、モスレバ學生ノ風紀輕躁ニ流レントスル風潮アリ學校當局ニ於テハ此際嚴重ニ校紀ヲ肅正シ母校ノ校風ヲ確立センコトヲ希望ス

二、図書館竣工以來ステニ数月ヲ経居ルヲ以テ可成本休暇中ニ図書館開始ヲ希望ス

三、聞クトコロニヨレバ幹事長辞任ノ噂アリコレガ後任ノ人選並ニ後任者詮考等ニ就テハ成ル可ク校友会役員ノ了解ヲ得タル上人選アンコトヲ希望ス

右三項敢テ進言致候間可然御回答相煩度候

七月十二日

東洋大学校友会

委員長 高島米峰 回

東洋大学長事務取扱

中島徳藏殿

東洋大学附属図書館所蔵

五二三 中島徳藏宛郷白巖書簡

(大正一三年九月一日)

拜復御無音いたしました、早速御返事可申上を延引いたし申訳もありません、実は丁度横山君が奥州の旅行からの帰りに寄るといつて来たものですから一つ先生の考も夫れとはなしに聞いて見ようかと思つたものですから余計に遅くなりました、不悪御諒恕を願ひます。御尋ねの事が大分込み入つた所などがあつて一度御目にかゝつた時の方が申上ぐるに便宜とも思ひますか而し今月は他出出来ませんし、来月も多分出京は下旬になると思ひますから一様申上げます、どうも確然としない所は又あとにします、いろ／＼と書類も調べて見ましたけれど引越しの時に竜蛇混雑一寸分りませんから、

(1)、稲垣、小林、古城、小見、高桑などいふ人は専任になつて貰ふつもりで少し割よくなつてをる筈です、就中古城、小林両教授の如くは他へ行くのを断つて貰つてをるのですから。古城さんは立教で、小林さんは拓殖でした、何れも専任にして届けるといふので夫れでは当方から出願する時に困りますし先方断つて貰いました、富士川さんは夜学の方で特別に骨を折つて貰いますし、小見

さんはあの通り毎日来て作文の方をやつて貰ふといふのでこそは本當の専任です、小林、小見両氏とも作文手當が大分行つてをる筈です、俸給は別に特別になつてゐなかつたかとも思ひます、手許に控ひかありませんのでハツキリしません。

其他の教授は半専任の様な關係です、高桑さんの方は何ゆゑか前学長の考ですから分りません。以上の理由で専任者の義務としては外の学校からたとへ強ひられても外の専任にはならぬ丈位の義務(?)はある訳ですね、

(2)、事務日誌は初めは境野氏が記してをります、夫れは数年続いてをります、而しやめる時に持つて行つたのでせう、ないとすれば。事務所では事務日誌を事務長かつてをりますからある筈です、内丸君の時から是在る筈です、御調べ下さい。

(3)、私か中村会計に引継いだ丈の帳簿は全部ある筈です、中村からは大森会計が引継いだ筈ですから夫れは全部ありませう、御調べ下さい。

(4)、金庫の鍵の新しいのは多分もと私の椅子の側にあつた小さい金庫の鍵でせうかと思ひます、而し見ないと分りません、

(5)、横山君はもう十年から居りますし、どうも今やめさせられては気の毒です、夫れにまさかに慣れてをります

ゆゑ事務所の方で使つても役には立つ筈です、手紙は殊に達者に書きますし字も上手、新刊の批評紹介杯もなか／＼見掛けによらずうまいものです。

同君の学歴は「東京中学校」の卒業文ですがある方面のものななか／＼読んでもをります。洋本の取扱には困りませうか其他はどうか間にあふでせう、夫れにどうせ一人では間に合はず誰か主任か、何か半日か隔日位に出勤する人が出来るでせうから其の人とやつたら当分は間にあひませう、何といつても学校の事情に通じた人はあの一人一文でせう、今あの人を出してはあとか嘸御困りになると思ひます、同君の困るのは勿論ですか、事務所の方でも相當に困りますよ。誰か一人上にあるてあの人を指揮すると至極結構だと思ひます、此の項の事は来月にも拜眉の上又申上げます、

尚横山君ももう二三年もしたら当然退職するでせうと思ひます、一生あの中にあるようにとも思つても居らぬ様子です。尚横山君の事は割に小見さんかよく知つてをります、批評文や紹介したもの杯は東哲に載つてをります、

今度の御たづねはこんな所ですか尚分る事は今度はすぐに御返事します、どうぞ御遠慮なしに御たづね下さいまし、私も十月下旬には多分上京する事にならうと思ひます、今度は屹度御訪ねして御詫も申上又い／＼其後の

珍らしい御話も伺ひたいと存じます、今から楽しんでをります。

御興様へもよろしく御伝へを願ひます、尚家内よりもよろしく申出ました、幸ひに御蔭で子供も無事です、

川上松子からもよろしく申出ました、同人の弟が此の四月から「東京薬専」に入学しました、今度私でも行つた時に連れて伺ひます、

返す／＼も岡田さんの御やめになつたのは惜しい事でした、嗚何かと御骨か折れる事と毎日妻とも御噂をして御察してをります、而しどうぞくれ／＼も御自愛を切に祈ります、あまりに御無理をなさらぬ様に。寒くなつてから御困りになると大変ですから、余計な心配かも知れませんがどうぞ御大事に。

尚島地、藤村、広井、古城の諸先生へもよろしく願ひます、得能先生は昨今御壮健におなりですか、前田先生は別に御障りもない事と存じます、

九月十一日夕

郷白巖

拜上

中島先生

侍史

尚々

御返事の遅延したことを御詫申上升

東洋大学附属図書館所蔵

### 五二四 全国校友会員に告ぐ（大正一三年一〇月）

全国校友会員に告ぐ

予告の通り、十月六日臨時全国校友総会開会、左の決議案を可決した。

- 一、中島徳藏事務取扱以下現学校当局不信認案
- 二、後任学長に村上專精先生を推薦する案
- 三、偽校友会を否認する案（高島一派の団体）
- 四、現当局の下に計画する事業に対しては募財を拒絶する案

右は満場一致可決するや、直ちに三十八名の実行委員と大会議長の田辺氏とが登校して之を常光幹事に告げ、中島事務取扱は食言して会見を回避したるを以て、翌七日其自邸に訪ひ改めて決議文を交手し即時処決を迫り、今や在学生も当局も教授も周章狼狽殆んど失心の状にあり、さしも一年有半の紛擾も此処数日間に根本的解決を告ぐべしと信ず、詳細は追ての報告に譲る。

大正十三年十月

東洋大学校友会本部

東京芝区高輪南町三〇

『東洋哲学』第三一編第一〇号

(大正一三年一〇月二日)

## 五二五 中島徳蔵殴打事件に対する東洋大学

校友会本部声明書〔大正一三年一月〕

## 声 明 書

本月二日和田山哲学堂哲学祭法会式場に於て中島徳蔵学長事務取扱が第三者たる反動団体員のため殴打された不祥事件は、之を紛争の關係より見て、反対派に属する本会側の仕事であらうとは、学校側の腦裏に往来する推測らしいが、しかし、推測と事實は必ずしも一致するものではない。

曾て「動機善なれば殺逆も尚可なり」と云つて哲学館事件を生み、この思想の流れが昨夏学生を煽動して境野前学長殴打事件を生み、最近「公憤は正義なり」と叫んで学生の殴打行為を肯定した中島徳蔵氏が、創立者井上先生五週年忌法会式場にて殴打されたのであるから、見ようによりては中島氏は自己の主義思想を自ら忠実に体験したとも云へる、同氏の思想は東洋大学を頗る危機に導いたものであるが、今回の不祥なる体験により、それが我が教育界、思想界に如何なる影響と教訓とを与へんと

するかは、之を今後に徴する外はない。

本会は昨夏紛擾以来、岡田氏や中島氏等の思想と行動とを目して、師弟道の破壊、革命思想の挑発として、之を糺弾し來れる主張より云ふも、動機論も結果論も共に善の正義を以て一貫するの外、未だ曾て微塵だも講じたこととはない、本会の誇りとする生命と特徴は此処に存する、何にを苦んで暴に報ゆるに暴を以てするの愚と狂とを学ばんや。

本会は中島氏の遭難に対し人道礼として厚く同情を表するに躊躇しない、既に代表者を派して見舞品を送つた、それと同時に殴打事件に何等關係なきこと、その思想と行動とを絶対に排斥することを茲に最も厳肅に声明する。

大正十三年十一月

東洋大学校友会本部

『東洋哲学』第三一編第一二号

(大正一三年一二月一〇日)

## 五二六 東洋大学校友会本部校友總會開會廣告

〔大正一三年一二月〕

全国校友会諸君に告ぐ

中島徳蔵氏殴打事件により促進された根本的平和克復も

漸くその緒につきました一方全校学生は我総会決議と同様村上先生を学長に迎へんとして之を決議すると共に関係者に向て賛成を求めつゝ運動中であります旁々本会選出の安藤、田辺、富田、祥雲の四維持員の努力と相俟つて近日中後任学長も決定すると信じます随て平和克復の春は年内に迎へられるでありませう依て本年度の定期総会は少々遅れましても平和克復の報告が能きる時と思ひ左の通り開会いたします何卒奮つて御出席願ひます。

一、日時 大正十三年十二月二十六日午後二時  
二、会場 東洋大学講堂  
大正十三年十二月

東洋大学校友会本部  
東京芝区高輪南町三〇

『東洋哲学』第三編第一二号

（大正一三年二月一〇日）

### 五二七 東洋大学校友会本部校友總會延期廣告

〔大正一三年一月二二三日〕

#### 校友總會延期廣告

此の二十六日校友總會開会可致答の処、左の如く平和解決進行中に付寧ろ万事解決後に譲るを穩当と存じそれぞれ

れ延期通牒を發送致置候も尚通牒洩れなどを考慮し茲に全国校友諸君に右延期の件廣告仕候間此段御諒解願上候。

十一月より十二月にかけ主として本会選出の維持員四名（安藤、田辺、富田、祥雲の四氏）が財団理事湯本氏及京北側維持員中の母校出身者又は中島事務取扱と会見し、殊に十二月十一日開会の維持員会に於て、石川義昌氏、齋藤孝一郎氏の斡旋も加り、平和解決の順序として先づ校友同志の和解融合より出発して後任学長問題及寄附行為改正問題を片付け、此際真に平和克復を期して起たんと云ふことに相成、その影響として十一日の維持員会は一旦十九日まで延期、それが更に無期延期と云ふ便宜を得、その間、高島米峰氏齋藤孝一郎氏その他と懇談を重ね、その結果、愈々此の二十日母校に於て双方正式に代表者三名づゝを出だし（先方は高島、神崎、飯田の三氏、当方は田中氏、田辺氏、三大寺氏、の三名出席）平和の方法を協定する段取までに進み候、その上双方より平和委員一名づゝを選び万事を一任することに努力すべきを約し、多分年内中には平和解決の根本協定が成り、明春早々後任学長問題も寄附行為改正問題も円満に片付き、斯くして新年のお祝を兼ね校友總會を開き相俱に平和克復の祝

杯を酌換はしたく念願して止まざる次第に候。

以上事情を考慮し總會を延期致候、右御了察の上何卒此機会に於て学校当局、財団維持員、及校友相互の幹部に向ひ平和を克復の爲あらゆる注告と声援とを賜度茲に謹みて全国校友諸君の切なる愛校心にお訴へ申候。

大正十三年十二月二十三日

東洋大学校友会本部

『東洋哲学』第三二編第一号（大正一四年一月一〇日）

## 五二八 平和克復に望みて——東洋大学校友会本部

声明文（大正一四年一月一日）

平和克復に望みて声明

昨夏以来随分醜い紛擾が今日まで継続された。その間学長殴打事件もあれば事務取扱の殴打事件もあつた。それに関聯した刑事事件も前後二回あつて後の分は今尚予審中ださうである。一日も早く騒動学校の汚名を雪がねばならぬ。而して本来の使命と東洋主義者の期待とに添ふべく努力せねばならぬ。出身者と学校関係者とが此の点に目醒めたならば、何時でも紛争は止み信用は恢復する。校友同志の和解でも、教授間の融合でも、学生間の渾一でも、此の根本精神に目醒めたならば、何にも六ヶ敷こ

とではない。寄附行為の改正も後任学長の決定も、此の根本に目醒めない限り、有意義のものとはならぬ。枝葉の問題はどのやうに整備されようが根本に禍根を蔵したらば、累卵の上の安逸に過ぎない。大紛乱中の東洋大学を目して校友も教授も学生も皆平和に治つて居る今更平和解決でもあるまいなど嘯くとせば、それは現実を否定した詭弁であり天下の具眼者を馬鹿者扱にした暴言である。三省を望まざるを得ない。

本会は他に望みもなければ野心もない、東洋大学本来の使命と東洋主義者の期待に添ふべく母校の総てを改善するの外、何物をも有しない、此の方針で校友双互の和解を図り、後任学長をきめ、寄附行為を改正せんとするものである。少くとも本会幹部には校友同志の和解後に至るも尚且本会の役員たらんとする野心も、平和後の学校に入り職員たらんとする欲望もない。たゞ本会の目的通り母校の後援と校友間の親睦を計りたいと云ふだけである。これまで争つたのも、今日平和運動に努力するのるところのないのを誇りとする。

故に若し母校本来の使命と東洋主義者の期待に反する場合は、何時でも敢然として起ち、何人にも譲歩せざることを茲に声明し置く。

大正十四年元旦

東洋大学校友会本部

『東洋哲学』第三二編第一号（大正一四年一月一〇日）

## 五二九 東洋大学両校友会間の平和克復

（大正一四年六月）

平和克復

満二年強の今日やつと平和克復を見た東洋大学は、ともかく教育界の為に慶すべきであらう。その間、学長殴打事件、学長事務取扱殴打事件もあり、学長の更迭二回、学長事務取扱二回、校友を殴打したり、学生間のなぐりあひもあつて、ありとあらゆる紛争を体験した所謂騒動大学の異名を取つたものであつたが、昨冬十二月二十六日対立関係にあつた両校友会は、一方田中善立、田辺善知、三大寺本紹の三君が代表となり、一方高島米峰、神崎一作、飯田堯一の三君が代表となつて、

双方校友会より二名宛の平和委員を選任し、平和協定を一任することとなり、而して平和委員の協定に対しては双方共絶対服従する事。

と協定した。且つその際高島君は「絶対服従」とは「絶対盲従」と解して可いかとまで念を押ししたので、田

辺君は「盲従」ではなく「明従」と解すべきであらうと云ひしに、高島は「盲従」と解さねばならぬと主張して止まなかつた。依て「服従」とは「盲従」と解すことに決定した。此原則に依り双方平和委員式名宛を選出することとなり、本部側より

湯沢竜岳君、小牧喬定君

校友会側より、

都河竜君、三島定之助君

を選出したのであつた。而して本年一月より三月十一日までの間に前後数回の会商にて両校友会の和解案は出来たが、学長問題で行詰り、双方校友会の交渉にて平和委員全部を変更し、学長問題までも協定せしむることとなり、本部側より

今成日誓君、金坂乘順君

校友会側より、

神崎一作君、飯田堯一君

を選出したのであつた。而して第二回平和委員は四月六日より五月二十三日までに前後八回の会商を遂げ、左の協定書二通を交換し茲に始めて平和の成立を告げた。

平和協定書

東洋大学校友会ハ平和克復ノ為メ双方ヨリ二名宛ノ委員ヲ選出シ左ノ事項ヲ協定シテ茲ニ平和ハ成立シ各自

署捺印ス

本協定ノ中心ハ学長問題ニ在ルヲ以テ平和克復ヲ図ラントスルニ就キ其解決案トシテ先ヅ寄附行為ノ改正ヲ必要トシ之レト同時ニ後任学長及理事ヲ左ノ通り協定ス

(イ) 学長ハ故井上先生ノ本校創立ノ精神ト其伝統トヲ重ンジ学校ニ深縁ヲ有スル者ヲ以テ条件トシ最適任者ト信ジテ第一ニ村上專精博士、第二ニ井上哲次郎博士ノ二氏ヲ名誉的ニ推薦シタリ

(ロ) 寄附行為改正ニ依ツテ新ニ増員セラルベキ理事二名ハ学校ノ現状ヲ顧慮シ中島徳蔵、富田敦純二氏ヲ推荐シタリ

(ハ) 学校当局ノ組織ハ其責任者ニ一任シテ両校友会ハ之レニ干渉セザルモノトス

大正十四年五月二十二日

平和委員

東洋大学校友会本部側代表

金坂乘順 印

今成日誓 印

東洋大学校友会側代表

神崎一作 印

飯田堯一 印

本協定書ハ平和保全ノ為メニ通ヲ製シ各一通ヲ所持スルモノナリ

協定書(第二)

東洋大学校友会平和委員会ハ後任学長ノ協定ト及ビ寄附行為改正ノ必要トソノ改正ニヨリ新ニ選定セラルベキ増員理事ヲ協定スルト共ニ紛争中対立關係ニアリシ両校友会ヲ合併シ平和ヲ旧状ニ復シ之レヲ確保センガ為メ左ニ協定ス

一、全国校友總會ハ平和協定成立ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ開会シ役員ノ総改選ヲ行フモノトス

一、右ノ總會ハ双方委員長連名ヲ以テ之ヲ召集ス

但シ委員長事故アルトキハ副委員長ノ名ヲ用フルモ妨ゲズ

一、總會召集状ハ平和委員之レヲ作製シ第一項ノ手續ヲ為サシムルコト

但シ召集状文案ハ別紙ノ如シ

一、會則ノ改正及新役員ノ銓衡其他總會ニ関スル件ハ平和委員ノ外ニ双方一名宛ヲ選出シ之ヲ準備委員トシテソノ協定ニ一任スルコト

一、双方従来ノ負債又ハ剰余金有リトスルモ一切合同後ノ校友会ニハ引継セザルコト

但シ双方残務整理ノ必要アル場合ハ各自整理委員ヲ

置クモ妨ナシ

一、昇格ハ校友会ノ事業タルヲ自覚シ平和克復後時機ヲ見テ促進運動ヲ起サバルベカラズ

但シ平和後昇格部専任委員決定後次第旧役員ヨリ同部全部ノ引継ヲ為スコト

一、田中治六氏ノ訴訟ハ直ニ取下ヲ勧告スルコト

一、東洋哲学ト観想トハ機関雜誌統一ノ上ヨリ見テ速ニソノ合併ヲ当事者ニ勧告スルコト

一、恩賜金保管ノ件ハ新学長就任後当事者間ニ於テ平和ニ協定セラレンコトヲ希望ス

大正十四年五月二十二日

平和委員

東洋大学校友会本部側代表

金坂乘順 印

今成日誓 印

東洋大学校友会側代表

飯田堯一 印

神崎一作 印

右協定書中「学長ヲ名譽的ニ推薦シタリ」とは村上井上両博士は紛争に關係なきを意味する為に「名譽的」の文字を用ひたので、有給に対する名譽の謂ひにあらず、又実務を執らざる名譽学長の謂ひにもあらずとのことな

り。

協定書二通の外に平和委員が財団の維持委員会に出席して平和協定書を説明する為に協定された積明書一通あり左の如し

維持委員会に於ける積明書

東洋大学の紛争は学長問題を中心として幾多の波瀾を重ねて来たものであります。之れは母校の不祥事であり、学生其他の思想に影響するところも甚大であります。

之れが解決をなし、平和の克復を見るには学長問題を決定することが最も急務であります。しかも、既往の事歴に徴して寄附行為の改正を必要と認めるのであります。

而して学長の選定と制度の改革とは、同時に取扱ふことが此際に於ける平和を招来する根本的最善の方法と信じ茲にその成立を見た次第であります。徒に其の前後を争ひ時日を遷延するが如きは、決して平和を希望する者のなすべきことではないと思ひます。

学長選定と同時に寄附行為の改正に依つて新に選定せらるべき理事も同時に協定することが適当と存じます。

自分等平和委員は慎重に考慮をめぐらした結果、学長

に村上專精、井上哲次郎両氏、理事に中島徳蔵、富田數純両氏を選定したのであります。

一人の学長に二人の候補者を充てましたのは、一見異様の感もありませうが、之れには非常の考慮を重ねた次第であります。両氏は此際に於ける学長として最適任者であります。そのいづれに決定するにも満場一致の御賛成を要する次第であります。此場合甲乙是非を論ずるが如きは両氏に対して甚だ冒瀆の恐れがあります。

しかしながら、平和克復の順序として先づ満場一致を以て村上博士の御承諾を得ることとし、若し村上博士に於て、受諾御拒否の場合は、又同じく満場一致を以て井上博士の御受諾を願ふことに致したいと思ひます。

猶、平和委員は両校友会の復旧帰一を實行することとし、其他平和に附帯する諸案件をも洩れなく附議決定してありますから、従來の行懸りを捨て虚心坦懐その宜しきを得るやうに御審議を願ひます。

之を要するに誠心誠意高所より瞰下し来れば大道坦々砥の如きものあるを信じます。

大正十四年五月二十二日

平和委員

而して平和委員会はその平和成立と同時に一方には財団理事宛左の通り維持員会の開会を請求して学長問題と寄附行為の改正を迫り、一方には双方の校友会に請求して校友總會の開会を迫つた。

請求書

今回愈々平和協定成立仕候に付ては諸問題の報告を兼ね維持員各位の御賢慮煩度旁々至急維持員会開会相成様御取計被成下度此段請求候也

大正十四年五月二十二日

東洋大学平和委員

神崎一作印

今成日誓印

飯田堯一印

金坂乘順印

財団理事 湯本武比古殿

この請求書は平和委員代表として今成日誓君より理事宛書留配達証明で送り、五月二十六日午前八時今成君は湯本理事をその自宅に訪ひ平和成立の報告を為し且つ維持員会開会の請求をした。

一方両校友会に向ては五月二十三日午後六時頃、神崎君に同道して今成、金坂の両君は高島米峰君宅を訪ひ、

平和成立の報告及校友總會召集の請求に行つたのであつたが、生憎高島君関西旅行不在なりしを以て、神崎君は副委員長たる齋藤孝一郎君に平和成立を報告すると共に本部側と交渉して五月三十一日を以て校友總會召集せられ度旨を告げて請求し、今成君は田辺本部副委員長を訪ひ平和成立の報告及校友總會召集を先方の副委員長齋藤君と交渉して大至急決行するやうにと請求された。茲に於て、田辺君は同日午後九時齋藤君に電話をかけ会見を交渉した。その結果、翌二十四日齋藤君と田辺君とが会見して、六月七日に全国校友總會を召集することゝなり、両校友会は副委員長連名にてそれ〴〵発送したのであつた。

平和委員の手にて平和成立すると共にその実現に向つて一方は財団の維持員会に対し、一方には両校友会に対し、所謂大道坦々で進行したのである。三ヶ年に亙る紛争も愈々平和の成立は直ちにその実現を眼前に現はれるのみとなつた。真に感謝と慶祝の外はなかつた。

ところが俄然魔障は紛然として高島君の側から起つて来た。その経緯は別項に述ぶることゝして、兎も角、六月七日午後一時母校に於て、全国校友總會を開会した。そして左の順序で至極静謐裡にそれ〴〵決議し、茲に新なる平和後の校友会は産声をあげた。

### 総 会

- 一、開会宣言 田辺善知君
- 二、座長選挙 田辺君当選
- 三、議事

- (イ) 平和成立経過報告
- (ロ) 總會承認案
- (ハ) 平和協定書二通承認案
- (ニ) 学長及寄附行為改正決議案
- (ホ) 維持員改選に就て決議案
- (ヘ) 校友会々則改正案
- (ト) 評議員改選

その内、平和成立経過報告は今成委員及田辺君より詳細の報告あり、その他の議案は種々質問及希望等ありたるも総て満場一致を以て之を決議し又評議員の改選は小牧君原田君及座長の銓衡通り満場一致之を選挙した。

時に午後三時なりき。それより懇談会に移り平和の実現を期して散会せるは同四時なり。

#### (1) 總會承認決議案

五月二十二日附全国校友總會召集状ニ対シ高島米峰、齋藤孝一郎両君ノ發送シタル六月四日附ノ葉書ハ事実ヲ詐リ平和ヲ攪乱スルモノナルコト別紙願末書類ニ依リ一点ノ疑フトコロナシ依ツテ校友總會ハ茲ニ總會ノ

合法的ナルヲ承認スルト同時ニ顛末書類ヲ公表シテ高島斎藤両君ノ態度ニ対シソノ反省ヲ促スト共ニソノ行動ヲ糾弾ス

右決議ス

大正十四年六月七日

東洋大学全国校友總會

(2) 平和協定書承認決議案

大正十四年五月二十二日附平和協定書一通ハ之ヲ承認シ其ノ実現ヲ期ス

右決議ス

大正十四年六月七日

東洋大学全国校友總會

(3) 学長問題寄附行為改正問題ニ就テ決議案

平和協定書中 学長問題寄附行為改正問題ハ維持員改選已前ニ於テ現任維持員ノ手ニテ速ニソノ実現ヲ図ルベキモノナルコトヲ決議ス、此ノ決議ハ總會ノ名ニ於テ東洋大学財団理事ニ通告スルモノトス

大正十四年六月七日

東洋大学全国校友總會

(4) 維持員改選ニ就テ決議案

大正十四年六月ハ維持員ノ改選期ナリ而シテ校友会評議員ヲ選挙母体トスル維持員改選ハ当然本日開會ノ校友会總會ニ於テ選挙セラレタル新評議員ヲ母体トスルヲ要ス、依ツテ旧校友会対立關係ニアリシ孰レノ一方ニモ維持員選挙ノ資格ナキコトヲ鮮明スルト同時ニ維持

員改選ノ時ハ新評議員ヲ以テ選挙母体ト為スコトヲ茲ニ之ヲ決議ス右決議ハ校友会總會ノ名ニ於テ東洋大学理事者ニ速ニ通告シ置クモノトス

大正十四年六月七日

東洋大学全国校友總會

(5) 校友会々則改正案

平和協定書ニ基キ紛争已前ノ會則中左記會則ヲ改正ス一、第四条中「常務委員七名」トアルヲ「常務委員八名」ト改正ス

但シ其他改正ヲ要スルモノアラバ新評議員等ノ役員ノ手ニ於テスル事

員ノ手ニ於テスル事

右決議ス

大正十四年六月七日

校友会

(6) 校友会總會評議員当選者左の如し

今井 鉄城。木村 豊春。遠賀 亮中。金坂 乘順。  
依田 孟。佐々木教純。成原 要義。箕谷庄太郎。  
狩野山義一。桑原 重矩。山田 一英。田中 善立。  
小牧 喬定。安藤 正純。祥雲 晚成。里見 義隆。  
三輪 政一。木村 日保。田辺 善知。金子 日聡。  
富田 敷純。本多 広善。原田 顛振。橋本 元治。  
石川 義昌。原田 豊。神崎 一作。三大寺本紹。  
常光 浩然。藤井佐太郎。湯沢 竜岳。今成 日誓。  
森川 泰洲。佐伯 俊二。内山 寛吾。葦名慶一郎。

藤原 徹恵。長田 晁玄。貫 民之介。小笠原義雄。  
佐竹 大雄。加藤 義明。都河 竜。今成 顕法。  
来馬 道憲。寺井 大雲。布施 虎寛。長谷川義一。  
梅原喜太郎。鼎 義暁。以上五十名

尚総会出席者中地方より上京者としては満洲旅順の釈政三君、石川県より田中良通君、富山県より河合大示君、静岡県より大原光顕君、栃木県より阿由葉安兵衛君等ありて、熱心に平和成立を祝されたのには在京校友の深く感謝するところである。

これで、両校友会の対立関係は撤廃され、新に生れ出た平和後の校友会は出来上つた。此等の人々によつて、学長問題も解決する。平和委員の仕事の結末として校友の合併は済んだ。だが財団方面のことは理事湯本氏がまだ維持員会を召集しないで、学長の決定も寄附行為の改選も実現も見られないが近日中に円満に運ぶことゝ信ずる。また必ず新校友会の努力にて速にその実現を見ねばならない。学校当局でも財団関係者でも平和委員の協定には一人の異論もないはずだと信ずる。

## 協定成立後の経緯

双方の平和委員は平和成立と同時に協定された条項の履行に向つて誠心誠意努力を払つたことは前の報告で何人も看取されるであらう。飯田君と云ひ、神崎君と云ひ、

今成君と云ひ、金坂君と云ひ、いづれも寝食を忘れての大努力であつた。この点は双方校友会のものであつたならば、公正な見地に立つて感謝の意を表さねばならない。

然に高島米峰君が関西の旅行より帰つてから、神崎委員の要求で開会を命じた斎藤君の二十七日の評議員会も変更されて終ひ、又田辺斎藤両君の合議で召集した全国校友総会に対しても、制付【筆付】を加へ来り、その結果斎藤君は殆んど公人として世に見えがたいほどのことを心ならずもするやうになつた。遺憾千万なことである。どうです、斎藤君は六月一日に田辺君宛左の虚偽な書面を而も書留で送つて来た。驚くではないか。

拝啓

五月二十二日付小生校友会副委員長として貴下と連名にて六月七日全国校友会開催通知の件は拙者の承認したるものに無之、未だ平和委員の正式報告も聴取せざる次第故一応御取消相成度評議員会の議決を経て高島委員長より正式交渉可致為念申入候也

追て貴下名義にて既発の通知書取消方至急御発送相成度万一来る三日迄其手配無之時は拙者より取消の意思を表示可致候

六月一日

田辺善知殿

斎藤孝一郎

匆々

而も此書面は一方田辺君宛郵送すると同時にその写しを高島君宛郵送し、同日開会の旧校友会評議員会へ報告させたさうである。ところで田辺君は齋藤君の不信行動に対し直ちに左の書面を書留で送り、一方齋藤君の反省を促すと同時に、その写しを高島君に送つて、事実の真相に対し誤解のないやうに注意了した。

拝啓

本月一日附を以て御申越の件即ち六月七日全国校友總會開会の事は去月二十三日平和委員の報告と請求とに基き双方校友会の責任者として会商の結果なること左の事実に徴し頗る明瞭に候

同日今成委員の報告には昨二十二日平和協定成立を告げ、本日神崎、金坂、今成の三委員は神崎氏の頼みにて三氏同道高島氏を訪ひ、平和成立に伴ひ大至急校友總會召集の手続を為さしめんとしたるに、同氏は関西旅行不在なりしを以て、一方神崎氏は齋藤副委員長に代らしめ、一方今成氏は田辺副委員長に報告と共に總會召集の手続を取らしむることとなりたれば、大至急齋藤氏と交渉し、平和協定書に基き全国校友總會召集の手続を為されたしとのことに候ひしを以て、同日午後九時頃電話を以て貴下と会見の交渉を為したるに貴下は「明二十四日午後六時自宅に於て会見せん」と云

ひたるにより、拙者は翌日約束通り貴下を訪ひたるに貴下は町会議員選挙演説会の帰途他に立寄り、八時より九時迄帰宅不可能なれば、田辺氏が見えたならば待つて居て貰へとの妻君の口上なりしに付、拙者は一旦出直すこととして同夜九時再び貴宅を訪ひ而して妻君の言により貴宅附近の某亭に貴下を訪ひ会見、その時拙者は「平和成立に付平和委員の報告と請求とに依り協定書に基き校友總會召集の件を交渉に来たのであるが貴下の意見はどうかと問ひたるに、貴下云く委細は神崎委員より報告を聞き万事承知し居れり、就ては委員長の高島君が旅行不在中に付僕等の方は僕の名で校友總會召集状発送を断行する、既に僕等の方では僕が此の二十七日に評議員会を召集して居る、今回は僕でなければ平和実現は不可能である、然し茲に一つの願ひがある、神崎君は此の三十一日の日曜に校友總會開会の運びにして呉れといふが、何分僕は町会議員の候補に立ち運動に忙殺されて居る現状でもあり、到底三十一日では出席不可能となり旁々次の日曜迄一週間總會開会日を延期して貰ひたい、これさえ容れて貰へば大々的に働くからと云ふことであつたので、拙者は「しかし協定書には平和成立の日より二週間内」とあるがどうかかと質したるに、貴下は「双方の責任者た

る二人が合意の上で延期するのは法律上から云つても協定の精神に反しない、是非僕の願ひだから容れて貰ひたいと云ふのであつたので、拙者は之を快諾したり、而して拙者は「召集状文案は平和委員会に於て作製されて居るが、署名のことだが、君等の方は君がするから好いとして僕等の方は田中委員長も承諾して居るから田中君にして置けかなと質したるに、貴下は「一方が副委員長で一方が委員長では均衡が執れない、是非君にして貰ひたいと云ふのであつたので、拙者も同意したり、拙者は「印刷及発送方はどうするかと質したるに、貴下は「それは君に一任する遣つて呉れ給へ、何分選挙で寸暇がないからと云ふのであつたから、拙者は同情を以て之を引受けて会見を了つた。

依つて拙者は責任を重んじ、二十五日二十六日の両日間大努力を払ひ、全国校友に向ひ總會召集状発送の運びをつけ二十七日午前十時電話を以て発送準備の成れるを通告し直に発送することを念告せり。但し此時の電話によれば貴下は裁判所行きと聞きしを以て、妻君を電話口に出て貰ひ貴下が帰宅次第其旨伝言を託せり。

かくして總會召集状は発送したる次第なり、然らば校友總會召集状の発送は平和委員の報告及請求に基き両

校友会を代表し貴下と拙者とが会商の上にて責任を以て決行したることなり、今更貴下より「拙者の承諾したるものに無之」など御申越を受る謂はれなく況や取消方の交渉に應ずる義務無之と存候。

以上事実を列挙し貴下の再考を煩度候 匆々

大正十四年六月一日

東洋大学校友会本部

副委員長 田辺善知

東洋大学校友会

副委員長 齋藤孝一郎殿

然るに六月二日神崎君から電話で飯田君同道午後二時田辺君をその自宅に訪ひ、評議員会の希望なりとして本月七日開会の校友總會延期の交渉があつた。田辺君はそれに対し、齋藤君の書面を指摘して、その不信を鳴らし、且つ齋藤君にして總會取消請求の書面を謝罪の意味に於て撤回したならば、延期の交渉に対して考慮しようとか答へられたので、神崎飯田の両君は之を諒とし、直ちに齋藤君を訪ふた。同君は近頃の温泉場へ静養に出掛けて不在であつたので、急電を發し呼戻し、翌三日両君は齋藤君の帰京を待つて田辺君の要求を告げ撤回の意志あるを認めたので、同日午後四時飯田君は田辺君を訪ひ報

告交渉したところ、田辺君は真に齋藤君にして済まなかつたと云ふにあるならば、文書又は拙宅に來り撤回の意思を表示するが可い、同君のやうな非人格的な不信の行動を執つたに對しては、曖昧に附し去る訳けには行かないと云はれたので、飯田君は即時齋藤君を尋ね、神崎君と共に交渉して、到頭神田駿河台下カフェーブラジルに於て田辺齋藤兩君の会見となり、同夜八時半より十二時迄の会見に於て齋藤君の撤回の意思表示を前提として交渉を重ねた。その顛末は六月四日田辺君より高島君へ送りたる書類に詳しいから左に掲げる。

校友總會延期交渉に就て

本月二日午後二時神崎飯田の平和委員拙宅に見え、本月七日開会の校友總會延期の交渉ありしにより、拙者は齋藤副委員長の拙者宛の彼の總會取消の請求書を、謝罪の意味に於て撤回したならば、それに依つて延期の交渉に對し考慮せんと答へたるに、両氏は其意を諒とし即時齋藤氏を訪ひたり。越て三日午後四時飯田氏再び拙宅を訪ひ來り、齋藤氏に撤回の意思あるを告げたるに付、拙者は文書又は会見の上、齋藤氏の意思を認めたる上に、延期通知状の發送方を決すべしと答へたり。依つて飯田氏は直に齋藤氏を訪ひたり、午後七時飯田神崎二氏の電話あり、その交渉にて神田駿河台下カフェーブラジルに於

て会見、貴方は齋藤副委員長、神崎飯田兩平和委員、当方は拙者と今成平和委員外一名出席、先づ齋藤氏の取消状撤回の意思表示あり、隨て總會召集状の合法的なるを肯定することとなり、次に總會延期交渉に移り段々折衝を重ね一旦十四日と決し、直に貴下にその旨を通話せるに、貴下は無期限のまゝ延期せんことを主張して譲らざりし由にて、更に折衝の結果齋藤氏の發議にて來る二十一日開会として延期通知することに決定したり。然るに又候通話の結果貴下の反對に依り最後の決定を見ずして散会せり、拙者も貴下の希望に依り通話したるも不幸同意するを得ず、而して一夜考慮の結果を本日午前十時約束通り左に御答へするものなり。

來る七日の校友總會は昨日神田カフェーブラジルに於ける会見に於て、齋藤氏の本月一日附取消請求書撤回の意思表示に依り、愈々合法的召集と決定したり。而して貴方より交渉の總會延期に對しては好意を以て之れに應じ來る二十一日午後一時母校講堂に於て開会するを条件として之れを承諾するものなり、又右範圍の延期通知には兩校友会正副委員長連名の事たることを附言す

大正十四年六月四日

東洋大学校友会本部

東洋大学校友会

委員長 高島米峰殿

副委員長 田辺善知

この書面に対する高島の返事は左に二通ある。

拜復 貴君より発せられたる校友總會招集の延期之日を二十一日までとするの件御申越に候処右は小生一存にて可否申上げかね候いづれ常務委員会又は評議員会開催の上返事可仕候 匆匆

六月四日正午

田辺様

米峰生

拜啓 貴君御主張の校友總會有期延期説は本会常務委員会の承認を得ること能はざりしを遺憾と致候右御通知申上候

大正十四年六月四日

草々

東洋大学校友会

委員長 高島米峰

田辺善知様

最初校友会側の頼みで一週間の日延をした校友總會に對し更にその上の延期交渉を申込んだことが、既に平和協定書を忠実に即行せんとする誠意のないあらはれではなからうか、まして延期に応じ更に二週間の長期延期を容れてやつても無期延期でなければ延期をして貰ふ訳けには行かないと云ふに至つては、最早その心事を疑はないでは居られない。校友總會の無期延期は何にを意味するであらうか。

言ふまでもない平和協定書を空文に終らせようとするものでなくて何んとする。若しも高島君の云ふ如く總會を無期延期としたならば、平和委員を設けて半歳の長きに互り折衝に折衝を重ねて成立させた平和協定は全く無意味となつて終ひ何時までもにらみ合の状態で母校を不安の淵に沈めるものとなる。教授でも在學生でも、少し志しのあるものは、現に、「東洋大学の生命も此所二三年で四五年たつたなら廢校の外はあるまい」と云つて居るではないか、そこに覚醒したならば、何んで無期延期の交渉に応じられよう。どちらが平和の愛好者であり、どちらが平和の攪亂者であるかは公正なる第三者の判断を乞ふの外はない。

然にどうでせう、六月五日と六日の兩日に高島君と齋

藤君とが而も校友会委員長副委員長の肩書を以て左の通知状が広く校友に配付された。驚かざるを得ない。

拜啓 去る五月二十二日附東洋大学校友会副委員長齋藤孝一郎東洋大学校友会本部副委員長田辺善知両君連名にて全国校友總會開催の旨通知せられ候得共右は本会の全然関知せざる所に有之候間左様御承引被下度念のため申上候  
敬白

大正十四年六月四日

東洋大学校友会

委員長 高島 米峰

副委員長 齋藤孝一郎

## 二 白

本会は東洋大学校友会本部側の申出でに応じ平和委員を選任して会議を重ねること已に十数回に及び今尚進行の途上に有之校友總會を開きて経過を御報告申上げるまでには立ち至り居らず候

真に驚かざるを得ないではないか。既に前に記した如く、平和協定書は甲乙二通その成立を告げたのは先月二十二日である。何んで「今尚進行の途上に有之」などとばけられよう。何んで双方平和委員の請求で、両校友会

を代表して相互の副委員長が、平和協定書に基きて、召集した總會を目して「右は本会の全然関知せざる所に有之候」

と白々しくも云ひ得るであらうか。高島君でも事実を知れる以上云ひ得ぬは勿論であるが殊に齋藤君に至りては、高島君の庄迫に余儀なくされて、田辺君宛不信極まつた取消請求書を送つたものゝ、田辺君の追責に遭ひ、双方委員立会の上で撤回まで誓ひ置きながら、再び前言を食んで、高島君と共に連名以て「右は本会の全然関知せざる所に有之候」とどうして云はれるか。それで公人として社会に見えられるゝであらうか。それでも校友会の副委員長と云へるであらうか、それでも紳士階級の職を奉ずるものと云へるであらうか。我校友会に此の如き非人格者のあるを恥づ。

依つて我全国校友会總會は既報の通り六月七日母校に於て開会すると同時に「總會承認決議案」を提出し万場一致を以て高島君齋藤君の態度に対し糺弾決議を為した訳けである。

平和委員としては校友会側の人々も立派な人格者揃であり又評議員中にも平和愛好者は寧ろ多数であり、所謂多数の声に余儀なくされて平和委員を選出せねばならぬ

様になつた如く感じて居るものは何人であらうか、半歳の久しきに亙り、慎重に協商された平和成立に対し、之を阻止せんとするには、何にか隠れた黒い魔の手が糸を引くのではなからうかと思はるゝ節がある。平和の克服に依つて母校の衰勢を挽回せんとするには一大魔照鏡の出現を祈らざるを得ない。

六月七日の校友総会で理路整然新に生れ出た平和記念の校友会評議員とそれより生れ出づる正副委員長と常務委員との強大なる努力とに依つて一日も早く平和成立を事実の上に現はして貰はねばならない。即ち此際一大魔照鏡となつて平和克服の実を示してほしい。

去月二十五日に準備委員会を開くことに平和委員会は決定したのであつたが、高島君等の方では六月七日の総会まで終に準備委員を選出しなかつた。此の一事に徴しても平和を望むとは云へない。たゞ内部の不統一を暴露したのに過ぎない。此際特に飄然として覚醒せられたい。

『東洋哲学』第三二編第五号（大正一四年六月一〇日）

### 五三〇 田辺善知引退の辞（大正一四年七月）

引退の辞

田辺善知

この程漸く平和に帰し我輩の任務終了を告ぐ欣然として茲に従來の關係を絶ち引退を声明す。

（校友会關係、財団關係、東洋哲学關係の総てより）  
 回顧すれば、自分が母校東洋大学と關係するようになったのは、境野哲君の友情に耳を傾けたのが始まりで、大正三年同君が学長代理として校務を執つて居た頃であつた。なんでも新に仏教講座を設け、真宗講座、真言講座、日蓮講座の三つが開始され、真言講座は加藤精神君、富田敦純君が引受け、真宗講座は島地大等君が受持ち、日蓮講座は自分が担当することとなり爾來大正十二年七月まで約十年同講座を担任した。大正七年境野君を学長に推薦することに參與し、大正八年校友会創立と東洋大学財団寄行為改正〔マコ〕とに關係して、一は母校の後援となり、一は大学側と京北側との和融を図り、聊か微力を捧げた。爾來校友会幹部員として、また財団の維持員兼会計監査として今日に及んだ、大正八年校友会の事業として昇格運動にも参加した。然るに大正十二年五月不幸にも稀有なる学校騒動を見るようになり、教授は学生を煽動し、学生は学長を殴打して東洋道德の創立精神を粉砕し去つた。それからそれへと紛糾を重ね、遂に昨年十一月学長事務取扱は社会人の制裁を受くるようになって終つた。

最早、万事を抛ち、醜い危機から母校を救ひ出さねばならなくなつた。茲に於て、我々は先づ、京北中学側に属する校友との間に、平和克復の道を見出さんとして懇談会を開き意見の交換を試みた。つゞいて、同十二月十一日財団維持員会開会を機会に石川、斎藤両君と會見し、平和克復の必要を語り、

対立関係にある校友会相互より、此際、平和委員を選出し、万事を協定しては如何ん

と提議した。ところが、石川、斎藤両君も言下に共鳴したので、取敢へず、維持員会の延期を交渉することゝなり、幸ひ維持員会の同意を得たので、昨冬十二月二十六日午後五時母校の教室に於て、

校友会本部側代表として

田中善立、三大寺本紹、拙者の三人。

校友会側代表として

高島末峰<sup>(\*)</sup>、神崎一作、飯田堯一の三人。

が出席して、

双方校友会より二名宛の平和委員を選出し、平和協定を一任すること、而して平和委員の協定に対しては、双方共絶対服従すること

と決した。この根本協定が出来たので、校友会相互の諒解の下に、委員の選出となり、幾多の波瀾曲折はあつた

が、終に五月二十二日附を以て完全に平和の成立を見るに至つたのである。その経過は六月号の東洋哲学の通りである。しかし、記憶を新にするために協定書二通を再録する。

#### 一、第一協定書左の如し

##### 平和協定書〔略〕

##### 協定書(第二)〔略〕

絶対権を有して起つた平和委員の協定書は直ちに全国校友總會の召集状となつて現はれ、六月七日を以て之を開會し、必要な諸般の決議を為し、茲に平和後の校友会を生み、新役員として評議員五十名を選挙し、更に七月八日正副委員長、常務委員の選挙を了した。

これで校友会としては完全に平和に歸したのである。平和克復後の陣容は新に成つたのである。正義を以て終始を一貫した我輩としては、何等の不満もなく、また不快に感ずることもない。紛擾にも平和にも、陰に陽に中堅となつて努力を惜まなかつた我等の任務は、平和克復を以て一段落を告げたものである。強ひて残務ありと云ふならば、維持員会に於て平和協定書の通り学長を極めることだけであるが、既に任期満了の今日では、総てを挙げて平和後の校友会役員諸君にお任せするが至当と信ずる。かた／＼此の機会に於て校友会関係より引退する

と同時に財団関係よりも引退することを声明する。

在任は随分長期にも亘り種々なる問題に逢遭して、常に関係諸君に対し、直言を憚らずその礼に爛はず、失礼のことも沢山あつたであらう。引退に際し謹みて多謝する。

最後に東洋哲学誌につき関係諸君に一言したい。東洋哲学は故井上先生の創刊されたもので、三十二年の歴史を有する我国雑誌界の權威である。之を維持し之を發達せしめんとする任務の一斑は、校友諸君の負ふべきものと思ふ。いづれ平和協定書に基き『觀想』を併合せねばならぬであらうが、經營者の一人としての我輩は本月号限りこの方面の關係からも引退する。それにつき来月号より左の諸氏に総てをお任せすることゝした。

三大寺本紹君、依田孟、佐伯復堂の三氏、どうぞ、倍旧の御援助を願ひたい。

終りに平和委員たりし湯沢竜岳君、小牧喬定君、今成日誓君、金坂乘順君、都河竜君、三島定之助君、神崎一作君、飯田堯一君の八氏と東洋哲学編輯主任たりし桑原重矩君とに対し、この機会に於て深くその勞を謝し恭しく敬意を表する。

『東洋哲学』第三編第六号（大正一四年七月一〇日）

### 第三章 十六教授辞職事件

#### 第一節 経 過

#### 五三一 十六教授辞表受理

(昭和十三年八月一日)

惜しまれて去る十六教授

藤村博士等の辞任

◇……去る十日受諾さる

別項のごとく前学長藤村作博士等国漢文科教授講師は、  
過般の財団維持員会に於て改正せられた東洋大学新制規  
の成立を契機として辞表を提出した、学校当局は右教授  
講師諸氏の多年の本校に於ける功績を思ひ、学園のため  
に誠意を披瀝して極力留任を懇請し、大倉学長以下当局  
者はこれら右教授を歴訪し慰留に努めたが遂に颯意を得

ず、第二学期の開講を目前にせまり最早遷延を許さざる  
ところから去る八日大学側財団維持員を招集し、これが  
善後処置につき協議の結果、事ここゝに到つては速決の他  
なしとして遂に辞任申出を受諾に決定、去る八月十日附  
を以て辞表を受理した、辞職せる教授講師は左の諸氏で  
ある

#### 国文関係

- 藤村 作
- 島津 久基
- 久松 潜一
- 橋本 進吉
- 湯地 孝
- 湯沢幸吉郎
- 沼沢 竜雄
- 森本 治吉
- 寛 五百里
- 各務 虎雄

漢文關係

古城 貞吉  
 宇野 哲人  
 佐久 節  
 近藤 正治  
 齋伯 守  
 杖下 隆之

『東洋大学新聞』第一五七号（昭和十三年八月二三日）

五三二 学校当局の真相発表（昭和十三年八月）

教授辭職問題の真相 学校当局より発表

原田幹事長、高野常務と会見

大倉現学長は就任以来東洋大学建学の精神を体し、難局に直面しつゝある本学學生の為献身的努力を続けて今日に至つたが、過般の財団維持員会（藤村、宇野、古城諸教授を含む）に於て本学制規の改革案が全員一致の賛同を得て過通したるを機とし、茲に愈々学祖円了主義に依る指導精神を確立し、以て母校を中心としたる教授、校友、學生を三位一体とせる健全なる學是の振興を図るべく、各方面より多大の期待をもつて今後の活躍を要望

されてゐたところ、藤村作、古城貞吉、宇野哲人、島津久基教授は、大倉学長就任以来益々顯著となれる建学精神による指導の立場に飽きたらざるものあり、殊に這般の制規改革に依り教授評議員会（前記四教授を含む）が解体し新に理事及維持員より成る協議員会（理事並に教授、校友各六名宛にて構成）に一切の権限が任せられることとなつた為、これに不満を抱き一旦は前述の如く自ら維持員会に於て賛同を表明したる制規改革の不当を鳴らして突如辞表を提出した為、学校当局の真摯なる意圖も一時頓挫の已むなきに至つた。そこで大倉学長は非常時局の今日教授連の感情に左右されて問題の紛糾せんことを頗る遺憾とし、數回に亘りて辭職教授諸氏を訪問、誠意を以て学園の為復帰方を懇請したが、遂に円満なる解決を見るに至らなかつた。

元來、本学校友会としてはこの制規改革は多年の懸案ではあつたが、この問題は始めから財団維持員会の権限に属し同維持員会に於て然るべく善処しつゝあつたので、何等關係せず、大局より傍觀的態度を持して全く問題の圏外に在つたけれど、昨今この改革案、教授辭職問題を繞つて事実相違の甚だしいデマ記事が某々新聞等に屢々掲載され、稍もすれば事情を知らぬ校友並に社会人に誤解を招き、純真な學生に迄影響を与へることを憂へ、こ

に従来の隠忍自重の殻を破つて母校学園の爲、断乎として建学精神を体せる大倉学長の方針を支持することを表明した。原田幹事長は当局を代表して本部に高野常務と会見、学校当局談として大要左の如き教授辞職問題の経過報告を発表した。

今回本学に於て多数教授講師の辞任を見た事は誠に遺憾に堪へません。就てはこの事件の顛末を説明し、更に本学の将来に對する私の希望をのべて諸彦の御諒解と御助援とお願ひいたし度いと思ふのであります。

抑も事件の発端は四月二日東洋大学財団維持員柴田甚五郎氏、広瀬了義氏、岡村二一氏、国広万里氏、小林昌治氏の連署により東洋大学内部制規に関する件に就いて臨時維持員会の招集の請求を受けた事にあります。本来臨時維持員会の招集は財団に関する緊急重大なる事項を決議するものであります之を過去に徴しても極めて稀有の事でありますから、会議の目的たる事項については極めて慎重なる考慮を払はなければならぬと感じたのであります。そこで四月四日取敢ず連署の維持員五氏に御集合を願て臨時維持員会招集請求の要旨を聞く事にいたしましたのであります。その要旨は大体次の通りであります。

「近時本学の経営は漸次逼迫し殊に今年度の予算を見

るに既に巨額の赤字を示せり。その原因を検討するに、一面学生数の減少によるものなれども、他面節減を要する出費が依然として計上せられあるによる。学生数の増加につきましては学校当局の手腕に依存すべきも、出費の節減につきましては必ずしも当局の一存を以て決定し得べからざるものあり。即ち、人事問題、学科の設置及廃止等に関する問題は従来評議員会の決議に基づくものなるを以て、之等の規定を含む東洋大学職制及内規を改正せざる限り、大学経営の根本的改革は之を望む事を得ず」

といふのであります。

その是非如何に拘らず、学校当局としては財団寄附行為第五十三条の規定に基いて七日以内に臨時維持員会を招集する必要があるもので四月八日に同会の開催を行うことに決し、之に先立つて四月六日大学側財団維持員の懇談会を催して予備的に議題の検討を試みたのであります。

この懇談会に於て問題となつた事は、大学内部の制規改正を維持員会に於て決することの可否であります。従来維持員会に決定する問題は、主として大学の財政方面の事であり、大学内部の制規は之を評議員会に於て決定したといふ議論が一方にあるに對し、評議員会の改正を

検討するに評議員会を以てすることは徹底的の改正をなす所以ではないといふ議論が他方でありまして、結局議論はその儘四月八日の臨時維持会に提出されたのであります。此際も同様な議論があつたのであります。寄附行為第五十一条「維持員会は本財団に関する重大なる事項を審議決定す」と第六十一条の「本寄附行為施行に関する細則は維持員会の決議を経て別に之を定むることを得」といふ点より大学内部の制規と雖も事重大なるものは是を維持員会に於て議することに何等の不合理を認めずといふことに満場の一致を見たのであります。併し問題が大学のみに関する事項であるから先づ大学側維持員に於て報告して貰ひ度いといふ要求が京北学校側から出まして、結局『東洋大学制規及評議員会に関する規程改正の件』には東洋大学側維持員第一種（教授）より二名第二種（校友）より二名を推薦し小委員会を作り之を審議決定し維持員会に報告すること（財団決議録）となつたのであります。

茲に於て当局としては早速大学側維持員各位に小委員推薦方を依頼いたしました。その結果教授側より宇野哲人氏、藤村作氏、校友側より柴田甚五郎氏小林昌治氏が小委員として挙げられ、同時に四氏の御承認を得たのであります。

茲で一寸付け加へて甲して置きたい事はこの制規改正案の立案につきましては、学校当局は之に参与せざる事に去る四月八日の臨時維持員会に於て甲合せが出来てゐた事でありまして、従つて委員会開催に伴ふ事務も第一回委員会開催の案内を除くの外は全部小委員会の甲合せに基いて自由に御進行を願つたのであります。

第一回小委員会が四月卅日に催されて以来、第二回六月二日、第三回六月五日、第四回六月八日と開かれて審議決定されたものが六月十三日の維持員会に於て報告されたのであります。この時改正案中他の凡ての条項は一致決定を見た旨報告があつたのであります。唯一人事に関する事項につきましては教授側委員との間に一致せざる点がありましたので、結局本維持員会は小委員会より報告の「大学制規改正案特に人事に関する事項」につきましては大学側維持員会に於て再審議を行ふこと（決議録）に決定したのであります。

そこで当局としては六月十七日に再び大学側維持員に御参集を願つて東洋大学制規改正案中人事に関する件につき今一度御協議を願つたのであります。

従来教授人事に関しては事実上評議員会に於て決定を見てゐたのであります。改正案に於ては大学側の維持員によつて組織される財団協議員会に於て之を審議決定

するといふのであります。即ち従来は理事、各科長、図書館長、学生主事並に学長推薦の若干教授によつて決定されてゐた問題が理事、教授側維持員六名、校友側維持員六名によつて決定される事になるのであります。こゝに種々の議論が交はされたのでありますが結局人事規程中に教授任用の標準を定める事と決議機関として立案された協議員会を学長の諮問機関とするといふ折衷案が出まして議事は極めて平穩に満場一致を以て最後の決定を見たのであります。

ところが六月廿一日になつて古城、宇野両教授より教授辞退の通告を受け更に廿三日に藤村、島津両教授より辞职願を受取つたのであります。改正規程が満場一致極めて円滑に通過した直後である丈に私は事の意外なるに驚いたのであります。そこで早速右四教授を歴訪してその留任を懇請したのでありますが更に其後引続いて國漢文科に属する他の教授十余名の方々からも辞表が提出されました。

かく多数教授の辞任申出のあつた事は本学のためにも又一国文教の上からも更に又挙国一致の要望されるこの非常時局から考へても真に遺憾な事でありますので私としては極力誠意を披瀝し幾回となく教授方の留任を懇請して歩いたのであります。思ふに辞任申出の由来は相当

長い間に醸成されたもののやうに見えまして単に今回の制規改正にのみ端を発してゐるものではないやうに思はれます。従つて教授講師によつて辞任申出の理由も種々異つてゐるのであります。その為教授復帰についても種々の希望が持ち出されたのでありますが、私の立場と致しましては、その希望を満す事が却て本学運営上困難を来すと信じましたのでたと如何なる理由があらうとも此の際は無条件で復帰される事を希望したのであります。

元來私が本六学の学長就任を受諾いたしました根本の動機は学祖井上博士の建学精神に共鳴したからであります。今日に至る迄一年の間、私はこの建学精神作興のために及ばず乍ら微力を捧げて参つたのであります。従來長い間の行きがかり等もあることと存じましたが私として出来る限り公正の態度を採り、何れの意見にも偏せず興学の一路を辿つて来たのであります。將來も亦一途に学園発展のために邁進して参り度いと思つて居ります。

私のこんな立場を説明し学園発展の爲め是非御協力を願ひたいと留任を懇請し特に前学長であり国文科の元老であられる藤村先生には辞任申出の全教授講師を御勧誘の上共に復職して下さるやう（私としては五回）朝原理事は四回に亘つて足を運んだのでありますすがどうしても

容れられなかつたのであります。かくの如くして多年本学に於て教鞭を執られた斯道の大家が多数本学を去られたる事は誠に遺憾に堪へませんので、当局としては八月八日に大学側維持員各位に御寄りを願つて今日迄の経過報告をなし、何とかして留任の方策なきかと御意見を伺つてみたのであります。結局の所辞任申出承諾の外途なしといふ事になりました。そこで十日附を以て辞任申出の教授講師方に承認の通知を出すことになりました。私としてはこれが善後策については十全の注意を払つて本学の面目を維持し将来必ず諸彦の御期待に背かざるやう本学の興隆に全力を傾倒する覚悟であります。

一言御挨拶をのべて今回の事件についての御諒解を願ふと共に本学の使命達成の為今後とも御声援を賜はらん事を希ふ次第であります。

【東洋大学新聞】第一五七号（昭和十三年八月二三日）

## 第二節 弁明書・声明書

### 五三三 東洋大学校友会決議文

〔昭和十三年七月三〇日〕

校友の総意を体し全評議員会開催

地方支部より激励電報来り建学精神を宣揚別項所載の如く去る六月末に辞表を提出した教授等を繞つて、学園内に何等か動揺ある如く思惟され無根の流言が巷間に伝はることを憂へた校友会本部にては、飽迄も冷静なる態度を持して学園の現状を静観、非常時局の国策線に沿うて本学建学の精神を宣揚、以て母校の正しき認識を表明すべく、去る七月三十日午後一時より東洋大学講堂に於て全国校友評議員会を開催した。当日の出席者は

委員長近藤寿治、副委員長田中鑑光、○木村宜雄○宮西一積○高野剛○高盛義雄○愛沢恒雄○吉田隆、松崎覚本、西山哲治、柴田甚五郎、飯田亮一、広瀬了義、石川義昌、高橋梵仙、吉田日出男、藤井元了、福村清、入井平作、鈴木博助、久乘俊英、戸田福蔵、人見伝蔵、大槻公義、小林昌治、兼頼米太郎、国広万里、新潟支部長内田幾太郎、福島支部長西川悦蔵諸氏（順序不同、○印常務委員、委任状、激励電報等二十余通）

近藤委員長議長席に着き、各常務より本学の現況につき種々説明あり、評議員諸氏交々起つて愛校の至情溢るゝ赤誠を吐露し、殊に新潟、福島両支部長は最も穩かに問題の解決を希望し、全員何れも学園当局の正しき方針を

認め満場一致にて左の如き決議文を可決して六時過ぎ散会した。

正副委員長各常務は同夜直ちに大倉学長を自由ヶ丘の邸に訪問、学長に面接の上同決議文を手交した。

#### 決 議

本会ハ東洋大学建学ノ精神ヲ体セル現大倉学長ヲ絶對支持ス

右決議ス

昭和十三年七月三十日

東洋大学校友会

『東洋大学新聞』第一五七号（昭和十三年八月二三日）

### 五三四 十六教授辞任の理由と経過

〔昭和十三年一〇月二五日〕

#### 東洋大学教授辞任の理由

大倉学長就任以来、本年に入つて、東洋大学は実に一  
大危機に立つに至りました。その源は、氏が昨年東洋大  
学々長となるに当り、氏を学長候補者に推した一部教  
授、一部校友の為に、東洋大学の情勢に対する判断、認  
識を誤り、卒然として、その経営に任ずるに至つたこと  
に在ります。爾来同氏は彼等の為にその耳目を蔽はれ、

事毎に彼等の掣肘を受けて、広く且公平に、教授、校友の意見に聴かうとする誠意、雅量を示さず、終に前学年の終期に於て評議員（理事及び二）対一部財団維持員の磨擦を醸成し、無用にして有害なる規定変更の強行を企つるものあるに至らしめました。かくして学園内の空気は濁濁して、不明朗となり、私共をして学園の前途に失望せしめ、又居るに堪へざらしめたのであります。

抑々事のこゝに至りますまでには、種々の事もありましたが、こゝにはその主なことだけを申述べます。評議員の任に在りました、島津、古城、宇野、藤村等は、公私の機会ある毎に、大倉学長、原田幹事長に対して、学園の情勢に対する誤認を解き、一日も早く教授校友一部者の掣肘の手を脱して、公平に事を処理し、学園の空気を明朗ならしむべきやう、忠言、苦言を重ねて来たのであります。その度毎に両氏はよく私共の言ふところの正当なることを認め、その実行を約しながら、一方には当局者としての苦衷を訴へて、仮すに時日を以てせよを繰返し、荏苒月日を空過する間に、却て一部者の掣肘を受けては、某前教授の辞任を余儀なくされたり、某前事務員に信頼を示した舌根の未だ乾かざる中に、前言を翻してこれを罷免したり、内規を無視して私共の十分の資格ありと認め得ざる教授候補者を示して評議員会に諮問し、

その新任を強行せんとしたり、当人にも諮らず、主任教授にも問はずして、学科担任を教務課の任意に変更せんとしたり、終には一部校友をして、平地に波瀾を起して、諸規定を変更して、評議員会の諮問事項を極度に縮小して、新に設けんとする協議員会なるものの決議事項に移して、学園百年の禍根を作らんとしたりするに至らしめたのであります。

私共は、学園当局者並にその掣肘者を對手として、飽くまで戦つて、私共の正当と信ずるところを貫かうと努力すること、私共が学園に尽くす一つの途であること位はよく知つてをります。併しよく考へれば、大倉学長就任以来、学園の経費は膨脹し、随つて前々学長以来の年々の赤字の額も決算表上に益々上らうとしてをります。私財を投じ得べき有財者でなければ、学園の経営には当り難き情勢に立至りつゝあります。大倉学長を迎へた動機は、全くそこに在つたと伝へられて居ります。若しこゝに私等が起つて、教授、校友間に輿論を喚起して、飽くまで戦ふこととなりましたら、事態は実に容易ならぬことゝなるのであります。即ち一旦私共が戦ひぬく覚悟を決めれば、事端は自然に全教授、全校友に波及して、收拾すべからざるに至り、その結果は学園の破滅を見るに至るべきことは、火を睹るよりも明かでありま

す。これは長く学園に在つて、その發展に微力を致して来た私共の到底忍びないところであります。こゝに於て私共は寧ろ深く学園に訣別して、学園当局者並に教授校友の一大猛省を促し、その自粛、自戒に依つて、前非を改め、公明正大に学園今後の事を当らしめ、学園をしてこの一大危機を脱出して、建学精神を發揚し、發展向上の一路を辿らしめようとして、島津、古城、宇野、藤村、先づ辞任し、四人と感を同うし、意見を共にした、寛、各務、近藤、佐久、斎伯、高島、杖下、沼沢、久松、森本、湯地、湯沢、も亦辞任するに至つた次第であります。

私共は固より当局者を弾劾して、学園を破壊せんとするが如き、好事の心を有するものではありません。故に辞任後と雖も学園当局のなすところに妨害を試みようとも致しません。或印刷物等に依つて、甚だしい非紳士的の筆法を以て、学園の痛だ、膿だと悪罵を加へたものすらありました(これに対して学園当局者は私共の名譽を守らうとする一片の誠意も示してくれませんでした)。私共は如何なる悪声に対しても、隱忍を重ね、沈黙を守つて今日に至りました。然るに、曩に大学当局者から後任者決定のことも公表され、既に新学期の授業も進行中と聞きますので、こゝに従来の沈黙を破つて、私共の意

中を披瀝し、且事情の真相を發表し、一つには私共の名譽を流言から庇護し、又一つには純真なる学生、校友諸君を欺瞞する虞ある、事実を歪曲した報道を正さうと思ふのであります。謹んで大方の公平なる批判を仰ぎます。

教授辞任に至るまで

尚、別項、「教授辞任に至るまで」、は、有りの儘の事實を記したものでありますから、御覽を願ひます。

昭和十三年十月二十五日

湯地 孝  
湯沢幸吉郎

島津 久基

古城 貞吉

宇野 哲人

藤村 作

島津 久基

古城 貞吉

宇野 哲人

藤村 作

寛 五百里

各務 虎雄

近藤 正治

佐久 節

斎伯 守

高島 米峰

杖下 隆之

沼沢 竜雄

久松 潜一

森本 治吉

私共は評議員でありましたから、従来学長から評議員会に諮問された事項に関しては、慎重に考慮もし、十分に論議もし、又その決定したことは実行に出来るだけの努力もして来て、故意に学長の抱負の実施を阻止したことは、絶対ないことを、堅く信じてをります。然るに、前学年終学期の頃から、評議員会に対し、特に私共に対して、一種の誤解偏見を持つものが、校友の間に生じて、評議員に対して、種々の悪声を放ち、評議員会を以て学園を毒するものであるが如く誣ひ、終に評議員会の権限を縮小せんと企つるものが起つたのであります。

初め、前学年第三学期に於て、大倉学長は評議員会を召集して、本学年度に必要な学科の担任や教授の新任等に就いて諮問しました。御承知の通り、学内には教員銓衡内規が設けてありまして、従来教員の選任は、慎重

に、公平に、又至極円満に行はれて来たのでありますのに、学長はこの内規に依らず、銓衡委員も設けず、科長にも諮らずして、突如として候補者案を示し、学科担任変更案を提出しました。評議員は当局の此の意外な処置に驚いて、種々質問もし、意見も述べました末、学長は教員銓衡内規の存在に気づかなかつたから、改めて次回に提案すべき旨を述べて、何等決議に及ばずして散会しました。

同一事項に関する第二回の評議員会に於て学長から提出された案も、亦意外にも右の内規にも、慣例にも依つたものでなかつたので、又種々の議論、意見が出て、結局纏まるところなく散会に至りました。第三回の評議員会に於ては、当局者に於て原案を固執する態度を示さなかつたので、適当に修正の上、議は決定したのであります。昨年以來、評議員会のこと、外間に洩れて、種々なる誤解、悪宣伝などの種になるので、屢々当局者並に評議員の注意を促したが、依然として止みませんでした。この度の教授新任等に関する評議員会のこと、亦誰が誤り伝へたものか、或は誰が歪めて洩したもののか、某といふ小新聞などに、評議員に對する悪罵を掲げたり、古参教授の評議員が横暴で、学長を掣肘して、その抱負の實行を阻止する、彼等は学園の癌だ、膿だといふ類の、事

実を歪曲した記事を載せたりするやうになりました。さうして財団維持員会でも、その記事と同様なことを口にするものを見るやうになりました。この議事の漏洩及び該新聞記事に對する処置について維持員会に於て質問するものもありましたが、当局者の答弁は遺憾至極のものであり、又これ等に関して何等實際上の措置もせず、又かゝる記事の出所を調査することもしませんでした。さうして終には維持員会に諸規程変更を囂る議案を、某々維持員より提出するに至りて、事は弥々面倒になりました。私共は強ひて学内を攪乱するやうな、この提案を不必要と認めたのでありますが、維持員会に於て、提出者の一維持員が執拗に固執したので、結局教授側維持員から二名、校友側維持員から二名の委員を選出し、四名の委員会を設けて、規定の変更に關することについて審議させることになりました。

この時藤村元維持員は原田幹事長に對して、「かくの如き委員会を設けても、根本の衝突点は始めからわかりきつてゐるので、一方がその最も重大とする根本の点を全然譲歩しない限りは、議を纏める途はない。さうして大衝突を來しては甚だ憂慮すべき結果が予想されるから、この際大学当局者に於て、公平な一案を作つて、両者を互譲させる工作をなすべきであらう」と勧告を試み

ましたが、原田幹事長は「どうせ喧嘩するものなら、喧嘩したらよいでせう。さうしたらどうにかなるでせう」と、学園の平和保持に関する誠意を示さなかつたのは、頗る遺憾のことでありました。

それで教授側維持員の方では、誰も委員になつて、かゝる不快な空气中に投じようとするものなく、結局、宇野、藤村の二人が引受けることになり、校友側維持員からは、柴田、小林二君が出ることになりました。

さて、委員会に於ては、規程変更の要ありとする校友側委員から、議案を提出することになり、提出された議案を見ますと、印刷された一冊子で、殆ど大学規程の全般に亘るものであつたことには驚かされました。さうしてその骨子となつてゐるところは、案の如く大学教職員(註、大学教職員は学長が所定の手続を経て囑託す)より成る評議員会の諮問事項を極度に縮小して、その重要なものを財団維持員(註、財団維持員は議母体より選出す)より成る協議員会の決議事項に移さうとするのであります。この事は私共の多年の経験に鑑みて、到底賛成し得ないところであります。枝葉末節はともかくも、この骨子に対する意見の相違は、幾度委員会を開いて、幾度議を重ねても、一方が譲歩しない限り、

無益であるべきことは、頗る明瞭なことでありますから、宇野、藤村二委員は、飽くまで戦うて、柴田、小林

二委員及びその背後の力と、宇野、藤村二委員及び教授多数との対立抗争に立ち至らしめるならば、東洋大学は終に破滅の悲劇に終るべきことは、予見に難くないところでありましたから(宇野委員は特に此の事について、原田幹事長に注意するところがありました)が、終にその反省を見ることが出来ませんでした。)せめて学園将来の為に、最も忍び難い点のみには、修正を加へて、その他は原案に譲り、一応この事の決りをつけて置いて、身を東洋大学から引いて、学園当局者並に教授校友の一大反省を促し、以て、学長と学長を掣肘、拘束の手で苦しめてゐる或力とに、自肅、自戒させ、学園の将来に一道の光明を導き入れようと考へて、島津、古城二元評議員とも相談の上、予定の行動を取つたのであります。

変更規定を成立せしめて置いて、教授を辞任したことは、局外者には或は意外であつたかも知れませんが、私共の衷情は右の通りでありますから、御了解を願ひます。

『東洋大学教授辞任の理由』

東洋大学附属図書館所蔵